

平成 26 年度

博士論文（指導教授 丁 鋒）

中国近代法律新語の研究

—中日近代法律新語の成立及び相互の影響を中心に—

大東文化大学大学院外国語学研究科  
中国言語文化学専攻博士課程後期課程  
(学籍番号 11231102)

藤本 健一

# 目次

目次	1
表目次	9
序論	11
1 研究範囲と目的	11
2 近代法律新語とは	13
2.1 近代新語	13
2.1.1 新語の定義	13
2.1.2 近代の範囲	14
2.1.3 近代新語の出自	15
2.2 法律新語	16
2.2.1 法律語とは	16
2.2.2 法律語の分類と用語の定義	17
2.2.2.1 既存語	17
2.2.2.2 新造語	17
2.2.2.3 転用語	17
2.2.2.4 和製法律語	17
2.2.3 法律新語の判定基準	18
3 先行研究	20
3.1 近代新語研究の概観	20
3.2 法律新語に関する研究	22
3.3 法律新語を収録した辞典類	32
4 本論文の研究方法与構成	34
4.1 本論文の研究方法	34
4.2 本論文の構成	35
第一部 清末の中国の法律新語	39
第一章 古代中国の法律語	40
第一節 古代法の変遷と近代法への移行	40
1.1 成文法の頒布から隋代まで	40
1.2 唐代以降の法制度	41

1.3 清末における刑律の近代法典への改訂	42
<b>第二節 古代法と法律新語</b>	<b>44</b>
2.1 《唐律疏議》と《六法全書》の法律新語	44
2.2 《唐律疏議》と《大清律例》の法律語	44
<b>第二章 西学東漸と西洋法学書の翻訳</b>	<b>46</b>
<b>第一節 西洋法学書の翻訳</b>	<b>46</b>
1.1 海外情勢の把握を目的とした国際法翻訳	46
1.2 外交人材育成を目的とした法学書翻訳	47
1.3 西洋法学の紹介を目的とした法学書翻訳	49
<b>第二節 《海國圖志・各國律例》(1847、パーカー訳と袁徳輝訳)</b>	<b>50</b>
2.1 《海國圖志》の編纂	50
2.2 “各國律例”の訳出と法律新語	51
<b>第三節 同文館の国際法翻訳書</b>	<b>53</b>
3.1 マーティン訳《萬國公法》(1864)	53
3.1.1 翻訳出版までの運び	53
3.1.2 《萬國公法》の法律新語	54
3.2 マーティン講述、汪鳳藻等訳《公法便覽》(1878)	56
3.2.1 《公法便覽》の翻訳動機	56
3.2.2 《公法便覽》の翻訳者	57
3.2.3 《公法便覽》の法律新語	58
3.3 まとめ	59
<b>第四節 江南製造局の国際法翻訳書</b>	<b>60</b>
4.1 フライヤー、汪振聲共訳《公法總論》(1894)	61
4.1.1 《公法總論》の翻訳	61
4.1.2 《公法總論》の法律新語	62
4.2 フライヤー訳《各國交渉公法論》(1894)	63
4.2.1 《各國交渉公法論》の翻訳	63
4.2.2 《各國交渉公法論》の法律新語	63
4.3 フライヤー訳《各國交渉便法論》(1894)	64
4.3.1 《各國交渉便法論》の翻訳	64
4.3.2 《各國交渉便法論》の法律新語	64
4.4 まとめ	65
<b>第五節 その他の法学翻訳書</b>	<b>66</b>
5.1 ビレクイン訳《法國律例》(1880)	66
5.1.1 《法國律例》の翻訳	66

5.1.2 《法國律例》の法律新語	67
5.2 アレン、蔡爾康共訳《萬國公法要略》(1903)	68
5.2.1 《萬國公法要略》の翻訳	68
5.2.2 《萬國公法要略》の法律新語	69
5.3 巖復訳《法意》(1904-1909)	70
5.3.1 《法意》の翻訳	70
5.3.2 《法意》の法律新語	71
5.4 まとめ	72
第六節 西洋法学書の翻訳による法律新語受容の相関図	73
第三章 漢訳西洋法学書が日本の法律新語に与えた影響	74
第一節 マーティン訳《萬國公法》と大築拙藏訳『萬國公法』(1882)	74
1.1 両書の共通する訳語	74
1.2 『萬國公法』の法律新語	75
第二節 マーティン等訳《公法便覽》と箕作麟祥訳『國際法』(1875)	77
第三節 漢訳翻訳書の日本伝来と日本の法律語に与えた影響	80
第一部結論	82
第二部 日本明治期の法律新語	83
第四章 江戸時代の法律語	84
第一節 江戸時代までの法制度	84
1.1 上代	84
1.2 上世	84
1.3 中世	86
1.4 近世	87
1.5 近代法への移行	88
第二節 江戸時代の法律語と法律新語	89
2.1 中国古代法の法律語との関連	90
2.2 近代日本法の法律新語との関連	91
第五章 明治維新と西洋法学書の翻訳	92
第一節 明治初期の法学書翻訳とその法律新語	92
1.1 明治期の法学翻訳書	92
1.2 西周訳『萬國公法』(1868)	93

1. 2. 1 西周と『萬國公法』	93
1. 2. 2 西訳『萬國公法』の法律新語	93
1. 3 津田真道訳『泰西國法論』(1868)	95
1. 3. 1 津田真道と『泰西國法論』	95
1. 3. 2 『泰西國法論』の法律新語	95
1. 4 箕作麟祥訳『佛蘭西法律書』(1870-1874)	97
1. 4. 1 箕作麟祥と『佛蘭西法律書』	97
1. 4. 2 『佛蘭西法律書』の法律新語	98
1. 5 何礼之訳『萬法精理』(1875)	100
1. 5. 1 何礼之と『萬法精理』	100
1. 5. 2 『萬法精理』の法律新語	101
1. 6 加藤弘之訳『國法汎論』(1876)	103
1. 6. 1 加藤弘之と『國法汎論』	103
1. 6. 2 『國法汎論』の法律新語	104
1. 7 まとめ	105
<b>第二節 明治六法に見える法律新語</b>	<b>106</b>
2. 1 明治六法の編纂	106
2. 2 『刑法』と『治罪法』(1880)	108
2. 2. 1 『刑法』の法律新語	108
2. 2. 2 『治罪法』の法律新語	109
2. 3 『大日本帝國憲法』(1889)の法律新語	110
2. 4 『刑事訴訟法』と『民事訴訟法』(1890)	111
2. 4. 1 『刑事訴訟法』の法律新語	111
2. 4. 2 『民事訴訟法』の法律新語	112
2. 5 『民法』(1898)の法律新語	113
2. 6 『商法』(1899)の法律新語	114
2. 7 まとめ	115
<b>第三節 明治期の法律辞典の法律新語</b>	<b>116</b>
3. 1 明治期の法律辞典	116
3. 2 司法省編訳『法律語彙初稿』(1883)	118
3. 2. 1 『法律語彙初稿』の翻訳	118
3. 2. 2 『法律語彙初稿』の法律新語	119
3. 3 西岡卯之吉編『法律字典』(1889)	120
3. 4 大日本新法典講習会編『新法律字典』(1901)	122
3. 5 渡部萬藏著『法律大辭典』(1907)	123

3.6 まとめ	126
<b>第六章 明治期の法律新語の時代層</b>	<b>128</b>
<b>第一節 在来の語彙</b>	<b>128</b>
1.1 既存語	128
1.2 和製既存語	129
<b>第二節 漢訳法学書から借用した語彙</b>	<b>130</b>
2.1 新造語	130
2.2 転用語	130
<b>第三節 新たに創出した語彙</b>	<b>131</b>
3.1 和製新造語	131
3.2 和製転用語	135
<b>第四節 和製法律新語の形成とその推移</b>	<b>137</b>
4.1 刑法公布以前	137
4.2 刑法公布から明治六法完成まで	138
4.3 二十世紀初頭	139
<b>第二部結論</b>	<b>140</b>
<b>第三部 中国語が借用した和製法律新語</b>	<b>141</b>
<b>第七章 中国の近代化運動と日本法律文化の摂取</b>	<b>142</b>
<b>第一節 日清戦争と日本留学ブーム</b>	<b>142</b>
<b>第二節 日本書の翻訳と留日学生の果たした役割</b>	<b>143</b>
<b>第三節 近代法体制の形成と日本人法律顧問の中国招聘</b>	<b>145</b>
3.1 清末の変法改革と近代的法典の編纂	145
3.2 法典編纂と日本人法律顧問の中国招聘	147
<b>第八章 清末民初期の中国法学書に見える和製法律新語</b>	<b>149</b>
<b>第一節 戊戌変法(1898)以前の和製法律新語</b>	<b>149</b>
1.1 傅雲龍《游歴日本圖經・日本政事》(1889)	149
1.1.1 傅雲龍と《游歴日本圖經》	149
1.1.2 《游歴日本圖經》収録の漢訳憲法の和製法律新語	149
1.2 黄遵憲《日本國志・刑法志》(1895)	150
1.2.1 黄遵憲と《日本國志》	150
1.2.2 《日本國志・刑法志》の法律新語	151

1.3 康有為《日本變政考》(1898) . . . . .	152
1.3.1 中国近代史における戊戌変法と康有為の果たした役割 . . . . .	152
1.3.2 康有為の著述に見える法律新語 . . . . .	153
1.4 まとめ . . . . .	155
<b>第二節 戊戌変法以降から清末までの和製法律新語 . . . . .</b>	<b>156</b>
2.1 《新譯日本法規大全》(1907) . . . . .	156
2.1.1 《新譯日本法規大全》の翻訳 . . . . .	156
2.1.2 《新譯日本法規大全》の法律新語 . . . . .	157
2.2 《大清光緒新法令》(1901-1908) と《大清宣統新法令》(1909-1911) の法律新語 . . . . .	158
2.2.1 《大清光緒新法令》と《大清宣統新法令》 . . . . .	158
2.2.2 法典草案以外に見える法律新語とその分布 . . . . .	159
2.2.3 法典草案に見える法律新語 . . . . .	162
2.2.3.1 《刑律草案》と《大清新刑律》の法律新語の差異 . . . . .	162
2.2.3.2 《新譯日本法規大全》の法律新語との比較 . . . . .	165
2.3 黄人編《普通百科新大詞典》(1911) . . . . .	167
2.3.1 黄人と《普通百科新大詞典》 . . . . .	167
2.3.2 《普通百科新大詞典》の法律新語 . . . . .	167
2.4 まとめ . . . . .	168
<b>第九章 民国期の六法全書から見る和製法律新語の借用 . . . . .</b>	<b>170</b>
<b>第一節 六法典の公布・施行 . . . . .</b>	<b>170</b>
1.1 法典の編纂過程 . . . . .	170
1.2 1935年版《六法全書》所収の法規 . . . . .	171
<b>第二節 1935年版《六法全書》の和製法律新語 . . . . .</b>	<b>172</b>
2.1 和製法律新語の収録傾向 . . . . .	172
2.1.1 中国製法律新語 . . . . .	172
2.1.2 和製法律新語 . . . . .	174
2.2 和製法律新語の借用と明治六法 . . . . .	176
<b>第十章 民国期の法律辞典所収の和製法律新語と法律語の確立 . . . . .</b>	<b>177</b>
<b>第一節 法律辞典に見える法律新語 . . . . .</b>	<b>177</b>
1.1 李祖蔭編《法律辞典》(1927) . . . . .	177
1.1.1 李祖蔭と《法律辞典》 . . . . .	177
1.1.2 《法律辞典》の法律新語 . . . . .	177

1.2 朱采真編《中國法律大辭典》(1931) . . . . .	178
1.3 鄭競毅編《法律大辭書》(1936) . . . . .	179
1.3.1 編集者と《法律大辭書》. . . . .	179
1.3.2 《法律大辭書》の法律新語 . . . . .	180
1.4 まとめ . . . . .	182
<b>第二節 法律語の確立と和製法律新語の推移</b> . . . . .	182
<b>第三部結論</b> . . . . .	185
<b>第四部 中国語法律新語の語彙分析</b> . . . . .	187
<b>第十一章 中国製法律新語</b> . . . . .	188
<b>第一節 中国製法律新語とは</b> . . . . .	188
1.1 中国製法律新語の分類 . . . . .	188
1.2 中国製法律新語の一覧 . . . . .	188
1.2.1 新造語 . . . . .	189
1.2.2 転用語 . . . . .	193
<b>第二節 中国製法律新語の創出</b> . . . . .	194
2.1 在華宣教師の創出した法律新語 . . . . .	194
2.2 中国文人の創出した法律新語 . . . . .	196
2.3 法律辞典に見られる法律新語 . . . . .	197
2.4 廃語となった法律新語 . . . . .	198
2.4.1 廃語の要因 . . . . .	198
2.4.2 新語の競争による廃語の産出 . . . . .	200
2.5 まとめ . . . . .	201
<b>第三節 中国製法律新語の構成</b> . . . . .	202
3.1 既存語 . . . . .	202
3.2 新造語 . . . . .	204
3.3 転用語 . . . . .	205
3.4 まとめ . . . . .	205
<b>第四節 日本語に借用された中国製法律新語の考察</b> . . . . .	207
4.1 新造語 . . . . .	207
4.2 転用語 . . . . .	211
<b>第十二章 和製法律新語の借用研究</b> . . . . .	216
<b>第一節 中国語が借用した和製法律新語の一覧</b> . . . . .	216



第二節 和製法律新語の借用	218
2.1 借用した和製法律新語全体の傾向	218
2.2 民国期に定着した和製法律新語の傾向	220
2.3 まとめ	220
第三節 中国語に借用されなかった和製法律新語	221
3.1 借用されなかった和製法律新語の一覧	221
3.2 借用されなかった原因	222
第十三章 近代法律新語の研究	223
第一節 外来語としての和製法律新語	223
1.1 外来語としての語形借用	223
1.2 外来語の中の和製法律新語	224
1.3 外来語としての日本語語彙の受容	225
第二節 語素の分析	228
2.1 語素の数	228
2.2 語素の選択傾向	229
2.3 まとめ	230
第三節 語構成の分析	231
3.1 法律新語の語構成の種類	231
3.2 中日法律新語の語構成	231
3.3 まとめ	233
第十四章 外来語としての和製法律新語の考察：和製新造語編	234
第十五章 外来語としての和製法律新語の考察：和製転用語編	243
第四部結論	259
終論	261
1 本研究の主要な結論	261
2 本研究の成果	262
3 今後の課題	263
付録：文献別日中共同近代法律新語総表	264
参考文献	294

## 表目次

表 1-1	同文館系諸漢訳書の訳語比較	60
表 1-2	江南製造局系諸漢訳書の訳語比較	66
表 1-3	マーティン訳と大築訳の法律新語対照表	75
表 1-4	『国際法』と《公法便覧》の章節の対応関係	77
表 1-5	『国際法』と《公法便覧》の法律新語の対応表 (1)	79
表 1-6	『国際法』と《公法便覧》の法律新語の対応表 (2)	79
表 2-1	西周訳『萬國公法』の法律新語数	94
表 2-2	『泰西國法論』の法律新語数	95
表 2-3	『佛蘭西法律書』の法律新語数	98
表 2-4	『萬法精理』の法律新語数	101
表 2-5	『國法汎論』の法律新語数	104
表 2-6	『刑法』の法律新語数	108
表 2-7	『治罪法』の法律新語数	109
表 2-8	『憲法』の法律新語数	111
表 2-9	『刑事訴訟法』の法律新語数	111
表 2-10	『民事訴訟法』の法律新語数	112
表 2-11	『民法』の法律新語数	113
表 2-12	『商法』の法律新語数	114
表 2-13	明治六法の法律新語数	115
表 2-14	『法律語彙初稿』の法律新語数	119
表 2-15	『法律字典』の法律新語数	120
表 2-16	『新法律字典』の法律新語数	122
表 2-17	『法律大辭典』の法律新語数	124
表 3-1	漢訳憲法の訳語と原文の和製法律新語の対応関係	150
表 3-2	《日本國志・刑法志》の法律新語数	151
表 3-3	《日本國志・刑法志》の法律新語と原文の対応関係	152
表 3-4	《日本變政考》の法律新語数	154
表 3-5	《新譯日本法規大全》所収漢訳法典の法律新語数	157
表 3-6	“大清新法令”の法律新語の分布	160
表 3-7	漢訳「刑法」・「刑訴」・「民訟」と共通する語数	165
表 3-8	《普通百科新大詞典》の法律新語数	168
表 3-9	《六法全書》の法律新語数	172
表 3-10	日中の六法全書に共通する法律新語数	176

表 3-11	《法律辭典》の法律新語数	177
表 3-12	《中國法律大辭典》の法律新語数	178
表 3-13	《法律大辭書》の法律新語数	181
表 3-14	法律辭典 3 種の収録する和製法律新語数	182
表 4-1	和製法律新語を基に創出した中国製法律新語	197
表 4-2	中国語が借用した和製法律新語全体の特性	220
表 4-3	中日法律新語の語構成の分布	231
表 4-4	近現代中国語の語構成の分布	232
表 4-5	本研究で判明した法律新語の総数	260

## 序論

### 1 研究範囲と目的

本論文は中国語における近代法律新語の形成の諸相を総合的に考察する。法律新語の研究の必要性については中国の法学者の何勤華と崔军民両氏の言葉を借りて述べる。何勤華は《法律名詞的起源》(2008)の序において、法律語研究の必要と不足を指摘した。

我们对法律名詞的探索与研究，开展得还远远不够。在国外，19世纪英国学者梅因(Sir Henry Maine, 1822-1888)的《古代法》一书，曾对几个法律的核心名詞如自然法、法律拟制、衡平、契约、婚姻、遗嘱、继承、财产、侵权和犯罪等的起源作过深入的研究，取得了巨大的成功。但自此以后，在这方面的研究就很少了，至少尚没有推出有分量的比较系统的作品。……本书《法律名詞的起源》，就是想填补这一空白。

崔军民(2011:7)は“法律语言的研究起始于20世纪80年代”として法律新語の研究状況について、

相对而言，法律语言中的新词研究较少有人关注。出现这一现象的原因，可能是法律语词处于学科的边缘，法律人不研究语言，而语言学人又较少问津法律。

と述べてやはり研究成果が芳しくないことに言及し、法律語は専門性が高いことに原因があると分析した。このような指摘は日本の法学者渡部萬藏の『現行法律語の史的考察』(1930)に早くから見られる。渡部氏はその序で

法律語の學的研究が何れの國にも見当たらないのは、恐らく法規解釋の枝葉問題として扱われたに過ぎぬからであらう。

と述べたが、これ以降も日本で法律語研究が盛り上がらなかったと言える。

何勤華等著《法律名詞的起源》(2008)で140語余りと崔军民著《萌芽时期的现代法律新词研究》(2011)で140語余り、法律語の詳細な考察により中国語の法律語研究は相当に進展したとは言え、その他の先行研究を含めて法律語の個別事例についての論考は少なくないが、法律語全般を視野に入れた研究はまだ無く、近代の法律語の全貌がまだ明確にされていない。特に統計・傾向分析がなく、法律語における日本語語

彙の影響に関する論述が比較的弱いなど補充すべき部分もある。

そこで、本研究は中日間の近代法律新語の成立時期、和製法律新語が中国語に与えた影響の全容を考察するため、先行研究の成果を踏まえて、法律新語の形成、法律新語の帰属と伝播ルート、法律新語の定着・淘汰を総合的に分析する。分析結果は語誌の記述と法律新語の語彙総表の作成にて体现させる。

第一、法律新語の形成については語彙史の観点からその特徴を解明する。具体的には、法律新語の語源究明と法律新語の創出法の分析により、西洋法学の受容に際して中国語が示した反応を明らかにして、近代的法制度が確立した民国期までの法律新語の変遷を考察する。

第二、法律新語の帰属と伝播ルートの考察は日中語彙交流の見地から日中両言語の相互影響について論述する。現在、日中語彙交流の類型として「中→日」「日→中」「中→日→中」「中日同時出現」が指摘されており、法律新語に同様の類型があるのかを確認するとともに、例外の有無を考察する。近代の日中間の語彙交流により、近代法律新語が中日どちらの創出であるのか究明する必要がある。この点に関しては中国語が借用した和製法律語の借用時期・要因、和製法律語の中国語法律語に占める位置を追究する。さらに、日本語から借用しなかった法律語の特徴について、日本固有の法規、法律新語の成立時期、語素から受ける印象などの側面から検討する。

第三、法律新語の定着・淘汰については、現代中国語に生きる法律語と同時に淘汰された廃語をも含めた法律新語の盛衰を論じる。これまでは現代に引続き使用されている語彙を対象に語源や推移の概要を論述する研究が主流であったが、それだけでは法律新語全体の特徴を解明できないだろう。法律新語の定着した語と淘汰された廃語を比較することで両者の特徴がより一層鮮明に浮かび上がるはずである。

第四、法律語の統計考察では、既存語と法律新語を合わせた全数の統計を取り、法律語における法律新語の位置づけと、法律新語の推移を明確にする。また、中国語が借用した和製法律新語の認定についての研究は進展しているが、借用した和製法律新語の時代的な推移に関しては見当たらないため、本研究では統計に基づき中国語における和製法律新語の推移をまとめる。法律新語の研究において統計考察を加えた論考はないが、傾向把握には有効な手法である。本研究は法学分野の翻訳書、法律辞典、法規に限定して考察を進めるので、期間と資料の範囲が明確に設定されており、統計比較しやすい利点も具えていると考えている。

## 2 近代法律新語とは

### 2.1 近代新語

#### 2.1.1 新語の定義

近代新語は近代に使用された新語であるが、「新語」と「近代」の定義を明示しなければならない。以下で「新語」と「近代」の定義について確認する。「新語」の定義について、『国語学大辞典』（国語学会編、1980）は、

新しくその言語社会に現われた、又は既存の事物や概念を、新しく表現するために作られ、または、正当なその語の自然な語義変化とは言いがたい度を越した新しい意義を与えられて、その存在権を社会によって承認された語。それまでそのような語形、そのような意義としてその言語社会の語彙の構成要素ではなかった語が新たに出現した時、新語と称される。従ってそれより過去の話しことばにも文字資料にも見当たらない。新語の中、内容や語形の新奇さ、面白さでその時の人々に好まれて口ずさまれ、文字言語にも登場するに至ったものは、特に流行語と称する。

と定義した。米川明彦（1989：14）はこの「新語」に対する定義を叩き台として、その言葉を借りながら次のように再定義した。

まず、「新しくその言語社会に現れた」語である。これに二種類あり、ひとつは「新造語」であり、もうひとつは既存の語を利用した新語である。前者は新たに創造された語である。後者には外来語や合成語そして派生語などがある。次に、「事物や概念を新しく表現するために」新しい意義を与えられた語も新語で、これを「新用語」と呼ぶこととする。先にあげた「表象」や「意識」がこれに当たる<sup>1</sup>。

米川氏が注目したのは「正当なその語の自然な語義変化とは言いがたい度を越した新しい意義を与えられて」という部分で、

これでは新語はまちがった語義変化によって生じたともとられかねない。明治

---

<sup>1</sup> 米川明彦（1989：14）は「隠語や俗語などの一部の限られた社会に使用されていた語が一般語に入ってきた場合も新語で、これを「新出語」と呼ぶこととする。」とも述べており、語彙の社会的な使用範囲の拡大をも新語認定の基準としているが、本論文では社会的な使用範囲の拡大までは議論に及ばず、今後の課題とする。

初期、西洋の概念が翻訳される時、あるものは中国古典の漢語の語形が採用されたが、意義は新しく与えられて訳語がつけられた。その意義が「度を越えた」ほどのものではなかった。(米川明彦 1989 : 11)

と訂正の根拠を提示した。

中国語側の定義として馬西尼 (1997 : 182-183) は新語について次のように述べている。

新詞是新近創造的詞，是語言中自然產生的新成員，它不是外語原詞直接影響下的仿造詞。但這並不一定說，它與各種外語借詞之間相互沒有影響。〈中略〉更新漢語詞彙的傳統方法是將新義歸併到現有的語言符號（由字組成的書寫形式）中去。在這種情況下，新創造的詞就是語義新詞。如果用漢字的重新組合來創造新詞，那麼這種新詞是組合新詞。

上文の“語義新詞”は米川氏の「新用語」に当たり、“組合新詞”は「新造語」であることは明白である。このことから「新語」は大きく 2 種類に区分できる。即ち、「漢字の全く新しい組み合わせにより創出された新語」と「在来の語彙に新義を付与した新語」である。

以上のことから「新語」を「新しくその言語社会に現れた、漢字の全く新しい組み合わせにより創出された語、あるいは在来の語彙に新義を付与した語」と定義できる。そして「漢字の全く新しい組み合わせにより創出された語」は本論文のいう「新造語」および「和製新造語」に相当し、「在来の語彙に新義を付与した語」は本論文のいう「転用語」および「和製転用語」に相当する。

### 2.1.2 近代の範囲

「近代」は日中でそれぞれ指し示す期間は異なる。中国における近代は言語学と歴史学の視点によってその期間には大きな開きが見られるが、沈国威 (1998) は新漢語形成の観点から明末清初から 18 世紀末までを「近代前期」とし、19 世紀初頭から 20 世紀 20 年代までを「近代後期」と設定した。沈氏は近代後期を特に「近代新漢語の発生期」と位置づけ、次の 5 期に区分した。

準備期	1807-1840 頃
発展期	1840-1860 頃
官製翻訳期	1860-1880 頃
停滞期	1880-1895 頃
日本語導入期	1895-1919 頃

沈国威（1998）はまた、近代の資料を7類の資料群に分けて新漢語の発生と言語間の移動を考察することが効果的であるとも提案した。中国側の資料として①耶蘇会関係の資料群<sup>2</sup>、②新教宣教師の資料群、③中国人による世界事情・地理の書物、④中国人による外国記録類、⑤日清戦争後の資料群、日本側の資料として⑥蘭学関係の資料群、⑦幕末・明治期の資料群、をそれぞれ挙げている。

日本語の近代について、陳力衛（2011）は「西洋へのアプローチを始める蘭学を入れて考える必要があるから、1720年の禁書令緩和をもって近代の萌芽期とする意見もあってしかるべきであろう。」と述べていることから、陳氏は日本語の近代漢語はその上限を1870年に置くと考えていることが窺える。しかし、その下限に言及していないため、従来通り第二次世界大戦の終戦をもってひとつの区切りと想定していたのだろう。

本研究では法学という専門分野における法律新語形成の特異性から、中国側の資料は1840年代から1930年代までのもの、日本側は1860年代から1900年代の資料を扱う。沈・陳両氏の設定した近代の上限を超えるものではないが、下限については中日の法律語の形成と中日語彙交流を考える上では看過できない文献があるため、中国語法律新語の定着期である1930年代までの資料を含める<sup>3</sup>。

### 2.1.3 近代新語の出自

近代新語の出自については、「西学東漸」以来日中両国で別々に新概念・新事物に新語を創出してきたことや、中日語彙交流などの結果として中日同形語が量産された経緯から、中国製であるのか、日本製であるのかの判断は慎重な調査が欠かせなくなった。これまで明らかになった事実から判明したことは、1880年代の官製翻訳期までは新語の「中国から日本」の移動が大半で、日清戦争を境に「日本から中国」への逆輸入が本格化するということである。一方で、新語の発生した時期を丁寧に調査していくと、中日の語彙交流が開始する以前に両国で別々に同じ語素を使用して新語が創出されている事例もあることが論証されている<sup>4</sup>。さらに、「中国から日本、さらに日本から中国」のように中国製の新語が日本を経由地点として意味・用法が確定され、また中国に戻る現象も指摘されてきた。

新語の創出方法に目をやると、新漢字の創造、語素と語素の組み合わせによる新語の創造、在来の漢字語に新義を付与するなどの方法が確認されている。新語の出自究明において古典語（既存語）と新語の間における語義の格差および語構成の転換につ

---

<sup>2</sup> 16世紀末から中国に渡来した耶蘇会の宣教師たちの翻訳書、著述を指しており、少数の法律語が点在しているが、本格的な西洋法学の導入時期ではないため、本論文ではこの資料を分析資料に含めていない。

<sup>3</sup> 中国語法律新語の定着期については王健（2001）を参照されたい。

<sup>4</sup> 沈国威（1998）は新漢語の「同時発生」と呼び、陳力衛（2011）は「暗合」と称している。



いての考察がいかに重要であるかを陳力衛（2011）は説いている。

以上でわかるように、近代の新語研究については文献の発掘、語彙交流、新語の創出法など多方面から新語の実像解明への探求が展開されている。法律新語の考察でも同様であることは論をまたない。

## 2.2 法律新語

法学分野の専門用語もまた語彙全般と同じように時間の推移に従って語彙の増加と淘汰があり、法律語の中にも新語の創出と淘汰がみられる。法学分野における新語が法律新語であり、法律新語は新語の「下位語」となる。そのため、法律語の範囲を明確に規定しなければ法律新語の定義も揺らいてしまう。

### 2.2.1 法律語とは

渡部萬藏は『現行法律語の史的考察』（1930）の中で法学分野に用いる語彙を「法律語」「準法律語」「普通語」の3種に分類している。「法律語」と「普通語」については特に定義していないが、「準法律語」を「司法又は行政上の解釈に依り意義を制約した普通語、又は判決文に於ける社会通念などの創成語、講学上用ゐらるゝ法治国、属地主義、属人主義などの學術語を指す。」（渡部萬藏 1930：8）と明確に説明し、「普通語」として用いられる意味とは異なる法学上の意味範囲をもつ語彙を「準法律語」と名づけていることがわかる。刘懐貞（1993）は中国語の立場から法律語を“法律特有的词语”“通用语词”“两栖语词”の3種に分類した。“两栖语词”について“指法律语词与社会日常用语两种性质兼具的词语。”と定義し、渡部氏（1930）と同様に法学分野の用語に法学の意味に特化した語彙、一般語彙とその中間に位置する語彙（「準法律語」と“两栖语词”）が内在すると指摘している。このことから本論文では一般的に使用されている「法律用語」という學術用語の使用を避け、渡部氏（1930）のいう「法律語」と「準法律語」および刘氏（1993）のいう“法律特有的词语”と“两栖语词”を内包する用語として「法律語」を用いる。

以上のことから法学文献に見える法律語のみを分析対象とするには、不純物である一般語彙を除外しなければならない<sup>5</sup>。本研究では法律語を選別するために以下の基準に従った。

- ① 《漢語大詞典》、『日本国語大辞典（第二版）』に“法律名詞”、“法律學名詞”、“法律用語”、“法令用語”などと記されている語。
- ② 《漢語大詞典》、『日本国語大辞典（第二版）』に“刑法上”、“法律で”、“民法上”、

<sup>5</sup> 松井利彦（1984）でも法律語（法令用語）と一般語を区分して訳語の性質を考察したことがあり、法律語に限定する手法は有効な方法であろう。

「刑事訴訟法で」など法学分野の意味に限定した説明がある語。

③意味・用法の説明が法規の内容に限定されている語。法規との係わりが深いと判断される語。例えば、法律、刑法、裁判所など。

④前掲辞書に記載されていなくても③に準じて扱えるもの。

術語が未統一の時期においては同一概念・事物に複数の用語が使用されたことがある。例えば、“法律”と“律法”は中国の清末と日本の明治初めに並行して使用されていたが、“律法”は前掲辞書に掲載されていないが、法律語であったことは明らかである。このような初期の法律語を遺漏しないために、④の条件を設けている。また、日中の一方で法律語と認定した語の対訳語も法律語と見做している。

## 2.2.2 法律語の分類と用語の定義

中国語の法学文献の法律語を成立過程から分類すると、「既存語」、「新造語」、「転用語<sup>6</sup>」、「和製既存語」、「和製新造語」、「和製転用語」の6種に分けられる。この6分類は当該語が近代以前に存在するか否か、初出が中国か日本か、新語の創出法は「新造」か「転用」かの3つの視点を取り入れた。「既存語」、「新造語」、「転用語」は本研究で次のように定義する。

### 2.2.2.1 既存語

「既存語」は、古典籍や辞典などで古い用例が確認できて、近代以降の文献においても語義に変化が見られない語である。例に“裁判、法律、罰金、犯罪、告發、共犯、判決、沒收、刑法、刑罰、再犯、自首”などがある。

### 2.2.2.2 新造語

「新造語」は、古典籍や辞典などで古い用例を確認できない、近代以降の文献に始めて使用された、語素の全く新しい組み合わせにより創出された語を指す。例に“從刑、法院、羈押、假釋、拘票、律師、民庭、刑庭、性法、證物”などがある。

### 2.2.2.3 転用語

「転用語」は、古典籍や辞典などで古い用例を確認できるが、近代以降の文献において語義が変化している、在来の語彙に新義を付与した語をいう。即ち、既存語に新義を付与した語、と言い換えることもできる。ここにおける「新義」とは「既存の語義と関連性を保ちながら、既存の語義とは明らかに距離がある新しい語義」を指す。例に“權利、緩刑、司法、責任、撤銷、法科、法師、拘役、律院、追訴”などがある。

### 2.2.2.4 和製法律語

「和製既存語」、「和製新造語」、「和製転用語」は日本語において中国語に先行する用例をもつ「既存語」、「新造語」、「転用語」を指し、この3類を合わせて「和製法律

<sup>6</sup> 転用語という呼称はすでに森岡健二(1991)に見られるが、ここでは千葉謙悟(2010)の用法に従い、語形が近代に至るまで使用されていたかは問題としない。

語」と呼び、和製既存語を除いた和製新造語と和製転用語を「和製法律新語」と呼ぶ。和製既存語の例に「敗訴、公訴、後見、領地、取締、私法、手続、猶豫」などがあり、和製新造語の例に「動産、法人、反訴、犯意、抗告、領海、母法、親等、親權、勝訴、刑期、子法」などがあり、和製転用語の例に「法例、法庭、反證、公權、控訴、歸化、累犯、民法、上告、上訴、憲法、引渡、主刑」などがある。

また中国語が借用した「和製既存語」、「和製新造語」、「和製転用語」は全て「和製法律新語」であり、中国で創出された「新造語」と「転用語」を「中国製法律新語」と呼ぶことにする。

### 2.2.3 法律新語の判定基準

本研究は法律新語を考察対象としているため、法律語に含まれる古語を除外しなければならない。新語と古語の線引きは確認可能な文献で近代以前に使用例を持っているかどうかであり、その判断は以下の手順に依った。まず中国語の場合について、

- ①既存語：中国の法学資料にある法律語が、《漢語大詞典》、《文淵閣四庫全書》（電子版）、《漢籍全文検索（第四版）》<sup>7</sup>に当該法律語より前の用例を見出だせ、語義も一致する場合は既存語と見なす。
- ②転用語：中国の法学資料にある法律語が、《漢語大詞典》、《文淵閣四庫全書》（電子版）、《漢籍全文検索（第四版）》に当該法律語より前の用例を見出だせるが、語義に変化がある場合は転用語と見なす。
- ③新造語：中国の法学資料にある法律語が、《漢語大詞典》、《文淵閣四庫全書》（電子版）、《漢籍全文検索（第四版）》に当該法律語より前の用例を見出だせるが、語義に連続性が認められない場合、あるいは《漢語大詞典》、《文淵閣四庫全書》（電子版）、《漢籍全文検索（第四版）》のいずれにも当該法律語より前の用例を見出だせない場合に新造語と見なす。

転用語の認定に必要な新義の付与に関しては既存の語義と明らかに異なる語義を獲得したと認識されることが必要である。新語を定義する際に使用した「新しい意義を与えられた」語とはまさに転用語のことであり、「与える」というからには在来の意味と一定の距離があることが求められる<sup>8</sup>。また、馬西尼(1997)がいうように新語は“語言中自然產生的新成員”であるので、“語義新詞”の場合も新旧の語義に何らかのつ

<sup>7</sup> 《漢籍全文検索（第四版）》は陝西师范大学が開発した漢籍全文検索システムである。第四版には2159種の文献が収録されており、そのほとんどの資料が成立年代別に分類され既存語の判定には非常に有用である。各時代区分の文献数は先秦68、秦漢61、魏晉36、南北朝44、隋唐五代146、宋遼金282、元82、明397、清942となっている。

<sup>8</sup> 陳力衛(2001:33)は和製漢語の認定基準のひとつとして中国古典での意味との落差に注目している。

なかりがあると受け取るべきであろう。そうすると転用語の新義は言語内の自然発生的な語義変化と類似性を具えていなくてはならないことになる。即ち、転用語が獲得する新義は「既存の語義と関連性を保ちながら、既存の語義とは明らかに距離がある新しい語義」ということになる。

転用語の“律師”を例にとると、《漢語大詞典》に“1. 佛教稱善解戒律的人。2. 唐時道士按修行程度而得的稱號之一。3. 傳授法律知識的人。”という近代以前から用いられている語義項目を立てており、新語としての意味は“4. 專指受當事人委託或法院指定，依法協助當事人進行訴訟，出庭辯護，以及處理有關法律事務的專業人員。”と解説する。新語が形成される過程で、仏教における戒律の「律」が法律の「律」に読み替えられているが、どちらにも「守るべき掟」という共通点があり、旧義と新義に関連性を見出させる一方で、明確な相違が窺える。このように旧義と新義のつながりをもつ法律語を転用語と見なした。

中国語内部で発生した新語は新造語と転用語のみであるが、近代における日中の語彙交流により日本語の語彙が中国語のなかに輸入された。この語彙を外来語に含めるか20世紀の中国では盛んに議論されたが、本論文では日本語からの借用語であることに注目して、中国語の法律語に見られる日本語起源の法律語（和製法律語）を和製既存語、和製新造語、和製転用語に分類する。なお、和製法律語は近代以降に中国語に借用されているので、中国語にとってはその全てが新語である。

日本語は中国語の語彙を古代から吸収しており、近代の漢訳法学書の法律新語も借用してきたため、和製法律語の整理には常に中国語に先行する用例の有無を確認する必要がある。そこで近代日本の法学文献に見える法律語は次の手順を経て、中国語から借用した語彙なのか、日本の独創であるのか、新語の性質はどうかを判断する。

- ④日本語が借用した中国製法律新語：既存語を除いて近代以降の中国語法学文献に当該法律語に先行する用例がある場合は中国製法律新語と見なし、新造語、転用語かの判定は②と③に従う。
- ⑤日本の法学資料にある既存語：近代以降の中国語法学文献に当該法律語に先行する用例がなく、《漢語大詞典》、《文淵閣四庫全書》（電子版）、《漢籍全文検索（第四版）》のいずれかに当該法律語より前の用例を見出だせ、語義も一致する場合は既存語と見なす。
- ⑥和製転用語：近代以降の中国語法学文献に当該法律語に先行する用例がなく、《漢語大詞典》、《文淵閣四庫全書》（電子版）、《漢籍全文検索（第四版）》、『日本国語大辞典（第二版）』のいずれかに当該法律語より前の用例を見出だせるが、語義に変化がある場合は和製転用語と見なす。
- ⑦和製新造語：近代以降の中国語法学文献に当該法律語に先行する用例がなく、《漢語大詞典》、《文淵閣四庫全書》（電子版）、《漢籍全文検索（第四版）》、『日本国語

大辞典（第二版）』のいずれかに当該法律語より前の用例を見出だせるが、語義に連続性が認められない場合、あるいは近代以降の中国語法学文献、《漢語大詞典》、《文淵閣四庫全書》（電子版）、《漢籍全文検索（第四版）》、『日本国語大辞典（第二版）』のいずれにも当該法律語より前の用例を見出だせない場合は和製新造語と見なす。

- ⑧和製既存語：近代以降の中国語法学文献、《漢語大詞典》、《文淵閣四庫全書》（電子版）、《漢籍全文検索（第四版）》のいずれにも当該法律語に先行する用例がなく、『日本国語大辞典（第二版）』に当該法律語より前の用例を見出だせ、語義も一致する場合は和製既存語と見なす。

上記項目のほかに先行研究の成果も活用して総合的に判断することがある。

なお中国で成立した既存語、新造語、転用語は日本語に借用された場合も別名を与えず、元の名称を使用し、特に借用語であることを説明する必要がある時は別途注記する。

### 3 先行研究

#### 3.1 近代新語研究の概観

近代新語については豊富な研究の累積があり、語彙学、翻訳学、文化交渉学、歴史学など多領域にわたる研究成果が上げられている。研究方法とその視点については、語源究明、語素・接辞の造語能力、語構成の分析、中日語彙交流、新語の伝播・受容、統計考察による傾向の把握など多角的に考察されてきた。語彙分析の原資料としては、翻訳書、学術書、教科書、雑誌・新聞記事、語彙集や辞典類など多様性に富むが、中国近代新語の研究においては近年特に在華宣教の著作、翻訳書や英華・華英辞典などが注目されている。近代新語の研究は一般語彙のみならず、医学、哲学、地理学、化学、植物学などの専門分野に関する論考も多く見られるが、これらに比べて法律語の全般的な研究の大きな進展はまだ見せていない。

本論文は近代法律新語の考察を主旨とするため、ここでは近代新語研究の詳細な紹介は避け、近代新語研究の方向性と土台を築いた代表著作を取り上げる。

まず沈国威『近代日中語彙交流史：新漢語の生成と受容』（1994）は近代新語研究の転換点となる著作で、中日語彙交流の視点から考察を行い、中国語が日本語を借用した時期や外国人宣教師が編纂した英華辞典を活用して先人の語源認定の誤りを訂正した。さらに中日漢字語の語構成の特徴を調査し語源判定への有用性を検討した。

荒川清秀『近代中日学術用語の形成と伝播：地理学用語を中心に』（1997）は「熱帯」の「熱」という語素が日中両言語で異なる振る舞いをすることに着目して、地理

学用語の中日語彙交流の軌跡を詳細に記した。中日語彙交流に「中→日」、「日→中」、「中→日→中」のパターンが存在するが、荒川氏はそれぞれのキーワードとなる地理学用語について丁寧に語誌を明らかにした。また、「空気」語源考——語基の造語力と伝播のタイプをめぐって（『香坂順一先生追悼記念論文集』収録、2005）においては、中日没交渉の状況で「空気」は中日両国で別々に創出されて偶然の一致が生まれたことを論述している。

馬西尼《現代漢語詞匯的形成》（1997）は中国近代の西洋文明摂取の推移とその諸相を翻訳語の特徴と合わせて論述し、500語余りの近代新語の語源と初出例を含めた早期用例を明示した。語誌の記述にともない先行研究の誤認を訂正して、日本語語源と見なされていた新語の多くが「回帰語」であることを指摘した。

陳力衛『和製漢語の形成とその展開』（2001）は和製漢語について音韻・語形・語義、品詞、語構成などの多方面から論じた和製漢語の総合研究である。第四章と第五章に近代新語に関する論考が見え、近代の当事者らの新語に対する認識や類義語産出の原因の分析は洞察力の鋭さを窺わせる。

朱京偉『近代日中新語の創出と交流：人文科学と自然科学の専門語を中心に』（2003）は哲学、音楽、植物学などの専門用語を取り上げ学術分野により異なる形成の様相や日中語彙交流などについて論じた。

冯天瑜《新語探源——中西日文化互动与近代汉字术语生成》（2004）は、馬西尼（1997）の論考で詳細に欠ける日本における西洋文化の受容と、和製漢語の中国への流入に多大な紙幅を割き、日本側の対応と日本語の影響力を全面的に考察した。

千葉謙悟『中国語における東西言語文化交流：近代翻訳語の創造と伝播』（2010）は、近代新語の研究で注目されることの少なかった音訳語の形成と伝播に関する論述がある。

中国語の新語研究と日中語彙交流に関する研究論文としては早くに王立達〈現代漢語中从日语借来的词汇〉（《中国语文》1958）と郑奠〈谈现代汉语中的日语词汇〉（《中国语文》1958）などの論述があり、近年では沈国威、荒川清秀、陳力衛、朱京偉、冯天瑜等諸氏が多数の研究論文とともに著書を世に送り出すことでこれを発展させた。この他に塩山正純「嚴復の翻訳にみる新漢語：語史的アプローチ・『天演論』の場合」（『千里山文学論集』63、2000）、孙建军「日本語彙の近代一幕末維新时期新漢語の成立に見られる漢訳洋書の影響」（国際基督教大学2003年度博士論文）、蘇小南「近代日中学術用語の生成及び変遷：化学用語を中心に」（名古屋大学2005年度博士論文）、刘凡夫〈以黄遵宪《日本国志》为语料的日语借词研究〉（《日语学习与研究》、2012）、などの研究論文もある。例示したもの以外にも多数の論著があり、法律新語の研究に応用できる様々な視点を提供している。

### 3.2 法律新語に関する研究

法律新語の研究は渡部萬藏『現行法律語の史的考察』（1930）から始まると言ってもよい。渡部氏は308語を取り上げ、法律語の制定の動機・方法、法律語の特色、法律語の表記・読み方・語義について通時的・共時的視点を交えて考察した。本書の研究はあくまで「現行法律語」であり、西洋法学の導入期における法律語のゆれ、定着の過程に関する論述は些か少ないこともやむを得ない。渡部氏の研究に後続する成果はしばらく見られず、その一方で、法律新語の研究は新語研究の一端としてその考察が開始された。当初は専門分野を意識した語彙研究ではなく、新語あるいは外来語研究の一環として研究された。日本では森岡健二、佐藤亨ら諸氏の幕末・明治語の研究において付随的に法律語が取り上げられており、中国では外来語研究の古典的著書である《現代汉语外来词研究》（1958）で39語の法律語が日本語を来源とする語彙と認定した。これらの研究を皮切りに多数の論著が公刊された。以下でこれらの先行研究を紹介する。

前田正治

「「権理」と「権利」の覚え書」（1975）

前田氏はrightの訳語である「権理」と「権利」の相違を明治前期の法律関連資料で究明した。「権理」は明治3-14年頃まで主として自由民権を論じる人々の論著に現れ、政府の法令・文書には見られないことを突き止めた。「権理」は死語となったが、一方、幕末に中国語から借用した「権利」は政府の公文書、法律条文に使われ今日に至る。後発の「権理」が登場したのは、「権利」が中国語の受け売りであること、「利」の字は利益を連想させ抵抗があること、「理」は伝統的に尊ばれていたこと、政府への反感などに起因すると推論された。

松井利彦

1. 「明治初期の法令用語と造語法」（1984）
2. 「漢訳『万国公法』の熟字と近代日本漢語」（1985）
3. 「漢訳語の日本語への受容—漢訳『万国公法』の「責任」の場合—」（2011）

松井氏は1で法令用語の創出・一般化に大きく貢献した箕作麟祥の訳書『佛蘭西法律書民法』の法律語を中心に考察した。訳語の特徴を捉えるとともに、箕作が漢語でフランス法典の法律語を翻訳できて、増訂本で訳語を修正できた背景として、箕作自身の漢文の素養と外国語の能力の高さ、日本明治期における法学分野の熟成を指摘した。『佛蘭西法律書』は初刊以降、校正本・増訂本が何回か刊行されており、校正本と増訂本の間にある明確な改変について考察した。増訂本に引き継がれた語のうちの法

令用語を箕作麟祥の造語と新しい法律的概念を付与した語を認定した上で、一部の訳語は現在と違う意味で使用されているが、増訂本で改訳する必要のない適切な用語の訳出であった、と評価した。箕作麟祥が造った可能性の強い法令用語には「既存語と無関係に造語されたものがある可能性は大きい」とも指摘した。

さらに増訂本で改訳された漢語を2類8種に大別し、改変の特徴と理由を考察した。和語への改変は極少なく、「漢語→漢語」の改変は当時流行していた漢語の影響を受けたか、訳語の漢字数を増やして原語の意味に近づけたこと、フレーズの字音語化により増訂本では動詞が減少して体言中心の文体になっていることなどを指摘している。「箕作麟祥個人における法令用語の訳出の方向」は「明治初期における法令用語の成立の一般的な傾向でもあったといえよう。」と述べた。

2の論文はマーティン漢訳の『万国公法』の漢語を全面的に調査し、津田真道訳『泰西国法論』、西周訳『万国公法』、大築拙蔵訳『万国公法』の訳語と比較することにより、漢訳『万国公法』の近代日本漢語にもたらした影響の大きさを論じた。松井氏は『泰西国法論』と西訳『万国公法』の訳語で漢訳『万国公法』と一致する漢語を抽出して、大型辞典と『福恵全書』『清会典事例』などと対照させて語彙を3類に分けた。(一) 漢訳『万国公法』成立以前の清時代の出典のみ。(二) 主として現代中国語として掲載されているもの。(三) 未掲載か、漢訳『万国公法』以前の出典がない漢語。ここから(三)に属する漢語は漢訳『万国公法』の影響により使用された可能性が強いと推測した。

津田訳は(三)に属する漢語が多数見られ、漢訳『万国公法』の動産・不動産を意味する「植物」「動物」を参考にして「植貨」「動貨」を創出した可能性がある、と指摘する。西訳にはマーティンの訳語を基にした造語も見られ、(三)に属する漢語は多数確認された。また漢訳『万国公法』と同じ底本の大築訳『万国公法』との比較も行い、(三)に属する漢語が約240語あると述べた。そして「(三)の漢語は、分類にやや不安な点もあるが漢訳『万国公法』に基づく使用といってよい。」と断言している。一方で、津田訳と西周訳が使用した(三)の漢語で、大築訳に見られない例もあり、この点に関して松井氏は漢訳語と和訳語の併存の可能性を指摘している。

論文3は漢訳『万国公法』で「責任」の1語が担った意味(obligation、responsible)を、大築訳『万国公法』が「義務」と「責任」に訳し分けたことをきっかけに、漢訳語の日本語への受容を詳述した。大築訳では「法律上、人または組織がしなければならないこと」の意味(obligation)を「義務」と訳出して、「損害・損失を与えたことに対してその行為者、または行為者側が果たさねばならぬ埋め合わせ、償い、また何らかの制裁の類を受けること」の意味(responsible)は漢訳本と同様に「責任」を用いた。この「責任」は近代における新しい意味を獲得した用法であり、日本語は漢訳書の訳語およびその意味を吟味し厳選していることが認められる。また、明治期での



新しい意味の「責任」の使用状況を見ると、大築訳の用例が早く、明治8年(1875年)ごろはまだ一般的ではなかった。1877年になると司法省関係者に使われていたと推定され、『法律語彙初稿』にも収録された。新義の「責任」が英和辞書を介して日本語に広まったとも考えられるが、この場合その可能性は低いとも指摘した。

藁科勝之

1. 「明治前期刑法用語の成立とその背景—総則部分の語彙を中心として—」(1987)
2. 「箕作麟祥訳『仏蘭西法律書・刑法』の訳語—新しい概念とその翻訳—」(1988)
3. 「『仏蘭西法律書 刑法』における唐話語彙」(1997)

1 は刑法草案の編纂過程に着目して、用語の確定において議論された刑法用語を取り上げ、法律概念と用語のすり合わせについて論述した。そして、刑法「用語の成立にあたって、ボアソナードの存在をぬきにしてはかんがえられないこと、また立法の現場である司法省における刑法草案の編纂会議、そして、その前提として『新律綱領』『改訂律例』に代表される旧律例系の学問と『仏蘭西法律書』の存在の重要性、などである。このいずれをのぞいても論ずることはできないとであろう。」と結論づけた。本論文は「解釈法をあらわす語彙」「犯罪の定義」「罪と刑に関する語彙」の3類に分けて、「不作為」「違警罪」「公権」「民権」「時効」「未遂」などの概念に関する表記について、ボアソナードをはじめとする刑法編纂関係者の意見や議論、候補に挙げられた漢語の典拠や同時の意味など多方面から用語確定までの過程を論じた。例えば、「違警罪」については「〈警察違戻〉を、〈警察〉(トリシマリムキ)に〈違戻〉する、すなわち〈違戻・警察〉とし、頭字をとって「違警」としたのである。「違警罪」という語の成立はこのように推定できる」という、用語確定の経過を説明した。

2 は『仏蘭西法律書・刑法』の明治3年版と改訳校正本である明治8年版をテキストとして使用して、明治8年版で改訳された法律語について、明治初期の使用状況と箕作麟祥の造語であるかを考察した。考察対象の選定は次の基準に従った。明治8年版の法律語で『日本国語大辞典』や『大漢和辞典』などに項目に見えないもの、あるいは項目はあっても、出典のないもの、本書以前の文献に使用例のみえないものである。また、唐話資料にみえるものやその他管見に入った資料にみえるものを除外する。論文において検討された漢語は「管財人、公証人、投票、陪審、加辱、施体、懲治、准死、倒産、瀆職、背信、動産、不動産」である。佐藤喜代治氏と佐藤亨氏の論文により「投票、陪審」が箕作の造語ではないことが明らかになっている以外は、すべて箕作の造語であると考えられる。しかし、箕作の造語であるかの認定には中国の洋学書の語彙も調査する必要があると藁科氏は言及しており、慎重な姿勢が窺える。

3 は翻訳書の訳語として使用されていた唐話語彙を扱い、従来知られていなかった事実として、法律語の出自のひとつに唐話語彙があることを明らかにした。「唐話」を

「宋代以降のいわゆる俗語で、江戸時代に唐話学の成立・発展にともなって日本人に受容された語」と幅をもたせて定義した。そして、『仏蘭西法律書 刑法』の明治3年版と明治8年改訳校正本をテキストとして、宋代以後、本書成立以前の漢語を抽出した。その手順は、「まず『大漢和辞典』『漢語大詞典』『佩文韻府』によって唐代以前の古典漢語をのぞき、宋代以後に用例のある漢語をとりだすが、『宋元語言詞典』や『近代漢語詞典』にもとりあげられていれば宋代以後の語として補強される。」というものである。

最初に紹介されたのが「装證」で、誤刻の引用により唐話辞書『学語編』を利用していたことを割り出した稀な例である。『学語編』の漢語と一致するものは合計52語ある。その全てが『学語編』によったものとはいいがたいが、直接的利用によると判断されたものに「廨舎、算還、扯破、常貫」の4語がある。また、近代・現代の法律語として成立し定着した漢語について論述した。その例に「牙保、曲庇、故意、控訴、收受、乗載、抵当、登記、幫助、誘拐」がある。最後に唐話語彙を媒介に成立した漢語「管財人、瀆職」を取り上げ、唐話語彙の生産性にも触れた。

刘愷贞

〈法律语言的类别和特点〉(1993)

本論は法律語を“法律特有的词语”“通用语词”“两栖语词”の3類に分類して、例として“大赦、罚金、羈押、具保、出庭、引渡”と“天、黄金”と“故意、告诉、主张、辩论”などを挙げた。“法律特有的词语”は古代から近代の法律語と外国の法律語に由来する一方で、“专业性、权威性、通俗性、严谨性”を備えた新造の述語も含む。“两栖语词”は社会一般の意味と法律専門の意味を兼ねた語で、法律語としては社会一般の意味より厳密性が高い側面を持つ。

川口二三世

「明治初期の西洋法律書の翻訳—箕作麟祥訳『仏蘭西法律書』の訳語について—」(1994)

川口氏は松井(1984)、藁科(1987、1988)の研究を踏まえた上で、商法と憲法を資料に箕作の訳語について詳細な分析を行った。この論文は松井氏の手法にならい、初訳本・校正本から増訂本への改訳に注目して、改訳の特徴とその背景、《法國律例》からの影響について論じた。改訳のパターンを大きく[A]単語から単語への改変、[B]単語と連語との間でなされた改変とに分類し、さらに、[A]を4つの型に、[B]を8つの型に細分して、それぞれの特徴を詳述した。

[A]の改訳の特徴は、誤訳の訂正、意識から直訳への変更、原語に基づく訳し分け、訳語の統一、語義の限定、改変後の訳語は現代語として通用する用語が多い、などである。和語から漢語への改変については「権威・格式ある用語」であること、「和

語は、特に抽象的概念を表すことが難しいこと」、漢語（字音語）増加の趨勢などを指摘した。また、二字漢語への改変が最も多いという。[B] で最も多い改変は漢語への改訳である。次に連語への改訳がきて、「連語に訳し変えたのは、大概の場合、原語がそうになっていたことに合わせたため」である。和語への改変は[A][B]ともに少ない。

改訳の背景については松井氏の見解と同じく、ボアソナードのような法学者の存在、法学教育の充実、法律辞書の出版を挙げている。そして《法國律例》との関係については、その影響は限定的であると結論づけた。

王健

1 《沟通两个世界的法律意义——晚晴西方法的输入与法律新词初探》（2001）

2 《晚晴法学新词的创制及其与日本的关系》（2005）

王氏は著書で清末までの法律新語と西洋法の翻訳資料を中心に、文献の訳出背景、翻訳法、法学会への貢献を考察するとともに、中日間の相互影響についても論述した。本書は“中西初识”“西法东渐（19 世纪上半叶）”“译出夷律”“公法的时代”“探索西方的“法言法语””“输出与回归：法学名词在中日之间”の六章で構成されている。明代の西洋法政の記述、英華字典の出現、国際法とフランス法典の翻訳、日本の法律語との関連などを時代を追って解説した。この内容を簡潔に要点良くまとめたのが2の論文だと言ってもよい。

2 は近代法律新語が日本語の影響を受けた背景を時代、語彙、人物の視点から考察した。王氏は中国が日本と無関係に西洋法学の理解と吸収を行っていた下限を 1960 年代と慎重に設定し、その時期までの訳出方法として、対応する中国語語彙の使用、既存の語彙への新義の付与、漢字による音訳、語構成法に基づく造語などが行われたことを示した。日本語語彙の中国への移入ルートは、在日使節と日本視察・遊歴の記述、留日学生の出版活動、中国に招聘された日本法学者の教育活動と新法の起草などが考えられ、その背景には西洋法学を迅速に摂取する必要性、近代法律用語を完備していた日本、留日学生の活躍、教育システムの変更などを指摘した。

佐々木揚

1. 「清末の「憲法」——日清戦争前後——」（2003）

2. 「戊戌変法期の「憲法」——康有為『日本変政考』を中心として——」（2006）

1 は憲法概念がいつ、どのようにして中国に紹介されたのか、清末の代表的な人物が憲法をどのように理解していたのか、について論述している。西洋人による紹介は、アメリカ人宣教師ブリッジマン（「高理文、裨治文」）の『美理哥合省国志略』（1838）に始まるが、憲法に関する記述は「章程」、「大典」という用語を使うも、憲法そのものの意味を説明していない。その後も各書で「政体」「国法」「国典」「国例」などの用

語が見えるが、近代法としての憲法を理解する足る説明はなされなかった。中国人の外国視察・調査に伴い外国の政治、法律の体制が中国に紹介されたが、傅雲龍の『遊歴日本圖經』で日本の憲法を全訳するも、憲法を「どれほど理解したかは不明である」という。

『西学書目表』には憲法についての訳書は見えず、『日本書目志』の日本書は中国における流通状況やどの程度読んでいたか判然としない。『日本書目志』の按語からは康有為が「憲法を基本的な法と捉え」ていたことがわかる。『時務報』が「日相論制定憲法来歴」を掲載したことを契機に梁啓超は「憲法」という用語を使い始めるものの、日本亡命前は「国家の基本的な法」と理解するにとどまった。梁啓超と親交を交わしていた馬建忠は、フランスに留学し法学士の学位を取得しており、「憲法をはじめとする西洋近代の法体系を理解していた」と考えられるが、梁啓超に憲法とは何たるかを伝えていなかったようだ。黄遵憲の『日本國志』は「職官志二」で「憲法」に触れているが、ここでは「議院憲法」を指し「議院法」と同義であると指摘した。同書の立憲政体に関する記述から黄遵憲はイギリスの憲法思想の影響を受けていたと窺いしれるが、戊戌変法以前に梁啓超にその考えを勧説していなかったと見られる。

2 は『日本変政考』、『日本書目志』の按語、上奏と上程書を資料に、康有為の「憲法」に対する理解を詳細に考察した。『日本書目志』の按語から「康は憲法なるものを基本的な法と見なしたと推定してよい」とし、これ以上の理解には至っていなかったと考えた。1897 年の上奏文「上清帝第五書」にある憲法は、「議会の開設や君主権の抑制を規定するわけではなく、西洋近代の狭義の憲法とは異質のものであった。」と評した。『日本変政考』における憲法については三権分立、議会、司法権、国民の権利の保障などの角度から康有為の認識を分析して、「彼は三権分立を賞讃するけれども、これは中国には立法機関が存在しないことを強調するためであって、権力の分立による抑制均衡や司法権の独立といった近代憲法の理念を理解した上でのことではなかった。憲法という語は国家の基本的な法という意味で用いられていた。」と総括している。

## 沈国威

〈近代西方新概念の詞彙化—以“陪審”為例〉(2006)

本論文は“陪審”の概念の紹介、訳語の確定およびその展開について、概念史、語彙史と日中語彙交流の各方面から考察を行った。“陪審”の概念を最初に中国に紹介したのは《地理便童略傳》(麥都思撰、1819 年)で、そこでは“有名聲的百姓”と訳出されていた。この他にも多数の資料で“縉紳”“副審良民”“批判士”“衿者”“撫民紳士”“陪審”“如力”“公民”などと異なる訳語が当てられ、それぞれの視点から“陪審”の概念を説明した。“陪審”の訳語は《智環啟蒙塾課初歩》(1856 年)に見えるのが最も早く、ロブシャイド(羅存徳)の《英華字典》(1866-1869)に

収録され定着していく。“陪審”は口語的表現で、意味の限定性も高くない、「監督する」意が欠落していて、juryの訳語として必ずしも最良の選択ではなかった。それでも“陪審”が定着したのは、当時の社会背景と辞書に収録されたところに起因すると沈氏は指摘する。《智環啟蒙塾課初歩》が日本で訓点を施し翻刻されたことで、“陪審”が日本語に導入された。“陪審”は日本でも他の訳語を押さえ定着した。

李运博

近代汉语词汇的形成及其对日本和朝鲜半岛的影响——以“法律”一词的形成过程为例 (2008)

本論文は梁啓超の著作で「法律」の語源はラテン語 (Jus) にあると触れるも、漢字語の由来には言及していないことから、「法律」の成立について19世紀の英華辞典、英和辞典などの字引類を中心に調査した。その結果、モリソンの『華英字典』で「法律」とLawが対訳にあるが、それ以降の英華辞典にしばらく「法律」の語は現れなかった。日本では『哲学字彙』(1881)の収録後から広まりを見せ、梁啓超らにより中国に紹介された。

张璐、赵晓耕

〈从动物、植物到动产、不动产——近代法律词汇翻译个案考察〉(2009)

法律語の“动产”“不动产”の成立について大陸法系における動産・不動産の定義と、中国への移入時の訳語の変遷を追求した。マーティン訳《萬國公法》(1864)の訳語“动物”“植物”の訳出の合理性を説くとともに、日本語から借用した“动产”“不动产”が清末日本留学生編集の《譯書彙編》(1900)に用例があることを突き止めた。

李欣

〈“预审”术语之起源及含义流变〉(2009)

“预审”は黄遵憲《日本國志・刑法志》により中国に紹介された日本語借用語であること、成文法では最初に《大清大理院審判編制法草案》(1906)に使用されたことを指摘した上で、清末から現在までの社会・政權・法律文化により発生した意味変化を詳細に分析した。

南雲千香子

「箕作麟祥訳『仏蘭西法律書・訴訟法』の漢語訳語——法律用語の訳出傾向——」(2011)

本研究の特徴は法律語の訳出傾向を示したことにある。法律語の選定は松井(1984)の手法にならない、『日本国語大辞典(第二版)』『大漢和辞典』が収録する語の典拠の有

無、掲載された出典の時代によった。訳出傾向を示すために訳語を2類5型に分類した。Ⅰ、『訴訟法』の成立以前に使用されていた語、Ⅰ—a 幕末や明治初期に作られたとされる語を使用しているもの、Ⅰ—b 古くから使用されていた語を法律用語に転用したもの。Ⅱ、箕作麟祥が新たに作ったと思われる語、Ⅱ—a 現在も使用され続けているもの、Ⅱ—b 法学界である時期まで使用されていたが、現在は廃語となったもの、Ⅱ—c 『訴訟法』を訳す際にのみ作られた語で、他の資料には見られないもの。Ⅰ—a は9語(4%)、Ⅰ—b は49語(22%)、Ⅱ—a は70語(32%)、Ⅱ—b は7語(3%)、Ⅱ—c は76語(35%)という結果を得て、先行する和書や漢訳洋書からの採用は少なく、訳語の新造が多いこと、日中の古典から語を借用して法律語へ当てはめる方針をとっていたことを指摘した。また、事例研究として「終審、被告人、控訴、証人吟味」を対象に、幕末明治期の使用状況、定着、淘汰などについて記述、分析を加えた。

崔军民

《萌芽期的现代法律新词研究》(2011)

本書は法律新語を主題とする日中両国最初の研究書である。その研究は法学の翻訳書と著書に限らず、法律に関する記述のある在華宣教師が編著に携わった早期の文献に当たることで、一部の法律新語の出現時期を押し上げた。そして、先行研究(主に高名凱《现代汉语外来词研究》、劉正燾《漢語外来詞詞典》、馬西尼《现代汉语词汇的形成：十九世纪汉语外来词研究》、《汉语新词词源词典》)に対して日本語借用語の認定の訂正、より早期の典拠の提示など語源認定の改善と、これまで言及されなかった法律新語の補充を行った。これらの修正に基づき日本語借用語の影響を肯定した上で、先行研究ではその影響を過大評価していたと指摘した。

本研究は「1840年以前、アヘン戦争前後、洋務運動期、甲午戦争後、20世紀最初の10年」の5つの時期に区分して法律新語とその社会背景について考察して、“法律新词的形成类型”と“法律新词的发展轨迹”を論じた。第一章では《职方外纪》《坤輿图说》《华英字典》《察月俗每月统记传》《东西洋考每月统记考》《美理哥合省国志略》を資料に取り上げ、各文献の初出法律新語を紹介した。この時期の法律新語は継承されるとともに、淘汰された新語も少なくない。淘汰された法律語の中には新しい法律語の創出に貢献したものもある。第二章は《海录》《四洲志》《各国律例》《海国四说》《瀛寰志略》《海国图志》を、第三章と第四章では《万国公法》《星轺指掌》《公法便览》《法国律例》と、《公法总论》《各国交涉公法论》《各国交涉便法论》などの資料を取り上げ、法律新語の考察を行い、日本語へ与えた影響についても言及した。第五章は《日本国志》《新尔雅》《日本法规解字》を例に中国語が借用した日本の法律語と、中国の法律語の成立に際しての日本語からの影響を論じた。第六章は《钦定大清商律》《大清新刑律》《大清民律草案》《大清诉讼律》《大清法院编制法》《钦定宪法大纲》の法律新語に

ついて考察した。第七章“法律新词的 formation 类型”では法律新語を“借用外来词”“改造旧词”“创造新词”の3類に分け、それぞれの特性を述べた。第八章“法律新词的发展轨迹”においては“词形上：由混乱到统一”、“意念上：由附会到理性”、“译法上：由音译到意译”、“来源上：由英美到日本”、“内容上：由公法到部门法”の各節を設けて、5つの側面から全面的に法律新語の発展の道筋を論述した。

邱志紅

〈从“讼师”到“律师”——从翻译看近代中国社会对律师的认知〉(2011)

“律师”概念の中国への紹介と“律师”の初出およびその含意理解を通時的に追いかけて、概念の受容と運用までを詳述した。初出例として張德彝の《随使法国记》(1871)の用例をあげ、“律师”に“师”が使われ日本語借用語の“辯護士”よりも優勢があり、伝統社会で用いられた“贬义”を有する“讼师”に勝ることができたと“律师”が選択された要因を論じた。

賴駿楠

〈“万国公法”译词研究——兼论 19 世纪中日两国继受西方国际法理念上的差异〉(2011)

国際法にまつわる訳語(公法、万民法、国際法、自然法)の成立とそこに反映された法律観を重点的に論述した。日本語から受けた影響についても言及した。

劉耀

〈从公义到公共：“公法”概念在晚清的演进〉(2012)

“公法”の意味変化の原因とその時期を考察した。“公法”は国家の法令から、“各國律例”で国家間の慣例の意味となり、マーティン訳《萬國公法》では国際法の意味を獲得し、1903年以降は日本語の影響を受けて公的關係を規定する法の意味が追加されたことを論じた。

魯納 (Rune Svarverud)

〈中国政治话语中的“权力”与“权利”〉(2012年中国語訳)

本論は著者が某シンポジウムで通訳者が“权力”と“权利”を誤訳したことから興味を持ったことに始まり、この誤訳は単に同音語によるだけでなく、その成立過程に起因することを指摘した。“权”は古代漢語から“权力”の意味を具えていたが、清末に rights = “权、权利”の対訳関係が成立した後に、“民权”(human rights)を「民の権力」か「民の権利」かという議論が沸き起こったことや当時の中国人士の主張を引用するなどして、“权力”と“权利”には明確に区分しきれない“模糊”な領

域があった過去を明らかにした。

陳力衛

「近代日本漢語の形成と中国語—漢訳『万国公法』から和訳『国際法』へ—」(2013)

本論文は明治初期の国際法の和訳書に重点を置き、漢訳書からの重訳と欧文原典からの和訳における翻訳の特徴について、訳語の使用傾向を中心に詳述して「中国語的な言い方から徐々に日本語的な言い方にシフトしていく過程を跡付け」た。日中語彙交流の双方向性にも着目して、国際法に関連する日本語語彙の中国語への影響にも言及された。

孫遜

〈現代汉语“审判”一词的由来〉(2013)

“审判”には「神がこの世の人を裁く」意味と「事件の審理と裁判」の意味があり、初出例はキリスト教における意味が《天主聖教実録》(1584)、法律語の方は《海国図志》(1852)である。《海国図志》の翻刻で法律語の「審判」が日本にもたらされ、キリスト教の「審判」は《路加传福音书》(1858)が日本に伝えた。「審判」は日本の法律条文に使われるなど社会に浸透し、後に中国語に逆輸入された述語のひとつだと指摘した。

鄭艷

1. 「日本における「動産・不動産」の定着に関する一考察」(2013)

2. 「日本における「重婚」の新義付与について」(2014)

1と2は豊富な資料に基づいて和製新造語の「動産、不動産」と和製転用語の「重婚」の成立以前の訳語から当該語が登場するまでの変遷とその定着について論じ、「動産、不動産、重婚」の初出が箕作麟祥訳『佛蘭西法律書・民法』(1871)であることを突き止めた。「動産、不動産」は日本において1880年代に、「重婚」は1890年に定着したと指摘した。

孟广洁

〈清末法律新词语研究综述〉(2013)

本論文は目下の法律新語の研究状態を概括した上で、今後の課題を示した。1) 法律新語の“近代”と“法律词语”を明確に定義する。2) 清末の言語接触の煩雑性を鑑みて外国文献、特に日本文献の整理を重視する。3) 法律新語のカテゴライズを試み各語の関係を明瞭にする。4) 古代からの継承と現代への影響を詳述する。5) 語義のみならず語形・語用の側面からも分析する。6) 法律新語の形成・伝播・定着にとどまらず



語義の変遷にも注目すべきである。

近代法律新語の研究は大まかに語源探求、特定資料の研究、多数資料の比較分析などの傾向に分類できる。

語源探求は1語あるいは数語を対象にして、その初出時期および発展過程を解明すると同時に、法律新語の発展モデルを提示して法律新語の発展史の概観を明らかにしているが、個別事例の特徴しか解明していない。特定資料の研究は分析対象の使用語彙の傾向、翻訳語の特徴、他の資料との関連性などを考察して、新語の創出と先行用例のある語彙の使用状況、日中語彙交流の影響などを広く論述するが、対象資料内の特徴であり他資料との関連性の論述が不足している。それに対して多数資料の比較分析は特定資料研究の欠点を補い資料間の関連性を中心に、新語の出現状況、和製法律新語の借用時期や影響の程度などについて言及しているが、この場合分析対象とする法律語が数語に限定されているために法律語の全体像が見えない。

先行研究は多くの成果を世に送り出したが不足点をまとめると、①分析対象とした法律語の数が少なく、日中の法律語の特徴が全面的に提示されたとは言えない。②近代法律新語の研究では、その出現と変遷に注目が集まり、近代における新語の創出・淘汰の推移については言及されることが少なかった。③日中語彙交流の見地から法律新語の日中語彙交流の現象を指摘するも、日中相互に与えた影響力の言及において統計による傍証がみられない。本論文はこの不足点を克服することを目標としている。

### 3.3 法律新語を収録した辞書類

以上では法律新語の論考を紹介してきたが、各研究で言及された法律語を代表として数例をあげただけであった。本節では法律新語を収録した辞書類をあげるとともに、そこに記載された法律語を提示する。

[日本語文献] (年代順)

槌田満文 1983『明治大正の新語・流行語』角川書店

樺島忠夫ら 1984『明治大正新語俗語辞典』東京堂出版

惣郷正明・飛田良文 1986『明治のことば辞典』東京堂出版

堀井令以知 1988『語源大辞典』東京堂出版

米川明彦 2002『明治・大正・昭和の新語・流行語辞典』三省堂

佐藤亨 2007『現代に生きる 幕末・明治初期漢語辞典』明治書院

[中国語文献] (年代順)

劉正琰、高名凱、麦永乾、史有為 1984《汉语外来词词典》上海辞书出版社

近现代汉语新词词源词典编辑委员会 2001《近现代汉语新词词源词典》汉语大词典出版社

何勤华等 2008《法律名词的起源》北京大学出版社

黄河清 2010《近现代辞源》上海辞书出版社

崔军民 2011《萌芽期的现代法律新词研究》中国社会科学出版

これらの辞典類に収録された法律新語と先行研究で触れられた法律新語の 440 語を以下に示す（既存語を含む）。

哀訴 按察司署 敗訴 半權 版權 剝奪 報窮 保險法 保證金 保證人 保證書 被選舉權 本刑 便法 辯護 辯護人 辯護士 辯護師 筆供 比較法學 不成文法 不當得利 不動產 不法行為 不可抗力 不平等條約 不認可 不文律法 財產權 裁判長 裁判官 裁判權 裁判沙汰 裁判所 財權 財政法 參政權 產品質量法 產權 產業政策法 察院 撤回 成年者 成文法 成文律法 懲役 傳案票 傳喚 出版法 出庭（出廷） 從刑 大法官 逮捕狀 代理人 代理者 代言人 當事人 道理 大審院 典權 電刑 第二審 第二堂 地方法院 地方分權 締結 定資 第三人 第三堂 第三者 第一審 第一堂 動產 動物 動資 獨立國 獨立權 瀆職 二審 法部 法典 法定 法定代理 法定果實 法規 法家 法科 罰款 法理學 法律行為 法律學 反不正當競爭法 反壟斷法 反傾銷法 反訴 反證 犯罪學 法人 法師 法堂 法庭（法廷） 法系 法學博士 法學家 法學士 法醫 法醫學 法源 法院 罰則 法哲學 法制史 法制司 否決權 附加刑 復權 夫權 副審良民 高等法院 各國律例 公法 公民 公民權 公判 公權 供認 公式 公師 公司法 公訴 公訴人 公約 公證 公證人 管理 管理權 管理人 管理者 規定 歸化 規律 國察院 國法 國籍 國家賠償 國際法 國際公法 國際私法 國例 過料 國事犯 國堂 故意 固有法 故障 海商法 衡平法 後見 環境法 換刑 緩刑 回避（迴避） 會計法 護照 家督相續 價格法 檢察官 檢察院 鑑定 監護人 減殺 檢事 姦通罪 教唆犯 交戰 假釋 家資分散 基本法 忌避 繼承權 繼承人 解禁 寄附行為 京察院 經濟法 矜者 繼受法 軍事法庭 拘票 局外 局外中立 拘役 舉證責任 開庭（開廷） 看守 看守長 控訴院 口供書 扣押 勞動法 勞改犯 累犯 勒義斯 量刑 理法 立法府 立法權 立法院 領地 領海 領空 領事裁判權 領土 領域 六法全書 立憲 立憲國 例應 律家 律士 律師 律堂 貿易定律 民法 民法學 民間公法 民律 民律定範 民權 民事 民事裁判 民事訴訟 民事訴訟法 民事責任 民庭 母法 擬制 女權 判處 判斷司 旁證 判決書 判例 判事 判刑 陪審 陪審官 陪審員 平權 批判士 破產 破產法 普通法 強制執行 期貨法 親告罪 情狀 侵權 侵權行為 棄權 棄却 起訴 求刑 契約書 權利 權能 全權 權限 權義 權益 取締

取消 讓渡 人定法 人格 人格權 人民法院 人權 人身權 三權 商法 上  
法院 商號 商事登記 上訴 商行為 沙汰 社會保障法 省例 勝訴 審判堂  
審司 申訴 審問堂 適法 時效 手續 私法 司法 司法權 司法省 司海法  
院 司例 私權 私訴 送審 訟師 所得權 所有權 訴權 訴訟法 訴訟法學  
他殺 特權 特許 特約 調書 停戰 同權 通融公法 土地法 退庭 (退廷)  
萬國公法 萬國律例 未成年 未成年人 未成年者 未決囚 委任 委任狀 偽  
證 無能力者 無期徒刑 物權 無罪推定 下法院 憲法 相繼接產 相續 相  
續法 相續權 相續人 憲票 先取特權 現行法 現行犯 嫌疑犯 消費者保護  
法 習慣法 行產 性法 刑名定範 刑期 刑事 刑師 刑事訴訟 刑事訴訟法  
刑事責任 刑庭 刑務所 行政裁判 行政處罰 行政處分 行政法 行政復議  
行政賠償 行政強制 行政權 行政訴訟 行政行為 息訟官 晰訟官署 選舉法  
選舉權 巡按察院 巡按察院衙門 巡撫察院 訊官 押丁 養子縁組 引渡 意  
思 義務 有期徒刑 有聲望者 優先權 園林則律 原判 原權 約款 越權  
預審 (豫審) 責任 債權 債務 債務人 戰利法院 召喚狀 正當防衛 證券  
證書 證物 證言 政治犯 知的財産權 制海權 治科 制空權 智能權 治外  
法權 植物 執行 仲裁 仲裁人 重婚 中立國 終審 專賣特許 主犯 追訴  
主權 主權國 主權者 主刑 主質權 著作權 自白 子法 自然法 自然人  
自訴 自衛權 自由 自治權 宗主權 最後通牒 最惠國 罪刑法定 作為 作  
證者

## 4 本論文の研究方法与構成

### 4.1 本論文の研究方法

本研究は中国語の近代法律新語の全容解明のために、語彙学研究、歴史研究、翻訳研究、比較研究の視点からそれぞれを連動させながら法律新語の考察を進める。

語彙学研究の視点からは新語の形成と伝播の様相、新語の借用現象、新語の造語法の特徴を分析する。新語の形成と伝播については新語を三分類して通時的観点から新語の初出時期、継承の過程、定着・淘汰の原因などを究明し、成果を語誌の記述で体現させる。語源究明は語彙研究の重要課題のひとつであり、新語の初出時期と成立背景を正確に把握できれば、語源とともに継承過程で発生した語義の変動を捉えることが可能となる。新語の借用現象は漢字文化圏に属する中日両国だからこそ確認される語彙交流の一面である。中日間ではかつて日本が常に中国から文化と漢字語を受け入れてきたが、近代以降は中国へ日本語の語彙が流入した。中国語がいかに関日本語の語彙を受容したのかを追究する。新語の造語法については語素分析と語構成分析を行

う。語素分析は、法律新語に見られる語素の類型、語素義と複合語の語義の関連、語素の選択傾向について考察を加える。語構成分析では新語と在来語彙の共通点・相違点を明らかにすると同時に、相違点が認められた要因を分析する。さらに先行研究を踏まえ本研究の成果と合わせて法律新語の語誌を記述する。

歴史研究の視点では語彙史、語彙交流史、文献史の角度から法律新語の生成・伝播・交流を紐解く。新語の創出は独立的な現象ではなく、語彙の発展史における必然の結果であり、古代の語彙を継承する近代法律新語は近代以前の法律語も視野に入れることで、近代法律新語をさらに鮮明に描き出せると考えている。中国語の近代法律新語に和製法律漢語が含まれている事実から、中日語彙交流史における交流時期と交流の質量などの実体を解明する。語彙交流の媒介となるのは、人の交流と書籍の伝来と翻訳などであるが、人的往来は重要な要素とは言え目に見える形で残されていないため、文字化された書籍は語彙交流を考察する最良の要素となる。これにより文献の用例で新語の足跡を跡づけるため、成書背景、著作書の人物像、文献の流布状況、関連書籍の出版状況など出版史、文献史に関わる考察も取り入れる。

翻訳研究では翻訳書の成立背景、翻訳の特徴、翻訳書の影響力などを考究する。翻訳書の成立背景については、翻訳の時期と動機および翻訳者の素性を明らかにしていくと同時に、底本も確定させる。翻訳の特徴としては原文との関連性から訳出の方法と傾向、訳語の特徴を探る。翻訳書の影響力については翻訳書の流布状況を考察することは重要であるが、本研究は訳語の継承状況に重点を置き、語彙から見た影響力を考察する。なお、訳述の文体分析も翻訳研究の要素であるが、本論文のテーマと距離があるため機会を改めて論じたい。

語彙、書籍、人物、言語ごとの比較研究を通して、法律新語の定着要因、書籍間での継承状況、人物ごとの使用傾向、中日間の特徴などを考察する。同義語・類義語の比較により中国語に受け入れやすい新語を選別して定着する語彙の特徴を解析する。本と本の比較で書籍間の法律新語の類似と相違およびその原因を探る。複数の著作を残している人物が使用する法律新語の推移から個人の使用する法律新語の傾向を割り出す。中日両国の法律新語を比較することで中日差を浮き彫りにさせる。

## 4.2 本論文の構成

本論文は序論、第一部から第四部、終論の六部分からなり、序論では本研究の理念と先行研究を紹介し、終論は本研究の成果と今後の課題をまとめた。第一部から第三部は中日の法律新語の形成史に関して日中語彙交流の相関性を意識した構成となっている。第一部は中国が日本に先行して西洋法学の受容に向けて始動したことと、日本が漢訳法学書の継受から近代法の建設が始まることを考慮して、中国で西洋法学書の

漢訳から創出した法律新語を分析している。第二部は日本における中国製法律新語の吸収から日本独自の法律新語が成立するまでの和製法律新語の形成史を考察して、中国語の和製法律新語の借用考察に備えた。第三部は中国語における和製法律新語の借用を中心に、中国語の法律新語の形成史を考察している。第四部は語彙学の視点から中国製法律新語の特徴考察、和製法律新語の借用研究、語素分析、語構成分析、法律新語の語誌考察などを行っている。各章節の具体的な内容を以下に略述した。

第一部は中国語の近代以前の法律語を概観した上で、創生期の近代法律新語について漢訳法学書を中心に考察した。

第一章では近代以前の古代法と近代法の相違点と法律語の継承関係を簡明に叙述して、近代法の法律語は古代法の法律語を継承する一方で、より多くの法律新語を含んでいる事象が見えた。

第二章では第一章を受けて西洋法学との接触と翻訳活動による法律新語の創出を中心に論述した。第一節は西洋法学書の翻訳背景。第二節から第六節は各漢訳法学書の成書事情とその法律新語および各書の影響関係について考察している。法律新語からみると翻訳書間の結びつきは強くないものの、法律新語の継承は確かに存在すると論じた。

第三章は第二章で取り上げた漢訳法学書の日本伝来に伴う日本語の法律語への影響を考察した。第一節と第二節は、中日両国で同じ英語原本を翻訳した漢訳本と和訳本の比較対照を通して中国語の法律新語が日本語の法律新語に与えた影響を論じている。第三節では漢訳法学書の日本伝来とその影響をまとめた。本章においてマーティン訳『萬國公法』が中日に多大な影響力をもっていたことが判明するとともに、法律新語の日中差が明らかになった。

第二部は日本の古代法の変遷を述べた上で、日本における法律新語の形成とその特徴を和訳法学書、法典、法律辞典を用いて、主に中国製法律新語の継承状況と和製法律新語の創出の角度から考察した。

第四章では江戸時代までの法制度と近代式法制度の相違点、江戸時代の法律語と中国古代法の法律語および日本近代法の法律語との関連について述べている。中国の場合と同様に日本近代法の法律語は古代法のそれと開きがあると論述した。

第五章では日本の近代法律新語の形成史を考察するために、明治期の西洋法学との接触から始まる法学書の翻訳と法典編纂により創出された和製法律新語と中国製法律新語の使用状況について論述した。第一節は明治期の翻訳書の状況を紹介し、明治初期の和訳法学書とその法律新語について考察して、日本は中国製法律新語を借用しつつ和製法律新語を創出していたこと、和訳書間で法律新語の継承が行われていたこと、津田真道訳『泰西國法論』と箕作麟祥訳『佛蘭西法律書』の和製法律新語が最も影響力をもっていたことを突き止めた。第二節は明治期の法典編纂とその法律新語につい

て考察して各法典の特徴に則した和製法律新語が創出されていたことが明らかになった。第三節は明治期の法律辞典の法律新語について考察して、法律辞典の類型により収録語彙が異なると判明した。

第六章では日本語の法律新語の特徴を探るため、明治六法と法律辞典にみえる法律新語であるかにより日本語の法律新語の定着傾向に考察を加えた。第一節は在来の語彙について、第二節は漢訳法学書から借用した語彙について、第三節は日本で創出した語彙についてそれぞれ論述している。

第三部は中国語が借用した和製法律新語の考察を中心に据え、清末の戊戌変法前後から民国期までの法律新語について論じた。

第七章では清末中国の政治変動と和製法律新語の借用の経緯について述べた。

第八章では清末に刊行された日本語原典からの翻訳書とその他の法学関係書の法律新語を整理すると同時に、和製法律新語の使用状況を考察した。第一節は戊戌変法以前の3種の資料について考察して、和製法律新語の使用率が非常に高いことが明らかになった。第二節は戊戌変法以降の翻訳書、法令集、百科事典について考察して、日本語を原典とする漢訳書は8～9割の和製法律新語を用いて、それ以外の法学資料は和製法律新語の使用に差があり、5～7割程度であることを突き止めた。

第九章では民国期における六法典の編纂を叙述した上で、六法全書に見える和製法律新語の使用とその影響について考察した。六法全書の法律新語に占める和製法律新語の割合は約6割と大きな存在感を示している。

第十章では民国期の法律辞典に見える法律新語を考察するとともに、民国期までに中国が借用した和製法律新語の使用状況をまとめて、1889年から始まった和製法律新語の借用は1930年代まで継続していたと明らかになった。

第四部は語彙学の視点から中国語の法律新語を多角的に分析した。

第十一章では中国製法律新語を新語の創出者別と法律新語の分類別に中国製法律新語の特徴をまとめた。第一節は中国製法律新語の定義と分類について、第二節は新語の創出者別の特徴について、第三節は創出法別に新語の特徴について述べている。本章において中国製法律新語の新造語は数で転用語を圧倒して、民国期に定着する割合もわずかに高いことが判明した。在華宣教師の創出した法律新語は、新造語が多いこと、転用語がより定着しやすいこと、《萬國公法》の法律新語が最も多く定着したこと、同義語が多数存在することという特徴をもち、中国文人の創出した法律新語は新造語が多いこと、転用語がより定着しやすいこと、“大清新法令”の法律新語が多く定着したこと、同義語が少数みられたこと、新語の創出に和製法律新語の影響あるという特徴をもっていることを論述した。

第十二章では中国語における和製法律新語の借用現象について論述した。第一節は中国語が借用した和製法律新語を分析して、借用の方法と原理について論じた。第二

節は中国語が借用しなかった和製法律新語について、その原因を法律語の使用状況、新旧語の交替、中日法律語の傾向について考察している。

第十三章では法律新語を語素と語構成の2点から分析を加えて、語素選択の傾向と語構成の特徴を考察して中日間の相違について論じた。

第十四章と第十五章では日中両語で共通する法律新語について、先行研究がある法律新語と代表性のある法律新語を新造語と転用語に分けて、その語誌を記述した。

## 第一部 清末の中国の法律新語



# 第一章 古代中国の法律語

## 第一節 古代法の変遷と近代法への移行

### 1.1 成文法の頒布から隋代まで

中国にとって近代法は中国法系の一大転換点であるが、法学の術語にも大きな変化が伴った。近代法の法律語の特徴を顕在化させる一つ的手段として古代法の法律語との比較がある。初めに古代法の発展と近代法への移行に際しての変更点を確認する。

商代までは体系的な法制度は整備されていなかったと言われる<sup>9</sup>。刑罰の執行に明確な基準が定められておらず、随意性が強かった。西周時代の法制度は今日の慣習法に相当する礼を規範として「刑、誓、誥」などの成文法規を取り入れていた。しかし、その原文は失伝して久しく断片的な伝記が現存するのみとなった。当時の主要刑罰に「墨、劓、剕、宮、大辟、鞭、朴、流、贖」があり、総称して「九刑」という。刑罰を金銭で代替する「贖」以外にも金銭が直接刑罰とされたこともあった。“除了收赎外，钱财还可直接作为刑法的内容，即现代刑法中的罚金。”（叶孝信 2010：42）。刑事法に限らず、民事に関する動産の所有権を意識した規定（記述）も見られた。司法制度については専門の司法官職である“司寇”が設置されたが、それに限らず多数の官職が訴訟の審理を担っていた。裁判では証言や物証が重視されていたようだが、審理で法律条文の引用はなく、礼に則して判決を導いていた。西周時代は身分制度がある社会で階級により享受できる権利も対象となる刑罰も区別された。

春秋戦国時代になると体系的な成文法典《法經》が現れ、成文法典の編纂がここから始まった。この時期公布された法律は刑事法が中心で、刑罰が残酷さを増した。戦国時代には労役刑が普及し、罰金刑に類似した「貲刑」やほかの刑に代わり労役につく“居作”などの刑罰も現れた。罪名においては「弑、作亂」が最も重く、孝の観念が依然として重要であった。司法制度では専門の官職が裁判権を司り、法律に則り裁断を下したことが大きな進展である。

秦の中国統一に先駆けて、秦国では商鞅が《法經》を基に変法改革を実施して、成文法典の秦律はその規定内容を刑事法からそれ以外まで拡大させた。秦国の法律形式は律、制、詔、式などをとり、判例の編集や頒布した法律の統一性を保持するために司法官に現行法典の法律解釈も実施させていた。「死刑、肉刑、労役刑、遷刑、髡耐刑、貲、誅」などの刑罰が設けられ、未遂犯にも罰を科して、連帯責任も負わせた。雲夢虎地秦墓出土の竹簡“法律答問”に犯罪者の責任能力、犯罪意識、刑罰の増減などの

<sup>9</sup> 本節は叶孝信（2010）を主要参考文献とした。

問題に関する見解が残されている。訴訟裁判は告発と自訴から始まり、訊問、調査を受けて被告人の有罪を前提に審理が進められ、法律に従って判決が言い渡された。全国統一後の秦朝でも秦国の法制を基本的に継承した。

前後漢は秦朝の法制を踏襲して、「律、令、科、比」の法律形式をとった。秦朝に比べ律の数量が増大し、特権階級の枠組みや刑罰減免の適応条件に変更がみられる。刑罰制度では肉刑の廃止、労役刑の刑期を明文化した。訴訟については自訴告発と公訴が区分され、皇帝への直訴も許された。裁判権は中央集権的な傾向が示された。

三国時代から魏晋南北朝にかけては前代の法制を継承しつつ、法律形式が一段と完成され、律が法典として定型化して、令も同様に法典として固定化し始めた。漢朝の法律形式の科は「格」に取って代わる趨勢が現れた。刑罰の適用範囲が調整され、宮刑の廃止、流刑の新設などの変更があった。訴訟裁判の制度には大きな変化はなかった。

隋代の《開皇律》は簡潔にして刑罰体系も寛容かつ簡明であったが、時の皇帝の命令で刑罰が過度に重く引き上げられ、酷刑も復活させた。短命の隋朝が崩壊して立った唐朝は中国の法体系を完成させた。

## 1.2 唐代以降の法制度

唐代の法律形式は「律、令、格、式」の4種からなり、複数回の修訂を経たその完成度は非常に高く、特に律は中国内外に多大な影響を与えた。叶孝信（2010：153）は唐律について、

《唐律疏议<sup>10</sup>》长期被以后的皇朝沿用，五代小朝廷公布的法律几乎都将《唐律疏议》包括在内，而宋朝的法典《宋刑统》也仍然几乎全文抄录了《唐律疏议》。元代虽然没有正式颁布和唐律相当的法典，但是在司法实践中仍然往往以《唐律疏议》为准则，“每引以为据”。直到《唐律疏议》颁布七百多年后的明朝初年，在制定律典时仍旧援引《唐律疏议》为蓝本。

と評価した。同氏はまた“日本在8世紀公布的《大宝律令》，即脱胎于唐代律令。朝鮮半島的高麗国也曾仿照唐律制定法律。”とも続けている。

唐律は「名例」を筆頭に12篇から構成され、罪名、刑罰および訴訟裁判の手続きを規定した。唐律の特徴は礼を準拠として、前代の刑罰を軽減して、罰則を系統的で綿密に制定したことである。令は律と並行して各種制度を規定した法典で、律の修訂

---

<sup>10</sup> 《唐律疏議》は唐代の652年に編纂された唐律の注釈書、長孫無忌等19人により編纂され、653年に頒布された。

に伴い令も改訂され続けた。格は皇帝が發布した勅を原形に一定の手続きを踏み整備された単行法規である。式は政府機関の執務細則や公文書様式を定めている。この他にも典章彙編や法律彙編が編纂された。唐朝はそれ以前同様に身分階級による刑罰適用の軽重特権を明確に設定した。犯罪者の年齢、犯罪性質などによっても刑罰の減免制度を取り入れた。共犯、自首、数罪具発については明確な規定がなされ、法規に記されていない犯罪行為は類推解釈が許され、裁判官にも自由裁量権が与えられた。

刑罰の規定は隋朝の「五刑」（答、杖、徒、流、死）体系を継承して、酷刑は見られない。朝廷は3つの常設機関に中央の司法を分担させ、地方では同一機関が司法と行政を司っていたが、地方機関の補佐官員は中央が統一派遣していた。裁判の審理では一定の条件下で拷問も許可されたが、ひとつの案件における審理および拷問の回数は限定されていた。判決は律令格式を引用して言い渡され、審理、判決に違法行為がある場合には裁判官の責任を追及した。

五代においては唐朝の法律形式を基本的に継承したが、政局が不安定で動乱が頻発したこの時期は、法律は簡明の傾向を示し、刑罰は厳格さを増した。五刑体系は維持されつつも杖刑による代替が行われて、酷刑が再度復活した。

宋代は唐制の法律形式を受け継ぎ、律の編纂形式を調整して《宋刑統》を編んだ。刑罰は五刑、「折杖法」（杖刑による五刑の代用）と附加刑の組み合わせで執行され、民事法関連の条文を増加させたところに特徴がある。司法制度については“宋代的司法制度在中国古代法制史上是為最完善的”（叶孝信 2010:246）と言われる程である。

元代の法律制度は民族固有の習慣法から唐律などの法典の要素を吸収して形成された。明代は簡明と厳格を主旨に法律制度を整えて《大明律》は独自の編制を持ち、部門分類が細かく検索に長けていた。刑罰では唐律の五刑に加えて「凌遲、充軍、遷徙、枷号、刺字」が設定された。司法では中央集権大勢を強化し主要裁判権を中央政府に集めた。

清朝は明制を踏襲して律、例、会典の法律形式を取った。刑罰では明律を継承しつつも刑具を「竹板」に変更して、充軍、發遣、死刑と附加刑があった。中央司法機関は明代の「三法司」制度を維持して、地方は司法と行政が同居のままだった。清末に情勢の要求から法制度の改訂に着手したが、新法典の一部は起草に留まり変革が達成される前に崩壊した。

### 1.3 清末における刑律の近代法典への改訂

近代法と古代法は法律形式、刑罰の種類、訴訟裁判の形式、立法原則など多方面に相違点が見られるが、いくつかの形式的な変化を中心に確認して近代法の一側面を提示する。

法律形式については伝統的に律、令などの呼称を使用してきたが、清末に編纂した新法典は憲法、刑法、民法、刑事訴訟法、民事訴訟法、商法など日本の新法典と同じ名称を用いた。それに伴い刑事法と民事法が明確に区分され、訴訟手続きも同様に別々の法典が起草されたが<sup>11</sup>、ことごとく施行までには至らなかった。それに代わり清朝の旧法典を修訂した《大清現行刑律》が実施された。新法典草案の未採用や旧法典の修訂から近代法典の目指した方向と古代法のずれが見えてくる。

刑法典の草案は日本から招聘した岡田朝太郎<sup>12</sup>が起草したが、中国社会の政治秩序原則である礼に違犯すると熾烈な批判を受けた（黄宗智 2003：16）。中国が如何に伝統的に礼を重視してきたかわかると同時に、近代法典を受け入れるには重大な思想の転換が求められていることを示唆していよう。

これに対して旧法典の修訂においては、修訂法律大臣の沈家本と伍廷芳が旧式の刑罰（凌遲、梟首、戮屍、刺字）の廃止、満族と漢族を区分する条文の削除や旧法典の構成変更などを主張して、さらに奴隸階級を法律条文から削除した（黄宗智 2003：17）。この方針は旧法典の修訂に対するものであるが、近代法典の編纂に共通する立場である。

清朝の旧法典では刑法典と民法典の区別は明確ではないが、民事に関する規定は点在する。黄宗智（2003：21-26）は旧法典に点在する民事条例の分析から現在は民法典に記載されるべき内容があると証明する一方で、

清代法典中几乎所有民事条例的出发点都是我所称的官僚——世袭家长统治主义，统治者的权威在理论上是绝对的。民事条例因而不能导源于“权利”（不管是神授、“天生”、还是民间社会对专制主义的反抗），相反，它们由世袭的统治者赐与。

と述べ、あくまで立法の視点は統治者にあり、人民の権利主張に結実しなかったと指摘した。換言すれば、旧法典には明文化した権利概念はないが、法律体系の中で個人の権利は保障されていた。

黄宗智（2003）によると旧法典の修訂で民事条例に関する変更は、実質的な意味をなさない条文、満族と漢族人口を区別する条文、漢族と苗族の交流を限定する条文の削除と、身体刑から罰金刑への転向である。

---

<sup>11</sup> 清末に訴訟法は2種類編纂され、刑事と民事を各々1法典とする2法典制と、両者を合併した1法典制（刑事民事訴訟法）とがあった。

<sup>12</sup> 岡田朝太郎（1868-1936）は刑法学者、法学博士。1888年に東京帝国大学法科卒業、1897年にドイツ、フランスに留学して、1900年帰国し東京帝国大学教授に就く。1906年に中国政府の法律顧問に聘せられ、中国の暫行新刑法、現行刑事訴訟法院編制法などを起草する。帰国後、早稲田大学、明治大学の教授となった。

上述以外にも近代法の体系を整えるには弁護士・陪審員の導入、司法機関の構成などの制度でも改訂が必要とされた。清末だけでは準備が間に合わず民国期において近代法体制が完結することとなる。

## 第二節 古代法と法律新語

《唐律疏議》は中国法制史上を代表する法律書で、唐律は清律まで継続的に影響力を持ち続けた。その唐律が近代法典に如何なる影響をもっていたか、法律語を通して考察する。

### 2.1 《唐律疏議》と《六法全書》の法律新語

中国の近代法典として吳經熊校勘《袖珍六法全書》（會文堂新記書局、1935年。以下《六法全書》と称す。）を用いて、《六法全書》にある法律語を《唐律疏議》で確認すると以下の55語があった。

保人、捕獲、處分、大赦、法令、法律、法則、犯罪、覆審、告發、共犯、過失、拘留、立法、没入、憑據、囚犯、囚人、契約、殺人、赦免、審問、釋放、受刑、死囚、死刑、私約、徒刑、推事、違背、違法、違犯、違約、誣告、無罪、刑罰、刑名、訊問、有罪、餘罪、證據、證人、正犯、自殺、自首、罪名、罪狀、犯罪人、被告、法例、告訴、檢察、上訴、條例、刑法

そのほとんどが唐代と近代で意味に大きな差はないが、“被告、法例、告訴、檢察、上訴、條例、刑法”などは《唐律疏議》と《六法全書》では意味に明らかな差が見られる。このように《唐律疏議》が近代の法律語に影響を与えているようことは、法制史の観点からしても疑う余地がない。しかし、これらの法律語が《唐律疏議》から直接引用してきた語彙であると主張しているのではない。それは唐律を含めた唐制が後世に引き継がれたように、法律語も代々継承された語彙であった。

一方で《六法全書》に用いられなかった《唐律疏議》の法律語は“笞刑、常律、大刑、斷獄、反坐、故殺、科罪、流刑、肉刑、死罪、私罪、誤殺、緣坐”など枚挙に遑がない。これらは時代の推移のなかで淘汰された語彙である。

### 2.2 《唐律疏議》と《大清律例》の法律語

《六法全書》にある法律語で《唐律疏議》に用例がある法律語は、《唐律疏議》から影響を受けている可能性があり、またそれは唐代以降継続して使用された結果でもあ

ると上述した。ここでは《大清律例<sup>13</sup>》に上掲した法律語が使用されたことを確認することにより、《唐律疏議》の法律語が継続使用された結果として《六法全書》に採用された論証のひとつとしたい。

《唐律疏議》にある法律語 55 語のうち《大清律例》にも用例があるのは 39 語である。その例には“被告”のように名詞用法「被告人」の意味で使われ、近代法律語の意味に近づいた用例もあった。《大清律例》が《唐律疏議》の語彙を継承するとともに意味用法を発展させたことを物語っていよう。これに対して、“大赦、法令、法則、没入、契約、推事、違背、證據、證人、罪狀、犯罪人、法例、檢察、上訴、條例、刑法”などは《大清律例》に用例を見出せなかった。これは時代ごとに使用語彙の相違を示す一例と見なすことができるだろう。

また、《六法全書》に見えない《唐律疏議》の法律語でも一部の語彙（“大刑、肉刑”など）を除いては《大清律例》に用例があり、継承されていると判明した。この比較から《唐律疏議》以来《大清律例》まで受け継がれた法律語が、近代を境に淘汰された可能性があるかと推測できる。

歴代の成文法典は法制度のみならず法律語を継承して、法制度と法律語の発展を推進してきた。それは中華民国の六法において近代以前の法典の法律語を継承したことからわかる。近代法への移行は伝統的法制度から封建的性質を一新することであったが、旧法と新法で相通じる観点が存在したように、法律語もまた近代以前の法律語を新しい法制度の中で使用され続けた。

---

<sup>13</sup> 《大清律例》は 1646 年（清朝順治 3 年）に完成しており、本書の用例を確認するために《文淵閣四庫全書》（電子版）が収録するテキストを使用した。

## 第二章 西学東漸と西洋法学書の翻訳

### 第一節 西洋法学書の翻訳

19世紀の中国は度重なる戦乱と西洋諸国との不平等条約の締結や多額の賠償金により国力が疲弊していた。西洋の造船、大砲および科学技術を一部導入して富国強兵を図るも、理想的な成果が得られず、戊戌変法で法政制度の革新が提唱されるも失敗し、近代的法制度の本格的な整備は20世紀まで先延ばしにされた。とはいえ、西洋発の法学知識は段階的に中国に紹介された。

「天津條約」の交渉に通訳として同席したマーティンは《萬國公法》(1864)を漢訳して、清朝政府の援助を受けて刊行された。中国が国際法に関心を持って、それが外交において重要な知識であることを物語っている。魏源が《海國圖志》を60巻に増補するに当たり、“各國律例”を補充したのもあるいはこの流れを先読みしていたのかもしれない。

アヘン戦争以降、外国との通商、公使の駐在、条約の締結・改正などで外交人材の需要と外国語に精通する人材の不足と相まって、同文館の設立につながる。マーティンは同文館で国際法の教習を務め、国際法の教授と多数の国際法漢訳書の翻訳、刊行に携わり、国際法の知識習得と伝播に資した。江南製造局からも数種の国際法漢訳書が出版され、アメリカ、フランス、ドイツ、イギリスなど諸外国の原文を中国語に翻訳したのは、中国が多方面の視点を取り込み特定国家の権益に傾倒しないよう国際法の公平性を保つためか、それとも諸外国が各自の国益を獲得するためか定かではない。

19世紀の漢訳法学書で国際法に注目が集まった一方で、国際法以外で欧文原典から翻訳された法学書は僅かな数であり影響力も推して知ることができる。日清戦争以後、日本が台頭し始めると、「中体西用」をスローガンに掲げた洋務運動の限界が顕わとなり、戊戌変法では国家の法政制度の転換を模索した。戊戌変法は成功しなかったが、20世紀以降法学書の翻訳は分野の広がりを見せ、翻訳書の数も飛躍的に上昇した。翻訳書の特徴としてはそのほとんどが日本語を原典とすることにある。

#### 1.1 海外情勢の把握を目的とした国際法翻訳

西洋法学が注目され始めたのはアヘン戦争(1840-1842)が勃発する直前に、欽差大臣林則徐が広州に赴きアヘン禁輸交渉に乗り出した頃である。林則徐が外国の情報収集において外国語の新聞、雑誌などの刊行物を中国語に翻訳して海外事情の理解にともした。林則徐は英語に通じた人材として袁德輝、会同四訳館の翻訳員の亞孟、広州現地の林阿適、梁進徳らを招集して、外国人のパーカー(P. Parker、中国名：伯駕)

と亨特 (W. C. Hunter) らの助力を得ながら翻訳組織を形成し外国語の翻訳に当たらせてきた<sup>14</sup>。《廣州周報》《廣州記事報》《新加坡自由報》《孟買新聞紙》などの刊行物を翻訳してこれらをまとめて《澳門新聞紙》と呼び外国事情の収集とともに海外の近況把握に務めた (熊月之 2011 : 177)。同時にイギリスの地理学者マレー (Hugh Murray) の世界地理書 The Encyclopaedia of Geograpfy の 1834 年の初版本を抄訳して《四洲志》と題した<sup>15</sup>。林則徐はアヘン戦争の敗北で失脚した後、魏源に《四洲志》と自身が収集した資料を託し《海國圖志》の編纂を任せた。その《海國圖志》60 巻本には“各國律例”が収録されており、これは西洋の国際法を紹介する最初の記述である (王维俭 1985)。

“各國律例”の翻訳以前から西洋法律政治制度を紹介する文章に法律語は散見する。王健 (2001) や崔军民 (2011) はこれらの法律語彙を紹介し、早くから法律新語が中国語に現れていることを論述した。“各國律例”は 1600 字程度の短文ではあるが、後にマーティンが《萬國公法》(1864) を刊行するまでの唯一の国際法著作であり、中国における西洋国際法および法学書漢訳の嚆矢でもある。

## 1.2 外交人材育成を目的とした法学書翻訳

中国は外国情勢の把握と同時に外交人材の育成にも力を入れた。その背景には中国が欧米諸国と交わした条約により、条約締結に際して中国語を使用できなくなったことで外国語学習の必要性が高まった。また諸外国との公平な交渉のためには国際法の知識が必要でもあったからである。アヘン戦争 (1840-1842) の敗北後、中国は西洋諸国との戦力の差を知り、「中体西用」をスローガンに、西洋の科学技術を取り入れる洋務運動を開始した。魏源の《海國圖志》には有名な言葉“師夷長技以制夷”がある。ここでの“長技”とは「戦艦」「火器」「養兵、練兵の法」を指している。また教育に関しては、まず「訳館」を設立し、洋書を翻訳すべきと述べている (孫子和 1978 : 14)。「訳館」つまり翻訳機関の設立は「同文館」の成立で実現した。

同文館は 1862 年に恭親王奕訢等の上奏により設立された。同上奏文に“必先諳其言語文字<sup>16</sup>、方不受人欺蒙”とあり、同文館の設立は諸外国に対抗する手段の一つであった。同文館は北京、上海、広東にあり、1862 年に最初の同文館である「京師同文館」、1863 年に「上海同文館 (一般には上海広方言館と呼ぶ)」、1864 年に「広東同文館」がそれぞれ成立した。三館に共通するのは外国語教育機関で、翻訳者や専門知識を具えた外交官を育成することである。

<sup>14</sup> 馬西尼 (1997) と王健 (2001 : 97-98) を参照。

<sup>15</sup> 下河部行輝 (2002) は《四洲志》は中日両国に現存しないという。

<sup>16</sup> “其言語文字”とは西洋諸国の言語文字を指している。



なぜ外国語教育機関がこの時期に必要なだったのか。その理由は「中英天津條約」の条文にある。条文中に“嗣後英国文書、俱用英字書写”“自今而後、遇有文詞辯論之處、總以英文為準”という文が明記されて、清朝は初めて外国語を扱う人材の重要性と外国語教授の必要性を認識した。そこで同文館設立に動き始めた。

清末に設立された同文館の概要を説明すると、京師同文館は英文（英語）館のみの開館から始まる。1869年に法文（フランス語）館と俄文（ロシア語）館が、1871年に徳文（ドイツ語）館が増設された。そして、最後に東文（日本語）館が置かれ、同文館で教授していた五言語が出揃った。語学教育以外にも天文算学館、格物館、化学館等も開館していたので、総合的な教育機関であったことがわかる。それに加え、付属施設として印書処が1873年、化学試験館と博物館が1876年、觀星台と格致実験館が1888年、書閣（図書館）と翻訳処が1893年にそれぞれ建設された。京師同文館は教育のみならず、翻訳、出版をも行っていた。1901年に京師大学堂と合併し、京師同文館の名称は消えた。

上海広方言館は1863年に設立され、英文館が開かれた。1894年に法文館、算学館、天文館を増設した。1898年に工芸学堂が加わり、四館一学堂を管理することになる。1905年にその名を兵工学堂に改変するまで、42年続いた。広方言館という名称は変更されることはなかったものの、1870年には江南機器製造局（江南製造局）に合併している。江南製造局は1867年から繙訳館（翻訳館）があり、広方言館の役割は主に翻訳官と「洋務人材」の育成であった（孫子和 1978：302）。

広東同文館は1864年に開館し、やはり英文館から始まる。1879年に法文（フランス語）館と布文<sup>17</sup>（ドイツ語）館の設立を申請するが、経費が下りず断念した。日清戦争後日本語とロシア語が重要視され、1897年に俄文館と東文館が開館する。その後1900年に法文館を増設する。1903年に駐防中学堂と合併し、1905年に広州訳学堂に改名した。

翻訳活動に力を入れていたのは、京師同文館と上海広方言館を管轄していた江南製造局である。京師同文館においては来華宣教師のマーティンが中心になって翻訳が行われた。同文館での洋学書の翻訳は合計24種、その内9種の翻訳にマーティンがかかわっている。以下にその書名を挙げる。

《星軹指掌》、《公法便覽》、《公法會通》、《陸地戰例新選》、《格物測算》、《中西合歷》、《富國策》、《英文拳隅》、《同文津梁》

この9種はあくまで、同文館において出版した訳書であり、それ以前に出版した《萬國公法》、《格物入門》はこの数に入らない。法学書の翻訳で言えば、同文館は《法國

---

<sup>17</sup> 「布文館」の「布」はプロイセン王国の漢字音訳語の頭文字と思われる。プロイセン王国とは1871年のドイツ帝国成立の前身となった国家であり、布文館は現在でいうドイツ語館に相当する。

律例》、《新加坡刑律》<sup>18</sup>をも翻訳している。

江南製造局の翻訳館が出版した翻訳書は少なくとも 160 種ある<sup>19</sup>。京師同文館の翻訳書は数の上では、江南製造局に遠く及ばないが、教育機関の教材に使用され（王文兵 2008 : 113）、洋学の普及に多大な貢献をした。

洋学書の翻訳を行っていたのは同文館と江南製造局だけではない。ほかに出版機関である墨海書館（1843 年成立）、益智書会（1877 年成立）、広学会（1887 年成立）なども洋学書の翻訳業務に携わっていた。これらの出版機関の創設者はみな外国の宣教師である。

外国語習得、外交人材育成のために設立された同文館はその役割を十分に果たした。孫子和（1978）は同文館の業績を“為中國樹立現代教育之楷模，並成為溝通中西學術文化的橋樑”“為清末民初職業外交官之搖籃，亦為教育、內政、軍事等若干重要幕僚之出處”と評している。そして、同文館は大量の漢訳書を世に出し、洋学の受容に貢献したことも忘れてはならない。

### 1.3 西洋法学の紹介を目的とした法学書翻訳

林則徐が指揮して翻訳された“各國律例”やマーティンが漢訳した《萬國公法》など一連の国際法の翻訳は実用性を重視してのことだった。しかし、翻訳に際して意識したかは別にして、国際法の漢訳書は中国の人々に諸外国の法制度を受容させる入口となった。国際法の漢訳書は中国の社会情勢もあり、容易に受け入れられた。それとは対照的だったのは外国の国内法の翻訳で、《法國律例》、《美國憲法纂釋》などが出版されても、同類の法学書がこれ以上 19 世紀の中国に現れることはなかった。この類の法学書は中国に情報を提供したのみで反響は大きくない。20 世紀初頭に中国が西洋近代的法政に前向きな姿勢を明確にすると、漢訳法学書が増加して、諸外国の国内法が陸続と刊行された。1904 年から法理学分野の嚴復訳の《法意》が刊行されたことで、法学に深みが増した。西洋法学は対外的な道具から国家を構成する歯車の一部へと受容されていく。

<sup>18</sup> 田涛（2001 : 85）は《新加坡刑律》が出版されたか不詳としている。

<sup>19</sup> 馬祖毅（1998 : 343）は《江南製造局訳書》（1909）に 160 種の訳書が収録されていると示している。孫子和（1978 : 371-397）の漢訳書名と原書名の対応表によると、傅蘭雅・林樂知・金楷理の 3 人の訳書だけで 188 種となる。

## 第二節 《海國圖志・各國律例》（1847、パーカー訳と袁徳輝訳）

### 2.1 《海國圖志》の編纂

《海國圖志》の“各國律例”<sup>20</sup>はパーカー（Peter Parker、中国名：伯駕）訳と袁徳輝訳からなる1600字程度の短文で、ヴァッテル（Emmerich De Vattel、中国名：滑達爾）がフランス語で著した国際法の名著<sup>21</sup>*Le Droit des Gens*（初版1758年）の英語版 *The Law of Nations, or Principles of the Law of Nature, Applied to the Conduct and Affairs of Nations and Sovereigns*（J. Chitty 英訳）の抄訳であると知られている。この“各國律例”は《海國圖志》六十卷本の第52巻“夷情備采”中の“譯出夷律”の下と《海國圖志》百卷本の第83巻“夷情備采三”中に収録された。

《海國圖志》の編者は魏源（1794-1857）、字は默深、墨生、漢士など、湖南省邵陽の人。1822年（道光2年）に挙人、1844年に進士となる。1825年から賀長齡とともに《皇朝經世文編》を編纂し、後に《聖武記》を書き上げ《海國圖志》と同年に出版した。《海國圖志》は世界各国の地理、地図を載せるだけでなく、西洋船砲についても紹介し、六十巻本では汽船・地雷・水雷・望遠鏡などの製造法と使用法に関する記述を補充し、百巻本ではさらに地図や西洋船砲の図式、地球天文合論、国地総論などを増補して西洋技芸部分を一層充実させた。そこから外国の情勢に暗い中国に世界の大勢を認識し、富国強兵の道を模索する意図が窺える（肖致治1992）。魏源の主張は「外国の情況把握、外国の技術修得、軍隊の整備、人材の選抜、正常な通商、民衆の自覚」の6点に集約されると肖致治（1992）は述べている。魏源がこのような思想を抱く背景として公羊学を修めたことと、《皇朝經世文編》と《聖武記》の編著を手がけたことに関係する。《皇朝經世文編》は「清朝の創設以来のあらゆる経世的文章を集めて、この後の治世の指針としようとしたもの」、《聖武記》は「清朝の創立以来道光年間に至るまでの歴史を、軍事を中心に著述したもの」<sup>22</sup>で治世のあり方を熟知しており、さらにアヘン戦争にも従軍した魏源は中国と外国の軍事力の差を実感したのだろう。《海國圖志》に現れた彼の主張はこれらの経験が多いに反映された。《海國圖志》は五十巻から2度の増補を経て百巻本に拡充されたことからわかるように大変歓迎されたようで高く評価されている<sup>23</sup>。

<sup>20</sup> 王健（2001：97）は《海國圖志》50巻本が《各國律例》を収録していないと指摘して、60巻本の第52巻に初めて《各國律例》が掲載されたという。筆者は百巻本の第83巻に収録された《各國律例》を参照した。

<sup>21</sup> ヴァッテルの著書はイギリスで刊行された版本だけでも10種以上あり、アメリカには7種以上出版されたという。

<sup>22</sup> 源了圓（1999）の説明を参照した。

<sup>23</sup> 熊月之（2011：201）は“作为完整、系统的世界地理著作，在鸦片战争以后的四五十年中，《海国图志》与《瀛寰志略》是最有影响的两部。”といい、肖致治（1992）は「当時の中国にあって最

国際法の部分訳である“各國律例”は魏源の意図と合致することは論を待たないが、翻訳文を見ると国家間の戦争と封鎖・禁輸などの措置に関する内容を訳出している。欽差大臣であった林則徐の意向による翻訳であり、彼の使命であったアヘン禁輸の智恵として利用されその任務に裨益したところは大きいだろう。

## 2.2 “各國律例”の訳出と法律新語

“各國律例”はパーカーと袁德輝の2人による訳出で、前半にパーカーの訳文を後半に袁德輝の訳文が配置されている。両者は同じ内容を訳出したが、訳述の正確性においては袁德輝の方がより勝っていると評価される<sup>24</sup>。

翻訳者であるパーカーと袁德輝の活動および“各國律例”と原文対訳関係については王维俭（1985）が詳細にまとめているので、ここでそれを抄録して紹介する。パーカーはアメリカ人宣教師で訳業に携わった当時は広東で活動し、後に1844年の「中美望厦條約」の締結に参加した。1855-1857年にアメリカ駐華公使に任じるなど中米間で影響力を持っていた人物である。1834年に布教のため来華し、広州に到着後、間もなく中国語修得のためシンガポールへ赴き、翌年広州に戻る。彼はプロテスタント系教派によって中国へ派遣された最初の“醫務傳教士”（宣教医）で、1835年に広州で眼科病院を開設した。1838年パーカーは哥利支(T. R. College)と裨治文(E. C. Bridgman)とともに“在華醫務傳教会”（The Medical Missionary Society in China）を設立した。王维俭（1985）は確証は無いとした上で、パーカーの日記の記述から林則徐が国際法を翻訳するきっかけを提供したのは、パーカーであるかもしれないと匂わせた。また、林則徐は伍浩官を通じてパーカーに“各國律例”の漢訳を依頼しており、林則徐とパーカーは間接的に連絡しあっていたが、面識はなかったと見られると、王维俭（1985）はこのように指摘するとともに、パーカーの訳出は1839年7月に翻訳を開始して9月に完了したと述べた。そのパーカーは林則徐のためにイギリス女王への手紙を翻訳したこともある。

もう一人の翻訳者、袁德輝は四川の人、1800年前後の生まれ、檳榔嶼天主教學校と馬六甲英華書院でラテン語と英語を学び、伍浩官の推挙で理藩院通事を務めた。英語に通じていた外国書籍の収集のため少なくとも2回広州を訪れた。後に林則徐の翻訳要員として多数の翻訳書を訳述した。

パーカー訳文のタイトルは“滑達爾各國律例”で原著タイトルを訳出し、袁德輝訳は“法律本性正理所載第三十九條”と題し原著の副題を訳出した。パーカーが翻訳し

---

も完備された世界知識の宝庫」と評価する。源了圓（1999）は「当時の社会で最も望まれた情報が提供されている。」と記した。

<sup>24</sup> 王维俭（1985）、王健（2001）など。

たのは第1編第8章第94節、第3編第1章第1節と第2節で、袁德輝は第1編第8章第94節、第2編第8章第100節から第102節、第3編第1章第1節から第4節で、両者はそれに関連する2つの脚注をも訳出した。

“各國律例”の訳文には22語の法律語が現れ、“各國律例、例制”は中国の古典に用例が見当たらない新造語で、“公法、道理、義理”はそれ以前の語義と異なる転用語であり、この他に“兵權、充公、大權、法度、法律、法制、講和、禁例、立法、例禁、律法、律例、權柄、入官、殺人、違犯、治罪”など中国の古典に用例を持つ既存語がある。

パーカーの訳文にある“各國律例”は中国の古典には見当たらない文字列で英語 law of nations に対応し、今日の「国際法」に相当するためパーカー創出の法律新語である<sup>25</sup>。王健(2001)は“各國律例”の訳文と原文の比較を通して、right と“道理”が対訳関係にあることと、一字の“權”が right と対応していることを突き止めた<sup>26</sup>。また、この時点では“權利”がまだ訳文に登場していないことにも言及した。この他に崔军民(2011)は“公法”が international law の訳語<sup>27</sup>、“例制”が constitution の訳語、“義理”が justice の訳語であると指摘した。

“各國律例”の訳文について王維儉(1985)は、アメリカ人のパーカーと違い中国人の袁德輝は中国語の表現能力はもちろんのこと、袁氏がパーカーの訳述を参考していた可能性があるとは指摘しており、訳文の質に差があるのも当然の帰結である。王健(2001)は魯納の論述を借りながら、パーカーは原文に忠実で辛うじて中国人が理解可能な訳文に仕上げ、袁德輝は原文の中国人が理解しづらい語句を“中国化”して訳出したと翻訳の傾向を説明した。なお、法律語の視点からみると、“法律、律例、律法”などの類義語を並行して訳文に使用していることから、用語を統一しようとする意識は見られない。“各國律例”の法律新語は“公法”が語義を変えて後世に受け継がれた以外は広まることはなかった。その影響力は大きくはなかったと言える。

<sup>25</sup> 王健(2001: 103)も同じ意見であり、また law of nations はラテン語 jus gentium (万民法)を語源とし、ローマの公民と他国民の案件を処理する場合に用いる概念であるため、漢字表記の意味と原義にずれがあるので、後にマーティンは“各國律例”を捨て“萬國公法”を使用したのだらうと推論した。崔军民(2011: 68)も法律新語と見做している。

<sup>26</sup> 王健(2001: 110)はパーカーが right を“應”“當”と訳出したことから、モリソンの英華字典を参考にしていたと指摘した。さらに王健(2001: 110-111)は“在袁德輝译文的倒数第二段，即例句4的一段话中连续出现了三处“权”字，其中第一个“权”显然与 authority 对应，而后两个当指 right。”述べて、right を“權”に訳出する例を挙げた。

<sup>27</sup> 刘耀(2012)では《各國律例》と《萬國公法》の間では“公法”の語義に相違が見られると指摘して、「公法=international law」の初出は《萬國公法》だと主張している。《各國律例》において既存語の“公法”から離れて新義を獲得したということでは見解が一致している。

### 第三節 同文館の国際法翻訳書

#### 3.1 マーティン訳《萬國公法》(1864)

京師同文館の総教習<sup>28</sup>を務めたマーティンの代表作は国際法の漢訳書《萬國公法》である。既述のように、《海國圖志》には国際法の著書の一部を翻訳した“各國律例”が収録されているが、その先駆的な意義は1960年代に入って初めて認められた(張嘉寧1991:382)。一方、《萬國公法》は出版直後から中国と日本に多大な影響を与える。マーティンが漢訳にかかわった国際法の著書は《萬國公法》以外に、《星輶指掌》(1876)、《公法便覽》(1878)、《公法會通》(1880)、《陸地戦例新選》(1884)、《公法千章》(1899)、《公法新編》(1902)、《邦交提要》(1904)などがあり<sup>29</sup>、《公法新編》と《邦交提要》が上海廣學會からの出版である以外は同文館から出版された。この他にマーティンは《中國古世公法論略》を著している。本論文は成立の時期と日本への影響を考慮して《萬國公法》、《公法便覽》の法律語を調査する。

##### 3.1.1 翻訳出版までの運び

《萬國公法》の翻訳者ウィリアム・マーティン(William Alexander Parsons Martin、中国名:丁隴良)は1827年アメリカインディアナ州の生まれ。1846年にインディアナ州立大学を卒業後、New Albany 神学院でキリスト教に対する信仰を深め、49年に卒業した。1850年に布教のため中国寧波に派遣された。1864年宣教師の少ない北京へ移り、「崇実館」という学校を開き、教育と布教を進めた。1858-1859年の間、アメリカの来華使節Thomas B. ReedとJohn E. Wardの通訳を務める一方で、ホイトン(Wheaton、中国名:恵頓)の国際法 *International Law* を翻訳し、総理衙門の助成を受け出版した。1865年にAnson Burlingame(蒲安臣)とThomas Wade(威妥瑪)の推薦で、同文館の英文教習を務め、1867年に政治経済及び国際法教習を経て、1870年に総教習を務めた。1895年に健康上の理由から退職する。同文館が京師大学堂に吸収された後の1898年に総教習として迎え入れられたが、2年後に離職した。その後アメリカで中国

<sup>28</sup> 現在の教務の長に当たる。

<sup>29</sup> 《公法千章》は筆者未見、田涛(2001:98)によると《公法千章》はマーティン、聯芳、慶常共訳、全5巻。イギリスの法学者ホール(William Edward Hall、中国名:霍爾)の代表作 *A Treatise on International Law* からの漢訳の可能性があるという。《星輶指掌》はドイツ人Martensの *La Guide Diplomatique* からの翻訳で、その凡例から聯芳、慶常が訳述し貴榮、杜法孟の潤色、マーティンの校閲を経て刊行されたとわかる。《公法會通》はドイツ人法学者J. C. Bluntschli(中国名:歩倫)のフランス語版 *Le droit International Codifié* からの翻訳である。前半は聯芳、慶常、聯興が漢訳し、後半はマーティン口授、貴榮、桂林筆述により、最後に貴榮の校閲を経て上梓された。《陸地戦例新選》は *Institut de Droit international* が編纂した *Manual of the Law of War on Land* の漢訳である。《公法新編》はアメリカの法学者Dudley David Field編 *Draft Outlines of an International Relations* を底本とし、《邦交提要》はマーティンが湖北で行った講演を刊行したものである。

問題についての講演などをした。武昌大学に総教習の話もあったが、張之洞の抵抗により実現せず、一度は離れていた長老会に戻り布教活動を再開した。1916年に肺炎のため北京で息をひきとる。孫子和（1978：158）はマーティンのことを“丁氏が十九世紀後三分之一的時間裏，可能是北京僅次於赫德最具影響力之一個外國人”と評価している。

マーティンが《萬國公法》の翻訳に取り掛かったのは1862年で、完了したのは1864年である。マーティンは早くからアメリカの領事のために無償で通訳を務めており、「中英天津條約」（1858）においては、アメリカ側の通訳として交渉に参加していた。この他にも外交活動に参加し、将来中国の官僚が外交上において西洋の法律知識を活用するはずであると感じ、《萬國公法》を翻訳した。国際法の著書を選択する際に、一度は林則徐も注目したヴァッテルの著書を考えてが、華若翰の薦めでホイトン（恵頓）の *Elements of International Law* を翻訳することにした。翻訳の際に中国語の表現はキリスト教徒の何師孟と曹景榮（子漁）の助けを得ていた。マーティンが翻訳をしていた時期に、清朝政府がフランスとの間にキリスト教会と中国人との衝突事件の処理に頭を悩ませており、西洋の国際法の著書を必要としていた。そんな時に、蒲安臣はマーティンが《萬國公法》を翻訳していることを知り、その活動を応援した<sup>30</sup>。1864年に翻訳を完了し出版される。《萬國公法》の翻訳に使用した底本に定説はないが、張嘉寧（1991：404）の説には説得力があり、マーティンが漢訳に着手した時期や章節と文の配置から1855年の第六版が底本に相応しいと指摘した。

マーティンとともに《萬國公法》を漢訳した協力者は該書の凡例に、

視其理足義備，思於中外不無裨益，因與江寧何師孟、通州李大文、大興張煒、定海曹景榮略譯數卷，呈總理各國事務衙門批閱。

と記述があるので、その氏名と出身地を知ることができる。曹景榮（子漁）だけはキリスト教徒でマーティンの中国語教師を務めていたとわかっている（王文兵 2006：89）。その他の協力者については関連資料を探し出すことができなかった。

### 3.1.2 《萬國公法》の法律新語

《萬國公法》は国際法を系統的に中国に紹介した最初の漢訳書であるため、国際法特有の法律新語（萬國公法、特權、局外など）が散見する一方で、法学一般の用語（性法、告訴、刑罰など）も多く見られた。

《萬國公法》に見られる法律語は213語あり、法律新語は61語である<sup>31</sup>。法律新語

<sup>30</sup> マーティンの生平と翻訳活動については主に王文兵（2008：96-97）を参照した。

<sup>31</sup> 既存語は152語あり、以下に提示する。斜線より前の8語は“各國律例”にも用例がある。

のうち新造語は 44 語（常約、初擬、大法院、代辦者、地方法院、地方法院條規、罰款、法院、公師、公約、國約、海案、海法、恆約、和權、護約、君約、内公法、内國法、全權、上法院、上權、擅約、司海法院、私條、私戰、特權、特約、外法、外公法、萬國公法、萬國律例、下法院、小法院、性法、刑權、原告者、原權、約據、約款、越權、戰利法院、戰權、囑遺）、転用語は 17 語（初審、動物、法師、法堂、公法、國法、局外、理法、内法、權利、審權、司法、私權、天法、責任、植物、主權）ある。“各國律例”に“公法”が見られる以外は全てが《萬國公法》の新出<sup>32</sup>である。

“權利”は多くの研究成果があり、《萬國公法》の中で最も有名な法律新語といっても過言ではない。マーティンが初めて“權利”と「right」との対訳関係を構築して今日の中日両国でもこの用法を継承している<sup>33</sup>。權利の意味で“一權”を語素の一部とする用法も《萬國公法》に見られ、“主權、私權、特權”などの用例がある。しかし、“自然之權、平行之權”のように“權”一字で right の意味に当てる方法はすでに“各國律例”から確認された現象である。マーティンが“各國律例”を参考にして“權利”を訳出した確証はないが、次の 2 点から完全に否定することは出来ないだろう。1) “各國律例”が晩清に流行した《海國圖志》の六十巻本と百巻本に収録されたこと、2) “各國律例”の底本でもあるヴァッテルの著書（初版 1758）を 19 世紀後半にマーティンが一度は漢訳使用としたこと、を考慮すると“各國律例”の存在を認識していたと思われる。

新造語の“法院”は《萬國公法》が新出であり、第一卷第一章第十二節に“依諸國之常行及現今之公法，尚未設有統理之法院，秉公不偏，以斷海案”とある。この“法院”は tribunal に対応していることは確認済みで、清末・民国の法典に採用され現代中国語でも使用されつづけている。

同じ新造語の“萬國公法”は international law の意味であることは言うまでもないが、書名には使用されたが本文中では一度も用例がなく、“萬國之公法”が見えるのみである。その代わりに国際法を言う時はほとんど“公法”を使用していた。“萬

充公	法度	法制	講和	律法	律例	權柄	治罪／案件	被告	被告者	背約	不法	捕拿	
查封	償還	常例	常行	查問	出告	出語	詞訟	辭訟	代理	大罪	典押	抵償	定案
定法	定例	定律	定罪	斷案	斷法	斷訟	法令	犯案	犯法	犯罪	法司	法外	非法
俘虜	覆審	復審	干犯	告發	告發者	告者	告狀	告罪	公案	公戰	國權	國土	故殺
合同	和約	會盟	婚姻	疆界	疆土	加刑	稽查	稽察	結案	禁令	拘禁	軍法	君權
控告	控討	虧空	兩造	理斷	例法	離婚	例款	立約	論法	盟約	免罪	明許	密約
謀殺	默許	臬司	擬罪	賠償	憑據	強犯	人犯	入籍	上告	上控	審案	審辦	審察
審斷	審罰	審法	審結	審理	審訊	伸冤	釋放	實權	私產	嗣續	訟詞	訟獄	俗法
逃犯	條規	條款	條例	條約	通例	統權	王法	違法	違律	違約	下獄	刑典	刑罰
行法	刑官	興訟	宣戰	押護	嚴罰	遺產	議和	遺囑	有罪	原告	證據	爭訟	制法
制律	重案	中保	中立	重罪	專權	捉拿	罪案	罪犯	罪魁	罪名	坐罪		

<sup>32</sup> 「新出」は「初出」の意味でも用いるが、本論文では「新出」は調査対象文献内において最初の用例を指し、「初出」は調査対象文献に限らず最初の用例を指すこととする。

<sup>33</sup> “權利”をマーティンの手になる訳語とする見方はすでに定説となっており、早くは『箕作麟祥君傳』（1907）に箕作麟祥のことばとして紹介されている。



國公法”は20世紀初頭まで広く使用されたが、「國際法」という言い方に押され死語となった。転用語で死語となった例に“法師”がある。《萬國公法》における“法師”は“依古時法師所論，公法出於理，而萬國之服化者無不遵守。”（第一卷第一章第六節）と“上法師曾經批分此二等罪案”（第二卷第二章第九節）の用例のように *jurisconsult* や *judge* と対訳され法学者や裁判官の意味である。かつての僧侶や道士に対する尊称ではなく、法律・法学に精通した人という新義を獲得しているが、“法師”がもつ負のイメージが強かったのか、法学者の意味で定着することはなかった。

### 3.2 マーティン講述、汪鳳藻等訳《公法便覽》(1878)

#### 3.2.1 《公法便覽》の翻訳動機

《公法便覽》(1878)は同文館でマーティンとその学生が漢訳した重要な国際法の著書である。本書は巻一から巻四の7章、續巻2章と“附公法家書目考略”からなる。マーティンは翻訳の動機を自序で詳細に述べており、少々長文となるが全文を引用する（段落は引用者による。原文の割注は括弧で括った）。

甲子冬，余奉總理各國事務王大臣諭令，譯刊惠氏萬國公法一書，迄今十三易寒暑矣。邦國局勢既有變遷，地球圖式亦異曩昔，兼之名家著作代出，公使大會疊見，而大國爭端每延友邦調處，以免兵戈，公法因之益重。審是則將公法新書譯刊華文，不得謂非急務矣。然惠氏之書雖出於美國，而余譯之無所嫌疑者，蓋以行世既久，早經各國奉為典則也。茲率館生復譯新書，不憚譏評而仍取諸敵國之作，似當辯之。

去歲曾率館生繙譯布國馬氏所著星輶指掌一書（已成），今歲又譯德國步倫氏公法千章（現尚未就），且擬陸續增譯各國名家著作。俾中華文人學士，雖未通習洋文，亦得窺泰西往來交涉之道，庶幾對鏡參觀，不致為一國議論所囿從，可知四方之公法家所論大同小異，要皆一軌於正誠，不愧夫公法之名焉。至吳氏所長，殆非一端，如歐美二洲既有重洋之隔，則歐洲諸國之爭端多與美國風馬牛不相及，在吳氏議之無所偏倚，猶得曰局外論事，固應乃爾，若夫事有關乎美國，吳氏亦能明辨是非，絕無袒護本國之私存乎其間，則非識量過人曷克臻此。

其書本意專在學院功課，故文義惟求明而易曉，不但小子後生用之以為階進，即博學通儒讀之亦有裨益，專門家既雖譏其淺陋，初學者必不厭其煩瑣，又始終有例案相間，使公法得因史案以明，而史案轉藉公法以彰。況泰西史乘之譯以漢文者，不能多見。且他書或專論案牘，而臚舉太繁，譯不勝譯，總未若此書之簡而能賅，此非余之阿私所好也。

吳氏此書在英國重刊者數矣，倫敦新書考曰：吳氏公法便覽一書，問世已十有

五載。至今聲名頗著，法家視之為權衡準則，而本都書肆重刊已經四次，其所論公而且直，既不苟本國之私，亦不憚斥本國之謬云。又倫敦繪報曰：現今諸國公使屢見會議，各國執政研究公法，而學院課讀者尤眾，則吳氏公法之有新刻，實為幸甚。美之公法家向多著名，而其尚在著以吳氏為冠，宜也。緣吳氏學既周備，心亦公正。

第1段落は時局の変化により新たな国際法の著書を漢訳する必要性について。第2段落は著者の国籍による国際法への見解の不一致に配慮して多国籍の著書を翻訳する（予定である）ことに言及し、呉（ウールセイ）氏の公平公正な態度を評価する。第3段落は簡潔明瞭な内容で国際法の学習に適していることを述べ、第4段落では原著が広く読まれており評価も高いとわかる<sup>34</sup>。マーティンが本書を底本に選択した理由と、同文館という教育機関での翻訳活動で知識の吸収の一面もかいま見える。

マーティンのいう“吳氏”は Theodore Dwight Woolsey（中国名：吳爾璽）のことで、アメリカの著名な国際法学者であり、ウールセイの著作 *Introduction to the Study of International Law*（初版は1860年）を《公法便覽》の底本とした。

### 3.2.2 《公法便覽》の翻訳者

マーティンは凡例に“余督率館生繙譯此書，既將洋文為之講解於前，復將譯稿詳加校閱於後”と自身の役割が「講述」であると記すとともに、自序と凡例において漢訳に携わった人物の氏名を記した。自序に“茲譯以華文，而詞義尚能明晰者，則汪君芝房鳳藻之力為多。芝房既具敏才，復精英文。”と記し、凡例に“司翻譯者四人，為汪鳳藻、鳳儀、左秉隆、德明，而大半出於汪鳳藻一手。司校閱者二人，為貴榮，暨前同文館學生桂林”とあることから、本書は6人の協力者により完成し、最大の功労者は汪鳳藻であったと知り得る。續巻の巻末に「貴榮／左秉隆校字」と記されているので、凡例の内容と齟齬が見られるが、貴左両氏は續巻あるいは付録の校正を担当しただけとも考えられる。いずれにしても6名は同文館の学生であったため、漢学はもちろんのこと、外国語にも明るかったと見える。

《清史稿辞典》(857頁)は汪鳳藻について

清朝外交官。字芝房、云章。江苏元和（今江苏苏州）人。光绪九年（1883）庶吉士。十七年署理驻日公使，后晋出使日本大臣。二十年中日开战时回国。

<sup>34</sup> 田涛（2001：69）は原著について“为作者在国际法领域的代表作，叙述建明，内容充实。”と述べ、《公法便覽》については徐维则の言葉を借りながら“有的学者认为，丁韪良翻译的《万国公法》影响虽然很大，但‘多据罗马及近时旧案，未能悉本公理，而所采又未全备’，倒是《公法便覽》较之‘更为周密，例有未达者，历引泰西史乘及近今案牒以发明之’，对该书的评价还是较高的。”と評価した。

と紹介し、《清史稿》には 10 回この名前が現れる<sup>35</sup>。同文館の名簿からは上海廣方言館の出身であるとわかる（孫子和 1977 : 540）。

左秉隆に関して《中華百科全書》（第二冊 346-347 頁）は

左秉隆（1850-1924），字子興，祖籍瀋陽。秉隆幼聰穎，習漢滿文，十五歲入廣州同文館習英文、數理，光緒二年（1876）任北京同文館副教習。四年曾紀澤出使英法大臣派充駐英使署翻譯官。七年，派充新嘉坡正領事官，八月到任，為僑民服務，朝夕勤勞，不遑寧處。〈中略〉三十一年，清廷遣五大臣赴東西洋考察政治，秉隆充頭等參贊官，遊歷日、美、英、法、比、德、奧、義等國，英牛津大學贈名譽學士學位。三十三年，派駐新嘉坡兼轄海門等處總領事官。

と紹介する。本書の翻訳には 3 年の時間がかかり、完成後は総理衙門大臣の披閲を経て出版された（《公法便覽》凡例）。

### 3.2.3 《公法便覽》の法律新語

《公法便覽》の法律語は 187 語で法律新語は 38 語である<sup>36</sup>。その内訳は新造語 28 語（罰款、法院、公約、全權、外法、萬國公法、性法、約款、越權／案犯、半權、代訊、犯例、公法家、公法師、公法院、公律、軍例、律法家、律書、民間公法、民權、訟案、通融公法、投控、行産、刑司、座罪）、転用語 10 語（法師、公法、國法、局外、理法、權利、私權、主權／法家、申訴）で、それぞれ斜線より後ろが新出となる。

《公法便覽》新出の法律新語は後世に継承されるものは少数であり、現代の法律語としてほとんど残らなかった。例えば“半權、代訊、犯例、公法院、空訴、投控、座罪”などは他の文献に使用されることはなく、“公法家、公法師、公律、律法家、律書、訟案、刑司”などは一部の文献に用例があるものの結局民国期まで残らなかった。

<sup>35</sup> 汪鳳藻は“駐日公使”や“出使日本大臣”に任じているところから、日本滞在中に多少の日本語を習得していた可能性はあるが、その習熟度は知り得ない。そのため《公法便覽》にみえる“公法家、民權”などが日本で先行用例をもつものの、汪鳳藻が日本の法律新語を借用したとは言えず、《公法便覽》が和製法律新語の影響を受けていたとも判断することはできない。

<sup>36</sup> 《公法便覽》には次の 149 語の既存語があり、斜線以降の 71 語は新出である。

案件	被告	背約	不法	常例	充公	詞訟	定案	定法	定例	定律	定罪	斷案	法度
法令	法律	犯案	犯法	犯罪	法司	法制	覆審	公案	國權	故殺	合同	和約	拘禁
軍法	君權	控告	兩造	理斷	例法	立法	立約	律法	律例	盟約	免罪	明許	默許
賠償	權柄	人犯	入籍	上告	上控	殺人	審案	審辦	審斷	審理	審訊	伸冤	釋放
逃犯	條款	條例	條約	通例	違犯	違約	刑罰	刑官	興訟	宣戰	遺產	有罪	原告
證據	爭訟	制法	治罪	重案	重罪	罪案	罪犯	背法	捕逮	殘殺	常律	懲罰	承繼
代控	盜案	典刑	定約	訂約	抵押	斷定	恩赦	法紀	法例	法學	罰銀	法治	公例
公堂	供證	公罪	故犯	規例	合約	會審	監禁	緝捕	訐告	詰問	禁錮	拘留	鞫審
科斷	科罪	控訴	口供	扣留	律令	命案	擬斷	判定	判決	囚禁	人證	審明	審問
申冤	涉訟	收押	私約	死罪	訴告	條律	聽斷	聽訟	提審	提訊	通法	違例	問罪
誤犯	無罪	刑法	兇犯	遺書	正法	字據	罪律	罪人					

一方で“民権”のように広く使用される法律新語は珍しい。“民権”は《公法便覽》第一卷第三章第十二節の表題のひとつに“此法必與國政民權兩無妨礙方可互行”とある。同節には“人民之權利”という言い方が複数回使用されているため、《公法便覽》ではまだ“民権”は一語として常用される表現ではなく、その後の継続した使用により定着したのだろう。ところで、“民権”は日本語では早くに津田真道訳『泰西國法論』（1868）に用例が見え、日本語の中で定着していく。日中翻訳書の訳出時期からみると、《公法便覽》は『泰西國法論』あるいはそれ以降の日本書の影響を受けている可能性があると考えられるが、《公法便覽》の法律新語のうち日本語に先行する用例があるものは“民権、律書、公法家”の3語だけであり、その可能性は否定的と言わざるを得ないだろう。“民権、律書、公法家”は日中両国で別々に創造された「暗合」の訳語と言える<sup>37</sup>。

《公法便覽》の果たした大きな役割は《萬國公法》の語彙を継承して社会に広めたことであった。法律新語のうち17語（罰款、法師、法院、公法、公約、局外、國法、理法、權利、全權、私權、外法、萬國公法、性法、約款、越權、主權）は《萬國公法》と一致するので、これらは《萬國公法》から継承したと見なせる。《公法便覽》を翻訳する時にマーティンや同文館の学生が《萬國公法》を参考にしないとは考えにくいいため、《公法便覽》が《萬國公法》の訳語を受け継ぐことは当然であろう。

### 3.3 まとめ

《萬國公法》と《公法便覽》の両書に共通する法律新語は17語（《公法便覽》の4割強）で、《萬國公法》にのみ見られる法律新語は44語、《公法便覽》にのみ見られる法律新語は21語である。この数字を基に大胆に言えば、《萬國公法》にのみ見られる法律新語は、後にマーティン自身が訳語として相応しくないと判断した法律新語となる。そして、《公法便覽》の訳語は現時点でマーティンにとっては国際法概念を表現するのに最適な法律新語であったと考えられる。

次表からマーティンが自身の漢訳書において訳語を更新させていたことは明白である（類義語の挙例は既存語を含む）。表中に現在でもよく目にする法律語もあるが、“公法院、公師、公法家、公法師、原告”などはあまり使われない。“公法院、公法家、公法師、原告”が《公法便覽》にのみ見える法律語であることから、新しい訳書の訳語が必ずしも定着したとは限らないとわかる。マーティンと同じ法律語を後述するフライヤー（傅蘭雅）とアレン（林樂知）の漢訳国際法学書では少数しか使用していないが、二人とも時代的に早く登場した《萬國公法》と《公法便覽》の影響を少な

<sup>37</sup> 陳力衛（2011）は意味的暗合の例として「汽車、理学」について論じた。荒川清秀（2005）は「空氣」の成立過程を考察して「空氣」は日中別々に創出した例だと指摘した。

からず受けていただろう。

表 1-1 同文館系諸漢訳書の訳語比較

	裁判所類	法学者類	訴訟類
《萬國公法》	法堂	公師	訟詞、告狀、告發、告罪
《公法便覽》	公堂、公法院	法家、公法家、公法師	控訴、訴告、申訴、伸訴
共通	法院	法師	詞訟、興訟、争訟、控告、 上告、上控

#### 第四節 江南製造局の国際法翻訳書

江南機器製造総局（略称の江南製造局を使用することが多い）は 1865 年に、アメリカ人の経営する旗記鐵廠を政府が購入して設立した。アヘン戦争（1840 年から 1842 年）、太平天国の乱（1850 年）、アロー戦争（1856 年から 1860 年、第二次アヘン戦争とも呼ぶ）など一連の動乱を経験した中国はついに西洋の科学技術に目を向けざるを得なくなった。洋務運動で富国強兵のために軍機の近代化が急がれた。旗記鐵廠は船舶の修理・製造と銃器・大砲・火薬の製造を手がけていたことから注目された。1867 年、製造局の規模拡大を兼ねて虹口から黄浦江付近の高昌廟に移転した。1868 年に江南製造局翻訳館を設置、1898 年に工藝学堂を設立して翻訳・教育部門を強化した。1905 年、船舶関連業務を総局から分離させ“江南船塢”に運営を任せた。1912 年に江南船塢は北洋政府の軍部直轄の管理下に置かれ“江南造船所”と改称した。

翻訳館の設立に際しては徐寿、華蘅芳、徐建寅の働きが大きく影響した。徐寿は蒸気船製造で洋書翻訳の必要性を痛感し、両江総督曾國藩に翻訳館の設立を建議するが初めは拒否された。その後徐壽は《運規約指》（傅蘭雅・徐建寅訳）、《汽機發軔》（偉烈亞力・徐壽訳）、《金石識別》（瑪高温と華蘅芳訳）の訳述成果を曾國藩に報告して訳書への支持を取り付け、翻訳館が成立する運びとなった。1870 年に翻訳館と同様に翻訳要員の育成、洋書翻訳を任務としていた廣方言館を取り込み、1913 年の業務停止まで続いた。翻訳館における翻訳法は宣教師が来華して以来の伝統的な方法を取り、洋書に精通した外国人が口述（翻訳）し、中国人が筆述を行い、修正潤色を経て翻訳作業が完了する。しかし、1875 年前後から筆述を担当する中国人助手の相次ぐ離館、お雇い外国人の金楷理（1878 年）とアレンの 1881 年の離職により、フライヤー 1 人だけで口訳を担当する期間が続いた。そのフライヤーも 1896 年にアメリカで教職に就くため中国を離れた。この時期に強学書局（1895 成立）、南洋公学訳書院（1897 年成立）、商務印書館（1897 年成立）などの翻訳機構が林立して江南製造局翻訳館の影響力も低下していた。1913 年には資金繰りが困窮し業務停止となった。

江南製造局の訳書の数には定説はなく 200 種ほどあると見られる<sup>38</sup>。翻訳書の傾向はというと数理医学系及び技術関連の訳書が 59.6%を占め、自然科学は 23.5%、社会科学は 16.9%で、実用性の高い分野の訳書が多数を占めている<sup>39</sup>。法律関連の翻訳書には《公法總論》(1894)、《各國交渉公法論》(1894)、《各國交渉便法論》(1894)、《法律醫學》(1899)、《邦交公法新論》(1901)、《美國憲法纂釋》(1907)、《公使指南》(刊年不明) などがある。

#### 4.1 フライヤー、汪振聲共訳《公法總論》(1894)

田涛(2001:103)は“(江南製造局)也曾經译刊有几种国际法著述,其中尤以《公法总论》、《各国交涉公法论》、《各国交涉便法论》等较有影响。”とこの3書を特に強調しているので、江南製造局を代表する漢訳法学書と見て良いだろう。本節ではこの3書の法律新語について考察する。

##### 4.1.1 《公法總論》の翻訳

《公法總論》は江南製造局から出版された最初の国際法書である<sup>40</sup>。本書を翻訳したフライヤー(John Fryer、1839-1928、中国名は傅蘭雅。英国人。)は、1861年に来華、京師同文館の英文教習を務める。1865年上海に身を移し、1868年江南製造局の専任翻訳者として迎えられ、科学分野の漢訳に力を入れた。孫子和(1977:392)はフライヤーが漢訳に携わった翻訳書は136種に上ると示した。フライヤーと《公法總論》を共訳した汪振聲について《江南製造局翻译馆图志》(70頁)は

江苏六合人。1880年后入江南制造总局翻译馆,译书16种。所译以兵书战策、格致化工与万国法典为主,多与傅兰雅合作。1894年,与傅兰雅译成《公法总论》一卷。〈中略〉自《马关条约》签订后至民国早年的外交,多倚仗此书。

と紹介した。汪振聲は《各國交渉公法論》の校正をも担当している。

《公法總論》の底本はイギリス人 E. Roberston (羅柏村) 著 International Law で<sup>41</sup>、《公法總論》中の“論公法與便法之攸分”の部分は国際私法を最初に中国に紹介した

<sup>38</sup> 王杨宗〈江南製造局翻译书目新考〉(《中国科技史料》1995年第2期)は193種、沈福伟《西方文化与中国,1793-2000》(上海教育出版社2003年)は257種、张增一〈江南製造局的译书活动〉(《近代史研究》1996年第3期)は200種と統計時期と統計方法によりその数は変動する。

<sup>39</sup> 《江南製造局翻译馆图志》82頁を参照。

<sup>40</sup> 《江南製造局翻译馆图志》(114頁)は《公法總論》の出版時期を1886年から1894年としている。本稿は田涛(2001)に依った。

<sup>41</sup> 田涛(2001:103)は漢訳書の底本は Encyclopaedia Britannica 第9版に掲載された International Law と指摘して、出版時期を“约出版于1894年”とする。

文章である<sup>42</sup>。

#### 4.1.2 《公法總論》の法律新語

《公法總論》は1万字程度の内容で、国際法の要点を簡潔明瞭に解説している。内容が限られていることもあり、法律語は32語で法律新語は15語、そのうち新造語9語（罰款、公法家、公法師、萬國公法／不合法、局外國、律法師、審判堂、審問堂）、転用語6語（公法、局外、法師、内法／便法、律師）である。斜線より前の8語は同文館の漢訳書《萬國公法》と《公法便覽》に用例があり、それらを受け継いだものと見られ<sup>43</sup>、残りの7語は《公法總論》の新出である。

“律師”は《大英國人事略説》（1832）や張德彝《隨使法國記》（1871）などに用例がある<sup>44</sup>と判明しているのでフライヤーによる造語ではない。《公法總論》は“律師”の定着と社会への浸透に一役買っている。“便法”は《公法總論》における新造語であり、フライヤーは《各國交渉便法論》の書名にも用いたが、日本発の“國際私法”の隆盛により“便法”という語は廃れ“私法”に取って代わられる。

《公法總論》新出の法律新語は“審判堂”を除く6語は全て《各國交渉公法論》と《各國交渉便法論》に引き継がれる。民国期でも“律師”と“不合法”は使用し続ける。

#### 4.2 フライヤー訳《各國交渉公法論》（1894）

##### 4.2.1 《各國交渉公法論》の翻訳

《各國交渉公法論》はフライヤー口訳、俞世爵の“筆述”で中国語訳され、汪振聲と錢國祥の校正を経て完成した。底本はイギリス人 R. J. Phillimore（費利摩羅巴德）の *Commentaries Upon International Law* で、漢訳書は初集4巻、二集4巻、三集8巻と校勘記1巻からなる。本書の訳語を決定するに際して最も発言権があったのは、俞世爵であろう。しかし、俞世爵に関しては江南製造局翻訳館に所属していたとしかわかっていない。錢國祥についても同じである。

錢國祥が書いた校勘記によると漢訳書の表記が不統一であったために翻訳完成後10年経過してからやっと刊行したとわかる<sup>45</sup>。この記述から《各國交渉公法論》の翻

<sup>42</sup> 田涛（2001：104）に“这是对国际私法的最早介绍。”とある。

<sup>43</sup> 《傅兰雅档案》にはマーティンの同文館教習再任要請を謝絶するフライヤーの手紙が収録されている。二人は親交があり、マーティンの漢訳書を参照した可能性はある。

<sup>44</sup> 崔军民（2011）と邱志红（2011）を参照。

<sup>45</sup> 《各國交渉公法論》付録の校勘記に“外國文字既與漢文不同，而各國口音亦相去絕遠，苟有文理可循者，尚屬易於辨別，如人名地名則十人譯之而十異，一人譯之而前後又異，甚至有一帙之中，數行之內，明系一人一地，而通用假借雜出步倫，亥豕魯魚混淆滿紙，博雅君子不欲觀之也。是以繙譯此書已經十載，未能付刊。”とある。

訳完成は少なくとも 1884 年であり、田涛 (2001 : 108) はさらに高嵩燾の日記から《各國交渉公法論》の翻訳は 1878 年に開始していたことを突き止め、“由此看来，江南制造局国际法的翻译工作几乎是与北京同文馆的翻译活动同时开始的。”と結論づけた。田涛氏は本書を

- 1) 该书就篇幅而言，在当时出版的国际法译著中首屈一指。
- 2) 该书的缺点在于因为包罗太广而略显空疏，与他种译本相比，其实用性并不突出。
- 3) 作为一本英国人撰写的国际法著作，该书从英国的角度进行论述，与同文馆翻译的国际法著作比较，体现着十分明显的英国观点和意愿。正式因为这些原因，《各国交涉公法论》出版后，影响不及同文馆翻译的公法著作。

と評価した (田涛 2001 : 109)。

#### 4.2.2 《各國交渉公法論》の法律新語

本書には 216 語の法律語があり、法律新語は 47 語<sup>46</sup>で、うち新造語は 35 語 (案犯、不合法、代辦人、公法家、公法師、公律、公約、見證人、局外國、律法家、律法師、審問堂、訟案、萬國公法／幫審人員、查問官、代訴者、法刑部、公律法、國律法、會審堂、交渉便法、交渉公法、控詞、被告人、律法堂、拿人牌票、賠款、陪審人員、平常律法、審堂、審問官、天然律法、問案、中立國)<sup>47</sup>、転用語は 12 語 (便法、初審、法師、法堂、公法、國法、局外、律師、權利／律堂、判事、訟師) である。《各國交渉公法論》新出の法律新語 24 語、“兇手、中立國”などは現代まで使用されるもその数は少なく、“公律法、見證人、律法堂”などのように多数の法律新語は淘汰された。《公法總論》と同様に同文館の漢訳書《萬國公法》や《公法便覽》新出の法律新語も見えるが、一致するのは 4 割強 (既存語を加えると 7 割強) で、翻訳ではフライヤー

<sup>46</sup> 既存語は 169 語あり、斜線より後の 37 語は新出である。

案件 被告 被告者 不法 捕拿 查封 償還 常例 常律 查問 充公 詞訟 盜案 定案  
 定法 定律 定罪 抵押 斷案 斷定 恩赦 法度 法例 法令 法律 犯案 犯法 犯罪  
 覆審 復審 告發 告狀 公案 公例 公堂 供證 規例 故殺 合同 合約 和約 會審  
 監禁 加刑 詰問 科罪 控告 口供 扣留 兩造 例法 立法 立約 律法 律例 免罪  
 密約 謀殺 判定 賠償 憑據 輕罪 權柄 人犯 人證 入籍 上控 殺人 審案 審辦  
 審斷 審理 審明 審問 審訊 釋放 私約 死罪 訴告 逃犯 條款 條例 條約 違法  
 違犯 違例 違約 問罪 無罪 刑罰 刑法 遺產 遺囑 有罪 原告 正法 證據 爭訟  
 治罪 中立 重罪 字據 罪案 罪犯 罪名 罪人／按察使 按察司 保釋 查禁 常法 常  
 刑 擔保 盜犯 斷語 法官 犯人 覆訊 合法 口證 立案 利權 律官 律文 律學 拿  
 捕 判斷 憑證 侵犯 侵佔 赦免 審判 赦罪 訟告 文法 問官 誤殺 訊問 原告人  
 再犯 再審 狀師 罪狀

そして後に触れる《法國律例》(1880) の新出である“代辦、代訴、供詞、國律、見證、科罰、調停、誣告、刑部、刑名、詢問”も 169 語中に含まれる。

<sup>47</sup> “代辦人、見證人”は《法國律例》(1880) の新出である。



独自の用語を使用する傾向にある。これは書名に“交渉公法”を使い“萬國公法”を選択しなかったことにも表れているが、《公法便覽》に“交渉之公法”という用例が見え“交渉公法”の原型とも取れる。しかしながら、《公法便覽》では“交渉之公法”の使用回数は極少なく、この表現を広める意図はなかったと考えられる。

#### 4.3 フライヤー訳《各國交渉便法論》(1894)

##### 4.3.1 《各國交渉便法論》の翻訳

《各國交渉便法論》は国際私法を論じる中国最初の専門書である(田涛 2001:110)。底本は《各國交渉公法論》の第四章で R. J. Phillimore (費利摩羅巴德) の Commentaries Upon International Law, vol.4, Private International Law of Comity である。巻頭に“傳蘭雅譯、錢國祥校”とあり、全6巻からなる。《各國交渉便法論》は原書の構成からすると《各國交渉公法論》の一部であり、翻訳・校正者に俞世爵と汪振聲の名前は見えなくなるが、フライヤーと錢國祥の2人が継続して漢訳しているところから想像されるように訳語の一致は認められるが、不一致も少なくない。

##### 4.3.2 《各國交渉便法論》の法律新語

《各國交渉便法論》には 156 語の法律語があり、法律新語は 49 語<sup>48</sup>で新造語は 36 語(不合法、代訴人、法院、公法家、公律、交渉便法、交渉公法、局外國、控詞、律書、民律、賠款、平常律法、審問官、審問堂、訟案、問案、刑司/不合法、代訴官、公律家、交渉私法、交渉私律、律司、陪審、陪審官、陪審者、平常律、商律、私律、特律、聽訟官、刑律官、刑律家、刑司衙門、刑院)<sup>49</sup>、転用語は 13 語(便法、初審、法家、法師、公法、國法、局外、律師、律堂、權利/報窮、律家、律院)である。法律新語のうち 22 語は《各國交渉公法論》にも用例があり、両書の法律新語に類似性がやや高いとわかると同時に、法律新語の相違も明白となった。法律新語としては“代訴官、律司、律院、陪審官”などが新たに用いられた。“律司”と“律院”はその後文献に使用されず廃語となるが、“陪審官”は沈国威(2006)により《智環啟蒙塾課

<sup>48</sup> 既存語の 107 語は次の通り、斜線より後の 19 語は新出である。

案件	被告	常法	常律	充公	代訴	擔保	典押	定案	定律	定罪	抵押	斷案	斷語
法律	犯法	犯罪	俘虜	覆審	復審	告發	告狀	公案	供詞	公堂	故犯	國律	合法
合同	合約	和約	監禁	見證	結案	詰問	禁錮	控告	控訴	扣留	口證	兩造	立法
離婚	利權	立約	律法	律官	律例	律令	律學	默許	賠償	賠還	憑據	權柄	入籍
上控	審案	審定	審斷	審判	審問	審訊	釋放	實權	條款	條例	聽訟	違律	問官
問罪	誤犯	刑部	刑法	刑官	刑律	興訟	遺囑	有罪	原告	再審	正法	證據	爭訟
狀師	字據	罪名	罪人/重審	傳票	翻案	犯刑	法書	國境	禁律	論罪	律意	判詞	
賠錢	審鞫	訟堂	提鞫	聽審	文律	刑書	休書	訊案					

“刑律”は《法國律例》(1880)に用例がある。

<sup>49</sup> “民律、代訴人”は《法國律例》(1880)の新出である。

初歩》(1856)の使用から始まり中日両国に浸透した新語だと判明している。“代訴官”は張相文等訳《萬法精理<sup>50)</sup>》(1902)にも用例が見られるが、この場合は日本語からの影響を考慮すべきであるため、《各國交渉便法論》の訳語を継承したとは言い難い。

また、国際法にまつわる訳語として《各國交渉便法論》には“交渉便法、交渉私律、交渉私法、交渉之便法、交渉公法、交渉之法”などが用いられ、《各國交渉公法論》に使用された“交渉之公法、交渉之律法、交渉之私法”もあるので、フライヤーの漢訳書が如何に多彩な訳語を使用していたか垣間見える。公法論と便法論の2種の翻訳書からもわかるように、フライヤーは国際公法に“交渉公法、交渉之公法”を、国際私法に“交渉便法、交渉私律、交渉私法、交渉之便法、交渉之私法”を当てて両者を区別しており、それを概括する用語として“交渉之法、交渉之律法”を使っている。使用頻度からみれば、“交渉公法”と“交渉便法”が最も高く、“交渉私律、交渉私法、交渉之私法”は低くその使用を確認できる程度である。フライヤーは“便法”を法律語として肯定する一方で、“私法”をも使用するの中国語が“私法”を受容する下地を持ちあわせていることを意味する。しかし、フライヤーと中国文人等が苦心して探し当てた訳語は“便法”のようにその多くが歴史遺産となってしまった。

#### 4.4 まとめ

フライヤーが漢訳した《公法總論》、《各國交渉公法論》、《各國交渉便法論》の3書で2書以上に使用された新語は25語、《公法總論》にのみ見られる法律新語は3語、《各國交渉公法論》にのみ見られる法律新語は22語、《各國交渉便法論》にのみ見られる法律新語は27語である。そして《萬國公法》と《公法便覽》に用例があるのは21語である。このことからフライヤーは“律師”や“交渉便法”など独自の法律新語を多用する一方で、同文館の漢訳書に見える法律新語を取入れながら漢訳を行っていることがわかる。

マーティンとフライヤーがともに使用した新語は、《萬國公法》と《公法便覽》に共通する法律新語で“法師、法院、公法、公約、權利、萬國公法”がある。《萬國公法》にのみ使用された“内法、法堂”や、《公法便覽》にのみ使用された“案犯、法家、公法家、公法師、公律、控案、律法家、律書、訟案、刑司”もフライヤーの漢訳書に用例がある。マーティン等が《公法便覽》で用いなかった“法堂”を用いたのは、フライヤーが漢訳した時点で“法堂”も裁判所の意味で選択肢にあり、《公法便覽》の用語が一般的な基準ではなかった証拠だろう。それでも、フライヤーの訳語は時代的に近い《公法便覽》の法律新語を多く採用した。

<sup>50)</sup> 張相文等訳《萬法精理》は何礼之訳『萬法精理』を底本としているため、底本に使用された法律新語で張訳《萬法精理》にもみえるものは底本の語彙を直接張等が用いたと考えられる。

しかし、マーティン等の法律新語を採用すると同時に、独自の法律新語も使用したために、弊害として同一概念に複数の訳語が並立することになった。下表に《各國交渉公法論》と《各國交渉便法論》の類義語を示した。

表 1-2 江南製造局系諸漢訳書の訳語比較

	裁判所類	法学者類	訴訟類
《各國交渉公法論》	法堂、律法堂、會審堂	律法家、律法師、公法師	詞訟、訴告、詞告
《各國交渉便法論》	法院、律院、訟堂、刑院	法家、律家、公律家	控訴、興訟
共通	律堂、公堂、審問堂	法師、律師、律官、公法家	控詞、控告、告發、告狀、上控、爭訟

《各國交渉公法論》と《各國交渉便法論》は同一原典の前 3 章と後 1 章の漢訳書で、フライヤーが中心となり翻訳したことから、2 書の訳語は近いと推測される。それでも、上表のごとく訳語には変動が見られる。マーティンと同じくフライヤーも自身の訳語に変動・更新が見られた。フライヤーが使用した法律語の特徴は一言で「類義語が多い」と言える。

## 第五節 その他の法学翻訳書

### 5.1 ビレクイン訳《法國律例》(1880)

#### 5.1.1 《法國律例》の翻訳

《法國律例》はフランスの法典 (codes napoléoniens) を漢訳した中国初の翻訳書であり、「刑名定範」(刑事訴訟法)、「刑律」(刑法)、「貿易定律」(商法)、「園林則律」(森林法)、「民律指掌」(民事訴訟法)、「民律」(民法)の六法典、64 卷からなる。王健 (2001 : 188) は《法國律例》が重視されてこなかったことを惜しむとともに、

《法国律例》的问世时有明确史料记载的，而且是完整保存至今的最早输入中国的西方法典文本，无论在中国法律史或比较法学，以及在中法文化交流史的研究方面，都有其不可忽视的地位和意义。

とその先駆的な役割を高く評価した。

本書はビレクイン (A. A. Billequin、中国名：畢利幹) 口訳、時雨化筆述により、1880 年に京師同文館から刊行された。ビレクイン (1837-1894) はフランス人。1866 年に来華、京師同文館の化学教習に招聘され、1890 年に総教習に就く。1891 年帰国する。著書に《化學指南》(1873)、《化学闡原》(1882)、《法漢字彙》(1891) などがある<sup>51</sup>。ビレクインの人となりは《法國律例》王文韶の序文で“法國好學深思之士”と評された。同序に“翻譯成帙，而於刑名，尤本諸家學”とあり、ビレクインが化学教習でありながらフランス法典を漢訳できたのは法学に縁があったからだと思われる<sup>52</sup>。筆述を担当した時雨化の素性については河北宛平の人で、同文館の学生であったとしかわからない。

《法國律例》の各法典の収録順について王健 (2001 : 198-199) は“目的在于迎合或者适应中国法律译刑律为主要的传统性格”と述べ、「憲法」を漢訳しなかった理由については“译出那种与天朝体质本不相合的凝结着法国资产阶级革命成果的根本大法，不仅毫无用处，甚至会冒政治风险。”という見解を示した。

### 5.1.2 《法國律例》の法律新語

《法國律例・民律》<sup>53</sup>の法律語は 140 語で法律新語は 48 語<sup>54</sup>である。法律新語のうち新造語は 40 語 (罰款、萬國公法、越權／保質者、懲愆司、承審官、承受遺產、承受遺產人、承受遺產者、傳案票、代辦人、代辦者、代訴人、定讞處、定資、動資、過權、悔過房、護屈伸冤者、監審官、見證人、理事坊、例應、貿易定律、民律、民律定範、民律指掌、相繼接產者、刑曹衙門、刑名定範、晰訟、息訟官、晰訟官署、押賑、園林則律、沾潤遺產、沾潤遺產者、中保人、總司刑曹衙門、作證人)、転用語は 8 語 (國法、局外、權利、申訴、主權／民例、上訴、訴出) である。法律新語のうち《萬國公法》と《公法便覽》に用例があるのは“局外、權利、越權、主權、萬國公法”などで、マーティン等の法律新語を継承したといえる。一方で、ビレクインは“法院”を使用せず、裁判所の等級により“總司刑曹衙門”と“理事坊(衙門)”と名称を区別し、“被

<sup>51</sup> ビレクインの生涯と業績については王健 (2001 : 190-192) を主に参照した。

<sup>52</sup> 王健 (2001 : 193) は“毕氏在法学方面是有家学渊源的，尽管我们尚不知晓他是否接受过专门的法律训练。”という。

<sup>53</sup> 本論文では《法國律例》6 法典のうち「民律」の法律語のみを調査した。フランス法典において「民律」(民法典) が最も有名であり、かつその分量はほかの 5 法典の合計と同等である。以降特に指摘がない限り《法國律例》は「民律」のみを指す。

<sup>54</sup> 既存語は 91 語あり、斜線より後の 40 語は新出である。

案件	被告	懲罰	詞訟	代理	典押	定法	定律	法律	犯罪	公堂	合同	監禁	科斷
科罪	控告	控訴	扣留	兩造	律法	律例	盟約	默許	賠償	憑據	囚禁	人犯	入官
上控	申冤	涉訟	釋放	死罪	條款	條例	聽訟	違法	違例	無罪	刑罰	遺產	遺書
遺囑	有罪	原告	證據	中保	重罪	專權	罪案	罪犯／保證	查詢	呈控	呈訴	懲治	
代辦	代訴	定擬	罰懲	法則	復訴	供詞	規條	過繼	國律	過失	監收	監獄	見證
極刑	科罰	例律	契約	審聽	索討	調停	投首	文約	誣告	誣控	相繼	刑部	刑律
刑名	信讞	詢問	證見	證見人	自供	作證							

告”と“原告”を使用するとともに、同じ意味の“被稟者、被稟之人、被稟呈之人”と“遞稟呈人、遞呈之人、遞稟呈之人、遞稟之人”などとも訳出している。《法國律例》の訳出は“被稟之人、罰繳銀兩、所遺產業、行刑之處、自主之權”などのようにフレーズの表現が多いため、テキストの分量に反して法律新語の全数が少なくなっている。

例示した訳語以外にもビレクインの訳語はその大多数がマーティン等の訳語とは異なり、歴然とした用語の相違が確認された。この相違が生じたのはテキストの性質と原著の言語に関係するとも考えられる。まず、マーティン等漢訳の《萬國公法》と《公法便覽》は国際法の著書であるのに対して《法國律例》は部門法の法典である。そのため両者が扱う法律の領域に大きなずれがあり、自然と用いる法律語も異なり、用語が食い違うのはむしろ当然である。翻訳者の立場からすれば訳語を選定する際に、見つかるかもわからない訳語をその都度漢訳の国際法に当たり目的の訳語を探しだすことは非効率的である。また、《萬國公法》と《公法便覽》の漢訳は英語テキストを底本に採択しているが、《法國律例》はフランス語テキストを底本としている。原語の相違もビレクインが国際法漢訳書から訳語を採用するのを躊躇させたのだろうと推察される。

《法國律例》新出の法律新語で“罰懲、民律、上訴、代訴人”などの一部は他の文献にも用例をみることができるが、全体としては淘汰される法律新語が圧倒的多数を占める。“代訴人、罰懲、民律”などは一時期（“大清新法令”（1901-1911）や嚴復訳《法意》（1904-1909）などに）使用されたが法律語としては終には廃語となる。“上訴”は《法國律例》の法律新語では数少ない市民権を得た法律語であるが、日本語でも使用する用語であるため、その影響を受けたとも考えられる。王健（2001）で《法國律例》が現在の法学界で重視されていないことを憂えたように、《法國律例》が刊行された19世紀でも重視されることはなかったようだ。

## 5.2 アレン、蔡爾康共訳《萬國公法要略》（1903）

《萬國公法要略》の刊行時期はフライヤー等の翻訳書と近く、翻訳者アレンが江南製造局翻訳館に務めていた経験もあることから推論するに、その訳語はフライヤーに近いと思われるが、書名はマーティン等の表現を用いている。マーティンとフライヤーの訳語を吟味し選定した用語が《萬國公法要略》に使用されているはずで、20世紀初頭における国際法関連の用語の使用状況を把握するのに最適な資料となる。

### 5.2.1 《萬國公法要略》の翻訳

《萬國公法要略》は全4巻、第一巻の巻頭に“英國勞麟賜元本／美國林樂知榮章甫譯意／上海蔡爾康芝緩甫達辭”とあり、原著者と翻訳者が知れる。また、英文の表紙

には「A HANDBOOK OF INTERNATIONAL LAW BY T. G. LAURENCE TRANSLATED BY REV. YOUNG J. ALLEN. LL. D.」とあるので、底本は明確である。

《萬國公法要略》の翻訳者の一人アレン (Young John Allen、1836-1907、中国名は林樂知。米国人。) は 1859 年来華、1864 年上海廣方言館の英文教習を一度務め、1867 年フライヤーに推薦され《上海新報》の主筆となる。1868 年に《中国教会新報》を創刊、1874 年《万国公報》に改名。1869-1881 年江南製造局翻譯館で翻訳に従事した。

アレンとともに《萬國公法要略》を漢訳した蔡爾康 (1858-?) は、《清史稿辞典》(2316 頁) によると、

晩清学者、报人。字紫芝，别署铁铸庵主、海滨野史等，号采芝翁。上海人。以乡试不第，投身报界。光绪四年 (1878) 后出任《申报》主笔。八年，任《字林沪报》第一任总主笔，锐意改革，加强副刊。十八年，帮助英国传教士李提摩太译书。后二年，主《万国公报》华文笔政。通经史，善诗文。译著为外人口授，加以润色之作。著译有《泰西新史揽要》、《中东战纪本末》等。“马克思”这一中文译名即出自其手笔。

アレンは訳本序において漢訳した動機について、

最先聞英國公法名家勞麟賜先生，重修萬國公法要略一書，盛名鼎鼎。訪諸書肆，篝燈展誦，知實合於中國之用，且仕途中人必先知之。〈中略〉是書信無間然，且英海部早知其佳，盡購初印精本，分給海軍員弁各佩一冊。〈中略〉中國若仿英海部善法，亦取譯就之華字本，分給海軍員弁又可解外交無數疑難，然則余與蔡君 (蔡爾康) 窮日之力而譯之。

と述べている。

### 5.2.2 《萬國公法要略》の法律新語

《萬國公法要略》は上述した国際法漢訳書のうち《公法總論》に次いで分量が少なく、抽出できた法律語は 83 語、そのうち法律新語は 24 語<sup>55</sup>あり、新造語は 15 語 (案犯、罰款、公法家、公律、公約、律書、全權、私律、萬國公法/地權、海律、海權、

<sup>55</sup> 既存語は 59 語あり、斜線より後の 11 語は新出である。

案件	捕拿	懲罰	充公	盜案	定律	訂約	定罪	法紀	法律	犯案	犯法	犯罪	法司
國律	國權	合同	和約	詰問	科罰	兩造	利權	立約	律法	律文	盟約	憑據	入籍
殺人	審鞠	審判	私約	條款	條例	條約	通法	刑律	刑名	宣戰	有罪	原告	再犯
爭訟	中立	字據	罪案	罪名	罪狀/逮捕	對質	錮留	軍律	拘訊	違背	問刑	訊鞠	
讞案	研訊	約章											

通律、刑司署、戰律)、転用語は7語(法家、公法、國法、局外、律師、權利、主權)、和製新造語が2語(局外中立、治外法權)あった。“權利、主權、律師”など多くの法律新語は同文館と江南製造局の漢訳書にも見られ、それを継承したと思われる。上述の文献に用例がない法律新語は“地權、海律、海權、通律、刑司署、戰律、局外中立、治外法權”などの8語がある。“局外中立”はかつてマーティンとフライヤーが“局外”と“中立”の2語を独立して使用していたが、“局外中立”として見えるのは初めてであるが、“局外中立”と“治外法權”は日本語で先行する用例を確認でき、和製法律新語の影響を受けた可能性が高い。

アレンは先人の法律新語に取捨選択を加えて、自身の漢訳書に取り入れていたと考えられる。そして、《萬國公法要略》とそれ以前の《萬國公法》、《公法便覽》、《各國交涉公法論》、《各國交涉便法論》と共通する法律新語数を見ると、順に9、14、10、10語となっている。《萬國公法》に比べ《公法便覽》との一致率が高く、江南製造局の漢訳書にしか用例のない“律師、私律”なども使用していることから、時代的に《萬國公法要略》に近い漢訳書の法律新語を比較的容易に受け入れたとも言えそうだ。

### 5.3 嚴復訳《法意》(1904-1909)

#### 5.3.1 《法意》の翻訳

《法意》はモンテスキュー(Montesquieu, 1689-1755)著 *De l'esprit des lois* (『法の精神』)<sup>56</sup>の漢訳書、全29巻、翻訳者は嚴復である。

嚴復(1854-1921)は福建侯官(福州)の人、字は又陵。1877年にイギリスへ留学、1879年に帰国し福州船政学堂教習を務め、翌年に天津水師学堂総教習に任じた。辛亥革命後、北京大学校長に任じた。

モンテスキューの *De l'esprit des lois* は1748年に初版が刊行され、その後多数の言語に翻訳された<sup>57</sup>。英語版(*The Spirit of the Laws*)はトマス・ニュージェント(Thomas Nugent)が1750年に出版した。嚴復はイギリス留学を経験し英語には堪能であり、《法意》は英語版から翻訳された<sup>58</sup>。嚴復は翻訳が完成した《法意》の一部を1904年に刊行し、1909年に《法意》の漢訳は完結させた。これ以前に張相文が何禮之和訳『萬法精理』を中国語に重訳し、何礼之・張相文・程炳熙の連名で1902年に《萬法精理》として出版した<sup>59</sup>が、《法意》は中国の法律文献で在華宣教師や日本語を

<sup>56</sup> 現在日本語は『法の精神』、中国語は《論法的精神》と書名を翻訳する。

<sup>57</sup> 日本で最初に『法の精神』を翻訳したのは何禮之で『萬法精理』と称して1875年に出版された。佐藤喜代治(1971: 314)は『萬法精理』の凡例から、その底本は1873年の改訂版だとみている。

<sup>58</sup> 底本の版本、刊行年などは不明。

<sup>59</sup> 《泗陽張沌谷居士年譜》光緒二十八年(1902年)の欄に“暇時、翻譯日人何禮之所譯之法國孟德斯鳩著之《萬法精理》。譯稿請同事程芝巖(炳熙)君潤文、程君不知日文、未及與原文校對、即倉促付印。故頗有不合原意之處、為求譯文信確、故於此書再版時、特將譯稿寄日本何禮之校正。

介さない欧文から直接翻訳された最初の中国語版である。

### 5.3.2 《法意》の法律新語

《法意》から抽出した法律語は 255 語で、法律新語は 79 語<sup>60</sup>である。新造語は 30 語（法院、公法家、公律、海權、律書、民律、民權、陪審、全權、商律、私律、特權、行法官<sup>61</sup>、刑權／裁判員、承産人、法簡、翻訴、公彈、公獄、國民法、緩罰、會審員、火訊、憲權、刑法權、遺囑人、政法家、自然律、自繇權）、転用語は 12 語（法家、法堂、公法、國法、律家、權利、司法、私權、主權／理官、司李、廷鞫）、和製法律新語 32 語（辯護、裁判權、法典、法定、法規、法權、法庭（法廷）、法文、法學家、父權、公權、公證、國際法、國際公法、國事犯、立法家、立法權、領土、立憲、民法、民事、權限、三權、商法、審判官、司法權、憲法、行政權、義務、證書、治外法權、自然法）である。この他に音訳語“迦狄、喀迪思、嬰圭什佗、司城爾律、孤理密律”があり、法律語を音訳語で訳出したのはその他の漢訳書と大きく異なる特徴のひとつである。

《法意》の法律新語は結果的に半数以上が淘汰され、34 語が民国期でも使用され続けたが、34 語のうち 26 語は和製法律語であり、7 語は日本語に先行する用例があるなど実質的には嚴復の新造語“遺囑人”だけが定着したかたちである。嚴復の翻訳については中国古典の語彙を好んで利用すること、新造語を創出するも定着しなかったこと、和製漢語を借用したことは指摘されてきた<sup>62</sup>が、法律語においてもそれは例外ではなく、新造語の不定着、和製法律語の借用はむしろ顕著な傾向として現れている。

具体例として淘汰された法律新語に“裁判員、承産人、公律、緩罰、自然律、自繇權”などがあり、借用した和製法律語に“憲法、國際法、義務、治外法權”などがある。《法意》に多数の和製法律漢語が見えることは、20 世紀の初頭に和製法律漢語が中国社会に浸透していたことを裏付けている。《法意》にある和製法律漢語はその移入

---

故二版漢譯《萬法精理》作日本何禮之、桃源張相文、常州程炳熙三人同譯也。”とあり、《南園叢稿》が収録したのは修訂版であることが窺い知れる。

<sup>60</sup> 既存語は 176 語で、斜線より後の 78 語は新出である。

被告 被告者 不法 常法 償還 常刑 懲罰 詞訟 法度 法官 法紀 法例 法令 法律  
犯法 法司 法學 法則 法制 非法 覆訊 告發 告發者 供詞 公罪 規條 國律 國權  
合法 和約 會審 講和 見證 極刑 君權 科罰 科罪 兩造 立法 利權 律例 律令  
律文 律意 盟約 謀殺 判詞 判決 判語 賠償 憑證 輕罪 契約 人證 上控 殺人  
審斷 審鞫 審判 審訊 赦罪 收押 死罪 訟獄 條規 條款 條約 聽斷 聽訟 通法  
違律 文法 誣告 誤殺 無罪 刑部 刑典 刑罰 刑法 行法 刑官 刑律 刑書 宣戰  
訊鞫 遺產 遺囑 有罪 原告 再犯 正法 證見 證據 爭訟 重罪 罪犯 罪名 罪人/  
家法 重刑 規則 刑獄 獄訟 罪過 司法官 有罪者 案情 威刑 科律 疑獄 糾彈 供  
言 刑威 刑憲 刑章 刑訊 刑曹 刑法官 刑辟 決獄 健訟 憲典 公犯 合律 告訐  
酷刑 獄法 獄吏 左證 裁決 裁判 罪罰 三犯 死刑 死囚 私獄 私罪 私犯 治獄  
自殺 囚獄 秋審 庶獄 承産者 訟人 訟訴 訟繫 政法 政權 籍沒 息訟 定讞 哲獄  
典獄 罰金 罰緩 被告人 法意 法式 法網 法吏 翻詞 無罪者 牢獄 會鞫 國憲 國  
獄 國典 彈劾 斷獄 權力 聽獄 鞫獄 證人 輕刑 讞獄

<sup>61</sup> “行法官”は後述する康有為の《日本變政考》（1898）に用例がある。

<sup>62</sup> 芝田稔（1974）、鈴木修次（1983）など。



ルートはさておき、中国語において既に一般化した用語となっていたのだろう。

#### 5.4 まとめ

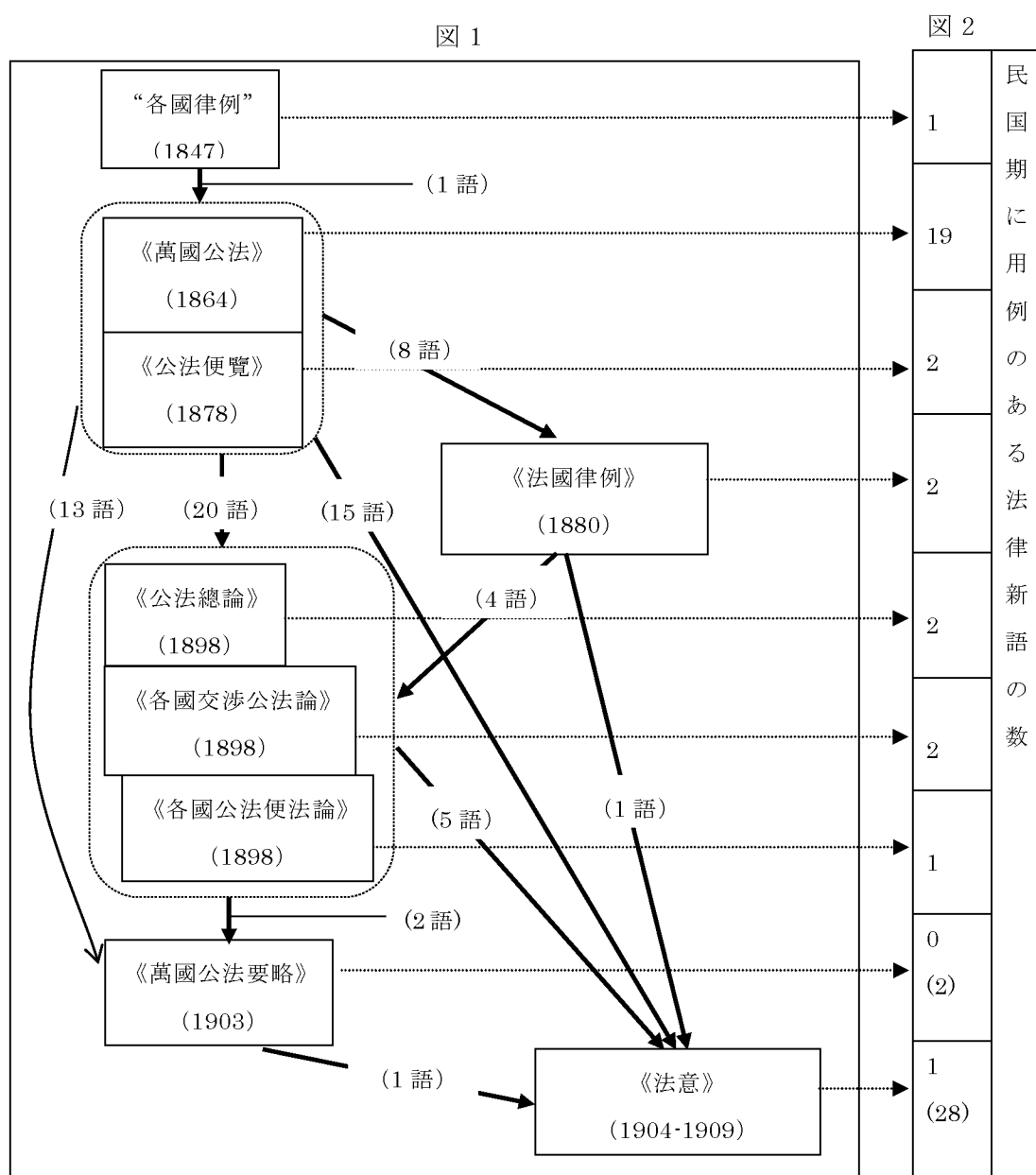
ビレクイン訳《法國律例》に7語マーティンの訳語と共通する法律新語が見えるが、マーティンからの影響は小さく、ビレクイン独自の訳語を創出して《法國律例》を訳出したと言える。そして、他の翻訳書に継承された法律語の半分以上はマーティンの訳語であることからわかるように、19世紀の法学翻訳書においては独立した存在である。

アレン訳《萬國公法要略》の法律新語は《萬國公法》にのみ使用された法律新語を含まないため、《萬國公法》に用例がある法律新語であっても《公法便覽》を経由しての継承であったと考えられる。また《萬國公法要略》がフライヤー等の3種の訳書から継承した法律新語の大半はマーティンの法律新語と一致することを考えると、《萬國公法要略》は先人の法律新語に取捨選択を加えて、漢訳書に取り入れていたと考えられる。そして、時代的に《萬國公法要略》に近い漢訳書の法律新語を積極的に受け入れたとも言える。

嚴復訳《法意》の法律新語は独創性が際立つ点では、《法國律例》と同じ傾向を見せている。《萬國公法要略》の法律新語と共通性が強く、マーティンとフライヤーなどの法律新語も使用していることから、清末にかなりの程度で定着していた法律新語を継承するとともに、嚴復は自身で多数の法律新語を創出した。しかし、嚴復の法律新語は和製法律新語に押されて、そのほとんどが淘汰される結果となった。アレンと嚴復の使用する法律新語で注目すべきは和製法律語が見えることである。日本語借用語が中国を席卷する予兆とも言えそうだ。

## 第六節 西洋法学書の翻訳による法律新語受容の相関図

図1は法律新語受容の相関図で→は各資料の間に共通する新出の法律新語があることを示している。図2は各資料に見える新出の法律新語が民国期の六法全書と法律辞典に用例を確認できる語数を表し、括弧内は和製法律語の語数を示す。民国期に用例のある中国製法律新語は“公法、初審、法院、公約、國法、海法、内國法、權利、全權、司法、私權、特權、特約、萬國公法、性法、原權、約款、越權、責任、主權、法家、申訴、代辦人、見證人、不合法、律師、判事、訟師、陪審、遺囑人”である。



### 第三章 漢訳西洋法学書が日本の法律新語に与えた影響

#### 第一節 マーティン訳《萬國公法》と大築拙蔵訳『萬國公法』（1882）

洋学の国際法の知識は明治初期の日本に必要とされ、漢訳《萬國公法》は人気を博した。その語彙を分析した松井利彦（1985）は漢訳《萬國公法》の語彙が日本語の漢字語に影響を与えたことを詳述した。では、漢訳《萬國公法》に使用されているマーティンの訳語は日本語の法律新語としてどのように受け入れられたのだろうか。

マーティンの訳語がどの程度日本語の法律新語として使用されたか確認する最良の資料が大築拙蔵<sup>63</sup>和訳の『萬國公法』（1882）である。マーティンと大築はともにウィートン著 *Elements of International Law* を底本とし、それぞれ漢訳と和訳を試みた<sup>64</sup>。

##### 1.1 両書の共通する法律新語

マーティンの訳語と大築の訳語を対比させると法律語で 48 語の共通する訳語を確認できる。この 48 語は大築が受け入れた訳語であり、日本語の法律新語でもある。以下に例示する。

被告 捕拿 産業 詞訟 犯者 覆審 公案 公地 公法 公師 公戦 国法  
国権 国債 和約 貨物 疆界 疆内 君権 盟約 民産 黙許 内法 賠償  
強償 権利 入籍 上告 実権 私産 私戦 田産 天法 土産 土地 外法  
性法 選挙 押護 遺産 遺囑 原権 証拠 重罪 専権 罪犯 内公法 外  
公法

数語は現在の意味と異なる。“産業” 動産と不動産の総称で、“公師” は公法の専門家のことで現在の国際法学者を指す。“貨物” は財産のことで、“民産、私産” は私有財産のことである。“疆界、疆内、田産、土産、土地” は多少ニュアンスの相違はあるが国土、領土、領地のことを表す。“黙許” は許可、“強償” は賠償の一種である。“入籍” は戸籍への登録ではなく、他国籍に入ることによって現在は帰化と言う。“罪犯” はここにおいて日中同形異義語で、中国語は犯罪者の意味で使い、日本語は「罪、犯罪」として用いている。

<sup>63</sup> 大築拙蔵（不明-1886）、法学者。明法権大属、明法大属、司法一等属を経て、東京高等裁判所判事、司法省判事を歴任した。

<sup>64</sup> マーティンが使用した底本は 1855 年版と見られるが、大築訳はその章節の構成から 1866 年版を底本としたようである。但し、大築は第三百七条～第一百五十一条を和訳していない。また大築は『万国公法』の一部を『万国公法：始戦論』として 1875 年に刊行している。

## 1.2 『萬國公法』の法律新語

次に大築の訳語がマーティンの訳語と異なる法律語をみていく<sup>65</sup>。表1-3はマーティン訳と大築訳が常に対応する関係を示しているのではなく、異なる訳語を使用した際の例である。

表1-3 マーティン訳と大築訳の法律新語対照表

マーティン訳	大築訳	マーティン訳	大築訳
保約	保管ノ約定	民主之法	共和ノ政体
常行	習慣ノ公法	内法	内公法
常約	有期ノ約定	内国法	政体国法
産業	不動産	擬罪	罪決
伝証	証拠	牌照、凭照	免状
出誥	公布	賠償	追還
抵償	賠償	欠債	負債
定法之権、制法之権	立法権、立法ノ権	錢莊	銀庫
動物	動産	契拠	約定書
法度	国権	人民之権利	人權
法堂、法院	裁廳	上法師	大裁官
法師	政家	上法院	上等裁廳
法司	国律	上控	控訴
法制	法律	擅自立約	擅約
甘服之法	私制ノ公法	審辦、審訊	審断
公案	事件	審罰、審事	裁判
公法之私条	私通ノ公法	釈放	分散
公業	公地	世人自然之権	世人一般ノ権利、人々自然ノ権利
公議	盟約ノ公法	司海法院、戦利法院	戦利裁廳
管轄之権	管制ノ権	私権、私権之法	私通ノ公法
国会	議院	嗣統	継統
過路票	通行免状	訟詞、訟獄	詞訟

<sup>65</sup> 同一の英語から翻訳された語の対応関係のみを示すため、大築が和訳していない部分や一字の漢字、或いは文で和訳している部分は除いた。

海法	海軍律	俗法	習慣法
海法院	海軍裁判所	特権	偶有ノ権利
恒約	無期ノ約定	条約	約定
画押	調印	下法院	下等裁廳
会盟	同盟	宣戦	戦争公布
護票、護身票、牌票	護身状	遺囑	遺書、遺囑書
疆界、疆土	疆内	原権	固有ノ権利
稽察之権	稽查ノ権利	争端	民事
局外	中立	債主	負債主
局外者	中立国	植物	不動産
控討	討索	治罪	処罰
理法	性法	中保	中裁
立約、盟約	約定	准行照	通商免状
立約之権	約定権	囑遺	遺囑
律法	法律	自主之権	主権
免罪	放免	罪案	刑事、罪犯
民間私産	私産	罪犯	犯罪人、犯人

マーティンと大築の訳語を比較すると、大築の訳語はより具体的な内容を表していると言える。例えば“内法”に対する「内公法」、「債主」に対する「負債主」などがある。他に“常行”に対する「習慣ノ公法」のように大築訳ではフレーズによる訳出もあるが、“customary law”の意味を十分に表現できている。

また大築訳は用語統一の傾向が見られる。例えば“定法之権、制法之権”に対する「立法権」、「護票、護身票、牌票」に対する「護身状」などである。

大築訳とマーティン訳で訳語の相違が多数を占めたのは、大築が理解しやすい日本語での翻訳を目指したからである。このことは大築和訳『萬國公法：始戦論』（1875）の凡例に「(マーティン訳は) 文意ノ間往々解シ難キ所亦尠ナカラス、是ヲ以テ余今其先訳ニ管セス原書ノ儘ヲ此ニ訳述シ、勉メテ了解シ易キヲ旨トス」と記したことからわかる。なお、訳語の相違はマーティン訳と大築訳との時間の開きとも関係がある。マーティンの漢訳本（1864）が刊行されてから、大築の和訳本（1882）が刊行されるまでに18年の歳月が経過している。この期間に日本は積極的に西洋の法学を吸収したため、日本国内で法律新語が陸続と創出され、法律語の新しい体系が構築されつつあったと考えられる。大築の訳語は当時の法学書にある法律新語（不動産、裁判所、習慣法など）も採用していた。

## 第二節 マーティン等訳《公法便覽》と箕作麟祥訳『國際法』（1875）

マーティン等訳《公法便覽》と箕作麟祥訳『國際法<sup>66</sup>』はともにウールセー氏の著書を底本としており、《公法便覽》の序文でマーティンは和訳書に言及していることから、《公法便覽》の漢訳において『國際法』を参照した可能性が浮かび上がる。しかし、両書の法律語を対照させた結果からは、類似点が非常に少なく影響関係は存在しないと見るべきである。

『國際法』は上下編からなり、各編の下には章、款、條が設けられている<sup>67</sup>。《公法便覽》は本文を総論と巻一から巻四に分けた上で章、節を設けている。『國際法』の條は《公法便覽》の節に相当するが、前者が全書で通し番号を採用しているのに対して、後者は章ごとに節番号を振り直している<sup>68</sup>。両書の目次で対応する部分を簡略に示すと次のようになる。

表 1-4 『國際法』と《公法便覽》の章節の対応関係

『國際法』		《公法便覽》
		總論
上編 第一章 (36 條～51 條)		卷一 第一章 (36 節～)
第二章 (52 條～58 條)		第二章 (52 節～)
第三章 (59 條～81 條)		第三章 (59 節～)
第四章 (82 條～96 條)	第一款	卷二 第一章 (82 節～)
	第二款	第二章 (87 節～)
第五章 (97 條～109 條)		第三章 (97 節～)
下編 第一章 (110 條～154 條)	第一款	卷三 第一章 (110 節～)
	第二款	第二章 (124 節～)
	第三款	第三章 (136 節～)
	第四款	第四章 (139 節～)
	第五款	第五章 (146 節～)
第二章 (155 條～202 條)	第一款	卷四 第一章 (155 節～)
	第二款	第二章 (167 節～)

<sup>66</sup> 箕作麟祥訳『國際法：一名萬國公法』は 1875 年に刊行された。

<sup>67</sup> 『國際法』の序文には 35 條までの総論を省略する旨が記されているため、本文は 36 條から始まる。下編は所蔵が確認できていないため、上編のみ刊行された可能性もある。

<sup>68</sup> 《公法便覽》で区分した節の総数は底本の節数とは異なる。底本では同一の節を複数回に分けて論述することがあるが、《公法便覽》はそれを複数の節としてカウントしているため、原典の第 87 節から 96 節を《公法便覽》(巻二第二章)は 14 節に細分している。同じ理由で巻四第一章と第二章の節数が多くなっている。

<p>跋言 203-210</p>	<p>第三章 (178 節～)            第四章 (186 節～)            第五章 (190 節～)            第六章 (196 節～)            第七章 (203 節～)</p>
-------------------	---

両書で共通して使用する法律新語には“公法、國法、權利、全權、私權、主權、民權、公法家”がある。そのうち“民權、公法家”を除いては《萬國公法》に用例をもつ法律新語であるため、《公法便覽》は主に《萬國公法》の法律新語を使用していたことになる。一方“民權”については、『國際法』第 46 條において「佛人ノ唱フル民權ノ説」と見え、《公法便覽》では該当する節が意識され対応する訳語を見出すことができなかつた。それに対して、《公法便覽》卷一第三章第十二節の欄外上部に“此法必與國政民權兩無妨礙方可互行”とあり、ここの“民權”が同節本文の“人民之權利”と同じ意味であるのは明白であり、『國際法』第 70 條の「本人ノ權利」と対応している。このことから両者に見える“民權”は同じ意味、あるいは類似する意味を表わしていることがわかるも、同一の節（條）に同じ訳語を使用していないところからすると、両者は別々に“民權”を創造して偶然に語形が一致したと考えるのが自然であろう。

“公法家”は“民權”とは多少情況が異なる。『國際法』第 92 條甲と《公法便覽》卷二第二章第六節の“公法家”は対応しているが、《公法便覽》卷一第三章第十九節の“公法家”は『國際法』第 77 條の「國際法學士」と対応するなど食い違いもある。また、中国語の法律語に“法家、律家、律法家”などの用語が使用されているように、中国語でも命名で人物を表現する時に後接語素“一家”が用いられてきた。このことから假に《公法便覽》が『國際法』から法律新語を継承したとしても、それは選択的かつ限定的であったと思われる。

さらに、《公法便覽》は『國際法』にみえる法律新語 41 語を使用していないので、“公法家”が『國際法』からの継承だとしても比率は「41 : 1」と圧倒的に低い。比率の低さも両者に影響関係がないことの傍証となっている。

では、両者にどのような相違が存在するのか、対応関係がはっきりしている法律語を例に見てみる。まず、國際法という名称に関連する命名については、「國際私法」と“民間公法”の対立から『國際法』の方が論理的であるとわかる。

箕作は國際法を大きな概念として捉えて、それを基に國際公法と國際私法を区分している。この 3 つの用語は字面から類似した概念であると推測が付き、使用に際して指示対象を明確化できる利点を兼ね備えている。それに対してマーティン等は international law と public international law を敢えて区別しないが、現在も同様であるので新しい訳語を創出しないのは妥当である。“民間公法”も捨てがたい訳語

であるが、他の訳書に継承されることはなかった。

表 1-5 『国際法』と《公法便覧》の法律新語の対応表 (1)

	『国際法』	《公法便覧》
international law	国際法	公法
public international law	国際公法	公法
privet international law	国際私法	民間公法

その他の対応関係を次表に示した。

表 1-6 『国際法』と《公法便覧》の法律新語の対応表 (2)

『国際法』	《公法便覧》
義務	應盡之責守、當任之責守
憲法	國法
領地	疆土
領地内、疆界内、疆内	疆内、境内
國地	官地
裁判所	法司、公署、應審之署、法院
歸化	入籍
裁判官	公署
法律學士	律法家
家資分散	虧累倒行
遺囑、遺囑書	遺書、遺囑
遺物承繼人 承繼人	承繼遺產之人
後見人	扶孤理產之人
證人	人證
國際法學士	公法家
委任状	國書
差押	拘留
保證、保證者	監保
担保、担保者	中保
保護人	監約之人、監約者

表 1-6 から 3 点の特徴をかいま見ることができる。1) 《公法便覧》に和製法律新語がない、2) 《公法便覧》に和製既存語がない、3) 『国際法』と《公法便覧》で使用



する既存語が異なる。

1) について、今日一般に使われる「義務、憲法、裁判所」などが日本語の法律新語として登場するが、中国語は独自の訳語を使用している。「義務」に対する中国語は《公法便覽》では“責守”であり、“權利責守”という表現も見られるが、《萬國公法》の“責任”を援用していない。「憲法」に対しては“國法”、「裁判所」に対しては“法司、公署、法院”などの表現を使用している。

2) については「領地」を挙げることができる。領土の意味で“疆土”を始め“土地、陸地、地輿”などの言い方もあるが、“土地、陸地、地輿”は一国の支配する土地という意味を表しきれておらず、土地・大地全般を指しているため、“疆土”のように国境を意識させる訳語ほど語義が明晰ではない。一方、和製既存語の「領地」は領有する土地ということで語義が明確になっている<sup>69</sup>。この例は少数ながら、現在でも使用される語があることを考慮すると、《公法便覽》に使用されていない事実は指摘するに値する。

3) については“證人、保證、擔保”などがあり、これらは中国古典に用例のある既存語であるが、《公法便覽》ではこれらを使用せず“人證、監保、中保”というように表現している。日中ともに中国古典の既存語を訳語に採用するものの、既存語の選択に相違が確認できる。

『國際法』と《公法便覽》の比較を通して、両者が用いる法律新語が異なるだけでなく、既存語の選択にも相違がみられることが見えてきた。

### 第三節 漢訳翻訳書の日本伝来と日本の法律語に与えた影響

「西学東漸」は中国だけでなく、日本にも押し寄せた。江戸時代は蘭学が隆盛し、江戸後期には開国が進み、英語中心の外国原典が日本に伝来する。

中国で漢訳された西洋法学書も日本に舶来する。“各國律例”やマーティン訳《萬國公法》、《公法便覽》、《公法會通》、《星輅指掌》、ビレクイン訳《法國律例》などは日本に伝来するが、フライヤーの國際法漢訳書とアレンの《萬國公法要略》が明治期の日本に伝来したのか定かではない。

“各國律例”を掲載する《海國圖志》は 1851 年に日本にもたらされたが、禁書令にかかわる記述があることを理由に、公開されなかった。1854 年に再び伝来し、この時は《海國圖志》の公開が幕府に許可され、“各國律例”もそれに伴い日本に知られるようになった。しかし、日本における《海國圖志》はその全巻が出回ったのではなく、

<sup>69</sup> 日本語は近代以前から「領分」という領地の類義語があり、日本語の語素「領」には領有するという意味がすでに存在していた。

必要な内容を抄録して別々に読まれていたので、果たして“各國律例”がどの程度読まれたか判然としない。ともあれ、日本は“各國律例”を読める環境にあり、その知識を活用することも可能であった。

《萬國公法》は中国で刊行された翌年 1865 年には開成所が翻刻版を出した。訓点本や注釈書も多数出版され、欧文原典から直接日本語訳した書名にも「萬國公法」と題するほどその影響力は絶大であった。訓点を施した加点本に開成所《萬國公法》(1865)があり、漢訳本を日本語に訳し注釈を施したものに堤穀士志訳『萬國公法譯義』(1868)、重野安繹訳述『和訳萬國公法』(1870)、高谷龍州注解『萬國公法蠡管』(1876)などがある。

《公法便覽》の加点本に妻木頼矩訓点《公法便覽》(1878)があり、《公法會通》には岸田吟香訓点《公法會通》(1881)がある。これと同時に《公法便覽》と《公法會通》が底本にした原典から箕作麟祥訳『國際法：一名萬國公法』(1874)と秋吉省吾訳『波士萬國公法』(1876)が日本語に翻訳している。フランス法典を底本とする《法國律例》は鄭永寧訓点『訓点法國律例』(1883)があるが、日本はこれ以前に箕作麟祥訳『仏蘭西法律書』(1870-1874)を出版している。

箕作麟祥が『國際法』を刊行した後は「萬國公法」に代わり「國際法」という呼称が広まった。『國際法』の和訳以降日本国内では中国語を媒介としない国際法知識の習得の環境が整えられたために、1880年代以降は国際法漢訳書の訓点本は姿を消し、フライヤーとアレンの国際法漢訳書だけでなく、マーティン後年の国際法著書も日本に広まらなかった。

法律新語の影響からみれば、《萬國公法》が日本語法律語に多大な影響力を与えたことは先達の指摘する通りである。しかし、《公法便覽》以後に伝来した国際法漢訳書はその影響力が非常に限定的で明治期に日本が構築した法律語の体系を左右することはなかった。逆に、日本遊歴を経験した中国文人や清朝の日本留学生などにより、和製法律新語が中国に紹介され、受容されていくこととなる。

## 第一部結論

第一部の各種考察から中国製法律新語が継続して創出され継承されてきた過程と、日本語への影響の後退の一面が明白となった。具体的には次の傾向が窺えた。

1) 欧文原典からの漢訳書には多数の中国製法律新語が使用されていた。

2) 調査した 8 種の漢訳書を通してみると、各種の漢訳書には先行文献の法律新語を継承していることが判明したが、同時に各漢訳書にはより多くの独自の法律新語が使用されていた。それは同文館系と江南製造局系の漢訳書でも同様の傾向を示している。同文館系の《萬國公法》と《公法便覽》、江南製造局系の《公法總論》と《各國交渉公法論》および《各國交渉便法論》では、両者の内部はより多くの法律新語を共有するのに対して、両者間においては共有する法律新語が少数になる傾向が確認された。

3) 漢訳書の内容と漢訳書の刊行年が相互に近接するほど法律新語の共通度が上昇し、距離があるほど法律新語の共通度が減少する。

4) 欧文原典からの漢訳書には法律新語を統一しようとする姿勢が読み取れない。

5) マーティン訳《萬國公法》の影響力は後出の漢訳書を經由したものである。《萬國公法要略》が《萬國公法》のみに使用された法律新語を継承していないこと、《萬國公法要略》と《法意》が刊行時期の近接する漢訳書と共通する法律新語が多いことがその証拠である。

6) ビレクイン訳《法國律例》は法律新語から見ると、19 世紀の法学翻訳書においては独立した存在である。

7) 嚴復訳《法意》の法律新語は獨創性が際立つ点では、《法國律例》と同じ傾向を見せている。

8) 《萬國公法要略》と《法意》に和製法律新語が使用されていたことは、和製法律新語が清末社会に流通し、中国語として一般化していたことを意味する。

9) マーティン訳《萬國公法》と大築訳『萬國公法』の比較では、大築の和訳書が漢訳書の訳語から距離をおくことが見えて、箕作訳『國際法』とマーティン等訳《公法便覽》の比較では、共通する法律新語がほとんど見られなかった。これは日本語の法律語が独自の体系を形成していることを意味しており、中国語の影響から脱していることが窺わせる。

## 第二部 日本明治期の法律新語

## 第四章 江戸時代の法律語

### 第一節 江戸時代までの法制度

日本の法制史を上代（冠位十二階制度以前）、上世（603年から967年）、中世（968年から1467年）、近世（1468年から1858年）、近代（1858年以降）に区分<sup>70</sup>して、それぞれの特徴を一言で表現すれば、上代は原始的な日本固有の法制度が行われる不成文法時代であり、上世は中国から律令制を継受して律令法を行った成文法時代で、中世は固有法が復活した時代で不成文法の慣習法中心の時代で、近世は中世に引き続き固有法が発展すると同時に成文法典も編集された時代であった。近代以降は欧米法の影響を強く受けてフランス法およびドイツ法を全面的に継受した。

#### 1.1 上代

上代法には不文の制定法、すなわち「のり（宣り）」が存在した。「のりとは宣べたものと云ふ意味であつて、宗教的託宣に由来する言葉と考へられる。」（石井良助 1960 : 13）。上代において「のり」は主として天皇ののりの意に用いられ、国法に等しかった。また「のり」は国法のほかに、宗教、道徳、風俗などの規範の意味も持ち合わせており、石井良助（1960 : 13）は「書紀に「太古之遺法」とあるのりは、疑ひもなく慣習法の意味に用ひたものである。」と指摘した。

上代法の特徴として法と宗教の未分離がある。「天津罪（あまつつみ）」と「国津罪（くにつつみ）」に見られるように、「上代に於て、つみは法益の侵害とは觀念せられずして、神の忌み嫌ふ汚穢が即ちつみと考へられて居た」（石井良助 1960 : 41）。そのため刑罰は祓と禊であった。この時代は天皇が最高の裁判権を有し、朝廷が直接裁判したと推測される。

#### 1.2 上世

上世は律令法の時代で、中国から継受した『近江令』から『養老律令』などが基本的法典として行われた時代で、懲罰法の「律」と教令法の「令」が根本法典であった。

日本最古の立法である『冠位十二階』や『十七条憲法』などは律令制とは趣を異にする。これを除けば上世の成文法は律令格式の4種になる。律令に『近江令』、『天武律令』、『大宝律令』、『養老律令』などがある。『近江令』は唐代の《貞觀令》から、『天

<sup>70</sup> 時代区分は石井良助（1960）『日本法制史概説』（創文社、1994年第5版）に依った。本節の内容もまた石井良助（1960）を主要参考資料とした。

武律令』は唐代の《永徽律令》から影響を受けたと言われ、『養老律令』は『天武律令』を継承した『大宝律令』の修正から成立した（石井良助 1960：60-61）。その一方で律と令で継受の態度に大差が見られた。「律に於ては、唐律を直寫したと云つてよい程度によく模倣して居り」、令については法典の規模を縮小して条文も簡略にしたもの、日本の社会状況を考慮して唐令を改訂したもの、日本古来の慣習を採用したもの、唐令の複雑な組織を簡単に整理した規定などがある（石井良助 1960：61）。

格は時勢の進展推移に応じて律令を改廃補正する単行法令で、式は律令の施行細則である。平安朝時代から格式を法典の形にまとめるようになり、「弘仁格式」、「貞観格式」、「延喜格式」などが編纂された。上世は律令制度をとっていたが、平安朝時代には律令の規定に反する慣例が発生し、慣習法の占める領域が次第に拡大した。

この時期の法律思想は儒教から相当影響を受けており、仏教の影響も同時に受けていた。訴訟制度は侵害ではなく急速を要しない「訴訟」と、侵害と性質を問わない「断獄」に区分できる（石井良助 1960：134）。断獄の裁判には断罪と決行の2つの標準がある。天皇と太政官は両者を具有する。それ以下の裁判所は断罪権を有するも、決行権は特別な刑罰に限られていたが、その断罪も上級裁判所にて覆審された。令制においてはすべての官司がある程度の裁判権を有していた。

断獄については弾正台の「糾弾」、本司の「挙劾」、公衆の「告言」で裁判が開始される。審理は「鞫獄」、「五聴」と「訊問」、証拠調査を行うべきであり、断罪には自白を要し、自白が得られない場合に拷問を行った。拷問回数を満たしても承服しない時は、保証人を取って釈放した。判決文の断文は律令格式の正文を引用すべきであった（石井良助 1960：136-137）。

訴訟の方は訴状の提出から裁判が始まる。上訴は認められていたが、所定の順序を経ずしての上訴は越訴として禁止された。審理は断獄と同様に進められたが、拷問は行われなかった。判決は律令の正文によるべきであったが、判決文の判文は律令格式の正文を引用すべきとの規定は存しない。

刑法全般において律令は罪刑法定主義をとっており、「縁坐」、「連坐」の制度があった。犯罪については故意、過失の区別があり、未遂は規定のある時に限り処罰して、共犯は主犯と従犯に分けて、併合罪は重きを罰した。上世の律は犯罪を個別的具体的に規定して、特別の重罪を置き、「疑罪」は「贖銅」を徴したなどの特徴がある。刑罰について律は身分により刑を「正刑」と「閏刑」に分けた。正刑には答、杖、徒、流、死の五刑があり、五刑には附加刑として「没官、移郷」、「換刑」として「加杖、留住役」があった。また本刑に代えて贖銅を徴することもあった。閏刑は有位者と僧尼に科す刑をいう。恩赦の制度も取り入れられた。（石井良助 1960：141-148）

### 1.3 中世

中世は平安朝時代後半期から鎌倉、室町時代までの期間を指し、律令制が廃れて再び慣習法が優勢になる時代である。平安朝後半期において律令の「名は存するも、その實は相當に變つたものとなつた。」(石井良助 1960 : 203) と指摘された。この時期に律令法とは形式、内容において相当差異のある慣習法中心の公家法と本所法<sup>71</sup>が成立した。鎌倉時代では武家法が発達して、公家法、本所法と合わせて三法系鼎立を見せた。室町時代になると公家法と本所法が没落して、武家法の実力が増大して、さらに幕府法と分国法に分化した。

公家法は成文法と慣習法を有し、成文法として「延喜式」(967年)が重要な法源で、「朝廷の成文法は新制或は制符の名に於て發布されるのを常とした。」という(石井良助 1960 : 207)。慣習法としては諸官庁における執務の先例や明法勘文<sup>72</sup>がこれに当たる。本所法は本所ごとに異なり、慣習法的で必要に応じて成文法を制定した。

武家法は武人の間に成立した道理を中心とする習慣を受け継いだもので、成文法として式目や式条がある。その根本法典は北条泰時が制定した「御成敗式目」(1232年)と考えられている。武家法の主たる部分は慣習法であり、「成文法は、これを改廢補充し、確認し、又は新なる制度を設けるためにのみ利用されたのである。」(石井良助 1960 : 211)。

鎌倉時代に幕府の訴訟制度が大いに発達し、権利保護については「日本法制史上他に比類を見ないほどの発達を示して居る」と石井良助(1960 : 289)が評した。司法制度で特に注目すべきは神証(参籠起請、湯起請など)が復活したことである。証拠を用いるべき順番として証文、証人、起請文(神証)の順を定めた。訴訟に関してはこれを所務沙汰、雑務沙汰、檢断沙汰の三沙汰に分けていた。それぞれ不動産に関する訴訟、債権および動産物権に関する訴訟、刑事訴訟に当たる。

刑法について律令の場合は「愚民を教導して、儒教の理想に近づ」けることを考えていたが、中世の幕府の刑法は理想を掲げることなく、「現實的な封建制度乃至封建道德の維持を云ふことが主眼であり、懲悪も亦この意味に於て考へられたのであつた」(石井良助 1960 : 294)。幕府法は罪刑法定主義ではなく、罰すべき行為を記して、刑名の記載はなく、奉行人の専断に任せられた場合が少なくない。責任能力という点で幼年者に対して、科料による換刑、刑の軽減など刑罰を調整した。連坐、縁坐の制も存

<sup>71</sup> 石井良助(1960 : 204)は「本所と云ふのは、庄園の領家領主を行政、司法、立法等公法上の権力の主體として觀察した時の稱呼である。本所法は、一方では家司及び寺院の裁判權に由来し、他方では庄園の不入權に由来し、両者が相俟つて、これを成立せしめたものと思はれる。」と説明している。

<sup>72</sup> 明法勘文とは、明法博士など当時の法律家が官庁の諮問に応じて、具体的な法律問題を律令格式によって解決した意見書である(石井良助 1960 : 208)。

した。

刑罰について鎌倉幕府は五刑のうち死刑の斬刑と流刑の遠流だけを襲用して、その他を廃絶した。室町幕府は鎌倉幕府の刑罰と大差はないが、新たに喧嘩両成敗が生じた。

#### 1.4 近世

近世において公家法と本所法が事実上消滅して、戦国時代は諸侯が分立して分国法が行われ、江戸時代は幕府法、領主法（藩法）、地頭法が対立した。幕府法は形式的には室町幕府法と織田信長、豊臣秀吉両氏の法の後身であり、その影響が認められる。また幕府法、領主法の殊に刑法は明律、清律の影響を受けている（石井良助 1960 : 368）。

幕府法と領主法はまた当時行われた法によって武家法、庶民法、共通法の3種に分けられる。武家法は封建制度とそれを基礎づける諸制度を規律する法で、一般国法のほかに武士の身分に関する法を内包する。庶民法は庶民にのみ適用する法で、主としてその身分に関する法である。共通法は武士と庶民とに適用する法である。

江戸幕府の法制は慣習法を土台としたので、「律令に比すべき基本的大法典は設けなかつた。」（石井良助 1960 : 369-370）が、法令を官衙に掲示する壁書、木札や高札など、さらには武家諸法度、公家諸法度などの法典がある。徳川吉宗の時代に過去の法令や判決例を整理し法典に編纂したのが『公事方御定書』（1742年）で、幕府の根本法典となった。江戸幕府の成文法は鎌倉室町幕府に比べて成文法の数が増加し、文体も従来の漢文から仮名交じり書き下し文が多く採用されるようになった。

近世において宗教と法のつながりは薄く、次第に宗教と法が分離した。民事訴訟は公事問答と呼ばれ、訴状と陳状による書面審理から始まり、双方の主張がかけ離れている場合は被告を召喚して対決させた。証文と証人の審理を経て判決である裁許が言い渡された。再訴の可否は規定によりバラつきがある。刑事裁判の検断では犯人の自白をもって有罪の要件としたため、拷問や神証が行われた（石井良助 1960 : 468）。

江戸時代の裁判権については「大名、地頭に裁判権を認めたが、他面、幕府も亦一大大名として、その御料内の訴訟事件に就き、裁判権を有した」のである。この時代行政機関が裁判所であったが、評定所、公事場、裁許場などは裁判所に相当する。訴訟手続きとして出入筋と吟味筋の2種に分かれていた。その違いは手続きにあり、取り扱う案件として前者は刑事民事を問わないが、後者は刑事案件に限定された。出訴は原則として本人がするので、訴訟代理業者である公事師は禁止された（石井良助 1960 : 476）。最高の司法権は最初将軍が掌握していたが、後に老中に移った。

刑法について戦国、安土桃山時代は一般予防主義を主調とした。一般的に私刑は禁



止され、幼年者の刑が減輕されたが、正当防衛は認められなかった。戦国時代的風潮として残酷な刑罰が行われた。江戸時代の刑事事件については一般的な法典は設けておらず、裁判は単行法令によっていたが、『公事方御定書』が編纂されて以降これが幕府の裁判の基準であった。諸藩は幕府に倣い刑事法典を編纂したが、その法典には2つの系統、すなわち『公事方御定書』の系統と明律を改変して国情に適應させた系統である。

『公事方御定書』が反映する刑法は、幼年者の責任能力など犯罪の類推適用される傾向がある。『公事方御定書』以前は一般予防主義の傾向が強く、それ以降は特別予防主義が重視された。原則として公刑主義をとり、例外的に私的刑罰を認めた（石井良助 1960 : 485）。犯罪の成立には故意と過失を必要とした。共犯は主従により刑の輕重を定め、幫助、教唆、未遂犯などに関する規定も見られる。

刑罰は町人百姓に科す正刑と武士、僧尼などに科す閏刑の別がある。江戸幕府の刑は生命刑、身体刑、自由刑、財産刑、身分刑、榮譽刑などに分類でき、死屍の刑もあった。これらの刑は組み合わせて科されることもあった。

## 1.5 近代法への移行

日本の近代法はフランス法およびドイツ法をモデルとした憲法を根本法とする成文法典の形式をとっている。近世以来の慣習法を中心とした不成文法の法制を主調としていたため、近代の成文法の法制への転換は激的な改革であったと言えよう。

7世紀の日本はアジアの情勢が激変する中で、隋朝と外交関係樹立を模索していた。この時期に中国文化を基礎とする『十七條憲法』を制定した。それは中国西晋武帝の《五條詔書》(268)、西魏文帝の《二十四條新制》(535)や北周の《六條詔書》(544)などの体系を継承したといわれる(华夏等 2005 : 16)。その後も日本は唐制を手本に『近江令』を始めとする律令法の成文法典を編纂した。しかし、上述のように上世以降の日本は法制度において慣習法が発達して律令法は廃れてしまう。

19世紀になると西洋列強がアジアへの進出を活発化させ、「文明」「未開」「野蠻」の思想を背景に各地の植民地化を進めた。日本に限らずアジア諸国は「文明国」に近づくためには法制度の近代式への改革を必要とした。最初の反応が国際法の理解であり、マーティン訳《萬國公法》は中日韓などのアジア諸国で広く読まれた。そして近代式法制度の建設に着手した。

日本は明治維新以降に本格的な近代法の法典を編纂し、1899年までに刑法、憲法、刑事訴訟法、民事訴訟法、民法、商法の六法典を頒布・施行した。これら近代法典の完成までの過渡期に、清代の律例を模倣した『新律綱領』(1870)、それを後に改訂した『改定律令』(1873)が行われて律令制が復活していたが、『改定律令』は1882年に

『刑法』(1880年公布)の施行で失効した。

法制度の近代化により日本の刑法は次の特徴を示した。罪刑法定主義、法不遯及の原則、犯罪の3大分類(重罪、軽罪、違警罪)、刑罰の2分(主刑と附加刑)、死刑は絞首のみ、自首・正当防衛などの具体的な規定などである。近世まで続いた身分による刑罰の差別は撤廃され人民平等の原則が取り入れられた。また自首減軽は欧米法に見られない規定で日本の伝統的な特徴を反映している。さらに民法典の公布以前は『刑法』(1880)に民法関連の規定が含まれていた(华夏等 2005: 82-83)。

民法は明治以前には固有の法典をもたなかったが、フランス民法典をモデルにして法典が起草された。政府が招聘したボアソナード<sup>73</sup>が民法の大部分を起草し、家族法にかかわる部分は日本の風俗習慣を考えて日本人が起草を担った。1890年に頒布した『民法』は個人主義、民主主義の要素が濃厚すぎると批判され、やむなく封建的伝統をより多く保留するドイツ法の思想を取り入れた新草案が起草され1898年頒布・施行された(华夏等 2005: 84)。

刑法と同年に公布された『治罪法』は刑事訴訟法と裁判所構成法の内容を含むが、『刑事訴訟法』に取ってかわられる。1890年に公布された『刑事訴訟法』、『民事訴訟法』と、1889年の『憲法』、1899年に再施行された『商法』が揃うことで明治期の六法典が完成した。裁判機構の改変や、起訴と裁判の分離、弁護士制度の導入などの司法制度の改革を経て日本の法制度は近代化を成し遂げた。

## 第二節 江戸時代の法律語と法律新語

日本の法制度は上世に中国法系を継受して以来、程度の差こそあれ常に中国の影響を受けて発展してきた。近代に西洋法を受け入れて日本の法制度は新たな局面を迎えるため、江戸幕府の時期は日本固有法系の節目のひとつと考えられる。本節では江戸時代の法律語を中国古代法の法律語と近代日本法の法律語と比較しながら、その特徴をみていく。江戸時代の法律語は『公事方御定書』下巻の「御定書百箇條」<sup>74</sup>の語彙を使用して、中国古代法の法律語は《唐律疏議》の語彙を、近代日本法の法律語は明治期の六法典の語彙を用いる。

『公事方御定書』の下巻「御定書百箇條」が刑事法を規定した重要な内容であるこ

<sup>73</sup> ボアソナード(Gustave Émile Boissonade de Fontarabie, 1825-1910)はフランスの法学者、「日本近代法の父」と呼ばれている。明治政府の招聘に応じて法律顧問を務め、フランス法の講義も行った。日本の太政官法制局御用掛、元老院御用掛、外務省事務顧問、国際法顧問、法律取調委員会委員等を歴任した。

<sup>74</sup> 「御定書百箇條」の原文は平沼騏一郎『刑法講義』(日本大学、刊年不明)が収録する「御定書百箇條 全」を参照した。

とは、次の高柳真三氏の評価（『徳川時代刑法の概観』司法省調査部、1942：7）から明らかである。

この法典は上下二巻よりなるが、その上巻は八十一條を収め、評定所の執務規定、重要な司法警察上の高札・町觸・書付・觸書、訴訟規定等を含んである。追加規定数條が組入れられてゐるから、寛保二年制定當時は七十餘條よりなつてゐたものと考へられる。世にこれを令と稱するのは、いふまでもなく律令の令に擬へたものである。下巻は百三條を収め、前記の如く御定書百箇條などと稱せられ、また上巻を令といふのに對して律とも呼ばれた。少数の民刑訴訟法及び民事法規定の外は刑事法規定によつて占められてゐるから、律と稱せられるのも當然といはねばならぬ。〈中略〉御定書が刑法規定として主きをなすのは、上記に明らかなる如くその下巻即ち百箇條であつて、追加規定を併せて百三條となつてゐることは既に述べた通りである。

《唐律疏議》の法律語と比較することで《唐律疏議》の江戸における影響力の残存程度を知ることができ、明治期の法律語との比較は法律語における近世と近代の繋がりを探求する。

## 2.1 中国古代法の法律語との関連

「御定書百箇條」の法律語で《唐律疏議》にも用例があるのは「国境、過失、流罪、死罪、斬罪、證據、下手人」などで、その数は非常に少ない。それに対して「御定書百箇條」にのみある法律語の例を挙げると「過料、火罪、裁許、訴出、訴訟、訴狀、追放、手鎖、箱訴、不法、申立、訴訟人」などがある。

両者に1000年以上もの時間の開きがあるため、共通する法律語が少数であるのは仕方のないこととも言えよう。しかし、この違いは時間だけの問題ではなく、日中の言語間の相違でもある。

「御定書百箇條」の法律語を《大清律例》で確認すると、「過失、流罪、死罪、斬罪、不法、訴訟、訴訟人」など少数の語彙しか見当たらない。《大清律例》も《唐律疏議》と同様に「御定書百箇條」とは法律語においてあまり接点を持たない。ここからわかるように「御定書百箇條」の法律語は中国の法律語からは特別に影響を受けたとは言えない。換言すれば、江戸時代は日本において独自の発展を遂げた法律語が多いということである。

## 2.2 近代日本法の法律新語との関連

「御定書百箇條」の法律語で明治の六法典（刑法、憲法、刑事訴訟法、民事訴訟法、民法、商法）に用例があるのは「過失、過料、證據、讓渡、訴訟、訴狀、引渡、不法、申立、申出、離縁、相手方」などである。中国古代法の場合と比べると数量としては大した違いは見られず、やはり少ない。「引渡、申立、申出」のように通常訓読される語彙が見えるのは、中国古代法の場合と大きく異なる。「御定書百箇條」と明治の六法典の法律語に継続性を見出すことはできるが、その関連性が強くないことが明白となった。このことから日本は近世において固有の法制度を確立すると同時に、法律語も同様の独自性をもったものに作り上げた。それは近代化のなかで西洋の法制度を受け入れる際にも同じ傾向が現れた。それゆえに明治期の法律語は近世の法律語とも様相を異にした。

因みに、「過失、證據」は《唐律疏議》と明治の六法典に見られた法律語であり、日本が中国から借用した語彙で、近代の法律語として定着した語彙でもあることは間違いないだろう。

## 第五章 明治維新と西洋法学書の翻訳

### 第一節 明治初期の法学書翻訳とその法律新語

#### 1.1 明治期の法学翻訳書

明治期に翻訳が盛んに行われたことは周知のことであるが、どのくらいの数量を翻訳したかその具体数を示すことはなかなか難しい。明治期の法学書については西村捨也が『明治時代法律書解題』（1968）を編集しており、そこに収録されている法律書の翻訳状況を述べることにする。『明治時代法律書解題』は著者の西村氏が実際に本を手に取り、内容を確認した上で著した書目である。本書は題名の通り法律書（著書、翻訳書、辞書類など）を中心に、若干の政治関連の書物を取り入れながら 1529 種を収録している。政治関連の書物も法律との関係を断ち切ることの出来ないものばかりである。

収録総数 1529 種の内、403 種の翻訳書が含まれている。収録書すべてが 12 の区分に分類されており、分類ごとの翻訳書の数量は次の通りである。政治・立法 58 種、法律一般 60 種、憲法 51 種、司法制度 13 種、行政法 49 種、民法 46 種、商法 30 種、民事訴訟法 23 種、刑法 26 種、刑事訴訟法 27 種、諸法 14 種、国際法 31 種。基本的に明治時代に出版された法律書であるが、翻訳書 403 種中に 4 種の江戸時代出版のものが含まれている<sup>75</sup>。

翻訳者の大多数は日本人であり、中国の漢訳書は『萬國公法蠡管』『訓點公法便覽』『公法會通』マーティン訳、『訓點法國律例』同文館訳の 4 種しか見当たらない<sup>76</sup>。このほかに欧米人の手による訳書が 6 種ある<sup>77</sup>。ここから日本の法律関係の書籍は日本人が中心となって翻訳し、法律・法学の知識を広めたことがわかる。また、漢訳法学書に日本伝来と出版の情況から判断するに、漢訳法学書が日本語の法律語に影響を与えたのは明治 10 年代までである。

日本では明治初頭から法学書の翻訳が盛んに行われ、その翻訳者には多くの法学者の名が見える。例えば、箕作麟祥、加藤弘之、有賀長雄、高田早苗、織田万、梅謙次

<sup>75</sup> 『官版五國條約並交易規則譯文』箕作阮甫、川本幸民等訳（1858-59）、『西洋各國盛衰強弱一覽表』加藤弘之訳（1867）、『萬國公法』西周訳（1868）、『交通起源』又は『萬國公法全書』瓜生三寅口訳（1868）。

<sup>76</sup> 鄭永寧と何礼之の二人の訳書は含めていない。この二人は唐通事の家系に生まれており、中国人であろうが、中国での翻訳ではないため、ここでは中国人漢訳書の数に入れていない。

<sup>77</sup> 『刑罪論抄譯』リベロール訳、『佛朗西遺物相續史』『佛國民選議院規則』デュ・ブスケ訳、『撲兒洒兒氏分權論』ジブスケ訳、『法学指鍼』ヴェルベック口訳、『匈牙利刑法』マルチネー及ダレスト共訳の 6 種。

郎などである。法学者穂積陳重<sup>78</sup>は日本の法律語の形成への貢献度が高い人物として、西周、津田真道、加藤弘之、箕作麟祥の名前をあげている<sup>79</sup>。以下ではこの4氏と何禮之等が翻訳した法学書を見ていく。

## 1.2 西周訳『萬國公法』(1868)

### 1.2.1 西周と『萬國公法』

西周和訳の国際法の翻訳書はマーティン漢訳《萬國公法》の刊行から四年後に出版された。西周(1829-1897)は啓蒙思想家、日本の最初の西洋哲学者で、幕府開成所教授、東京師範学校校長、元老院議員を歴任した。幕府留学生としてオランダのライデン大学のフィセリング教授の下で法学、経済学などを学んだ。

西訳『畢洒林氏萬國公法』(1868)はフィセリング<sup>80</sup>口授からの和訳で、日本最初の国際法の和訳本である。穂積陳重(1980)が日本の法律語を形成した人物として筆頭に挙げているのが西周であり、彼の『百学連環』や『明六雑誌』に掲載された論文などは明治初期において大きな影響力をもっていたことは周知のことである。西周は和訳『萬國公法』以外に法学に関する翻訳書・著作を残していないことから、西周の使用した法律語を知るには和訳『萬國公法』が最も有効であると考えている。

西周は凡例で「其書(漢訳《万国公法》)ハモト初学ノ為ニトテモノセルニハアラテ…」といい、「初学ノ輩ハマツ此書ヲ措トモ梯トモナシ条規ノ頻々ヲ覚ヘ基ヲ立テ礎ヲ下シ…」と本書を国際法の入門書に位置づけている。また「凡テ名義ニ係ワル語ハ前モ後モ貫キテ取テ鹵莽ニ訳セルモノニ非ス」とも記しており、用語の統一意識が見受けられる。松井利彦(1985)と佐藤亨(1986:163-164)の研究から西周訳『萬國公法』がマーティン訳《萬國公法》の影響を受けていることは明らかにされた。このことから西訳『萬國公法』の法律語を考察するに際して、近代以降に中国語から借用した語彙の存在を念頭に置く必要がある。

### 1.2.2 西訳『萬國公法』の法律新語

西訳『萬國公法』の法律語は69語あり、法律新語は21語で、その内訳は次表の通りである。

<sup>78</sup> 穂積陳重(1856-1926)、日本初の法学博士の一人。東京帝国大学法学部長、貴族院議員、枢密院議長を務めた。英吉利法律学校(中央大学の前身)の創立者の一人であり、現行民法典の起草にも当たった。

<sup>79</sup> 穂積陳重(1980:170)は「明治の初年における法政学者が、始めて法政の学語を作った苦心も、また実に通りではなかった。就中泰西法学の輸入および法政学語の翻訳鑄造については、吾人は津田真道、西周、加藤弘之、箕作麟祥の四先生に負うところが最も多い。」と言及している。

<sup>80</sup> フィセリング(Simon Vissering, 1818-1888)、オランダのライデン大学の経済学教授、後に大蔵大臣を務めた。「畢洒林」はフィセリングの漢字音訳語である。

表 2-1 西周訳『萬國公法』の法律新語数

既存語	中国製法律新語		和製法律新語	
	新造語	転用語	和製新造語	和製転用語
48 語 <sup>81</sup>	6 語	5 語	8 語	2 語

新造語には“法院、内國法、特權、特約、萬國公法、性法”、転用語には“公法、國法、局外、權利、私權”があり、和製新造語には「裁訟官、和好条約、拿逋、全權<sup>82</sup>、通商條約、通約、萬國私權通法、罪有者」、和製転用語には「律語、權義」がある。

西周が書名に「萬國公法」を用いたところから見てもマーティン訳《萬國公法》からの影響を窺い知れるが、この“萬國公法”を含めて“公法”“權利”“性法”など 15 語を《萬國公法》から借用したと思われる。西訳『萬國公法』初出の法律新語に「調處」「裁訟官」「萬國私權通法」などがある。

「調處」は巻 2 第十一章第十節に「第一ニハ甲乙丙國ノ際ニ争端起レル時丙ノ國間ニ居テ其戦争トナルヲ禁シ或ハ是ヲ調處スルナリ」（巻之ニ：三十四ウ）とあり、仲裁の意味で使用されている。『日本国語大辞典（第二版）』（以下で『日国』と略記する。）でも西訳『萬國公法』を唯一の典拠に挙げているため、この語義は日本語において西周の使用が初出である可能性が非常に高い。《墨子・雜守》に“葆民，先舉城中官府、民宅、室署，大小調處。”の用例があり、西訳『萬國公法』の「調處」は中国古典から発生した和製転用語だと推察される。

「裁訟官」は裁判官のことで、西訳『萬國公法』巻 4 第六章に「第十三節 是皆本國ノ臣民ニ對シ訴訟ヲ裁斷シ、罪犯ヲ處決スルニ於テ十全ノ權ヲ有シ、内地ノ裁訟官ハ與カルヲ得ルヲナシ」（巻之四：二十オ）とある。『日国』は中村正直訳『西國立志編』（1870-71）と『明六雜誌』（1874）を出典にするが西訳『萬國公法』よりも時代が遅れる。

「萬國私權通法」は国際私法を指しており、巻 1 第一章に「第十四節 萬國私權通法ハ諸國ノ人民私ニ相交通スルノ權ヲ論スル者ニシテ、殊ニ交易ノ事ニ關カリ各國ノ國法又條約ニテ規定シタル者ノ如シ」（巻之一：三ウ）とある。この直前の第十三節に「所謂萬國公法ノ科、外ニ又萬國私權通法（丁韋良氏ノ漢譯萬國公法ニ公法私條ト云フモノ是ナリ）ト云フ」（括弧内は割注）とも述べていて国際私法を指すことは明白である。「萬國私權通法」はその後受け継がれることなく淘汰されるが、マーティンの

<sup>81</sup> 既存語は次の通りで、斜線より後は新出である。

常例 常行 抵償 斷訟 法度 法律 法制 干犯 會盟 講和 立法 律法 律例 盟約 明許 默許 賠償 審斷 條規 條約 違犯 刑罰 宣戰 遺產 罪犯/裁斷 黜罰 處決 定約 法官 犯人 法學 公布 國律 和解 據證 口供 拿捕 契約 死刑 訴訟 調處 通法 證人 重犯 追捕 罪科 罪人

<sup>82</sup> 「全權」はマーティン訳《萬國公法》（1864）より以前に、幕末安政 4 年（1857）の『御触書』に用例が見えるため中国製法律新語の借用としては処理していない。

訳語（“公法之私條”）と類似点を持ちつつ、後の国際私法につながる経由地点のひとつだったのだろう。また、「所有ノ權」は新語「所有權」の形成に貢献したより明白な例として注意するに値する。

『萬國公法』の法律新語は近代中国語の法律新語を継承するとともに独自の訳語を創出したが、創出した和製法律新語は後世に引き継がれることはなかった。しかしながら、一部の訳語は後発の法律新語を導く役割を果たした。

### 1.3 津田真道訳『泰西國法論』（1868）

#### 1.3.1 津田真道と『泰西國法論』

津田真道も西周と同じくフィセリングの口授を和訳し『泰西國法論』（1868）を著した。津田真道（1829-1903）は幕末明治期の洋学者、啓蒙思想家であり、幕末に西周、榎本武揚らとオランダライデン大学に留学し、フィセリング教授から法学、経済学などを学んだ。

『泰西國法論』は国法（国内法）について論じられ、明治初期において「万国公法」とともに法学教育の教科書とされた。その影響力は十分に想像できる。

#### 1.3.2 『泰西國法論』の法律新語

『泰西國法論』の法律語は121語、そのうち法律新語は56語である。

表 2-2 『泰西國法論』の法律新語数

既存語	中国製法律新語		和製法律新語	
	新造語	転用語	和製新造語	和製転用語
65 語 <sup>83</sup>	5 語	8 語	28 語	15 語

新造語には“大法院、法院、人權、特權、性法”、転用語には“公法、國法、國例、權利、司法、私權、天法、主權”があり、和製新造語には「本權、不文律法、成文律法、詞訟法、詞訟學、大權位、大司法院、都人士權、法府、法學士、國內公法、國外公法、列國公法、列國平民私法、列國通用公法、律法書、民法律書、民權、平民私法、商法、司法院、通權、物權、小權位、習慣法、義務、制法院、治罪法」、和製転用語に

<sup>83</sup> 既存語は次の通りで、斜線より後は新出である。

裁斷 詞訟 大權 定律 法律 犯人 犯罪 法制 國權 國土 和約 軍法 君權 律法  
 律例 權柄 死刑 訟獄 條規 條例 刑罰 行法 有罪 證人 制法 治罪 重罪 罪科  
 罪人／布告 裁判 逮捕 典令 斷獄 法官 法例 法學 覆治 格例 國憲 家法 令典  
 例條 律令 判者 權位 稅法 私法 司法官 聽斷 聽決 聽訟 刑法 刑律 越訴 雜法  
 證左（證佐） 重刑 罪狀

また「領分、領地、相續人」も既存語であるが、これらの法律語は中国の古典に用例を持たない。



は「朝綱、法典、法科、法論、法士、法台、告訴、公權、歸化、民法、權學、權義、人法、三權、憲法」がある。和製法律新語では「權義」以外は全例『泰西國法論』の新出である。

マーティン訳《萬國公法》と一致する法律新語は10語あり、“公法、權利、法院、特權”などがそれである。数からみると、ある程度《萬國公法》の影響を受けた痕跡は認められるが、両書に専門性の差異があるためか共通する法律新語が少ない印象を受ける。既存語で共通する23語を加えても『泰西國法論』全体の25%と両書のつながりはあまり強くない。しかし、“法院、特權”は《萬國公法》初出の新造語であり、マーティン訳《萬國公法》の法律新語を継承したことは間違いないだろう<sup>84</sup>。

津田は『泰西國法論』の翻訳で近代中国語の法律新語を借用する一方で、大量の法律新語を創出した。「義務」「人權」「民法」「憲法」など今日に馴染み深い法律語は少なくない。

「義務」は日中の古典から出典を求めることができない和製新造語であり、『泰西國法論』第二卷第八篇第二十六章に「右等ノ時ニ當リテ公益ノ爲ニ其所有ヲ讓ルハ住民ノ義務ナリ」と最初に使用された。この第八篇のタイトルは「國家ニ對シテ住民ノ務ム可キ義」で、その第一章に「國家ニ對シテ第一ニ務ム可キ住民ノ通義ハ…」という表現があり、「務むべき義」あるいは「務むべき通義」が「義務」の原型であり、表現の簡略化と語順の倒置により「義務」が誕生したと推察される。「義務」の由来については、箕作麟祥が講演でマーティン訳《萬國公法》から借用したと発言しているが、漢訳《萬國公法》に「義務」の2字は見えず、同書では“責任”をobligationの訳語としている<sup>85</sup>。

「人權」は和製新造語、『泰西國法論』の凡例に「昔時一切ノ人權ヲ奪ヒテ生ナガラ死人ニ同シウスル刑アリ」と用例があり、第一卷第三篇第十六章に「人權 衆庶同生彼此相對シテ互ニ其權アリ之ヲ人權ト云フ」と解説もある。

「民法」は和製新造語で、『泰西國法論』の卷一第三篇第十五章に「民法ハ國人往來交會ノ際ニ生スル所日用凡百ノ事ニ關涉スル、諸權諸義ヲ脩理シテ平人ヲシテ、法則ヲ取ラシムル者ナリ」と説明がある。《禮記・大学》に“其為父子兄弟足法。而後民法之也。”とあり、“民法”の文字列が見えるが、現在のcivil lawとは関連性を持たないことは明白である。

<sup>84</sup> 松井利彦(1985)は動産・不動産の訳語に着目して《萬國公法》が『泰西國法論』に与えた影響を論じている。

<sup>85</sup> 『箕作麟祥君伝』に「其本(『佛蘭西法律書』のこと)は實に、分らないことだらけでありました。また、分つても、翻譯語が無いので困りました。權利だの、義務だのと云ふ語は、<中略>支那語の萬國公法に「ライト」と「オブリゲーション」と云ふ字を、權利義務と譯してありましたから、それを抜きました」とあるが、《萬國公法》に「義務」という語は使用されていないため、箕作麟祥の記憶違いがあるだろうと松井利彦(1984)は指摘した。明治期の日本語における「責任」と「義務」の使い分けについては松井利彦(2011)を参照されたい。

「憲法」は和製転用語で、第二篇第四章に「定律ノ諸國ニ於テ根本律法ハ實ニ國朝ノ大憲法ニシテ、之ヲ制定スル時ニ當リテハ極テ綿密ニ留心シ、盛典大禮ヲ以テ之ヲ國中ニ頒告シ…」と用例がある。この「憲法」はまだ完全に constitution の訳語として成立しておらず、修飾語を付け「大憲法」として「憲法」は在来の意味とは異なる「根本律法」（根本法）を意味することを強調させている。また、『泰西國法論』では第四卷第二編のタイトルを「根本律法（即國制又稱朝綱）」（括弧内は割注）としているので、根本法の意味では「憲法」よりもむしろ「國制」「朝綱」の使用を推奨しているとも取れるが、最終的には日中ともに「憲法」が採用された。

定着した法律新語がある一方で、「權學、法府、詞訟法、律法書、列國公法、不文律法」など淘汰された法律新語も多い。「權學」は法学の別名として紹介され、「法府」は大法院のこと、「詞訟法」は訴訟法のこと、「律法書」は法典のこと、「列國公法」は国際法のこと、「不文律法」は不成文法のことである。新概念に対応する訳語が存在せず新語を創出すること（「法府」「不文律法」）もあれば、既存の訳語を採用せずに新語を創出した例（「列國公法」）もある。

『泰西國法論』新出の法律新語は4割程度が後世の著作に使用されたところを見ると、穂積陳重が述べたように津田真道は法律語の形成に大きく貢献したと言えよう。『泰西國法論』の法律新語が継承された要因として、次のことが指摘できる。①日本における初期の法学書であること、②法学全般を概説したこと。①については時代的な優位性を持つことは贅言する必要はないが、②は大きな特徴と言える。西訳『萬國公法』と津田訳『泰西國法論』はともに幕末に刊行されたが、『萬國公法』は国際法を専門領域としており、その法律語は自ずと国際法関連の用語が中心となり、後世への影響範囲は狭くならざるを得ない。それに対して、『泰西國法論』は法学全般を講述するもので、法学内の多領域に亘る知識を展開するため、法律語もそれに伴いより広い領域の法律語を含み多様性を見せる。従って、『泰西國法論』は後発の法学書と内容的に多少の差はあるが多くの点で関連性をもっていて、早期の法学翻訳書である利点が活かされ広い範囲に影響を与えたと推測できる。

## 1.4 箕作麟祥訳『佛蘭西法律書』（1870-1874）

### 1.4.1 箕作麟祥と『佛蘭西法律書』

箕作麟祥（1846-1897）は日本で最初にフランス法典を和訳した人物である。彼は幕末明治の洋学者、啓蒙的官僚、法律学者、法学博士であり、漢学、蘭学、英学を修学し、フランス語にも精通した。明治初期の日本政府から依頼されフランス法典『佛蘭西法律書』を和訳し、それを契機に民法と商法の編纂に尽力し、フランス系法学の開祖と呼ばれた。

箕作麟祥が和訳した『佛蘭西法律書』は刑法、民法、訴訟法、憲法、商法と治罪法の六法典からなり、1870年に『佛蘭西法律書・刑法』(明治庚午年晩夏)、翌年1871年に『佛蘭西法律書・民法』(明治辛未年仲春)、1873年に『佛蘭西法律書・訴訟法』(明治六年四月)と『佛蘭西法律書・憲法』(明治六年八月)、1874年に『佛蘭西法律書・商法』(明治七年三月)と『佛蘭西法律書・治罪法』(明治七年四月)をそれぞれ刊行した。『佛蘭西法律書・刑法』第一巻の扉には「中博士箕作麟祥口譯、大寫字生辻士革筆受」とあり、和訳者が箕作麟祥で、辻士革が和訳に協力していたとわかる<sup>86</sup>。『刑法』と『民法』の刊行は大学南校<sup>87</sup>によるが、『民法』の第五卷以降の刊行は「文部省」となっている。『訴訟法』『憲法』『商法』『治罪法』はともに「文部省」から刊行された。箕作麟祥は明治政府の要請を受けて本書を翻訳して、完成原稿を直ちに政府の法典編纂会議に回され審議に供された。このような経緯から『佛蘭西法律書』と明治法典およびその法律語とは非常に緊密な関係があると考えられ、本書に使用された法律語は日本語の法律新語の形成を考察するのに寄与するだけでなく、後に中国語に借用された和製法律新語の根源を究明する場合にも重要な資料となる<sup>88</sup>。

#### 1.4.2 『佛蘭西法律書』の法律新語

『佛蘭西法律書』の法律語は179語、法律新語は77語である。

表2-3 『佛蘭西法律書』の法律新語数

既存語	中国製法律新語		和製法律新語	
	新造語	転用語	和製新造語	和製転用語
102語 <sup>89</sup>	4語	3語	51語	19語

新造語は“陪審、人權、特權、偽證”、転用語は“國法、權利、司法”があり、和

<sup>86</sup> 箕作麟祥が法典の和訳と訳語の選出に苦勞したことは、大槻文彦著『箕作麟祥君伝』(1907、丸善)や松井(1984)、藁科(1987)、小笠原(1999)などが詳しい。

<sup>87</sup> 明治初期の官立洋学校、明治2年(1869)に開成所を「大学南校」と改称した。現在の東京大学法・理・文学部の源流である。

<sup>88</sup> 箕作麟祥に関しては《法律大辭書》(1936)の補編に収録された“世界法家人名辭典”にその名前が見え、訳書に“國際法”“法國法典”などがあると紹介されている。また、康有為が著した《日本變政考》でも“法國法律書”(『佛國法律書』のこと)に言及していることから推測するに、箕作麟祥の訳語が中国語の法律語に影響を及ぼしたことが窺える。

<sup>89</sup> 既存語は次の通り、斜線より後は新出である。

被告 裁判 償還 逮捕 抵償 法例 法令 法律 犯人 犯罪 告發 規律 和解 立法  
盟約 明許 黙許 憑據 契約 審理 釋放 死刑 訴訟 條約 聽訟 刑罰 刑法 遺囑  
有罪 原告 召捕 證據 證人 重刑 重罪 罪案 罪犯 罪科 罪人 罪狀/保證 被告人  
捕獲 捕捉 讒訴 呈訴 懲治 初犯 出訴 大赦 罰金 法律家 犯罪人 法式 法則 公  
堂 誣誤 規則 過失 戶籍 禁錮 看守人 苦役 流刑 沒收 判決 配偶者 輕罪 囚人  
囚徒 囚獄 審判 審院 赦宥 訟告 訟庭 訴出 訴訟人 訴狀 徒刑 違背 無罪 相繼  
牙保 押送 陰殺 遺物 宥免 原告人 獄舍 再犯 贈遺 政法 政權  
以上は中国の古典に用例がある既存語で、「領地、相續人/保證人、後見、取締、取調、手續、證書」は和製既存語である。

製新造語は「商法、物權、義務、治罪法／保證者、裁判所、裁判役、差押、懲治場、懲治刑、懲治罪、代權人、代書師、代言人、大審院、復權、覆審院、告訴狀、公證、公證人、呼出書、控訴人、控訴院、立法權、留置場、民權剝奪、輕罪犯、囚獄場、契約書、權限、始審、收監狀、訴書、訴訟法、調書、徒刑場、問糺、現行罪犯、刑目、刑期、行政法、言渡書、遺物相續、遺物相續人、遺囑書、獄監、豫審、召捕狀、終審、重罪犯、准死」、和製転用語は「告訴、公權、民法、憲法／初告、後見人、呼出狀、檢察官、檢事、控訴、民事、求刑、上告、相續、刑事、言渡、引渡、吟味、約定」がある。

法律新語は中国語の近代法律新語と日本語の近代法律新語および箕作麟祥が創出した法律新語に区分できる。『佛蘭西法律書』に見える中国語の近代法律新語には“權利、陪審”などがある。主な来源は箕作本人も言っているようにマーティン訳《萬國公法》とみて間違いないだろう。しかし、“陪審”のように《萬國公法》に用例がない法律新語があるからには、その他の漢訳洋学書および辞典類を参考にした可能性はある。沈国威（2006）によると“陪審”の初出は《智環啟蒙塾課初歩》（1856）であり、《智環啟蒙塾課初歩》は日本にも伝来したため箕作が参照できた可能性は十分に考えられる。法律新語に限定して言えば、箕作が漢訳法学書から借用した法律新語は10%未満と非常に少ない。

日本語の近代法律新語の借用は多くはないものの、『佛蘭西法律書』より前に刊行された法学書の津田訳『泰西國法論』と一致する法律新語「義務、民權、治罪法、相續人、公權、領地、憲法、民法」など9語を確認できた。前5語は津田の和製新造語で、残りは和製転用語であり、共に『泰西國法論』が新出の法律新語である。また、箕作が「治罪法」「憲法」「民法」を各法典の題名に採用したことで、明治政府が編纂した六法典もまた同一の題名を使用した。これにより法律新語は明治の社会一般にも浸透し定着した。「憲法=constitution」の構図は津田が『泰西國法論』で提案して、箕作が『佛蘭西法律書』において全面的に受け入れて、明治政府が法典の名称に採用することで定着した。『佛蘭西法律書』の各法典名称で「治罪法」と「訴訟法」が後に「刑事訴訟法」と「民事訴訟法」に改称された以外はそのまま定着した。『佛蘭西法律書』の影響力の一端がかいま見える。

『佛蘭西法律書』の法律新語のうち箕作が創造した法律新語の数が最も多い。定着した法律新語には和製新造語の「復權」「豫審」「刑期」「大審院」「訴訟法」などや、和製転用語の「民事」「檢事」「檢察官」などがある。

「復權」は『佛蘭西法律書・商法』第八十三條に「分散シタル商人ハ復權ヲ得タル後ニ非サレハ、手形賣買世話人又ハ商業世話人トナル可カラス」とあり、『佛蘭西法律書・治罪法』第三百八十二條で陪審になる資格がない人に関する規定で「第九 復權ヲ得サル分散人」を挙げて「復權」が使われている。『日国』は「刑法」（1880）と「破

産法」(1922)の出典を示しているがともに『佛蘭西法律書』の用例より遅れる。

「豫審」は『佛蘭西法律書・訴訟法』第十五條に「本案ニ管スル豫審ノ言渡ヲ為シタル時ハ…」とある。『日国』の典拠の『佛和法律字彙』(1886)よりも早い用例である。

「大審院」は『佛蘭西法律書・訴訟法』第五百九條に「…其言渡ヲ取消テ償ヲ求ムル訴ハ…憲法第百一條ニ循ヒ大審院ニ之ヲ為ス可シ」とある。明治政府において大審院は明治8年(1875年)に設置されたので、『佛蘭西法律書・訴訟法』の用例は「大審院」の命名につながったのかもしれない。

和製転用語の「民事」は『佛蘭西法律書・訴訟法』第四十四條に「第四 裁判役ト原告又ハ被告中ノ一方又ハ其配偶者トノ間ニ、當時民事ニ管シタル訴訟アル時」と用例がある。《國語・魯語上》には“舜勤民事而野死。”と国家政治の意味で、《宋書・百官志上》では“司徒，一人，掌民事。”のように庶民に関する諸事の意味などで使用されたが、「私法上の法律関係に関する事項、またはこれらから生ずる現象。」という法律語としての語義は、在来の語義とは異なる。新義を獲得した「民事」は『佛蘭西法律書』の使用に始まる。

「検事」は『佛蘭西法律書・訴訟法』第四十七條に「…書記官ヨリ治安裁判所所在ノ地ヲ管轄スル初告裁判所ノ検事ニ送達ス可シ…」とある。《南齊書・王融傳》に“上以虜獻馬不稱，使融問曰：‘秦西冀北，實多駿驥。而魏主所獻良馬，乃駑駘之不若。求名檢事，殊爲未孚。’”と事実の検証という意味の用例があるが、『佛蘭西法律書』では検察官の官名の一種として使われている。

「檢察官」は『佛蘭西法律書・訴訟法』は第四章「檢察官ニ報告スル事」に用例がある。《宋史・志》に“以侍從官提領，又置提轄檢察官一員。”とあり、「檢察官」の文字列が見えるが、『佛蘭西法律書』の「檢察官」とは役職が異なるため和製転用語と認定した。

『佛蘭西法律書』新出で淘汰された法律新語には「獄監」「訴書」「裁判役」「現行罪犯」「遺物相續人」などがある。『佛蘭西法律書』の法律新語を総覧すると、政府の要請を受けた翻訳事業であっただけに明治期の法典に『佛蘭西法律書』にみえる法律新語が多数使用されていて、今日に継承された法律新語も同様に少なくない。そして『佛蘭西法律書』の法律新語は日本語に定着するに留まらず、中国語の法律語としても借用されることになる。

## 1.5 何礼之訳『萬法精理』(1875)

### 1.5.1 何礼之と『萬法精理』

何礼之(が のりゆき、1840-1923)は長崎唐通事の海庵系何家の第八代。5歳で父

跡を継ぎ稽古通事となり、15歳で漢語を修得した。その後、独学で英語を習得し、1862年に長崎奉行支配定役に挙用され英語稽古所学頭を務め、1867年に開成所教授職並、1870年に大学少博士、1871年に文部少教授になり、岩倉使節団に通訳として随行した。随行中に哲学博士タイレルの勧告により後に「法の精神」を翻訳した（大久保利謙 1978、許海華 2011）。

何礼之が和訳したモンテスキュー (Montesquieu, 1689-1755) の『萬法精理』(1875、現代では書名を「法の精神」と翻訳する)は、20世紀初頭の中国で張相文(1867-1933)が何訳『萬法精理』を底本にして《萬法精理》(1902)を漢訳した。また、嚴復もモンテスキューの著作を漢訳して《法意》(1904-1909)と題したので、何訳『萬法精理』が嚴訳《法意》に及ぼした影響の有無を考察するには何訳『萬法精理』が重要な資料となる。さらに、モンテスキューの名著『法の精神』を明治八年に何礼之が和訳したことは、『萬法精理』が法学領域において大きな影響力をもっていたと推測される。法学者の穂積陳重は法学分野における何礼之の影響に言及していないが、彼の訳語(法律新語)を考察することも必要である。

モンテスキューの名著 De l'esprit des lois は1748年に初版が出版され、英語版 (The Spirit of the Laws) はトマス・ニュージェント (Thomas Nugent) が1750年に出版した。佐藤喜代治 (1971: 314) は『萬法精理』の凡例から、その底本は1873年の改訂版だとみている。『萬法精理』は全31巻からなり、何礼之は凡例で前20巻は自身が翻訳し、21巻から31巻は鈴木氏(鈴木唯一)が訳述したことを明記している。

### 1.5.2 『萬法精理』の法律新語

『萬法精理』の法律語は332語、そのうち法律新語は123語ある。

表 2-4 『萬法精理』の法律新語数

既存語	中国製法律新語		和製法律新語	
	新造語	転用語	和製新造語	和製転用語
209語 <sup>90</sup>	8語	11語	78語	26語

<sup>90</sup> 既存語は次の通り、斜線より後は新出である。

案件 保證 被告 不法 裁斷 裁決 裁判 懲罰 懲治 黜罰 出訴 詞訟 大罪 斷案  
 斷獄 法度 法官 罰金 法例 法令 法律 犯人 犯罪 犯罪人 法式 法司法學 法則  
 法制 覆審 復審 告發 告發者 公罪 規律 規則 國律 國權 過失 國憲 和解 家法  
 講和 拘禁 拘留 軍法 君權 控告 口供 兩造 立法 流刑 律法 律例 律令 沒收  
 盟約 擬罪 判決 賠償 憑據 輕罪 囚人 契約 權力 殺人 審斷 審法 審理 審判  
 審訊 釋放 實權 司法官 死刑 訟庭 訟獄 訴訟 訴訟人 訴狀 條規 條款 條例 條  
 約 聽斷 聽訟 違法 違犯 無罪 刑典 刑罰 刑法 行法 刑官 刑律 刑獄 遺產 遺  
 囑 有罪 原告 越訴 贈遺 政法 證據 政權 證人 爭訟 證左(證佐) 制法 治罪 重  
 刑 重罪 專權 罪案 罪犯 罪科 罪名 罪人 罪狀/被害者 鞭刑 成典 懲戒 承襲  
 答罪 處刑 彈劾 典則 斷罪 對審 對質 罰典 罰鍰 罰科 罰例 法理 放釋 犯罪者

新造語には“大法院、法院、陪審、人權、特權、萬國公法、偽證、性法”、転用語には“初審、公法、公判、國法、局外、律師、權利、司法、私權、天法、主權”があり、和製新造語には「裁判所、成文律法、大審院、法學士、立法權、民權、全權、權限、商法、司法院、訴訟法、習慣法、刑目、義務、治罪法、終審／辯護人、不文律、裁判法、裁判官、裁判權、裁判廳、成文律、承襲權、大法官、代理官、代理人、代訴官、代訴人、法規、法律師、法律書、法律學士、法權、法廳、法學書、法衙、罰則、法制官、告發人、告訴人、共有權、慣習法、慣習律、慣行法、國際法、國事犯、緩刑、檢事官、架刑、糺審、立法院、立法官、律書、民法家、民事犯、陪審官、破産人、權理、上告法、上告人、上告狀、紹續權、審糺、審庭、實刑、司法權、訟權、所有權、聽訟法、相續法、相續權、刑臺、行政權、召喚狀、中裁人、自主權、罪蹟」、和製転用語には「法典、告訴、公權、後見人、檢事、控訴、民法、民事、人法、三權、上告、憲法、相續、刑事、言渡／法案、法家、反證、法廷、父權、禁獄、立憲、破産、訟師、萬法、制法者」がある。

法律新語を中国語の近代法律新語と日本語の近代法律新語および何礼之と鈴木唯一が創出した法律新語に区分して見ていく。中国語の近代法律新語は、マーティン訳《萬國公法》にみえる法律新語“萬國公法、法院、權利”などの他に、《智環啟蒙塾課初歩》(1856)の“陪審”、赫徳の陳情書(1876年)に見える“陪審官”<sup>91</sup>、“律師”などもあった。これらの法律語は直接中国語文献から借用されたかは定かではないが、『萬法精理』に先行する用例があることは確かである。

『萬法精理』以前に用例がある日本語の近代法律新語もこの訳書に見える。津田訳『泰西國法論』にみえる「義務、治罪法、人權、司法院」など、箕作訳『佛蘭西法律書』にみえる「權限、訴訟法、檢事、後見人」など、中村正直『西國立志編』(1870-1871)の「法廳」や西周が『明六雜誌』(1874)の論文で使用した「法衙」などもあった。一方で西訳『萬國公法』新出の法律新語が見られなかったのは、専門領域の相違に起因すると考えられる。

それ以外で『萬法精理』新出の法律新語には「實刑、所有權、公判、破産」と「法律師、紹續權、訟權、制法者」などがある。前4語は定着する法律新語で、後ろ4語は淘汰された法律新語の例である。

「實刑」は和製新造語で、卷之二十八下第二十八回(1ウ)に「…罰緩ヲ納ムルカ

---

法書 法網 法憲 膚刑 健訟 絞刑 籍没 糾彈 糾彈官 糺問 極刑 軍律 鞫訊 拷問  
 拷訊 口證 牢獄 例規 令狀 律典 律文 律學 律學士 沒入 配偶 憑證 肉刑 紹續  
 赦免 審決 審問 赦罪 贖罪 死罪 私罪 訟事 訟訴 訴告 訴人 徒法 文法 問官  
 誣告 誤殺 憲典 刑場 刑名 刑辟 刑威 兇犯 兇器 訊問 嚴刑 遺書 遺言 遺贈  
 獄案 冤罪 政令 自殺 罪過 罪目 罪囚 罪證

この他に和製既存語には「後見、領地、相續人、證書／分散、火刑、自訴」がある。

<sup>91</sup> “陪審”と“陪審官”の初出は沈国威(2006)による。

或ハ杖十五ノ實刑ヲ受ケサルヲ得ス」とある。今日では「実刑」は執行猶予の付かない実際に執行される自由刑（懲役、禁固、拘留）を指すが、『萬法精理』では身体刑をも「實刑」に含めている点で多少意味のずれが生じているものの、現代に継承された法律新語と言える。『日国』は『記念碑』（1955）を典拠に挙げるが『萬法精理』よりもかなり遅い。

「所有權」は和製新造語で、卷之五第十四回（38ウ）の按語に「所有權ヲ持セスシテ、唯其利益ノ幾分ヲ得ルモノ」とある。西訳『萬國公法』、津田訳『泰西國法論』、箕作訳『佛蘭西法律書』では「所有ノ權」と言い続けた表現が『萬法精理』でやっと「所有權」へと記述されるようになった。しかし、『萬法精理』にも表記のゆれがあり、「所有ノ權」を用いることもある。

「公判」は卷之二十八下第三十四回（14ウ）に「…其ノ初メ刑事ヲ公衆ノ目前ニテ審問セシコト恰モ羅馬人ノ公判章程ニ類似セリ…」とある。万暦年間の《湧幢小品》に“當無辭於大，本末既已詳明，罪案可以公判，至於家居梗概，眾論是憑，天地鬼神，黑白難變”と見えるが、ここの“公判”は公平公正に判断するという意味であり、公開の法廷で行なわれる審理裁判とは意味が異なる。

「法庭」は卷之十二第二十四回（39ウ）に「故ニ若シ其彈書ノ旨趣ハ果シテ事緊急ニ迫リテ法庭普通ノ規律ヲ以テ之ヲ處分ス可ラサル…」とある。柳宗元の《柳州文宣王新修廟碑》の“十月乙丑，王宮正室成。乃安神棲，乃正法庭。”にある廟宇の正殿を意味する“法庭”とは異なる。

『萬法精理』の法律新語は先行法学書の法律語を多分に借用すると同時に、多数の法律新語を創出した。しかし、『萬法精理』新出の法律新語はその多くが定着することなく、淘汰されたため、『萬法精理』は法律新語の継承と伝播を果たしたと言える。

## 1.6 加藤弘之訳『國法汎論』（1876）

### 1.6.1 加藤弘之と『國法汎論』

加藤弘之（1836-1916）は幕末に開成所教授職並に任ぜられ、維新後は大学大丞、文部大丞、外務大丞を歴任した。後に初代東京大学総理、そして帝国大学総長に就任した。その後は宮中顧問官、帝国学士院長、枢密顧問官などを務めた。

彼が和訳した『國法汎論』（1876）はブルンチェリ（J.C.Bluntschli）著 *Allgemeines Staatsrecht* の日本最初の抄訳書である。加藤は「獨學でドイツ語を習得し、日本で最初のドイツ語に通曉する學者でとなつて、後にその功によりカイゼル・ウィルヘルム二世から勲章を贈られた程であり、その訳文は「明治十年代の諸譯書の亂暴狼藉、時としては荒唐無稽をきわめた謂わゆる豪傑譯とちがい、思いの外に忠實に原文に添おうと努力している」ものである。原著の英語版は英米の大学で教科書に用いられ、



明治九年（1877）に東京大学でも英語版を教科書に採用した。本書は明治天皇の青年時代に加藤弘之が侍講した書物で、「日本の「政治學事始」として、永久に記念すべき書なのである。」<sup>92</sup>

### 1.6.2 『國法汎論』の法律新語

加藤の翻訳書の多くは政治学を中心とするが、『國法汎論』は憲法、法制など法学に関する論考も少なくない。『國法汎論』の法律語は129語、法律新語は55語である。

表2-5 『國法汎論』の法律新語数

既存語	中国製法律新語		和製法律新語	
	新造語	転用語	和製新造語	和製転用語
74語 <sup>93</sup>	4語	4語	30語	17語

新造語には“法院、國約、特權、性法”、転用語には“公法、國法、權利、私權”があり、和製新造語には「裁判官、裁判所、立法府、立法官、全權、商法、訴訟法、相續法、治罪法／裁判局、懲戒法、懲戒刑、登訴、法學者、過誤罪、假所有、金刑、局外中立、鏈刑、列國法、判定者、司法府、司法省、天理法、調停裁判、徒場刑、無限權、罪犯人、罪犯者、最上權」、和製転用語には「法案、法典、法士、告訴、公權、後見人、控訴、民法、憲法、相續／假法、神法、私訴、體刑、外權、委任、真法」がある。

中国語の近代法律新語からの借用と考えられる法律新語9語は全てマーティン訳《萬國公法》に用例を持つ。その例に「權利」「公法」「法院」「國約」などがあるが、「國約」を除く8語は西訳『萬國公法』にも見え、津田訳『泰西國法論』と箕作訳『佛蘭西法律書』などとも一致する法律新語が多いため、日本語の法学書を通じてこれらの法律新語を使用している可能性は高い。一方で、マーティン訳《萬國公法》になく、日本語の法学翻訳書にある法律新語は15語ほどあるが、ここでは西訳『萬國公法』と共通する法律新語がないところをみると、加藤は『國法汎論』の和訳において西訳『萬國公法』を参照していないと推測できる。

それに対して、『泰西國法論』新出の法律新語は8語あり、『佛蘭西法律書』新出の

<sup>92</sup> 本段落の「」で括った文は木村毅による『國法汎論』解題からの引用である。

<sup>93</sup> 既存語は次の通り、斜線より後は新出である。

被告 被告人 被告者 不法 裁決 裁判 償還 法度 法官 罰金 法令 法律 犯法 犯罪  
 罪 法學 法制 公布 規律 規則 國權 國土 國憲 和約 家法 講和 疆界 兩造 律  
 令 明法 默許 判決 輕罪 權柄 權力 赦免 審判 審問 實權 私法 死刑 訴訟 條  
 規 條約 通法 無罪 刑罰 刑法 宣戰 遺物 遺言 有罪 原告 原告人 冤罪 政權  
 爭訟 證左（證佐） 重罪 專權 追捕 罪犯 罪過 罪科 罪人 罪狀／背法 處刑 法理  
 封土 婚媾 赦罪 獄訟 職權 罪刑

法律新語は3語、加藤弘之訳『立憲政体略』（1868）などの用例もあるから、『國法汎論』は先行する翻訳書を活用していたと考えられる。『國法汎論』新出の法律新語に「法學書、私訴、登訴、罪犯人、罪犯者」などがある。

「法學書」は和製新造語、卷之六上第一款に「近今ノ法學者ハ、大略スウエレー子テートノ義ヲ解テ、十分不羈無限ノ國權トナス者多ク」とある。『日国』が森鷗外の『魔睡』（1909）を典拠に挙げるが、かなり遅い用例である。

「私訴」は和製転用語で、卷之八上第一款に「…其後佛朗哥王國開明ヲ得ルニ至リテハ、公衆ノ和平ヲ傷ハサランカ為メニ、必ス私訴（プリハートカラーゲ、[按]害ヲ受クル者ヨリ、其旨ヲ法院ニ告訴シテ、罪犯人ヲ罰センヲ請フヲ云）ヲ為スヲ通則トナセリ…」（括弧内は割注）とある。《大宋宣和遺事》の“時燕人怕遠徙，私訴於張穀曰…”に見える“私訴”は非公式の訴えであり、『國法汎論』の一般公民の告訴とは意味に相違がある。『國法汎論』の「私訴」はまた現代の控訴に付帯して起こす訴訟とも意味にずれがあるので、『國法汎論』の用法も語義が推移するひとつの経由点である。

『國法汎論』以降使用されなかった法律新語の例をみる。「登訴」は和製新造語、卷之七下第八款第一に「登訴（インスエンツグ[按]下局ノ處分ニ服セサルトキ、更ニ上局ニ訴フルヲ云）」（括弧内は割注）とあり、上訴の一種とわかる。「罪犯人」と「罪犯者」は犯罪書の意味である。それぞれの用例は、卷之六下第十三款第五に「…君主ヲ罪犯人トシテ、之ニ刑ヲ加フルハ、其下タル者、實ニ忍フヘカラサルノ極ニシテ…」とあり、卷之六下第十七款に「ホ 國家ノ安寧ヲ破リ、及ヒ政令ヲ害スル罪犯者アルニ方リテ、…」とある。これと関連する法律語で『國法汎論』には既存語の「罪犯」も用いられており、「罪犯人」と「罪犯者」が「罪犯」からの派生語であることは明白な事実である。

『國法汎論』の法律新語は先行する和製法律新語を主に活用して、法律新語の継承と伝播における役割は評価できる。しかしながら、『國法汎論』新出の法律新語は大半が淘汰されている点からすると、法律語の影響力は限定的であったと見られる。

## 1.7 まとめ

本節で詳述した和訳法学書はそれぞれの専門性が異なることもあり、訳書間で一辺倒の影響関係は見られなかったが、『泰西國法論』、『佛蘭西法律書』、『萬法精理』の影響力は特筆すべきものがある。

西訳『萬國公法』は国際法の専門書であり、津田訳『泰西國法論』や何訳『萬法精理』、加藤訳『國法汎論』などとやや多くの法律新語が共通していたが、そのほとんどがマーティン訳《萬國公法》に使用された法律新語でもあるため、西訳『萬國公法』の影響かということ、慎重にならざるを得ない。

『泰西國法論』の和製法律新語からみると、『佛蘭西法律書』、『萬法精理』、『國法汎論』がともにその影響を受けており、中でも『萬法精理』が最も多くの一致数を占めている。また、1880年の『刑法』、『治罪法』や1890年代の法律辞典にも10語以上の和製法律新語が使用されているところから、『泰西國法論』の影響力の大きさが垣間見られる。

『佛蘭西法律書』の和製法律新語は『萬法精理』と一致するものが多かったが、『國法汎論』とは僅かに数語一致するのみであった。1880年の『刑法』、『治罪法』や1890年代の法律辞典にも35語の和製法律新語が使用された。そのため定着する和製法律新語も上述6種の翻訳書の中では最も多かった。

『萬法精理』の和製法律新語で『國法汎論』と一致するのは僅かに数語であり、両書の関連性は小さかったようだ。1880年の法律条文や1890年代の法律辞典には25語の和製法律新語が使用され、『萬法精理』は『佛蘭西法律書』と同様に日本の近代法律新語の形成に大きく貢献した。

『國法汎論』は本節において他の翻訳書から法律新語を継受する立場にあり、他書への影響はもとより見出だせないが、1880年の『刑法』、『治罪法』や1890年代の法律辞典にも『國法汎論』新出の和製法律新語が見えないため、本書の和製法律新語の影響力は非常に限定的であったと察せられる。

## 第二節 明治六法に見える法律新語

### 2.1 明治六法の編纂

法制度に関して、幕末まで日本は中国をモデルにしてきたが、明治維新後は西洋式の近代法を模倣して、各種法典を編纂した。ここでは、憲法、民法、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟法、商法の六法の成立過程を簡略に紹介する。

(1) 『民法』(1898)。西洋式の法典編纂は1870年の民法草案から始まり、太政官に制度取調局を設置し、江藤新平を長官に編纂を進めた。江藤は1869年に箕作麟祥にフランスの法典の翻訳を依頼し、翻訳の正確さよりも早さを重視してほしいと頼む<sup>94</sup>。箕作はフランス法典の翻訳でマーティン訳《萬國公法》から語彙を借用しながら翻訳を進めた。箕作の翻訳と同時に民法編纂は進行し、途中で江藤が外され、大木喬任が後任に就いた。1870年から約5年続いた民法編纂は第三編まで完成したが、「フランス法典の翻訳であること」「誤訳があること」を理由に、公布されることはなかった。

<sup>94</sup> 法典の編纂課程と時代背景は主に华夏等(2005)を参照した。

その後、ボアソナードを日本に招聘し、民法典の編纂は再開された。1880年元老院に民法編纂局を設立し、大木喬任をトップに新たに民法編纂は開始した。政府はボアソナードに家族法以外の起草を任せた。家族法は日本の風習を考慮して日本人が起草することとなった。草案の審議に時間がかかった等の理由で、民法草案の完成は1890年になる。そして、1893年に施行される予定であったが、その後の議論により1896年に施行と決定するも、結局ドイツ法学派の反対で実現しなかった。

そこで、フランス法ではなくドイツ法を基にした新民法編纂に着手する。伊藤博文、穂積陳重、富井政章、梅謙次郎の4人を中心に1893年から起草を開始し、1898年6月に『民法』を公布し7月に施行された。

(2)『刑法』(1880)。西洋式の刑法編纂は1875年に始まるが、明治初期政府は政局の安定のため中国の明清律や日本の古代法を基に『仮刑律』、『新律綱領』、『改定律例』を早期に公布していた。1875年9月、司法省に刑法調査局が置かれ、法学者の鶴田皓・小原重哉・名村太蔵らが刑法起草を任された。箕作麟祥訳『佛蘭西法律書・刑法』を参照し、ボアソナードの助言により、1876年「日本帝国刑法初案」が完成する。1877年に「日本刑法草案」、1879年に「刑法審査修正案」と修正を経て、1880年に『刑法』が公布され1882年に施行された。

(3)『憲法』(1889)。日本憲法の起草は1876年から始まっていたが、第一次草案に「君民分権」「君権制限」を強調したことで否決された。第三次までの草案は君民共治の思想が中心であったため、岩倉具視・伊藤博文が日本の国情と風習に合わない判断し否決された。1882年に伊藤博文は天皇の命により、欧州へ憲法調査に出かけ、ドイツ憲法を模倣することを決断した。1886年に伊藤を中心に憲法起草委員会が始動し、数度の修正を経て、1889年に『大日本帝国憲法』が誕生した。この憲法はアジア諸国で最初の憲法である。华夏等(2005:118)はその特徴を四点挙げている。①君主主権思想を基に制定した欽定憲法であること。②綱目の性質を持ち合わせており、具体的な問題には明確な規定が施されていないこと。③君権主義と立憲主義の結合であること。④ドイツ憲法及び各国憲法の影響を強く受けていること。

(4)『民事訴訟法』(1890)。民事訴訟法は1876年から編纂に着手し、1880年に草案が完成した。この草案は1806年のフランス民事訴訟法を基にしており、政府は1877年のドイツ最新の民事訴訟法を模倣することを考えていたため、審議されることはなかった。その後、ドイツの民事訴訟法を手本に1885年草案が完成し、改修を経て1890年4月に正式に公布された。

(5)『刑事訴訟法』(1890)。刑事訴訟法と治罪法は規定する範囲が同じで、治罪法の編纂は1876年からボアソナードの講義を基に、日本人が編纂を命じられた。1877年にボアソナードを中心に起草することに改め、フランスの治罪法を範に、改修を経て1880年に公布し、1882年に施行された。その後、1877年のドイツの刑事訴訟法を

基に再度編纂が行われ、刑事訴訟法の名で 1890 年 10 月に公布、11 月に施行された。

(6) 『商法』(1899)。商法の編纂前に、政府は商法の範囲に含まれる銀行や株式に関する条例をいくつか制定していた。本格的に商法の起草が始まるのは 1876 年であるが、各種の要因により編纂は遅れ、1884 年に草案が完成する。しかし、反対意見があり、採用実施とはならなかった。最終的に修正を加え 1891 年に施行されたが、商法典の論争が起こりドイツ商法を基本とする新商法が起草され、1899 年に公布、施行となった。

以上で明治六法が完成した。明治期の法制度は中国清末の戊戌変法や 1902 年以降の法制改革に多大な影響を与えた (华夏等 2005 : 119)。

## 2.2 『刑法』と『治罪法』(1880)

### 2.2.1 『刑法』の法律新語

明治十三年(1880年)に公布された『刑法』の法律語は 123 語で、法律新語が 52 語である。法律新語の細分は次表の通り。

表 2-6 『刑法』の法律新語数

既存語	中国製法律新語		和製法律新語	
	新造語	転用語	和製新造語	和製転用語
71 語 <sup>95</sup>	2 語	3 語	32 語	15 語

『刑法』に使われている中国製法律新語は新造語の“特權、偽證”だけで、転用語は“公判、權利、司法”である。1880 年以前に日本に伝来した漢訳法学書は国際法分野に集中していたため、中国製法律新語が『刑法』の法律語に及ぼした影響は非常に小さいようだ。

和製法律新語をみると、本章第一節の和訳法学書に用例がある和製新造語は 13 語(辯護人、裁判官、裁判所、差押、懲治場、代言人、罰則、復權、局外中立、刑期、義務、豫審、治罪法)で、和製転用語は 9 語(告訴、公權、後見人、檢察官、檢事、禁獄、民事、體刑、刑事)である。『刑法』の内容と最も密接な関係にある箕作訳『佛蘭西法律書』と共通する法律新語は 23 語中 17 語で、法律語からも両者の関係の近さ

<sup>95</sup> 既存語は次の通り、斜線より後は新出である。

被告 被告人 被害者 裁判 償還 常律 初犯 處刑 逮捕 大赦 罰金 罰例 法令 法律 犯人 犯罪 過失 故殺 監禁 監獄 禁錮 拘留 流刑 沒收 免罪 謀殺 判決 賠償 輕罪 囚人 囚徒 審案 審理 審判 贖罪 死刑 徒刑 違背 違犯 誣告 刑場 刑法 刑名 兇器 再犯 證據 證人 重罪 自殺 罪人 罪狀/保釋 不論罪 出獄 從犯 盜犯 典獄 反坐 共犯 入獄 三犯 首魁 司獄 推問 幽閉 獄則 餘罪 正犯 自首  
この他に和製既存語として「取締、相續人」がある。

が見て取れる。また中国製法律新語の3語も『佛蘭西法律書』に使われている。とはいえ、『刑法』に初見の法律新語も少なくない。

『刑法』新出の法律新語は以下の通り。

和製新造語：剥奪公權、懲役、懲役場、附加刑、共犯人、假出獄、検事局、禁錮場、拘留所、闕席裁判、司法卿、停止公權、違警罪、未遂犯、無期流刑、無期徒刑、無期刑、有期流刑、有期徒刑

和製転用語：法例、判事、科料、上訴、刑例、主刑

犯罪、刑罰の種類に関する用語が多いのは、刑法における処罰の明文化と関連があるのだろう。

「法例」は中日両語で法律やおきて全般を指していたが、刑法では「法規の適用関係に関する諸原則を定めた規定。」という意味で使用され、語義に変化が生じた。「上訴」は上級の司法機関に不服申し立てする点では在来の語義と同じであるが、控訴・上告・抗告の上位語として位置づけられたことでは新語である。「科料」は軽微な犯罪に対して科せられる財産刑で、罰金よりも軽い刑罰である。《唐會要》に“中臺政本、衆務所歸、分列曹僚、司存是属、事無大小、咸藉同心、至如科料雜物、須詳出處。”とあるので、古くから「科料」に刑罰を科す意味があったとわかる。しかし、語義に財産刑であること、罰金よりも軽いことなどの規定が加わったのはまったく新しい。

法典の修訂に伴い「共犯人、禁錮場、違警罪、有期徒刑、無期徒刑、有期流刑、無期流刑、闕席裁判、剥奪公權、停止公權」など現在は使用しなくなった法律語も多数ある。

### 2.2.2 『治罪法』の法律新語

『治罪法』は『刑法』と同年に公布された。その法律語は137語、法律新語は70語ある。

表2-7 『治罪法』の法律新語数

既存語	中国製法律新語		和製法律新語	
	新造語	転用語	和製新造語	和製転用語
67語 <sup>96</sup>	2語	3語	42語	23語

<sup>96</sup> 既存語は次の通り、斜線より後は新出である。

保釋 保證 被告 被告人 被害者 裁判 從犯 逮捕 大赦 對審 對質 罰金 法律 犯人 犯罪 告發 共犯 過失 監禁 監獄 禁錮 令狀 沒入 沒收 判決 賠償 配偶者 輕罪 釋放 死刑 訴訟 特赦 無罪 刑法 刑名 兇器 訊問 有罪 原告 原告人 獄舍 再犯 正犯 證據 證憑 證人 職權 重罪 罪名 罪證/私和 無效 再審 勾留 責付 監倉 白狀 放免 裁可 公廷

この他に和製既存語として「後見、取調、手續、證書/敗訴、公訴、猶豫」がある。

『治罪法』は『刑法』と同様に中国製法律新語の使用が少ない。転用語の3語は『刑法』と全く同じであり、新造語の“法院”と“越権”はマーティン訳《萬國公法》と《公法便覽》に用例があり、“法院”は西周と津田真道が早くから使用したことがある。

『治罪法』に見える和製法律新語は以下の通り、斜線より後は新出である。

和製新造語：辯護人 裁判官 裁判權 裁判所 差押 代言人 大審院 復權  
告發人 告訴人 公證人 假出獄 權限 闕席裁判 始審 收監狀 數罪俱發  
司法卿 司法省 調書 違警罪 言渡書 義務 豫審 召喚狀 治罪法 終審  
／保證金 保證書 裁判長 公訴狀 勾留狀 勾引狀 免訴 民事局 棄權  
起訴 退廷 未遂罪 現行犯 現行犯罪 刑事局

和製転用語：哀訴 反證 告訴 公權 後見人 呼出狀 檢察官 檢事 科料  
控訴 民法 民事 判事 上告 上訴 私訴 刑事 言渡 引渡 主刑／出廷  
勾引 留置

和製法律新語については『刑法』と24語（和製新造語12語、和製転用語12語）が共通しており、『佛蘭西法律書』とは26語（和製新造語14語、和製転用語12語）共通している。『佛蘭西法律書』には「治罪法」の法典が和訳されたので、『治罪法』と内容が類似することは当然と言えよう。ここから『治罪法』と『刑法』の関連性が大きいことと、『佛蘭西法律書』の法律新語を大体的に継承していることが認められる。

新出の和製法律新語は和製新造語が多く、和製転用語は少数だった。「民事局」、「刑事局」、「數罪俱發」と「現行犯罪」以外は現在でも使われる法律語で、専門用語としての法律新語が相当に整備されていることが読み取れる。また、「現行犯罪」と同義の「現行犯」も使用されているから、『治罪法』の中でも表現のゆれが確認される。

『刑法』と『治罪法』の法律新語について先行する語彙の継承と新しく創出した語彙を中心に見てきた。その共通点は法律新語の継承は比較的少なく、法律新語の創出が比較的多いことと、新出の法律語は一部が淘汰されることである。法律新語の継承という点では日本における最初の法典編纂であり、参考文献が和訳書の『佛蘭西法律書』しか存在しなかったことに起因すると考えられる。日本の目指した法制とフランスの法制には相違があったことや、法制の細分化と表記の明確化から法律新語の創出が続いた。法律新語の淘汰は法学分野の用語が発展段階にあり、推移に伴う代償と言えよう。

### 2.3 『大日本帝國憲法』（1889）の法律新語

『大日本帝國憲法』（以下『憲法』と略記する。）の法律語は29語、法律新語は11

語で、その内訳は次表の通り。

表 2-8 『憲法』の法律新語数

既存語	中国製法律新語		和製法律新語	
	新造語	転用語	和製新造語	和製転用語
18 語 <sup>97</sup>	—	2 語	7 語	2 語

『憲法』は国家の根本法で簡潔を要するため、そこに現れる法律語も限られる。転用語に“権利、司法”、和製新造語に「裁判官、裁判所、復権、司法権、所有権、現行犯罪、義務」、和製転用語に「締結、憲法」がある。

その全てが既出の法律語で、『憲法』新出の法律新語は見られなかった。言い換えれば、『憲法』が頒布された 1889 年（明治二十二年）の時点で憲法に用いる法律語の整備が完了したとも考えられる。

## 2.4 『刑事訴訟法』と『民事訴訟法』（1890）

### 2.4.1 『刑事訴訟法』の法律新語

『刑事訴訟法』の法律語は 103 語で、法律新語は 53 語である。その内訳は次表の通り。

表 2-9 『刑事訴訟法』の法律新語数

既存語	中国製法律新語		和製法律新語	
	新造語	転用語	和製新造語	和製転用語
50 語 <sup>98</sup>	—	3 語	33 語	17 語

転用語の“公判、権利、司法”はすべて『治罪法』にも使用された法律新語で、漢訳法学書からの直接借用という可能性はないだろう。

和製法律新語については以下のものがある。

<sup>97</sup> 既存語は次の通り。

裁判 懲戒 處罰 逮捕 大赦 對審 法令 法律 監禁 減刑 判決 契約 審問 特赦  
條約 違法 刑法 職權

<sup>98</sup> 既存語は次の通り、斜線より後は新出である。

保釋 被告人 被害者 裁判 從犯 逮捕 大赦 罰金 法律 犯人 犯罪 告發 共犯 公  
廷 勾留 過失 和解 監禁 監獄 禁錮 令狀 沒收 判決 賠償 輕罪 釋放 死刑 司  
獄 訴訟 特赦 違背 無罪 刑法 兇器 訊問 有罪 原告人 再審 正犯 證據 證憑  
證人 職權 重罪 罪名 罪證 / 監房

この他に和製既存語として「敗訴、公訴、手續」がある。



和製新造語：保證金 辯護人 裁判所 差押 代理人 大審院 復権 告發人 告  
訴人 公證人 勾留狀 勾引狀 控訴院 免訴 起訴 権限 時効 調書 違  
警罪 未遂罪 現行犯 現行犯罪 豫審 召喚狀 治罪法／辯護士 逮捕狀  
供述 抗告 民事訴訟法 闕席判決 證據物件 證言

和製転用語：告訴 公権 後見人 呼出狀 検事 科料 控訴 民法 民事 判事  
上告 上訴 私訴 引渡／開廷、回避、自白

『治罪法』の和製新造語 21 語と和製転用語 14 語が共通しており、和製法律新語の  
3/4 弱を占める。『刑事訴訟法』が『治罪法』の改定版であるだけに当然とも言える結  
果ではあるが、逆に 1/4 の相違が見られたということである。

『刑事訴訟法』新出の法律新語は「抗告、供述、辯護士、民事訴訟法、公訴時効、  
私訴時効」の 6 語で、『刑法』、『治罪法』に比べると随分減少している。

#### 2.4.2 『民事訴訟法』の法律新語

『民事訴訟法』の法律語は 91 語で法律新語は 52 語である。その内訳は次表の通り。

表 2-10 『民事訴訟法』の法律新語数

既存語	中国製法律新語		和製法律新語	
	新造語	転用語	和製新造語	和製転用語
39 語 <sup>99</sup>	1 語	1 語	31 語	19 語

転用語の“権利”は『刑事訴訟法』にあるが、新造語の“偽證”は『佛蘭西法律書』、  
『刑法』などに使用例がある。

和製法律新語については以下のものがある。

和製新造語：裁判所 差押 代理人 大審院 復権 供述 公證人 抗告 控訴院  
民事訴訟法 起訴 闕席判決 商法 上告狀 數罪俱發 調書 物權 相續權  
習慣法 義務 證言／反訴 法人 假差押 抗告狀 控訴狀 勝訴 現行法

和製転用語：辯護士 裁判長 裁判官 法廷 公権 呼出狀 検事 控訴 民法  
民事 判事 上告 上訴 書證 私訴 相續 刑事 引渡 自白／忌避 鑑定  
債務

『刑事訴訟法』とは和製新造語 13 語と和製転用語 12 語が共通している。『民事訴  
訟法』新出の和製法律新語は 10 語と少なく、刑事法関連の法律語は相当程度が完備さ

<sup>99</sup> 既存語は次の通りである。

被告 被告人 裁判 償還 承繼 擔保 罰金 法律 法則 過失 和解 監獄 沒收 判決  
賠償 憑據 囚人 人證 審問 審訊 訟庭 訴訟 訴狀 條例 條約 刑法 訊問 遺産  
原告 原告人 再犯 再審 證據 證人 職權

この他に和製既存語として「敗訴、手續、相續人／仲裁人」がある。

れていたと思われる。

## 2.5 『民法』(1898) の法律新語

『民法』の法律語は243語で、法律新語は160語である。その内訳は次表の通り。

表 2-11 『民法』の法律新語数

既存語	中国製法律新語		和製法律新語	
	新造語	転用語	和製新造語	和製転用語
83語 <sup>100</sup>	2語	3語	109語	46語

中国製法律新語の5語(特権、特約、権利、私権、責任)は全てマーティン訳《萬國公法》に使用されており、日本の法学関連文献にも頻繁に用いられる法律新語である。

和製法律新語については以下の通りである。

和製新造語：保証金 辯護士 不動産 裁判所 差押 代理人 代理者 動産  
 法人 罰則 公證人 共有権 假差押 控訴院 民事訴訟法 能力者 親權  
 起訴 権限 取消 時効 所有権 通行権 圍繞地 物權 相續權 義務/  
 保佐人 被後見人 表決権 不動産質 不法行為 不可抗力 財産權 懲戒  
 場 承繼人 成年者 承諾權 承役地 代理權 登記法 嫡出子 抵當權  
 地上權 地役權 動産質 獨立人 法定 法定代理人 法定果實 法律行為  
 否認權 工作權 管理權 合成物 戶主權 假處分 家督相續人 加工物  
 姦淫罪 解除權 寄附行為 禁治産 禁治産者 離籍 賃貸借 留保 留置  
 權 買戻權 強制執行 親等 請求權 求償權 權利者 權利質 取得時効  
 取消權 入夫婚姻 入會權 申込 適法 私生子 訴訟行為 未成年 未成  
 年者 圍障 無能力者 先取特權 相續分 消滅時効 選擇權 要役地 遺  
 産相續 遺産相續人 遺留分 遺言書 遺言者 意思表示 用水地役權 永  
 小作權 優先權 債權 占有權 質權 追認 準禁治産 準禁治産者 準占

<sup>100</sup> 既存語は次の通り、斜線より後は新出である。

保証 被害者 不法 裁判 償還 承繼 處刑 擔保 登記 法例 法令 法律 告發 共有  
 管理 過失 和解 戶籍 解除 禁錮 拘束 離婚 免責 命令 判決 賠償 配偶者 強迫  
 輕罪 契約 認可 身分 事實 訴訟 條約 委任者 無能力 無效 刑法 行為 許可 遺  
 産 遺言 遺贈 詐欺 證據 證人 職權/幫助者 處分 除名 嫡出 嫡母 監督 教唆者  
 請求 庶子 同意 違反 委託 無資力 相姦者 宣告 遺棄 異議 有恕 有效 招集 準  
 用 資力

この他に和製既存語として「敗訴、保證人、承諾、後見、請負、讓渡、手續、相續人、證書、仲  
 裁/規定、離縁、相手方」がある。

有

和製転用語：悪意 告訴 公権 国籍 後見人 鑑定 検事 連帯 留置 破産  
欠缺 却下 善意 申立 委任 相續 引渡 約定 債務 執行 重婚／成  
年 當事者 對抗 廢除 廢家 工作物 管理人 管理者 過料 故意 家  
督 家督相續 抗辯 取下 認知 入夫 商事 申出 受遺者 推定 瑕疵  
心證 意思 縁組 主張

和製法律新語の3割が先行する用例の継承で、それ以外は『民法』の新出である。先  
行用例のうち『刑法』『憲法』『刑事訴訟法』『民事訴訟法』にも見られるのは、和製新  
造語が19語、和製転用語が6語で法典編纂においては用語を共有していたことが窺え  
る。『民法』新出の法律新語は和製新造語が66語で和製転用語が24語である。

『民法』には多くの法律新語の新出が確認されたが、これは法律語の淘汰と更新で  
はなく不足の補完である。『刑法』『刑事訴訟法』『民事訴訟法』の各法典にはその規定  
に大きな共通点があり、法律新語に高い一致率を示した。一方『民法』はそれらの法  
典との関連性が弱いために共通する法律新語も少数であった傾向を示した。

『民法』は法律新語を継承し新語を創出することで、法学分野における法律語の定  
着と充実に大きく貢献したと言える。

## 2.6 『商法』(1899) の法律新語

『商法』の法律語は111語で法律新語は65語である。その内訳は次表の通り。

表 2-12 『商法』の法律新語数

既存語	中国製法律新語		和製法律新語	
	新造語	転用語	和製新造語	和製転用語
46語 <sup>101</sup>	1語	2語	36語	26語

『商法』の法律新語は『民法』と非常に類似し、中国製法律新語（特約、権利、責  
任）は全てが一致する。

和製法律新語は以下の通りである。

和製新造語：被後見人 不動産 不可抗力 裁判所 差押 代理権 代理人 抵當

<sup>101</sup> 既存語は次の通りである。

被害者 捕獲 裁判 處分 除名 代理 擔保 登記 法例 法令 犯罪 共有 過失 監督  
解除 禁錮 命令 賠償 強迫 請求 契約 認可 事實 死刑 同意 違反 委任者 委託  
無効 行為 宣告 異議 招集 詐欺 職權 準用 自殺

この他に和製既存語として「敗訴、保證人、承諾、規定、讓渡、手續、相手方、相續人、證書」  
がある。

權 動産 法定 法律行為 法人 公證人 慣習法 假差押 禁治産 留保  
 能力者 請求權 權限 取消 申込 時効 所有權 未成年者 物權 先取特  
 權 議決權 意思表示 義務 優先權 債權 質權／公法人 商行為 押收  
 和製転用語：當事者 對抗 惡意 國籍 過料 故意 後見人 檢事 連帶 留置  
 民法 破産 欠缺 商事 善意 申立 推定 委任 瑕疵 引渡 意思 債務  
 執行／商號 委付 證券

和製新造語の 27 語と和製転用語の 26 語は『民法』にも用いられており、7 割弱の法律新語が一致している。『民法』に見られなかった法律新語は「法例、押收、公法人、慣習法、商行為、議決權、民法、商號、委付、證券」で、「公法人、商行為、商號、證券」など商事に深く関係する法律新語が複数あるのが特徴のひとつである。

『商法』の新出は「公法人、商行為、押收、商號、委付、證券」の 6 語で、『民法』の施行により民事法に関する法律新語が概ね完備されたとわかる。

## 2.7 まとめ

本節では明治期に制定された成文法典の法律新語を見てきたが、ここでは明治六法（刑法、憲法、刑事訴訟法、民事訴訟法、民法、商法）の和製法律新語における新出の語数と、先行資料（本章第一節で取り上げた 5 種の和訳書）の和製法律新語の継承状況をまとめておきたい。

表 2-13 明治六法の法律新語数

	和製新造語	和製転用語
明治六法全体	167 語	74 語
明治六法の新出	118 語	37 語
先行資料 5 種からの継承	30 語	20 語

上表から明治六法の和製法律新語の 6 割が新出の語彙であるとわかり、2 割が先行資料 5 種から継承した語彙と考えられる。明治六法に新出の法律新語が多く見受けられたのはそれぞれの法典の性質により法律語も個性的であったため、既出の法律語だけでは対応しきれなかったと思われる。しかし、視点を変えれば法典の編纂は新しい和製法律新語を積極的に創出したことになる。

また、明治六法の新出和製法律新語は各法典の性質と非常に近い関係性をもっている。『刑法』の新出和製法律新語には「科料、主刑、附加刑、違警罪、未遂犯」など刑法と刑罰に関する法律新語が多く、『刑事訴訟法』新出の和製法律新語には「供述、抗告、辯護士」など訴訟関連の法律新語が見られ、『民法』新出の和製法律新語には「親

等、對抗、相續分、不可抗力」など民事法でよく使用する法律新語が見られる。そして明治六法に見える中国製法律新語の使用は漢訳書から直接引用したとは考えにくく、日本語の法律語として使用されていたと思われる。その語源を辿れば中国製法律新語に行き着くということである。

### 第三節 明治期の法律辞典の法律新語

#### 3.1 明治期の法律辞典

明治期の近代式法制度が整備される以前から法律辞典の編纂が行われ、中国古代法の法律語を収録するものから、外国語辞典の和訳など様々な法律辞典が出版された。現在筆者が確認できた明治期の法律辞典は次の通りである。

- 1878 『法律辞典』吉野幸徳編、東京：高山堂
- 1880 『刑法治罪法字解』熊谷鶴松編、東京：弘法社
- 1880 『治罪法刑法字引』都筑法弼編、東京：木村文三郎
- 1882 『刑法治罪法字解 伊呂波引』倉田欣二編、東京：博聞社
- 1882 『蒙法律字解』福田永直編、井上弥五郎校、東京：阪上半七
- 1883 『法律語彙初稿』司法省編訳、東京：司法省
- 1884 『法律字典 上卷（民法之部）』エルネスト・カデ著、若林友之訳、大槻如電校 東京：博聞社等
- 1886 『刑法治罪法字引』寺沢松之助編、東京：寺沢松之助
- 1887 『民法応用字解』磯部四郎編、東京：元老院
- 1887 『法律字典 中卷（刑法之部）』エルネスト・カデ著、奥山十平訳、東京：滝川守朗
- 1890 『法律字典』ジョン・ブービエー著、浦部章三訳、東京：有斐閣
- 1890 『民法字解』佐藤庄太編、京都：日本同盟法学会ほか
- 1890 『商法字解』佐藤庄太著、京都：洽文書館
- 1890 『商法字解』京都：日本同盟法学会
- 1890 『民事訴訟法字解』京都：日本同盟法学会
- 1894 『民法辞解 伊呂波別』磯部四郎、服部誠一著、東京：八尾書店
- 1894 『商法辞解 伊呂波引』磯部四郎、服部誠一著、東京：八尾書店
- 1899 『法律字典』西岡卯之吉編、佐藤準吉閲、大阪：駸々堂
- 1899 『法律要語解釈』十河仟彦編、京都：明法会
- 1901 『法律辞解 上卷』澄川政吉著、京都：政法学館

- 1901 『新法律字典』大日本新法典講習会編、東京：大日本新法典講習会
- 1902 『法律経済辞典』田辺慶弥編、東京：宝文館
- 1902-1903 『法律辞典』上野貞正編、東京：博文館
- 1902-1903 『法律辞書』梅謙次郎著者代表、東京：明法堂
- 1903 『法律辞解』鵜沢総明述、東京：明治法律学校講法会、明治法律学校 36 年度 1 学年講義録
- 1904 『六法辞解』前田運吉、東川徳治著、東京：法林館
- 1906 『袖珍独和法律辞典』沢井要一、宍戸深蔵著、東京：帝国独逸学会
- 1907 『法律語彙 和英独対訳』渡部万蔵著、東京：博文館
- 1907 『法律大辞典』渡部万蔵著、清水澄等閲、東京：郁文舎
- 1907 『法律経済辞典』清水澄著、郭開文、張春濤漢訳、東京：奎文館書局
- 1908 『法律経済熟語辞典』青木隆編、豊島直通閲、東京：清水書店
- 1908 『法律事彙 自修顧問』南雲庄之助、深谷善三郎著、東京：集文館
- 1908 『法律新辞典』前田運吉、東川徳治著、東京：帝国法律学会
- 1908 『法制経済熟語积義 小学校教科適用』米山喜太郎編、東京：良明堂ほか
- 1909 『独和法学大辞典』井上忻治著、東京：東海堂
- 1910 『独和法律辞典』藤井信吉編、東京：金港堂
- 1910 『法律辞解』早稲田大学編集部編、東京：早稲田大学出版部、早稲田大学 43 年度法律科講義録
- 1912 『法律経済辞解』明治大学出版部編、東京：明治大学出版部、明治大学法律科第 1 学年講義録

『法律辞典』(1878)はその凡例に「此書編輯スル所ノモノハ新律綱領、改定律例及ヒ唐律、明律、清律等ノ解シ難キ字句ヲ摘録シテ註解ヲ加フルモノナリ」と記されているように、明治以降の新語を収録するというよりは、中国の法典に用いられた法律語を解説する辞書となっている。1880 年から 1899 年以前の法律辞典は外国語からの翻訳であるか、または一法典の法律語を収録する傾向にある。明治六法がともに公布された後は、一法典の法律語のみを解説する辞典は姿を潜めることになる。

上記の辞典のうち日本の法律新語の分析には時代の特徴と収録語の数を考慮して、『法律語彙初稿』(1883)、『法律字典』(1899)、『新法律字典』(1901)、『法律大辞典』(1907)の4種の法律語彙辞書を使用する。『法律語彙初稿』は法律語全般の語彙を解説した明治最初の辞典であり、かつ司法省編訳で権威があったと思われる。『法律字典』と『新法律字典』は明治六法が全て公布された直後の辞典であり、『法律大辞典』はその名の通り収録語数が多く、明治期の法律語を総覧できると考えられる。

## 3.2 司法省編訳『法律語彙初稿』（1883）

### 3.2.1 『法律語彙初稿』の翻訳

『法律語彙初稿』は大木司法卿の命令で編集されたこと、フランス語からの翻訳であること、司法省編纂で1883年出版であることから、法典制定に大きな影響を与えたと推測できる。また箕作訳『佛蘭西法律書』と同じくフランス語からの翻訳であるため、ここから受けた影響についても注目する。本辞書の例言には、

方今翻譯最世務ノ急タリ、而シテ翻譯諸語大約元意ヲ失ヒ、看者茫洋津ニ迷ヒ、事實ヲ誤認スルモノ蓋シ尠カラス。往者大木司法卿文部ニ在リ。旨ヲ承ケテ學政ヲ改正ス時ニ、此弊ヲ憂ヘ委員ヲ撰ミ、大ニ字書ヲ編成セントシ、僅ニ手ヲ下スニ及ンテ、轉シテ司法卿ト爲リ、事竟ニ果サス。頃日大木卿司法ニ於テ、又前意ヲ繼キ法律字典ヲ編成セント欲シ、本課ニ命シ、先ツ是編ヲ譯述セシム。然トモ此譯述スル所ノ諸語、亦未穩當ナルヲ必セス、但書寫ノ勞ヲ省カンタメ、姑ク之ヲ印刷ニ付ス。

とあり、本辞典の翻訳は訳語の統一を図ったとわかり、その訳語は妥当ではない可能性もあると述べている。このことから本辞典以前に参考に耐え得る法律辞典が存在していなかったことも見え、『法律語彙初稿』の法律辞典における先駆的な役割を果たしたことは高く評価できよう。

上述の例言に続けて訳語の選定の難しさについても言及して、大木卿の提言により原語のカタカナ表記を併記することに決定した。そのため本書の構成は原語を見出し語に立て、カタカナ表記と訳語（翻訳）を併記し、さらに「本義」「釋解」「參照」の各部で解説を加えている。「本義」は原語の由来を分析して、「釋解」で法律語としての意味用法を説明して、「參照」では見出し語に関連する法規などの補足を付け加えている。

例言には「通編譯語或ハ成語用キ或ハ俗語ヲ用キ、其語ナキモノハ填スルニ造語ヲ以テス、蓋シ元意ヲ失ハシコトヲ恐ルナリ」ともあるため、翻訳において在来の語彙を活用するのみならず、意図的に造語を試みたことと明記されている。しかし、例言の最後には「明治十三年二月 委員誌」とだけあり、編集と翻訳に携わった者の名前は記されていないので、残念なことに誰が新語を創出したのか、本辞典の記述からは知り得ない。ただ例言の次に「鄭永寧謹誌」の「音譯字例」を載せているので、唐通事の鄭永寧が翻訳者の一人だったのかもしれない。

### 3.2.2 『法律語彙初稿』の法律新語

『法律語彙初稿』には 5000 余りの訳語がある。訳語の数が膨れあがったのは、フランス語の見出し語 1 語に対して複数の訳語を当てたためである。法律語として 215 語を抽出したうち法律新語は 116 で、その分布は次表の通り。

表 2-14 『法律語彙初稿』の法律新語数

既存語	中国製法律新語		和製法律新語	
	新造語	転用語	和製新造語	和製転用語
99 語 <sup>102</sup>	3 語	4 語	70 語	39 語

中国製法律新語（陪審、人權、特權、國法、權利、司法、責任）は全て既出の法律語である。和製法律新語は次の通りである。

和製新造語：剝奪公權 保證書 被代理者 辯護人 裁判官 裁判權 裁判所 懲役 代理者 代權 代言人 分散人 復權 公證 公證人 勾留狀 勾引狀 控訴院 民權 起訴 權限 始審 收監狀 所有權 調書 徒刑場 違警罪 委任狀 未遂犯罪 現行犯罪 義務 豫審 召喚狀 終審 准死／被求刑者 被罪人 不動産 採薪權 代訟人 動産 法律博士 故障 養養權 會審院 繼嗣權 拘引狀 民事訴訟 能力者 陪審人 匹偶者 巨抗力 親權 起訴人 取消 時效 釋罪放免 收實權 受遺囑者 訴件 訴權 通行權 王審院 圍繞地 無遺囑繼嗣 虛有權 一事不再理 義務者 準犯罪 最上審院

和製転用語：哀訴 法典 告訴 公權 歸化 後見人 呼出狀 檢察官 檢事 禁獄 控訴 民法 民事 破産 求刑 上告 上訴 委任 相續 刑例 刑事 言渡 引渡／辯護 承權者 惡意 回避 連帶 欠缺 却下 善意 申立 失權 書證 私禁 委棄 執行 重婚 罪本

過半数は『法律語彙初稿』以前に用例があり、36 語（中国製法律新語 5 語、和製新造語 17 語、和製転用語 14 語）は『佛蘭西法律書』にも用例がある。『刑法』『治罪法』との関係をみると、40 語（中国製法律新語 4 語、和製新造語 23 語、和製転用語 13 語）

<sup>102</sup> 既存語は次の通り、斜線より後は新出である。

保證 被告人 裁判 出訴 詞訟 從犯 逮捕 代理 代訴 擔保 大罪 斷案 對審 罰金 法律 放免 犯罪 犯罪者 法式 法學 管理 國權 過失 和解 和約 會審 監禁 監獄 禁錮 繼嗣 極刑 拘留 離婚 令狀 流刑 沒收 謀殺 判決 賠償 輕罪 契約 人證 審理 釋放 事件 死刑 訟庭 訴訟 聽訟 徒刑 無效 無罪 刑法 訊問 遺囑 原告人 再犯 證據 證人 爭訟 職權 重罪 罪狀／頒布 傳票 登記 共有 姦通 解除 免責 命令 強迫 侵佔 認可 身分 事實 私獄 訟件 委任者 無能力 行為 許可 移付 再婚 詐欺 追放

この他に和製既存語として「保證人、分散、公訴、後見、取締、手續、相續人、猶豫、證書、仲裁／讓渡、請負」がある。



の共通する法律新語がある。

『法律語彙初稿』はその例言で「造語」を行ったと明言しているだけあり、約半数が『法律語彙初稿』新出の法律新語だった。『佛蘭西法律書』や『刑法』『治罪法』と多数の法律新語が一致したことは、『法律語彙初稿』の編纂においてフランス語を原典とする訳書や、一般に使用された法律語を積極的に採用したと推察される。

『法律語彙初稿』新出の法律新語のうち 18 語は後に公布された『憲法』『民事訴訟法』『刑事訴訟法』『民法』『商法』に使用されているところから、『法律語彙初稿』は相当の影響力を持っていたと考えられる。

### 3.3 西岡卯之吉編『法律字典』（1889）

明治期の六法は 1898 年民法の施行に伴い一度出揃い、1899 年の新しい商法典の施行を受けて新たなスタートを切った。『法律字典』（1899 年）は『商法』（1899）と同月同月の刊行となったが、明治六法の法律新語を最初に全面的に掲載した法律辞典と考えると良いだろう。後述する『新法律字典』（1901 年）と合わせることで、明治六法施行後の明治日本に定着した法律新語を考察できると考えている。

『法律字典』には序文、跋文などが一切無く、西岡卯之吉編輯、法学士佐藤準吉校閲とだけある。『法律字典』以前の法律辞典は外国語からの翻訳、あるいは個別法典の用語解説に特化していたのに対して、『法律字典』は日本国内の法律語を全面的に掲載している点で大きな特徴がある。編者が目標としたのは日本語の法律語を網羅する法律辞典であったと推測される。

『法律字典』は上下二段構えとなっており、上段は約 1/3 のスペースを利用して、民法、民法施行法、戸籍法、人事訴訟手続法、非訟事件手続法、競売法の全文を掲載した。下段は 2261 語について解説した。見出し語の排列はいろは順で、見出し語には片仮名の振り仮名があり、釈義は割注（小文字二段）の形を取っている。

『法律字典』の見出し語から法律語を 368 語抽出して、法律新語は 226 語である。法律新語の分布は次表の通り。

表 2-15 『法律字典』の法律新語数

既存語	中国製法律新語		和製法律新語	
	新造語	転用語	和製新造語	和製転用語
142 語 <sup>103</sup>	2 語	5 語	158 語	61 語

<sup>103</sup> 既存語は次の通りである。

頒布 保釋 被告人 被害者 本法 不法 不敬 不論罪 裁可 裁判 償還 朝憲 承繼  
懲戒 處分 除名 出訴 處刑 從犯 逮捕 代理 擔保 大赦 登記 嫡出 抵當 罰金

和製法律新語は以下の通りである。

和製新造語：無能力者 無期流刑 無期徒刑 物權 相續分 相續權 先取特權  
現行犯 消滅時效 刑期 刑事訴訟法 要役地 遺産相續 遺産相續人 遺  
留分 意思表示 義務 義務者 遺言書 用水地役權 永小作權 有期流刑  
有期徒刑 優先權 豫審 債權 占有權 召喚狀 證言 質權 追認 準禁  
治産 準占有／被控訴人 本訴訟 別訴訟 不行為 除權判決 抵當權者  
第一審 第二審 地上權者 地役權者 瀆職 法定代理 放火罪 防訴抗辯  
反坐刑 管轄權 後發刑 鑑定人 假執行 繼續犯 繼續時效 拘留狀 抗  
告人 控訴審 留置權者 前審 囚徒逃走罪 訴訟能力 訴訟物 特別法  
外患罪 行政處分 贓物罪 正當防衛 重婚罪

和製転用語：辯護 成年 當事者 對抗 惡意 法例 廢除 告訴 公權 工作  
物 歸化 國籍 過料 故意 後見人 回避 家督 家督相續 鑑定 檢事  
禁獄 抗辯 科料 控訴 連帶 民法 民事 擬律 判事 破産 欠缺 却  
下 取下 認知 上告 商號 商事 上訴 善意 申出 申立 受遺者 書  
證 推定 委任 瑕疵 相續 刑例 言渡 意思 原犯 縁組 債務 證券  
執行 主刑 主張 自白／第三者 看守 監視

法律新語のうち『法律語彙初稿』と共通するのは 55 語と 3 割未満の一致率で以外に少なく、『刑法』『治罪法』『刑事訴訟法』『民事訴訟法』とはそれぞれ 35 語前後の共通する法律新語があるものの多くはない。一方で、『民法』とは 132 語の共通する法律新語があり 6 割の一致率を見せた。『民法』初出と思われる法律新語が 58 語も収録していたことを考え合わせると、本辞典は『民法』の施行を受けての編纂とも言えそうである。

「原犯、擬律、反坐刑、後發刑、本訴訟、防訴抗辯」などは筆者が確認できた範囲では先行する用例がないが、『法律字典』は辞典であるため編集者が新語を創出したとは考えられないので、先行用例がある法律新語のはずである。

---

法令 犯罪 反坐 法式 告發 共犯 共有 過失 故殺 和解 戶籍 護送 監督 監護  
監禁 姦通 教唆者 解除 禁錮 拘留 拘束 拘引 扣留 離婚 令狀 沒收 免責 免罪  
命令 謀殺 判決 賠償 配偶者 強迫 請求 輕罪 囚徒 契約 認可 三犯 審案 身分  
審理 審問 釋放 事件 事實 首魁 受刑 庶子 死刑 訴訟 訴訟人 訴狀 特赦 條約  
通謀 推問 徒刑 違反 委託 誣告 無效 無資力 無罪 相姦者 脅迫 刑法 刑名 行  
為 宣告 許可 訊問 遺産 遺棄 遺言 異議 遺贈 宥恕 有效 獄舍 餘罪 再犯 再  
婚 再審 責付 招集 詐欺 正犯 證據 證憑 職權 重罪 準用 資力 自殺 自首 罪  
證 罪狀

和製既存語として「敗訴、保證人、承諾、公訴、規定、後見、離縁、請負、取締、讓渡、手續、相手方、相續人、猶豫、證書、仲裁」がある。

### 3.4 大日本新法典講習会編『新法律字典』（1901）

『新法律字典』の序文において法学者の戸水寛人は次のように言っている。

今ヤ歐米ノ法律ニ則リタル新民法商法等實施セラレテヨリ多少ノ歲月ヲ經、新  
 訳語ノ世間ニ使用セラルルモノ幾十百千アルヲ知ラズ、而カモ其意義ヲ知ルモノ  
 果シテ幾人カ有ル。大日本新法典講習会苦心焦慮、是等熟語ヲ集メテ之ヲ解釋シ  
 名ケテ新法律字典ト曰フ。此ノ書一タビ出ヅレバ其世ヲ益スル、豈鮮少ナランヤ。

この文から出版の経緯や人々の法律語彙に対する理解の程度を知ることができる。  
 序文に続き越山生の手紙が載っている。そこに、

法理の説明、法文の解釋等と違い用語の釋義に関しては、我邦未た其著を見ず。  
 僅に一二類似のものなきに非されとも、固より旧法時代の遺物に過ぎず。

とあり、日付は「明治三十三年十二月六日」である。上述の『法律字典』は1899年（明  
 治三十二年）の出版で、越山生が言うように「我邦未た其著を見ず」ということでは  
 ないが、『法律字典』が大阪で出版されたが全国に流通しなかったか、流通量が限られ  
 ていたために容易に入手することが出来なかった可能性もある。何れにせよ当時、法  
 律辞典の需要が高まっていたことが窺える。

『新法律字典』の見出し語数は1639語で、抽出した法律語は271語で、法律新語  
 は167語である。法律新語の分布は次表の通り。

表2-16 『新法律字典』の法律新語数

既存語	中国製法律新語		和製法律新語	
	新造語	転用語	和製新造語	和製転用語
104語 <sup>104</sup>	1語	3語	113語	50語

<sup>104</sup> 既存語は次の通りである。

幫助者 保證 被告 被害者 本法 本籍 不法 布告 裁判 償還 承繼 懲戒 處分 除  
 名 出訴 處刑 代理 擔保 登記 嫡出 抵當 嫡母 恩赦 罰金 法令 法律 犯罪 法  
 式 法則 告發 公布 共犯 共有 過失 和解 戶籍 疆界 監護 監禁 姦通 監獄 教  
 唆者 解除 禁錮 離婚 免責 命令 判決 賠償 配偶者 強迫 請求 輕罪 契約 認可  
 人證 入籍 身分 審問 釋放 事件 事實 庶子 條約 同意 違反 委任者 委託 無效  
 無資力 相姦者 刑法 行為 兇器 遺產 遺棄 遺言 異議 遺贈 有恕 有效 有罪 原  
 告 再婚 證據 證人 爭訟 職權 重罪 準用 資力  
 和製既存語として「敗訴、保證人、規定、後見、離縁、請負、取締、讓渡、手續、相手方、相續  
 人、猶豫、仲裁」がある。

中国製法律新語は“特權、權利、私權、責任”で、和製法律新語は次の通りである。

和製新造語：剝奪公權 保證金 保佐人 被後見人 被相續人 本權 辯護士  
不動産 不可抗力 裁判所 差押 懲戒場 承繼人 懲役 承役地 代理權  
代理人 登記法 嫡出子 抵當權 地上權 地役權 動産 動産質 法定  
法定代理 法定果實 法律行為 反訴 法人 罰則 復權 公法人 公證  
公證人 慣習法 故障 合成物 戸主權 假差押 假處分 家督相續人 加  
工物 姦淫罪 假執行 禁治産 抗告 控訴審 控訴院 離籍 賃貸借 留  
保 留置權 免訴 民事訴訟法 能力者 前審 親等 親權 起訴 求償權  
權利者 權限 權原 取得時効 取消 取消權 入夫婚姻 入會權 商法  
適法 時効 私生子 所有權 訴訟行為 停止公權 通行權 圍繞地 委任  
狀 未遂犯罪 圍障 無能力者 物權 相續分 相續權 先取特權 選擇權  
要役地 押收 遺産相續 遺産相續人 議決權 遺留分 意思表示 義務  
義務者 遺言書 遺言者 用水地役權 永小作權 優先權 豫審 債權 占  
有權 質權 追認 準禁治産 準占有／船舶法 船員法 供託法 競買法  
破産法

和製転用語：惡意 法例 廢除 廢家 告訴 公權 工作物 歸化 國籍 過料  
故意 後見人 家督 家督相續 鑑定 檢事 抗辯 控訴 連帶 留置 民  
法 判事 破産 却下 取下 認知 入夫 商事 上訴 善意 失權 推定  
委付 委棄 委任 瑕疵 相續 心證 言渡 意思 縁組 債務 證券 執  
行 重婚 自白

法律新語のうち 149 語は明治六法に使用例があるので、法律条文の用語を中心に解説したことは明らかである。このほかに一部の法規名称（「船舶法、供託法、破産法」など）とその他の法律新語（「權原、前審、特許、控訴審」など）が数語収録されている。

『法律字典』と『新法律字典』は編纂過程において接点は見られず、個々に独立して編まれた辞典であろう。ゆえに影響関係はないのだが、両書に共通する法律新語は 138 語あり、8 割以上共通していた。収録語の明確な相違として『新法律字典』は明治六法で『商法』にのみ使用された法律新語「委付、押收、公法人、議決權」などを収録したことである。それ以外は収録語の選別における個人差と見てよいだろう。

### 3.5 渡部萬藏著『法律大辭典』（1907）

『法律大辭典』（1907）は渡部萬藏著、法学博士の清水澄、志田鉦太郎、小河慈次郎校閲と表紙にある。法律語に英・独・仏の三ヶ国語の対訳を付録にしている点で、他の法律辞書と大きく異なる。富谷銈太郎は序において、

今や渡部萬藏君法律辭典の著あり、予に其稿を示さる。之を見るに現行法令の用語を掲ぐるのみならず、汎く斯學慣用の術語を網羅し、且經濟學語に及ぶ。解説通俗にして穩健、又英佛獨語の對譯を付し溯源研究の便宜を得せしむ。本書の成る斯學に裨益し社會に貢獻する所亦尠からざるを信ず。

と述べ、本書を高く評価した。

本書は約 5000 の見出し語を立てている。そこから抽出した法律語は 699 語で、法律新語は 484 語である。

表 2-17 『法律大辭典』の法律新語数

既存語	中国製法律新語		和製法律新語	
	新造語	転用語	和製新造語	和製転用語
215 語 <sup>105</sup>	7 語	8 語	385 語	84 語

中国製法律新語には“法院、人權、特權、萬國公法、偽證、約款、越權、公法、公判、國法、權利、司法、私權、責任、主權”があり、和製法律新語は以下の通りである。

和製新造語：剝奪公權 保佐人 被後見人 被控訴人 被相續人 辯護士 別訴訟 不動産 不動産質 不法行為 不可抗力 不文律 不行為 裁判官 裁判權 裁判所 裁判員 差押 承繼人 成文律 船舶法 船員法 除權判決 逮捕狀 代理權 代理人 大審院 嫡出子 抵當權 地上權 地役權 地役權者 動産 動産質 瀆職 法定代理 法定果實 法規 法律行為 放火罪 防訴抗

<sup>105</sup> 既存語は次の通りである。

邦土 幫助者 保釋 保障 保證 被罰者 被告 被告人 被害者 本籍 兵權 不法 布告 不敬 不敬罪 不論罪 裁定 裁決 裁可 裁判 償還 常律 朝憲 承繼 懲戒 初犯 處分 除名 出訴 處刑 從犯 逮捕 代理 擔保 盜罪 大權 大赦 典獄 嫡出 抵當 嫡母 斷案 對質 罰金 法理 法令 法律 犯人 犯狀 犯罪 犯罪人 反坐 法條 法學 法制 告發 公布 共犯 公廷 共有 媾和 勾留 管理 過失 國憲 故殺 故殺罪 合法 和解 戶籍 加害者 監督 監護 監禁 姦通 減刑 監獄 教唆者 解除 禁錮 拘留 拘束 拘引 科罰 口供 立法 立法者 離婚 令狀 律例 律令 沒收 免責 免罪 命令 謀殺 謀殺罪 拿捕 判官 判決 賠償 強盜罪 強迫 竊盜罪 請求 輕罪 囚人 囚徒 契約 權力 認可 人證 入籍 殺人 殺人罪 審案 審理 審判 審問 釋放 失火罪 事件 事實 授權 受刑 受刑者 稅法 庶子 私法 訟廷 所犯 訴訟 訴狀 特赦 條規 條文 條約 通謀 徒刑 違法 違犯 違反 違令 委任者 委託 違約 偽造罪 誣告 誣告罪 無能力 無效 無資力 無罪 脅迫 刑罰 刑法 刑律 刑名 行為 兇器 休戰 宣戰 許可 訊問 押送 遺產 移付 遺棄 遺言 異議 遺贈 宥恕 有效 有罪 原告 原告人 獄舍 獄則 餘罪 再犯 再婚 責付 贈遺 詐欺 證據 證憑 政權 證人 爭訟 制裁 治罪 中立 重罪 準用 自殺 自首 罪犯 罪人

この他に和製既存語として「敗訴、保證人、承諾、公訴、規定、後見、領地、離縁、請負、取締、讓渡、手續、相手方、相續人、猶豫、證書、仲裁」がある。

辯 反訴 法人 罰則 否認權 附加刑 復權 告發人 告訴人 公法人 供  
述 供託法 共有權 公證 公證人 管轄權 慣習法 國際法 國際公法 國  
際私法 國內公法 國事犯 故障 戶主權 假差押 假出獄 家督相續人 加  
工物 姦淫罪 解除權 寄附行為 競買法 禁錮場 禁治產 禁治產者 繼續  
犯 拘留所 拘留狀 局外中立 拘引狀 抗告 抗告人 抗告狀 控訴人 控  
訴審 控訴院 控訴狀 立法權 離籍 賃貸借 領土 留保 留置場 留置權  
留置權者 買戻權 免訴 民事訴訟 民事訴訟法 能力者 破產法 強制執行  
前審 親等 請求權 親權 棄權 起訴 求償權 權利者 權利質 全權 權  
限 權原 取得時效 缺席判決 取消 入夫婚姻 入會權 商法 上告人 商  
行為 申込 勝訴 適法 時效 數罪俱發 私生子 所有權 訴權 訴訟法  
訴訟能力 訴訟行為 特許 停止公權 通行權 外患罪 未成年者 違警罪  
委任狀 未遂犯 未遂罪 圍障 無能力者 無期流刑 無期徒刑 無期刑 物  
權 相續分 相續權 先取特權 現行法 現行犯 現行犯罪 習慣法 刑期  
刑事訴訟法 行政處分 行政法 選擇權 押收 遺產相續 遺產相續人 議決  
權 遺留分 一事不再理 意思表示 義務 義務者 用水地役權 永小作權  
有期流刑 有期徒刑 優先權 豫審 債權 正當防衛 質權 治外法權 治罪  
法 重婚罪 準犯罪 準占有 自主權 最惠國  
／版權 暴動罪 被上告人 被審人 被選舉權 被選權 博弈罪 不裁可 不  
當處分 不認可 不適法 不文法 不行犯 採掘權 裁可權 裁判例 裁判所  
構成法 常事犯 成文法 成文法典 出版法 電信法 地方分權 賭場法 對  
席判決 毒殺罪 瀆職罪 恩給法 恩給權 發案權 法理學 犯意 犯罪行為  
法系 法制史 誹毀罪 公民權 公判廷 公訴權 媾和條約（講和條約） 關  
稅法 慣行犯 官制權 國籍法 國民權 國內法 過失犯 固有法 海商法  
河川法 和解條約 會計法 戶籍法 貨幣法 家長權 假逮捕 姦通罪 既得  
權 集合物 警察權 即時犯 繼受法 既遂犯 繼續地役權 繼續犯罪 決闘  
罪 決水罪 拘留囚 軍事司法 抗告審 連帶責任 連續犯 立法例 領地主  
權 領海 領事裁判權 領土權 領土主權 留保權 冒認罪 免責時效 名譽  
權 名譽刑 民事裁判 民事事件 母法 內亂罪 能力刑 農會法 虐殺罪  
判例 強姦罪 強行法 親告罪 權利行為 缺效犯 缺效未遂犯 缺席裁判  
人定法 人定權 人格 人格權 人身權 人事法 人事訴訟 人為法 任意法  
榮譽權 森林法 砂防法 商標法 上告審 商人法 上訴權 上訴審 生命權  
生命刑 神權 身體權 身體刑 實體法 實質法 手形法 手續法 屬地特權  
水先法 屬領地 瞬間時效 屬人特權 司令權 私權利 訴願法 訴追 特許  
法 特許權 提案權 統帥權 統治權 未決囚 未決囚徒 委任權 猥褻罪  
圍障權 侮辱罪 無意犯 先買權 現行犯人 下水道法 脅迫罪 刑罰法 行

犯 刑罰權 刑事裁判 刑事法 刑事律例法 刑事制裁 刑事事件 刑事訴訟  
 刑事訴追 刑事責任 行政裁判 行政訴訟 行政行為 選舉法 選舉權 許容  
 法 押丁 養子縁組 要求權 一般法 意匠法 遺棄罪 一人數罪 遺失物法  
 議院法 永世中立 郵便法 有期刑 有意犯 豫備犯 制定法 智能權 職權  
 法 重罪犯 專賣權 追及權 住居權 準強姦罪 準現行犯 主權國 主權者  
 鑄造權 著作權 子法 自然法 自然人 自衛權 自由權 自由刑 罪別  
 和製転用語：哀訴 辯護 出廷 當事者 締結 第三者 對抗 惡意 法典 法  
 例 反證 法文 告訴 公權 管理者 歸化 國籍 過料 故意 後見人  
 呼出狀 家督 家督相續 鑑定 檢事 禁獄 抗辯 看守 科料 控訴 留  
 置 立憲 民法 民事 擬律 判事 破産 却下 取下 入夫 三權 上告  
 商號 商事 上訴 申立 失權 書證 私訴 推定 委付 委棄 委任 瑕  
 疵 憲法 相續 刑例 刑事 心證 言渡 引渡 意思 縁組 約定 證券  
 執行 重婚 主刑 自白／本訴 不能犯 法力 法源 公民 累犯 擬制  
 權能 事犯 訴願 外國法 再訴 助法 主法 自由

明治六法に用例がある法律新語は 192 語、『法律語彙初稿』にあるのは 68 語、『法律字典』にあるのは 173 語、『新法律字典』にあるのは 145 語で、異なり語数は 241 語である。『法律大辭典』で他の法律辞典に収録されていない法律新語が約半数出現したのは、『法律大辭典』が法律条文に用いられた法律語だけでなく、各種法規の名称や法理学などの術語を大量に収録したからである。例えば「法力、母法、成文法、國內法、無意犯、永世中立、刑事事件、領事裁判權」などがある。

### 3.6 まとめ

以上 4 種の法律辞典の法律新語についてその特徴を述べてきた。それぞれに収録する法律語の数量も範囲も異なるが、これらの法律辞典は外国語翻訳型、条文語彙の解説型、法学分野全般および周辺領域総収型の 3 種に大別できる。

外国語翻訳型は『法律語彙初稿』に始まるように外国の法律語を日本語に翻訳して、外国法の学習・習得に重きを置く。例えば、『法律字典 上巻（民法之部）』（1884）、『法律字典 中巻（刑法之部）』（1887）、『袖珍独和法律辞典』（1906）などがこれに当たる。『法律語彙初稿』の法律語を見てもわかるように、この種の法律辞典は日本において法律語としての使用例がない語彙も含まれている。「王審院、陪審人、採薪權」などがその例であり、自国の法制度には対応する事象のないものを表す法律語が存在する。

条文語彙の解説型の法律辞典は、法律条文にある語彙のみを収録する辞典で特定法規の法律語を網羅する一方で、それ以外の語彙には疎い。上述した『法律字典』（1889）と『新法律字典』（1901）がこのタイプである。現行法規の法律語はほとんど例外なく

収録するが、外国法の術語はもとより法理学などの語彙は収録数が限られている。明治期の『刑法』と『治罪法』が公布された年に刊行された『刑法治罪法字解』(1880)、それに『民法字解』(1890)や『商法字解』(1890)などがその例である。

法学分野全般および周辺領域総収型は法律条文にある語彙や法学関連の語彙にとどまらず、経済学や政治学の術語をも収録する。『法律大辞典』(1907)がこのタイプで、見出し語数が多く、経済と政治に関連する用語を少なからず収録する。『法律経済辞典』(1902)や『法律経済熟語辞典』(1908)などは書名に法律と経済を併記しているところを見ると両者が如何に近い存在であるか垣間見られる。

法律辞典の種類が変われば収録語もまた変化するため、一方が他方を完全にカバーすることは難しく、収録語の範囲が異なるのも当然であろう。そのため上述の4種の法律辞典にはそれぞれの新しい収録語があり、お互いに重複しない法律語も確認されたのである。



## 第六章 明治期の法律新語の時代層

### 第一節 在来の語彙

#### 1.1 既存語

明治期の法律語を通覧すると、新語以外にも在来の語彙や中国の近代法学書に先行使用例があるものなど、日本製の近代新語とは見なせない法律新語も多数存在する。本節では第五章で用いた調査資料にみえる法律新語以外の法律語を提示することで、法律新語が明治日本の法律語において重要な位置を占めていたことを際立たせたい。

明治期の法律語には多数の新語ではない在来の語彙があるが、そのほとんどが中国の漢籍や仏典に用例を見出すことができる。このような近代以前の文献でその用例を確認できる法律語を既存語と呼ぶことにしている。既存語を明治六法（刑法、憲法、刑事訴訟法、民事訴訟法、民法、商法）および法律辞典（『法律字典』、『新法律字典』、『法律大辭典』）にあるかで分類すると以下の通りである。

法典か辞典にあるもの（248語）：

頒布	邦土	保釋	保障	保證	被告	本法	本籍	兵權	不法	布告	捕獲
不敬	裁定	裁決	裁可	裁判	償還	常律	朝憲	承繼	懲戒	處罰	初犯
處分	除名	出訴	處刑	出獄	從犯	逮捕	代理	擔保	盜犯	盜罪	大權
大赦	登記	典獄	嫡出	抵當	嫡母	斷案	對審	對質	恩赦	罰金	罰例
法例	法理	法令	法律	犯人	犯狀	犯罪	反坐	法式	法條	法學	法則
法制	告發	公布	共犯	公廷	共有	媾和	勾留	過失	國憲	故殺	合法
和解	戶籍	護送	監督	監房	疆界	監護	監禁	姦通	減刑	監獄	解除
禁錮	拘留	拘束	拘引	科罰	科刑	控訴	口供	扣留	兩造	立法	離婚
令狀	流刑	律例	律令	論罪	沒收	免刑	免責	免罪	命令	謀殺	拿捕
判官	判決	賠償	憑據	強迫	請求	輕罪	囚人	囚徒	契約	權力	認可
人證	入籍	入獄	三犯	上告	殺人	審案	身分	審理	審判	審問	審訊
釋放	事件	事實	首魁	授權	受刑	稅法	庶子	贖罪	死刑	司獄	訟庭
訟廷	所犯	訴訟	訴狀	特赦	條規	條例	條文	條約	通謀	同意	推問
徒刑	違背	違法	違犯	違反	違令	委託	違約	誣告	無效	無罪	脅迫
刑場	刑罰	刑法	刑律	刑名	行為	兇器	休戰	宣告	宣戰	許可	訊問
押送	遺產	移付	遺棄	遺言	異議	遺贈	幽閉	宥恕	有效	有罪	原告
獄舍	獄則	餘罪	再犯	再婚	再審	責付	贈遺	招集	詐欺	正犯	證據
證憑	政權	證人	爭訟	制裁	職權	治罪	中立	重罪	準用	資力	自殺
自首	罪犯	罪名	罪人	罪證	罪狀						

幫助者 被罰者 被告人 被害者 不敬罪 不論罪 犯罪人 故殺罪 加害者  
 教唆者 立法者 謀殺罪 配偶者 強盜罪 竊盜罪 殺人罪 失火罪 受刑者  
 訴訟人 委任者 偽造罪 誣告罪 無能力 無資力 相姦者 原告人

法典と辞典にみえないもの (185 語) :

案件 白狀 背法 鞭刑 捕拿 捕捉 裁斷 常例 常行 成典 懲罰 呈訴  
 承襲 懲治 笞罪 傳票 黜罰 處決 詞訟 代訴 彈劾 大罪 典令 典則  
 抵償 定法 定律 定約 斷訟 斷獄 斷罪 罰典 法度 法官 罰鍰 罰科  
 犯法 放免 放釋 法書 法司 法網 法憲 封土 覆審 復審 膚刑 覆治  
 干犯 格例 公案 公堂 公戰 公罪 註誤 規則 國律 國權 國土 和約  
 會盟 會審 婚媾 婚姻 家法 監倉 講和 健訟 絞刑 結約 籍沒 繼嗣  
 糾彈 (糾彈) 糾問 極刑 拘禁 軍法 軍律 君權 鞫訊 據證 拷問 拷訊  
 控告 口證 苦役 牢獄 例規 令典 例條 律典 律法 律文 律學 沒入  
 盟約 明法 明許 默許 擬罪 判者 配偶 憑證 侵占 囚獄 權柄 權位  
 肉刑 紹續 赦免 審斷 審罰 審法 審決 赦宥 赦罪 實權 私產 私和  
 私獄 死罪 私罪 訟告 訟件 訟事 訟訴 訟獄 訴告 訴人 調處 條款  
 聽斷 聽決 聽訟 通法 徒法 文法 問官 誤殺 憲典 相繼 刑典 行法  
 刑官 刑辟 刑威 刑獄 兇犯 牙保 押護 嚴刑 陰殺 遺書 遺物 遺囑  
 宥免 獄案 冤罪 越訴 獄訟 雜法 政法 政令 證左 (證佐) 制法 重犯  
 重刑 專權 追捕 追放 罪案 罪過 罪科 罪目 罪囚 罪刑 被告者 法  
 律家 犯罪者 告發者 糾彈官 (糾彈官) 看守人 律學士 司法官 有罪者

既存語は 433 語あり、法律条文の用例や法律辞典の収録を定着の基準と考えた時、定着したのは 6 割程度になる。単純に既存語であるだけでは近代の法律語として普及するわけではなく、既存語もほかの法律新語と同じく近代法律語に相応しいか判断されて定着するということである。しかし、法律条文や法律辞典に見られない既存語は必ずしも近代法律語の一端を担うために法学書に用いられたのではなく、「膚刑、鞭刑、笞罪、罰鍰」などの例からわかるように、近代以前の法制度を説明するために用いられている法律語もあるので、一概には断言できない要素を含んでいる。

## 1.2 和製既存語

在来の語彙には漢籍、仏典になく、日本語を出自とする和製既存語もある。和製既存語を明治六法および法律辞典にあるかで分類すると以下の通りである。

法典か辞典にあるもの (21 語) :

敗訴 承諾 公訴 管理 規定 後見 領地 離縁 請負 取締 讓渡 手續

私法 猶豫 證書 仲裁 保證人 後見者 相手方 相續人 仲裁人  
法典と辞典にみえないもの（8語）：

分散 規律 公裁 領分 取調 火刑 訴出 自訴

中国の漢籍と仏典に近代法律語と同じ語義を備えている時には、それを優先的に既存語と見做しているため、和製既存語の数は相当に限られてくる。それでも例示した和製既存語からわかるように、法典や辞典にある語が多数を占めており、その割合は既存語のそれよりも高くなっている。

以上のことから、日本語においては和製既存語が既存語よりも近代法律語として定着しやすい傾向にあると言える。

## 第二節 漢訳法学書から借用した語彙

### 2.1 新造語

本節では中国の近代以降に欧文を翻訳した漢訳法学書から日本語が借用したと考えられる法律新語をみていく。

新造語を明治六法および法律辞典にあるかで分類すると以下の通りである。

法典か辞典にあるもの（9語）：

法院 人權 特權 特約 偽證 約款 越權 裁判員 萬國公法

法典と辞典にみえないもの（13語）：

公師 國約 君約 陪審 擅約 私戰 外法 性法 原權 大法院 内公法  
陪審官 外公法

その特徴は“偽證、裁判員、陪審、陪審官”以外、全てマーティン訳《萬國公法》に用例を持つ法律新語で、半数以上は法律条文に用例を見つけ出すことができず、法律辞典にも見出し語として収録されることがないということである。法律条文の用例や法律辞典の収録を定着の基準と考えた時、中国語の新造語からの借用語は半数以上が日本語の法律語として定着できなかつたことになる。

### 2.2 転用語

転用語を明治六法および法律辞典にあるかで分類すると以下の通りである。

法典か辞典にあるもの（8語）：

公法 公判 國法 權利 私權 司法 責任 主權

法典と辞典にみえないもの（6語）：

初審 國例 内法 天法 局外 律師

転用語は新造語とは逆に半数以上が六法と辞典にある。ということは、中国語の転用語からの借用語は定着しやすい傾向にあると言えるだろう。また、転用語についてはその初出はマーティン訳《萬國公法》だけでなく、モリソン《華英字典》(1822)の“公判”、“各國律例”に用例がある“公法”も含まれている。

新造語と転用語を合わせてみると、漢訳法学書から借用した法律新語は半数ほど淘汰されているとわかる。

### 第三節 新たに創出した語彙

#### 3.1 和製新造語

和製新造語は明治期の法律新語の中で最も大きな割合を占め、法律新語の中核をなす。その全数 583 語を本論文で調査した資料の新出状況と同時に提示し、さらに明治六法および法律辞典(『法律字典』、『新法律字典』、『法律大辞典』)にみえるかを分類すると以下の通りである。

##### (1) 西訳『萬國公法』(1868)

六法か法典にあるもの(1語): 全權

六法と法典にみえないもの(7語): 拿捕 通約 裁訟官 罪有者 和好条約 通商條約 萬國私權通法

##### (2) 津田訳『泰西國法論』(1868)

六法か法典にあるもの(7語): 本權 商法 物權 義務 習慣法 治罪法 國內公法

六法と法典にみえないもの(19語): 法府 法臺 民權 詞訟法 詞訟學 法學士 律法書 司法院 制法院 不文律法 成文律法 都人士權 大司法院 國外公法 列國公法 民法律書 平民私法 列國平民私法 列國通用公法

##### (3) 箕作訳『佛蘭西法律書』(1870-1874)

六法か法典にあるもの(19語): 差押 復權 公證 權限 調書 刑期 豫審 裁判所 懲治場 大審院 代言人 公證人 控訴院 控訴人 立法權 留置場 訴訟法 行政法 重罪犯

六法と法典にみえないもの(24語): 始審 問糺 刑目 准死 終審 裁判役 懲治刑 懲治罪 代權人 覆審院 告訴狀 呼出書 契約書 輕罪犯 囚獄場 收監狀 徒刑場 言渡書 遺囑書 召捕狀 現行罪犯 民權剝奪 遺物相續 遺物相續人

(4) 箕作訳『國際法』(1875)

六法か法典にあるもの(9語): 罰則 裁判官 裁判權 代理者 代理人 國際法 委任狀 國際公法 國際私法

六法と法典にみえないもの(15語): 大法官 擔保者 公法家 法學家 分散人 立法官 例外法 遺囑者 重劇罪 法律學士 家資分散 和議條約 司法官吏 無文法律 國際法學士

(5) 何訳『萬法精理』(1875)

六法か法典にあるもの(16語): 法規 辯護人 不文律 成文律 告發人 告訴人 共有權 慣習法 國事犯 上告人 上告狀 司法權 所有權 相續權 召喚狀 自主權

六法と法典にみえないもの(38語): 法權 法廳 法衙 鍰刑 架刑 糺審 律書 權理 審糺 審庭 實刑 訟權 刑臺 罪蹟 裁判法 裁判廳 承襲權 代理官 代訴人 代訴官 法律師 法律書 法學書 法制官 慣習律 慣行法 檢事官 立法院 民法家 陪審官 破産人 民事犯 上告法 紹續權 聽訟法 行政權 相續法 中裁人

(6) 加藤訳『國法汎論』(1876)

六法か法典にあるもの(1語): 局外中立

六法と法典にみえないもの(17語): 金刑 裁判局 懲戒法 懲戒刑 法學者 過誤罪 假所有 列國法 司法府 司法省 天理法 徒場刑 無限權 最上權 罪犯人 罪犯者 調停裁判

(7) 『刑法』(1880)

(19語): 懲役 懲役場 附加刑 共犯人 假出獄 檢事局 禁錮場 拘留所 司法卿 違警罪 未遂犯 無期徒刑 剝奪公權 闕席裁判 停止公權 無期流刑 無期徒刑 有期流刑 有期徒刑

(8) 『治罪法』(1880)

六法か法典にあるもの(12語): 起訴 棄權 免訴 保證金 保證書 裁判長 勾引狀 勾引狀 未遂罪 現行犯 數罪俱發 現行犯罪

六法と法典にみえないもの(4語): 退廷 公訴狀 民事局 刑事局

(9) 『法律語彙初稿』(1883)

六法か法典にあるもの(16語): 動産 故障 親權 取消 時效 訴權 不動産 拘引狀 能力者 通行權 圍繞地 義務者 準犯罪 民事訴訟 未遂犯罪 一事不再理

六法と法典にみえないもの(22語): 代權 訴件 被罪人 採薪權 代訟人 參養權 會審院 繼嗣權 陪審人 匹偶者 巨抗力 起訴人 收實權 王審院 虛有權 被代理者 被求刑者 法律博士 釋罪放免 受遺囑者 最上審院 無遺囑繼嗣

(10) 『憲法』(1889) は新出の和製新造語なし。

(11) 『刑事訴訟法』(1890)

(8 語) : 供述 抗告 證言 辯護士 逮捕狀 闕席判決 證據物件 民事訴訟法

(12) 『民事訴訟法』(1890)

(7 語) : 法人 反訴 勝訴 假差押 控訴狀 抗告狀 現行法

(13) 『民法』(1898)

(83 語) : 法定 離籍 留保 親等 申込 適法 圍障 債權 質權 追認 保  
佐人 表決權 財產權 懲戒場 承繼人 成年者 承諾權 承役地 懲治場  
代理權 登記法 嫡出子 抵當權 地上權 地役權 動產質 獨立人 否認權  
工作權 管理權 合成物 戶主權 假處分 加工物 姦淫罪 解除權 禁治產  
賃貸借 留置權 買戻權 請求權 求償權 權利者 權利質 取消權 入會權  
私生子 未成年 相續分 選擇權 要役地 遺留分 遺言書 遺言者 優先權  
占有權 準占有 被後見人 被相續人 不動產質 不法行為 不可抗力 法定  
果實 法律行為 寄附行為 禁治產者 強制執行 取得時效 入夫婚姻 訴訟  
行為 未成年者 無能力者 先取特權 消滅時效 遺產相續 意思表示 永小  
作權 準禁治產 法定代理人 家督相續人 遺產相續人 用水地役權 準禁治  
產者

(14) 『商法』(1899)

(4 語) : 押收 公法人 商行為 議決權

(15) 『法律字典』(1899)

(36 語) : 瀆職 前審 本訴訟 別訴訟 不行為 第二審 第一審 放火罪 反  
坐刑 管轄權 後發刑 鑑定人 假執行 繼續犯 拘留狀 抗告人 控訴審  
訴訟物 特別法 外患罪 贓物罪 重婚罪 被控訴人 除權判決 抵當權者  
地上權者 地役權者 法定代理 妨訴抗辯 繼續時效 留置權者 訴訟能力  
行政處分 正當防衛 囚徒逃走罪 刑事訴訟法

(16) 『新法律字典』(1901)

(6 語) : 權原 船舶法 船員法 供託法 破產法 競買法

(17) 『法律大辭典』(1907)

(203 語) : 版權 犯意 法系 領海 領土 母法 判例 人格 神權 訴追 特  
許 行犯 押丁 子法 罪別 暴動罪 被審人 被選權 博弈罪 不裁可 不  
認可 不適法 不文法 不行犯 採掘權 裁可權 裁判例 常事犯 成文法  
出版法 電信法 賭場法 毒殺罪 瀆職罪 恩給法 恩給權 發案權 法理學  
法制史 誹毀罪 公民權 公判廷 公訴權 關稅法 慣行犯 官制權 國籍法  
國民權 國內法 過失犯 固有法 海商法 河川法 會計法 戶籍法 貨幣法  
家長權 假逮捕 姦通罪 既得權 集合物 警察權 即時犯 繼受法 既遂犯

決闘罪	決水罪	拘留囚	抗告審	連續犯	立法例	領土權	留保權	冒認罪
名譽權	名譽刑	内亂罪	能力刑	農會法	虐殺罪	強姦罪	強行法	親告罪
缺效犯	人定法	人定權	人格權	人身權	人事法	人為法	任意法	榮譽權
森林法	砂防法	商標法	上告審	商人法	上訴權	上訴審	生命權	生命刑
身體權	身體刑	實體法	實質法	手形法	手續法	水先法	屬領地	司令權
私權利	訴願法	特許法	特許權	提案權	統帥權	統治權	未決囚	委任權
猥褻罪	圍障權	侮辱罪	無意犯	先買權	脅迫罪	刑罰法	刑罰權	刑事法
選舉法	選舉權	許容法	要求權	一般法	意匠法	遺棄罪	議院法	郵便法
有期刑	有意犯	豫備犯	制定法	智能權	職權法	專賣權	追及權	住居權
主權國	主權者	鑄造權	著作權	自然法	自然人	自衛權	自由權	自由刑
最惠國	被上告人	被選舉權	不當處分	成文法典	地方分權	對席判決	犯	犯罪行為
土主權	講和條約	和解條約	繼續犯罪	軍事司法	連帶責任	領地主權	領	屬地特權
地特權	免責時效	民事裁判	民事事件	權利行為	缺席裁判	人事訴訟	屬	事制裁
行政行為	瞬間時效	屬人特權	未決囚徒	現行犯人	下水道法	刑事裁判	刑	政行為
現行犯	刑事事件	刑事訴訟	刑事訴追	刑事責任	行政裁判	行政訴訟	行	養子縁組
	一人數罪	遺失物法	永世中立	治外法權	準強姦罪	準		繼續地役權
	領事裁判權	缺效未遂犯	刑事律例法	裁判所構成法				

法律新語を語素数によって分けると、2 字語 87 例、3 字語 359 例、4 字語 117 例、5 字以上の法律語は 50 例であった。そのうち 437 語は明治六法および法律辞典にあり、和製新造語の約 75% を占めた。

3 字語は前接 2 字語素が基幹となり後接 1 字語素をとること（「2+1」）が圧倒的に多く、9 割を占める。前接 1 字語素と後接 2 字語素の場合（「1+2」）は 23 例しかなく、3 字が並列した語（「1+1+1」）は「賃貸借」のみであった。後接 1 字語素には「權、法、罪、犯、人、家、士、院、官、刑、所、場、狀、物、者、律、府、書、省、局、卿、金、地、子、分、審、國、學、史、廷、囚、例」などが見られ、特に「權、法、罪、犯」などを後接 1 字語素にとる法律語が多い。前接 1 字語素には「不、大、假、準、私、公、本、別、商、未、禁、叵」などが見られ、「假、準、不」が比較的多く使用されていた。

4 字語は前接 2 字語素と後接 2 字語素が結びつくこと（「2+2」）が最も多く 8 割を占め、前接 3 字語素に後接 1 字語素がつく場合（「3+1」）は 21 例で、前接 1 字語素と後接 3 字語素の組合せ（「1+3」）が最も少ない 2 例であった。4 字語の後接 1 字語素には「者、權、法、人、罪、力」などがあり、「者、權、法」が使われることが多い。前接 1 字語素は「準」のみで「準禁治産、準現行犯」がその例である。

### 3.2 和製転用語

和製転用語は 125 語あり、それを資料ごとに明治六法および法律辞典にあるかで分類すると以下の通りである。

(1) 西訳『萬國公法』(1868)

六法か法典にあるもの：なし

六法と法典にみえないもの(2語)：權義、律語

(2) 津田訳『泰西國法論』(1868)

六法か法典にあるもの(8語)：法典 法例 告訴 公權 歸化 民法 三權 憲法

六法と法典にみえないもの(6語)：朝綱 法科 法論 法士 人法 權學

(3) 箕作訳『佛蘭西法律書』(1870-1874)

六法か法典にあるもの(12語)：檢事 控訴 民事 上告 相續 刑事 言渡 引渡  
約定 後見人 呼出狀 檢察官

六法と法典にみえないもの(2語)：吟味 求刑

(4) 箕作訳『國際法』(1875)

六法か法典にあるもの(2語)：國籍 立憲

六法と法典にみえないもの：なし

(5) 何訳『萬法精理』(1875)

六法か法典にあるもの(4語)：法廷 反證 禁獄 破産

六法と法典にみえないもの(5語)：法家 父權 訟師 萬法 制法者

(6) 加藤訳『國法汎論』(1876)

六法か法典にあるもの(1語)：私訴

六法と法典にみえないもの(1語)：神法

(7) 『刑法』(1880)

(7語)：重婚 科料 判事 上訴 體刑 刑例 主刑

(8) 『治罪法』(1880)

六法か法典にあるもの(4語)：哀訴 出廷 勾引 留置

六法と法典にみえないもの：なし

(9) 『法律語彙初稿』(1883)

六法か法典にあるもの(13語)：辯護 惡意 回避 連帶 欠缺 却下 善意 申立  
失權 書證 委棄 委任 執行

六法と法典にみえないもの(3語)：私禁 罪本 承權者

(10) 『憲法』(1889)

(1語)：締結



- (11) 『刑事訴訟法』(1890)  
 (2語) : 開廷 自白
- (12) 『民事訴訟法』(1890)  
 (3語) : 忌避 鑑定 債務
- (13) 『民法』(1898)  
 (25語) : 成年 對抗 廢除 廢家 過料 故意 家督 抗辯 取下 認知 入夫 商事 申出 推定 瑕疵 心證 意思 縁組 主張 當事者 工作物 管理人 管理者 受遺者 家督相續
- (14) 『商法』(1899)  
 (3語) : 商號 委付 證券
- (15) 『法律字典』(1899)  
 (5語) : 監視 看守 擬律 原犯 第三者
- (16) 『新法律字典』(1901) は新出の和製転用語なし。
- (17) 『法律大辭典』(1907)  
 (16語) : 本訴 法力 法文 法源 公民 累犯 擬制 權能 事犯 訴願 再訴 助法 主法 自由 不能犯 外國法

以上の語彙からみると和製転用語は約 85%のものが定着したことになり、「転用」による新語の創出は非常に効率的な方法であったと言えそうだ。また僅かな差ではあるが、和製転用語が和製新造語よりも定着しやすい傾向を示した。

転用語の特徴は序論において

「転用語」は、古典籍や辞典などで古い用例を確認できるが、近代以降の文献において語義が変化している、在来の語彙に新義を付与した語をいう。即ち、既存語に新義を付与した語、と言い換えることもできる。ここにおける「新義」とは「既存の語義と関連性を保ちながら、既存の語義とは明らかに距離がある新しい語義」を指す。

と転用語と新義について定義を与えた。その新義の付与には二通りの方法がある。

ひとつは1語がひとつの単位として語義全体に変化がみられる場合、いまひとつは語を構成する語素の意味(語素義)に顕著な変化がみられる場合である。前者には「憲法、上訴、言渡、相續」などの例があり、語義の範囲が縮小された限定的な用法となる傾向にある。後者には「公權、三權、法力、法士」などの例があり、「權」はかつて権力の意味であったが法律語においては権利の意味で用いられ、「法」は仏法および礼法などを指していたが法律語では法律・法制の意味に用いられる。

語義全体の変化は既存の語義との相関性を認めやすいが、それに対して語素義の変化は既存の語義との相関性が希薄になりがちで、既存語に基づいて語義の調整を行ったかは判断が難しくなる。しかしながら、中国の古典に用例がある点では、典拠をもたない新造語とは決定的な相違が存することは敢えて強調するまでもない。

#### 第四節 和製法律新語の形成とその推移

第五章と本章第三節までに見てきたように、日本語の法律語は新語の創出と在来語彙の選別により法律語を充実させてきた。その結果として新旧語を問わず、淘汰される語と定着する語に二分された。本節では定着した（明治六法と法律辞典にある）和製法律新語に焦点を当て、筆者が調査した資料における初見時期を中心に和製法律新語の形成史をみていく。

##### 4.1 刑法公布以前

日本で最初に公布された近代的法典は『刑法』であり、その後各種成文法典が編纂公布されて近代的な法制度を完成させた。それに伴い近代の法律語も確定していくが、刑法公布以前は和製法律新語の準備段階とも言える。この時期の和製法律新語の多くは西洋法学書の翻訳書に見え、定着した和製法律新語は79語あり、全体の16%程度に相当する。

津田訳『泰西國法論』（1868）には「憲法、義務、人權、民法、商法、公權、三權、本權、法典、歸化、習慣法、治罪法、國內公法」などが既に使用されていた。箕作訳『佛蘭西法律書・刑法』（1870）には「刑期、偽證、言渡、裁判所、後見人、重罪犯、立法權」などがあり、刑法以降の『佛蘭西法律書』シリーズでは「相續、差押、終審、訴訟法」などを始めとする25語の和製法律新語が新たに用いられた。箕作訳『國際法』（1875）には「裁判官、裁判權、國際法、國際公法、國際私法」など新出の和製法律新語が11語あり、同年に刊行された何訳『萬法精理』（1875）にも「裁判官、裁判權」が用いられているため、この2語は両氏のどちらが先に創出したのか、あるいは第三者の手になるのかは判然としないが、この時期（1875年）には既に用例があるのは間違いない。この2語以外に『萬法精理』新出の和製法律新語は「公判、法庭、所有權、辯護人、不文律、國事犯、自主權」など20語あった。特に「所有權」は西訳『萬國公法』（1868）や『泰西國法論』、『佛蘭西法律書』などの諸翻訳書では「所有ノ權」と記述されてきたが、『萬法精理』でやっと1語として成立した。加藤訳『國法汎論』（1876）ではさらに和製法律新語の「委任、私訴、局外中立」が使用された。

箕作の翻訳した『佛蘭西法律書』は明治政府の依頼によることや、日本の法典がフランス法典をモデルしたことなども関連して、箕作の訳語が多数定着したのは当然の帰結だろう。しかし、『佛蘭西法律書』以後に刊行された『國際法』や『萬法精理』にも少なくない新出の和製法律新語が見られたことは、明治期の法典編纂の過程における法律語の選択では『佛蘭西法律書』が絶対的な影響力を持っていたとは言えず、明治社会に流通していた法律語からより適切な表現を選択したと推察される。

#### 4.2 刑法公布から明治六法完成まで

『刑法』(1880)が公布されてから『憲法』(1889)、『刑事訴訟法』(1890)、『民事訴訟法』(1890)、『民法』(1898)、『商法』(1899)の明治六法が全て公布されるまでに約20年ある。この間、和製法律新語は各法典の公布に並行して増加し続け、定着した和製法律新語は197語で約40%を占めた。

『刑法』の和製法律新語は2字語と和製転用語が少ないという特徴をもつ。新出の和製法律新語22語に対して2字語は「判事、科料、主刑、懲役、上訴」のみで、そのほかは3字語と4字語である。和製転用語はわずかに「判事、科料、主刑、上訴」だけであり、残りは全て和製新造語であった。『治罪法』新出の和製法律新語は18語で訴訟手続きに関わる法律語が中心となる。2字語は「棄權、起訴、退延、免訴、勾引、出廷、留置」で少数であるが、和製転用語も同様に少数で「勾引、出廷、留置」のみである。

『法律語彙初稿』には31語の新出の和製法律新語があり、2字語と3字以上の語彙の比率は「22:9」となっている。「取消、善意、悪意、故障、失權」など和製転用語の数はわりと多く、和製新造語との比率は「15:16」であった。

『憲法』にある新出の和製法律新語は「締結」だけであった。『刑事訴訟法』では「供述、自白、證言、開廷、辯護士」など裁判と関わりが深い和製法律新語が9語新たに用いられ、『民事訴訟法』には「反訴、法人、勝訴、現行法、假差押、控訴狀、抗告狀」の7語が新たに見られた。そのうち和製転用語は「開廷」と「自白」だけである。

『民法』新出の和製法律新語は109語で、2字語31語あり、和製転用語に「對抗、申出、過料、心證、相續分」などの27語があった。『商法』新出の和製法律新語は「商號、證券、押收、委付、商行為、公法人、議決權」の7語で、和製転用語は「商號、證券、委付」である。

以上から、この時期の和製法律新語の増加には2つの大きな波があるとわかる。まずは1880年代前半の『刑法』、『治罪法』、『法律語彙初稿』(1883)において大量に和製法律新語が補充された後、次に1890年代末の『民法』により嘗てない程の和製法律新語を社会に送り出した。これにより和製法律新語は大きな充実を見せた。新語の創

出としては和製新造語が優勢であり、和製転用語は 28%程度であった。

#### 4.3 二十世紀以降

明治六法が制定された後、法律条文に見える法律語は法典の修訂が行われない限り、継続して使用されつづけ定着した。法律条文に使用されなかった和製法律新語を法律辞典は多く収録した。その和製法律新語は 2 字語が少数であり、和製転用語も少ないという傾向がある。

『法律字典』(1899)には新出の和製法律新語が 38 語あり、2 字語は「看守、監視、原犯、擬律、瀆職」の 5 語で、和製転用語は「看守、監視、原犯、擬律、第三者」の 5 語である。『新法律字典』(1901)新出の和製法律新語は「權原」と後接 1 字語素「一法」を伴う 5 語である。全てが和製新造語に属し、和製転用語は見られなかった。法律条文の法律語を主に収録するこの 2 辞典は、その他の範囲の和製法律新語を収録していない。

『法律大辞典』(1907)には新たに 221 語の和製法律新語があり、2 字語は 28 語で、3 字語は 138 語あった。和製転用語は「自由、事犯、本訴、累犯、再訴、訴願、法系、法源、法文、法力、公民、主法、助法、不能犯、外國法」の 15 語である。和製新造語が圧倒的に多数を占め、3 字語が過半数を超えている。例えば「法系、主法、母法、領土、有意犯、最恵国、成文法典、一人數罪」などや、後接 1 字語素「一犯、一罪、一權、一法」をもつ和製法律新語が大多数を占めている。

以上のことから、1870 年代までは和製法律新語が積極的に創造されていたが、後に定着する和製法律新語は限定的であった。しかし近代法律新語の根幹をなす基礎を打ち立てた。1890 年代までは法典に用いられる和製法律新語が急速に整備され、半数以上の和製法律新語が顔を出した。1900 年代では大型の法律辞典が編集されて、法律条文にある和製法律新語以外に和製法律新語も多数創出されてきたとわかる。

本研究で調査した資料は西洋法学の翻訳書、成文法典および法律辞典が中心であったために、法学全般の法律新語の成立時期については判断材料が不足している部分もあり、今後はこの部分を補充していきたいと考えている。

## 第二部結論

明治日本の和訳法学書、法典、法律辞典における法律新語の考察から、日本語の法律新語は和製法律新語が9割以上を占め、中国製法律新語は明治初期の和訳法学書においてやや多く使用されたが、和製法律新語の形成に伴い和製法律新語がさらに優勢となり、中国製法律新語の存在感は減少したと判明した。具体的には次の傾向が窺えた。

- 1) 明治期を通して中国製法律新語は継承され続けたが、数量は少なくほとんどがマーティン訳《萬國公法》に用例がある法律新語である。
- 2) 明治初期の和訳法学書で国際法分野の翻訳書ほどより多数の中国製法律新語を借用している。
- 3) 法学の分野が近いものほど法律新語の類似性が高い。
- 4) 刑事法と民事法では法律新語に大きな差異が存在する。
- 5) 明治六法と法律辞典にみえる法律新語においては津田訳『泰西國法論』と箕作訳『佛蘭西法律書』の影響力が最も大きい。
- 6) 法典の編纂に伴い和製法律新語が大きく増加する。
- 7) 法律辞典はその種類により収録する法律新語の性質が異なる。
- 8) 和製法律新語の創出では和製新造語が和製転用語よりも数的な優勢を占めている。
- 9) 明治六法と法律辞典にみえる法律新語を定着したものと見なすと、和製転用語は和製新造語よりも定着率が高く、和製法律新語が定着しやすいとわかる。

### 第三部 中国語が借用した和製法律新語

## 第七章 中国の近代化運動と日本法律文化の摂取

### 第一節 日清戦争と日本留学ブーム

日本語の語彙が中国語の中に多く溶け込んでいることは、すでに明らかになっており、ここに清末の日本留学生が深く関係していると言われている。日本への留学生派遣は 1896 年から始まる<sup>106</sup>。

日清戦争後、中国は「富国強兵」を目指し、人材育成に力を入れるが、新式（洋式）学校が少ないために外国に頼らざるを得ない事実があった。そこで、中国は「強敵を師とする」のスローガンの下、日本を通じて西洋に学ぶという道を歩み始める（楊暁、田正平 2002 : 4）。当時中国において張之洞・張百熙・康有為・梁啓超等が「日本留学の利」を説いただけでなく、駐華公使矢野文雄も中国人の留日を勧め、日本政府に留日学生の経費を負担するよう働きかけていた（黄福慶 1975 : 14-15）。日本留学の利点は、地理的に中国から近く経費の節約となることや、中日両国とも漢字を使用する「同文」の国であることが挙げられる。

1898 年に清朝は官費留日学生派遣の指針を示した。その内容は（1）同文館東文館の学生数名と、現設学堂に在籍する学生で少々日本語に通じる者を派遣する。（2）留日学生は出使日本大臣が世話役を勤め、監督を派遣しない。（3）経費は総署が算出し、出使大臣が必要に応じて支払う<sup>107</sup>。この時点では監督派遣の必要性はなかったが、後に留学生の人数増加による管理困難から「監督処」を設立した。政府は洋学の知識を持つ人材育成のため、官費留学だけでなく、私費留学も奨励した。そして、当時中国国内に新式の学堂はあったが、学堂出身よりも留学経験者が重宝されたため、日本留学人数増加につながった。

留日学生の数は 1896 年の 13 人から、1899 年に 100 余人、1902 年に 600 余人、1903 年に 1300 余人、1904 年に 3000 人以上となり、1906 年に 8000 人を突破した<sup>108</sup>。

このように留学者数が急増したのは、日本への留学は資格を必要とせず、留学費を準備できれば誰でも留学できたからである。留学の申請は秀才や挙人が多く、日本での学習内容は高等な専門分野ではなく「普通学<sup>109</sup>」であった。一般教養程度の知識を

<sup>106</sup> 黄福慶（1975 : 13）は、1896 年に駐日使館の業務上の理由から来日した 13 人が、政策上の留学生派遣ではないものの、日本の学校で教育を受けたことから最初の留日学生と認識している。本節の内容は主に黄福慶（1975）と実藤恵秀（1993 : 第六章と第七章）を参照して執筆した。

<sup>107</sup> 黄福慶（1975 : 17）の原文は“（1）將總署同文館之東文學生酌派數人，並咨行南北洋大臣以及兩廣、湖廣、閩浙各督撫，就現設學堂中遴選年幼穎悟，粗通東文諸生，開具銜名咨報總署，知照日本使臣陸續派往。（2）赴日學生，由出使日本大臣就近照料，無庸另派監督。（3）經費由總署核定數目，提撥專款，匯交出使大臣隨時支發”。

<sup>108</sup> 数字は黄福慶（1975 : 84）を参照した。1906 年の 8000 人以上は実藤恵秀（1993）も同じ数値を示している。留学生数の増加は 1906 年をピークに、以降下り坂となる。

<sup>109</sup> 「普通学」とは日本語が中心で、中等学校の科目が少々含まれた学習内容である。

留学までして学ぶのは、留学の意義を違えているということで、1898年に張之洞は一定の条件を満たした学生のみを留学させる資格制限が必要と説いた（黄福慶 1975：85）。

1907年の調査によると、

日本に在りて留学するの人数を詳査するに、已に萬を逾ゆると雖も、而も速成を習ふ者百分の六十に居り、普通を習ふ者百分の三十に居り、中途退學し、輾轉成る無き者百分の五、六、高等及び高等専門に入る者、百分の三、四、に居り、大學に入る者は僅かに百分の一のみ（実藤恵秀 1993：209）

とある。「速成<sup>110</sup>」教育を受けた留学生在が60%を占め、「高等及び高等専門」と「大学」を合わせても5%程度であり、高等教育を受けた学生が少数であることは明白である。しかし、留日学生は中国で重要な位置にある。1904年以降諮議局議員のほとんどが法政科の留日学生で、その半数は速成科の学生である（黄福慶 1975：90）。速成の学生が多く、高度な知識を習得していない実情を問題視して、中国は留学生を日本の高等学校へ入学させる協定を結んだ<sup>111</sup>。

この協定に先行して、1906年に中国は「選送留日学生制限辦法」を出し、留日学生派遣に制限をかけた。これに続き速成科学生にも制限をつけ、事実上の速成科学生の派遣を停止した。これ以降、留日学生の数は減少していく。この政策は中国国内に続々と新式学校が設立され、普通教育は外国に頼る必要がなくなったことに起因する。結果として留日学生の数を抑えることで、質の向上をもたらした。

1908年、当時早稲田大学の教務主任であった青柳篤恒は、次の4点を留日学生減少の原因に挙げた。①短期学生（速成）の全廃。②清国に於ける普通教育機関の普及。③軍備の拡張により教育費の節減。④銀貨の暴落。この他に実藤恵秀は、欧米諸国が中国留学生教育に力を入れたことや、留学生在が革命に参加したことも留学生数の減退につながったと指摘している（実藤恵秀 1993：212-215）。

## 第二節 日本書の翻訳と留日学生の果たした役割

洋学書の翻訳は、かつて同文館や江南製造局にいた外国人が中心だった。日本留学が始まると漢訳日本書は増え続け、1904年までに漢訳書に占める日本書の割合は65%

<sup>110</sup> 修学期間が一年未満の短期終了コース。「速成科」とも呼ばれ、「教育」と「法政」分野が重視された。

<sup>111</sup> 実藤恵秀（1993：210）によると、協定を結んだ五校は、第一高等学校、東京高等師範学校、東京高等工業学校、山口高等商業学校と千葉医学専門学校である。



以上となり、翻訳者においても中国人が多数へと増加した。実藤恵秀が「留学の目的は主として翻訳の人才をつくるためであった」と言っているように、中国人の翻訳人材が不足していた。梁啓超が創刊した《時務報》には黎汝謙旧訳の《華盛頓伝》が連載されていることや、古城貞吉が日本語雑誌から漢訳した記事があったことから、人材不足が見て取れる。そして、日本人による漢訳書が中国で多く出版されていたことは、当時の図書目録を見れば一目瞭然である。漢訳書で代表的なものに 1895 年の岡本監輔訳の『萬國史記』がある<sup>112</sup>。このような「日本人の手になる漢文の新知識書は、留日学生によって、翻訳出版事業がおこるまでつづいた」（実藤恵秀 1960 : 252）。

留日学生が翻訳出版できる環境をつくりあげたのが、《時務報》《農學報》《教育世界》などの雑誌と、「訳書彙編社」「教科書訳輯社」「湖南編訳社」などの訳書団体である。《時務報》は 1896 年に梁啓超が創刊した雑誌である。《農學報》は 1897 年に羅振玉等が上海で創った。「藤田豊八、そのほかの日本人が関係して中国人のために日本の農業書を翻訳した」内容を載せていた。中国人訳者に羅振玉をはじめ、呉爾易・胡濬康・薩端・陳胎範・沈紘らがいた。彼らは「中国における日本語学習者であり、日本書翻訳の先達」であろう（実藤恵秀 1960 : 255）。1901 年に上海に生まれた《教育世界》は羅振玉や王国維らによって編集された。この時点でも日本人の漢訳は続いている。

次に代表的な留学生の翻訳団体を簡略に紹介する。訳書彙編社は 1900 年に戢翼翬をリーダーに設立された。メンバー全員が留学生である。後に金邦平と曹汝霖が大臣に、章宗祥と汪榮宝が駐日公使になったことから、優秀な学生の集まりであることがわかる。訳書彙編社の主な事業は《譯書彙編》を出すことである。《譯書彙編》は読切りではなく、次号へ内容が続く。講義録のような編集法をとり、一編がおわれば、一冊の単行本にして発行していた（実藤恵秀 1960 : 259-263）。

教科書訳輯社は 1901 年に成立し、訳書彙編社の子会社的存在である。訳書彙編社が大学の講義を翻訳していたのに対して、教科書訳輯社は中学教科書を訳していた。湖南編訳社は《遊學譯編》を刊行している団体である。新聞雑誌に掲載されている論文を選び訳載していた。そのため訳書彙編社が純学問的であるのに対し、政治的傾向があった（実藤恵秀 1960 : 264-267）。

以上の雑誌や訳書団体により日本書漢訳の土台が築かれた。譚如謙（1980）によると、漢訳書は 1660 年から 1895 年の間はわずかに 12 種しかなかったのが、1896 年から 1911 年の間には 958 種と急増していることがわかる（譚如謙（1980）の代序）。日本書漢訳は数だけでなく、翻訳書全体に占める割合も増加している。1850 年から 1899 年の翻訳書 567 種中、日本書からの翻訳は 15.1% であるが、1902 年から 1904 年の 533 種中、日本書からの翻訳は 60.2% を占める（黄福慶 1975 : 179-180）。筆者が《譯書

<sup>112</sup> 梁啓超の《西學書目表》や《東西學書録》で史部の先頭にその書名があがる。

《譯書經眼録<sup>113)</sup>》に基づいて行った統計では、翻訳書 535 種中、日本書からの翻訳は 65.8% と、さらにその割合は高い。そして、日本書漢訳の数が増えるとともに、翻訳者も日本人から中国人にシフトする。

留日学生が多方面の日本書を翻訳することで、近代知識の吸収を行ったことにより翻訳書に使用された日本語語彙が中国語に移入された。留日経験者らが漢訳した《新譯日本法規大全》(1907)に 8 割以上の和製法律新語が使用されたのもその一例である。

### 第三節 近代法体制の形成と日本人法律顧問の中国招聘

#### 3.1 清末の変法改革と近代的法典の編纂

中国の伝統的な政治体制が転換を迎えるのは 1898 年の戊戌変法（戊戌政変）からである。戊戌変法は一大法政改革であったが、その政権は僅か百日余りと短期間で終了し、目標としていた近代的法政制度の構築は失敗に終わった。変法改革は失敗するも、変法の必要性は日々高まり、20 世紀に入り清朝は法政改革を余儀なくされた。

1900 年の義和団事件後、イギリスとの交渉で改定された通商条約は、中国の法律が諸外国と同様に整備されれば、在華領事裁判権を放棄すると約束を交わした。1902 年調印の“中英續議通商行船條約”第 12 款には

中國深欲整頓本國律例，以期與各西國律例改同一律，英國允願協助以成此舉。一俟查悉中國律例情形，及其審斷辦法，及一切相關事，宜皆臻妥善，英國即允棄其治外法權。

とあり、1903 年調印の「中美續議通商行船條約」および“中日通商行船續約”にも同様の文言がある（島田正郎 1980 : 13）。以後、西太后による垂簾政治の下で、清朝政府は法制改革に取り組み、治外法権の撤廃を図った。

1902 年 3 月、沈家本（1840-1913）・伍廷芳（1842-1922）を修訂法律大臣に任命し、清律の改善と近代的法典の編纂に当たらせた。1904 年 5 月に修訂法律館が正式に開館し（島田正郎 1980 : 15）、外国法の法典翻訳にも着手した（張中秋 2009 : 41）。日露戦争（1904-1905）後の 1905 年 7 月、“豫備立憲”を名目に“派載澤等分赴東西洋考察政治論”を出し、出洋考察五大臣（載澤・戴鴻慈・徐世昌・端方・紹英）を東西洋に派遣した。この外国視察を終えた大臣等は立憲の利点として“皇位永固”、“外

<sup>113)</sup> 《譯書經眼録》は顧燮光が編集した図書目録で 1927 年出版。1902-1904 までの翻訳書が収められている。

愚漸輕”、“内亂可弭”を挙げ、同時に日本の立憲君主制に倣うべきと明言している（張中秋 2009：25）。1905年11月、考査政治館を設立し立憲に備えた。また同年9月には科挙制度が廃止された。1906年11月、第一次官制改革が実施され、“刑部”は“法部”と改称し、“大理寺”は“大理院”と名称を変え<sup>114</sup>、司法と裁判の役割分担を明確化した。1907年8月、“考査政治館”を“憲政編查館”と改め、同年10月に沈家本・俞廉三（1841-1912）・英瑞を憲政編查館の修訂法律大臣に任命し憲法の制定に着手した。この一連の改革により、各種法律草案が完成し、一部の新法案は公布された。

沈家本と伍廷芳が修訂法律大臣の任を受けてからは、外国の法典を積極的に翻訳する一方、現行清律の改訂作業も進められた。1904年には《欽定大清商律》が頒布された。商法と民法に関する法律は、中国の伝統的な法律制度において独立した法典では規定されておらず、主に民間の慣習に任せていたが、国際情勢に合わず急務を要した“商人通例”や“公司律”など商法の一部を逸早く公布した。

刑事・民事訴訟法と刑法はかつて刑律としてまとめて規定されていたが、近代的法典の整備から訴訟法と刑法は個別の法典で編纂された。《刑事民事訴訟法》は1906年4月には完成し、審議を受け施行の運びとなるはずが、公布前に修訂法律大臣沈家本は1911年1月24日に《大清刑事訴訟律草案》を、その三日後に《大清民事訴訟律草案》を進呈した。この時点で訴訟法の法典は2種存在していたことになる<sup>115</sup>。これらの訴訟法はいずれも公布・施行されなかったが、中華民国の訴訟法はこれを基礎にしている。

刑法については1907年10月に《刑律草案》の総則が完成し、同年12月に分則も完成した。《刑律草案》の起草には岡田朝太郎も参与し、欧米各国と日本の刑法典を参考に編纂された。近代的法典である《刑律草案》は中国清朝の習慣・風俗になじまないとして、《大清律例》の刪節・修訂である《現行刑律草案》（1909年10月奏呈）が起草され、1910年5月に《欽定現行刑律》として頒布された。《欽定現行刑律》は《大清刑律草案》施行までの過渡期の経過法と位置付けられたが、《刑律草案》は公布されることはなかった。公布に至らなかった《刑律草案》は民国期に共和政体に適合しない部分を除き、《中華民國暫行刑律》として1912年3月に公布・施行された。

《欽定憲法大綱》は1908年8月に頒布された。『大日本帝国憲法』を藍本とし、全23条のうち17条は同一の内容となっている。1911年の辛亥革命を受け、清朝は皇帝の権限を縮小させた《憲法重大信條十九條》を公布するも、人民の権利には触れられ

<sup>114</sup> 1906（光緒32）年9月20日付の上諭。《大清新法令（点校本）》39頁を参照。

<sup>115</sup> 島田正郎（1980：94）は一法典の訴訟法と二法典の訴訟法はそれぞれ個別に、独立して起草作業が行われたと見解を示した。その理由として、一法典の草案は英米法系の色彩が濃く、大陸法系の刑律草案となじまないため、大陸法系の草案も同時進行で起草準備が進められたが、先に完成した一法典の方をまず奏呈し審議にかけた。そして、岡田朝太郎と松岡義正が顧問となり、起草した二法典の草案が完成し次第、再度進呈した。《大清新法令（点校本）》は「刑事民事訴訟法草案」の全文を収録した。

ていない（叶孝信 2010：351-352）。

民法の草案である《大清民律草案》は1911年10月に完成したが、公布まで至らなかった。この民律草案の前三編（總則、債權、物權）は日本人法学者松岡義正が起草し、後二編（親屬、繼承）は礼学館が起草した。家族制度に伝統的な価値観が繼承されており、完全に現代的民法に脱胎したとは言い難いという批判もある。また松岡義正が民律起草に深く関与したので、日本民法の影響を受けている。楊幼焜氏は「民律草案は外国法の継受に急ぎ、中国固有の法源を軽視した」と指摘し、「用語も洗練をへていない感がある」と島田正郎（1980）は続ける<sup>116</sup>。本草案は辛亥革命により清朝の崩壊に伴い公布されることはなかったが、中華民国民法（1929）の基礎となる役割を果たした。

近代的法典の整備のために起草された法案で、商法と憲法以外の訴訟法・刑法・民法は公布されぬまま辛亥革命により清朝が崩壊すると同時に廃案となった。中国で近代的法典の完備は中華民国の成立以降となる。

### 3.2 法典編纂と日本人法律顧問の中国招聘

中国が日本法に関心を持ち始めたのは戊戌政変（1898年）以降であり、それまでは西洋の法律を取り入れていた<sup>117</sup>。実際に日本法をモデルに法律編纂をするのは、日露戦争（1904-1905）後なのである。19世紀から20世紀にかけて欧米諸国が世界をリードする中で、中国が敢えて日本法に学ぶ理由を張中秋（2009：17）は“清廷決定輸入日本法律文化的直接動機，是想仿效日本收回領事裁判權”としている。

まず中国が日本法を選択する過程を見ていく。早くに日本の法律文化に注目したのは、初の駐日使館参事官であった黄遵憲である。黄遵憲の《日本国志・刑法志》（1885年）の翻訳は、中国人初の日本法翻訳であり、彼は日本法研究、翻訳の第一人者である（張中秋 2009：16）。《日本国志》は戊戌政変の中心人物である康有為や梁啓超等にも影響を与えた。

康有為は1898年の上奏で光緒帝に外国法（日本を含む）を採用し、「国恥」をそそぐよう提案していた（張中秋 2009：35）。1901年に両江總督劉坤一と湖広總督張之洞が連名で“江楚会奏變法三折”を上奏し、具体的に日本をモデルとして「變法修律」案を提出した。1902年に沈家本と伍廷芳が「修律」の重任に当たることを朝廷から命じられた。沈家本は1904年に修訂法律館を設立し、外国法の翻訳も行った（張中秋 2009：41）。1905年に朝廷が正式に“派載沢等分赴東西洋考察政治論”を出し、載沢・戴鴻慈・徐世昌・端方等が外国へ派遣された。この外国視察を終えた大臣は立憲の利

<sup>116</sup> 島田正郎（1980：69）、楊幼焜の指摘も本書から引用した。

<sup>117</sup> 本節は張中秋（2009）を主要参考資料とした。

点として“皇位永固”“外患漸輕”“内乱可弭”を挙げ、同時に日本に倣うべきと明言している。中国は“各國律例”から続いた欧米法輸入から、日本法輸入へと方向転換する。日本法を法整備のモデルとしたのは次の三点からである。①日本が日露戦争の勝利で「立憲、専制に勝る」と示したこと。②領事裁判権などの不平等条約を撤廃したこと。③日本法に精通する人材がいたこと。欧米法に精通していた中国人は極一部であった。

次に日本法を摂取した方法を見ていく。外国法の摂取は主に留学、翻訳、視察、外国の法律専門家招聘の方法がある。留学生に関しては上述した通りで、法政科を専攻する学生が多数いた。留学生がいたことで、法律翻訳で大きな問題となる「語彙選択の問題」が解消した（張中秋 2009：43）。翻訳書においては、1896年から1911年までに漢訳された日本書は958種で、社会科学分野は778種（81.2%）含まれており、その内政法類が194種と最多である。修訂法律館の翻訳書130種中、日本書からの翻訳は38種ある（張中秋 2009：48）。翻訳書でも日本が他国より優位にある。日本への視察は1906年に董良等が裁判と監獄関連の項目を視察し、1909年に憲政考察大臣李家駒が司法制度を視察している。

日本の法律文化を摂取する際に、最も影響力があったのは日本人の法律顧問だろう。外国の法律家招聘の動きは1905年から始まり、結果的に日本人のみを招いたことになる（張中秋 2009：36）。沈家本により岡田朝太郎・松岡正義・志田鉀太郎・小河滋次郎の四人が招聘され、法律編纂と法学教育に従事した。岡田朝太郎は刑法と法院編制法、松岡正義が民法と訴訟法、志田鉀太郎が商法、小河滋次郎が監獄法と、それぞれの法典起草を担った。六法の草案はすべて彼らの手によるものである。そのため、この草案を「日本律」と称した人もいた。岡田ら四人は法律編纂と同時に京師大学堂で教鞭を執った。1909年の統計によると、中国における日本人教習の総数は405名、法政科担当は19名と実業（39名）、理科（34名）に次ぎ三番目に多い（張中秋 2009：50）。この環境で清国の法律は編纂された。

## 第八章 清末民初期の中国法学書に見える和製法律新語

### 第一節 戊戌変法（1898）以前の和製法律新語

#### 1.1 傅雲龍《游歴日本圖經・日本政事》（1889）

##### 1.1.1 傅雲龍と《游歴日本圖經》

傅雲龍（1840-1901）は浙江徳清の人、字は懋元、あるいは懋垣。1887年に総理各国事務衙門の選抜をトップで通過して出洋遊歴大臣の任に就き、日本、アメリカ、カナダ、ブラジル、キューバ、チリ、ペルーなど11ヶ国を遊歴し、1889年に帰国。後に天津北洋機器局会辦などに任じた。1901年上海で病没した。

《游歴日本圖經》は1889年に完成し、最も早く中国に日本の憲法を漢訳紹介した著作である。本書は30巻からなり、19巻“日本政事”の前半において割注で「憲法發布勅語」と「日本帝国憲法」の全文漢訳を収録した。

“日本政事”は“大事編年表”から始まるがその冒頭で“光緒十五年（明治廿一）為日本議立國會之前一年”（括弧内は割注）とある。光緒15年は明治22年に当たるため誤植と思われるが、安易に見逃せない記述でもある。《游歴日本圖經》が収録する漢訳憲法は99条あるのに対して、明治22年（1889年）日本で頒布された憲法（明治憲法）は76条からなるため、両書に相違がみられる。年号表記に誤植があることから、《游歴日本圖經》の漢訳憲法は正式に頒布される以前の草案を漢訳したとも考えられるが、しかし漢訳には「憲法發布勅語」（頒憲法勅語）を載せているため、この説明では釈然としない。また、漢訳憲法と明治憲法は76条までの内容が一致しているため、漢訳憲法が77条から99条を追加したとも考えられる。77条以降は主に議員に関連する内容となっているので、明治憲法と同時に制定された議院法とも比較したが内容と条目数など一致しなかった。仮に漢訳において内容を追加したのならば、その内容の出处を突き止め、合理的な説明を要する。この問題については今後の課題とする。

##### 1.1.2 《游歴日本圖經》収録の漢訳憲法の和製法律新語

漢訳憲法は短文のため、そこに使用された法律語も少数で20語しかない。そのうち法律新語は“権利、憲法、裁判官、裁判所、復権”の5語で、“権利”がマーティン訳《萬國公法》を初出とする以外はすべて和製法律新語である。

漢訳憲法の和製法律新語は原文の用語をそのまま借用したものであるが、一方で「締結、義務、所有権、司法権」などの和製法律新語は使用していない。下表で漢訳においてどのように和製法律新語を言い換えたのかを確認する。漢訳で参考にした「憲法」がどの段階の草案であるかはわからないが、ここでは日本で1889年に公布された

『憲法』と漢訳憲法で対比可能な部分を選択して比較する。

表 3-1 漢訳憲法の訳語と原文の和製法律新語の対応関係

	日本憲法（1889年）	漢訳憲法
第十三條	條約ヲ締結ス	訂各項條約
第二十條	兵役ノ義務ヲ有ス	有就兵役之義
第二十一條	納税ノ義務ヲ有ス	義應納租稅
第二十八條	臣民タルノ義務ニ背カサル	不背臣民之義
第二十七條	其ノ所有權ヲ侵サル	不得侵其所有之權
第五十七條	司法權ハ天皇ノ名ニ於テ	司法之權以皇帝之名

「締結」「所有權」「司法權」は1例のみの使用にとどまるので、漢訳の例と言わざるを得ないが、「締結」を“訂”に、「所有權」を“所有之權”に、「司法權」を「司法之權」に翻訳している。「義務」は3例とも“義”に訳出された。和製法律新語の「締結」と「義務」に違和感があり、中国語的な表現に書き換えたのだろう。「所有權」と「司法權」の処理については音節数を調整したかったとも考えられる。しかし、その後中国語に「所有權」と「司法權」が定着したことから見れば、音節数だけが問題ではないのは明白で、和製法律新語の借用には一定の時間や条件が必要であろう。

## 1.2 黄遵憲《日本國志・刑法志》（1895）

### 1.2.1 黄遵憲と《日本國志》

黄遵憲（1848-1905）は広東省嘉応州（現在の梅州市）の生まれ、字は公度、号に東海公、観日道人、人境廬主人などがある。清末の外交官、詩人、変法派である。1876年に挙人になると、出使日本大臣何如璋の参贊官のポストにつき、1877年日本に赴任した。1882年にサンフランシスコ総領事に任命され、日本から転任した。1885年に任期満了で帰国し、中断していた《日本國志》の執筆に専念し、1887年夏に完成させた。1889年に英法義比四国大臣薛福成の参贊官につき、1890年にイギリスに赴任した。1891年には初代シンガポール総領事に着任した。1898年出使日本大臣に任命されたが、戊戌の政変で黄氏は上海で拘禁されたが、日本公使らの要請で釈放された。1903年には嘉応興学会議所を設立して普通教育の普及を呼びかけたが、1905年に肺病で没した<sup>118</sup>。

黄遵憲の《日本國志・刑法志》は日本明治の刑事法（『刑法』、『治罪法』）を最初に

<sup>118</sup> 『近代中国人名辞典』（1995）を主に参照した。

中国に紹介した。彼は出使日本大臣の参贊官として来日後、日本紹介書の《日本國志》を執筆した。原稿は1887年に完成したが、刊行までに時間がかかり1895年代の刊行となる<sup>119</sup>。

《日本國志》は巻首“中東年表”と40巻12類（國統志、隣交志、天文志、地理志、職官志、食貨志、兵志、刑法志、學術志、禮俗志、物産志、工藝志）からなる。本書について序を書いた薛福成は“余瀏覽一周，喟曰：此奇作也。數百年來鮮有為之者。”と評し、張之洞は“實為出使日本者必不可少之書”と高く評価した<sup>120</sup>。黄氏と親交のあった康有為や梁啓超も本書の影響を少なからず受けていた。

### 1.2.2 《日本國志・刑法志》の法律新語

《日本國志・刑法志》は巻二十七から巻三十一の5巻に収録され、日本明治期の『刑法』と『治罪法』の訳文を載せている。巻二十七からの3巻に“治罪法”が、巻三十と巻三十一に“刑法”がある。

《日本國志・刑法志》の法律語は234語で、法律新語は94語である。法律新語の内訳は次の通りである。

表3-2 《日本國志・刑法志》の法律新語数

既存語	中国製法律新語		和製法律新語		
	新造語	転用語	和製新造語	和製転用語	和製既存語
140語 <sup>121</sup>	12語	5語	56語	19語	2語

《日本國志・刑法志》は日本語原典からの漢訳ということもあり、中国語としての法律新語はほとんどが和製法律新語である。それだけでなく、中国製法律新語のうち“法院、特權、越權、告訴、公法、權利、上訴、司法”は日本語原典にも用例があり、

<sup>119</sup> 出版時期については1890年と1895年の2説あるが、筆者は沈国威（2010：323）の主張に賛同して1895年とする。

<sup>120</sup> 天津人民出版社版《日本國志》の前言からの再引用。

<sup>121</sup> 既存語は次の通りである。

案件 保釋 被告 被告人 被告者 被害人 被害者 不法 不論罪 裁判 初犯 處刑 詞訟 詞狀 從犯 逮捕 大赦 抵當 斷罪 對審 對質 恩赦 罰金 法律 放免 放釋 犯名 犯人 犯狀 犯罪 犯罪人 犯罪者 反坐 覆審 服役 告發 共犯 公廷 供狀 勾留 規則 過失 故殺 監倉 監禁 監獄 緝捕 禁錮 拘留 軍律 拘引 看守人 科刑 苦役 令狀 流囚 流刑 律典 論罪 律意 沒入 沒收 免刑 免罪 謀殺 拿捕 判官 判決 賠償 配偶 憑證 輕罪 囚人 囚徒 契約 殺人 殺意 審理 審判 審聽 審問 赦宥 釋放 受害者 收監 首魁 司法官 私和 死囚 死刑 死罪 訟庭 訴牒 訴訟 訴訟人 堂判 特赦 推問 徒囚 徒刑 誣告 無罪 刑罰 刑法 刑名 刑罪 兇器 訊問 牙保 押送 遺產 有罪 原告 原告人 獄舍 獄則 再犯 再審 責付 贈遺 正犯 證據 證憑 證人 證左（證佐） 證佐人 職權 重犯 重刑 重罪 自殺 自首 罪案 罪犯 罪況 罪名 罪囚 罪人 罪證 罪狀



それを直接中国語として翻訳した可能性が高いため、日本語を経由して中国語に導入された法律新語である。

《日本國志・刑法志》新出の法律新語に“傳喚狀、附帶罪、附刑、國事罪、禁治産業、勒押、現行法律、罪質”などがある。それぞれは表 3-3 のように原文と対応している。

表 3-3 からこれらの法律新語が日本語の原文を基に、用字と語順を変更して創出されたことがわかる。また、“禁治産業”については『刑法』第十條に「禁治産」の用例があるため、そこから連想して、『治罪法』第十二條の按語に“禁治産業”の字並びが現れたと推測できる。

表 3-3 《日本國志・刑法志》の法律新語と原文の対応関係

『治罪法』	原文	漢訳
第五條	現ニ施行スル法律	現行法律
第三十九條	附帶ノ犯罪	附帶罪
第百十四條	召喚狀	傳喚狀
第百四十八條	物件差押	勒押物件
第二百二十八條	犯罪ノ性質模様	罪質犯狀
『刑法』	原文	漢訳
第六條	刑ハ主刑及ヒ附加刑ト為ス	附刑
第二編第二章の題目	國事ニ關スル罪	關國事罪

《日本國志・刑法志》では日本語原文の術語に一部改良を行っているが、一方で“差押”のように訓読語をも使用するなど、《日本國志・刑法志》の漢訳においては和製法律新語を大体的に受け入れたと言える。

### 1.3 康有為《日本變政考》(1898)

#### 1.3.1 中国近代史における戊戌変法と康有為の果たした役割

康有為(1858-1927)は広東省南海県の生まれ、字は広廈、号は長素、明夷、更生、天遊化人など、変法維新運動の推進者である。1888年から光緒帝へ変法を要求する上書を始める。1894年の日清戦争(甲午戦争)後の「下関条約」(“馬關條約”)を受け、1895年5月に康有為は光緒帝に公車上書した。康氏の維新思想が政治運動に発展するも、多数の中国人の日本観は日本を小国として見くびる傾向がまだ根強かった。

1898年1月24日に光緒帝は康有為に接見し、康氏は「上清帝第六書」を上呈した。この上書で変法は日本に範をとるべきことを力説している。同年6月11日、光緒帝が「明定国是」の詔書を下し、「百日維新」が開始した。同年6月16日、康氏は制度局の設置と変法を建議し、その後《日本變政考》を光緒帝に進呈した。同年9月21日、光緒帝の幽閉、維新六君子の殺害、康有為と梁啓超の日本亡命で、「百日維新」は幕引きとなった。

深澤秀男（2000：459-466）は戊戌変法に関する先行研究を引用しつつ、戊戌変法と康有為についての評価を紹介した。その要点は「康有為の変法運動は民主議院を主張する中国史上の重大事件」、「変法運動は民主的政治運動」、「康有為は資産維新運動の指導者の一人として、中国を発展させ、独立の資本主義社会を作ろうとした」、「維新変法で西方に救国救民の真理を求め、祖国を救った中国近代史上に光輝ある業績を留めた」、「戊戌変法の失敗の原因は明治維新における日本人の反封建エネルギーを無視して、光緒帝一人を掌握し、人民大衆と無縁の変法運動を進めたことにある」である。

康有為が先導した戊戌変法は失敗に終わったが変法の精神は清朝政府に受け継がれた。それは、近代国家の政治・法律制度の視察を目的とした出洋考察五大臣（載沅・戴鴻慈・徐世昌・端方・紹英）の外国への派遣や、近代法典の編纂というかたちで結実した。また、康有為の日本に範をとる姿勢はその著述に和製法律漢語を躊躇なく使用したことにも現れている。

### 1.3.2 康有為の著述に見える法律新語

康有為は20代前半に洋学の漢訳書を初めて購入して以降、洋学に興味を持ち始めた。漢訳書を外国理解および近代学術知識の情報源とするとともに、海外の知識に目を向ける過程で、早くから日本語の文献にも注目した。1897年には10年の期間をかけて集積した文献を整理し《日本書目志》を刊行して、翌年には《日本變政考》を光緒帝に進呈している。康氏は伝統的な学問にとらわれず、新学を早くから積極的に吸収した中国文人の一人である。ここでは光緒帝にも進呈した《日本變政考》<sup>122</sup>に見える法律新語を考察する。

《日本變政考》の法律語は199語、法律新語は99語である。

---

<sup>122</sup> 鈴木修次 1981は《日本變政考》が《日本國志》の影響を大きく受けていることを証明した。また、《日本變政考》に記述された明治史の一部は《日本國志》に紹介されていないことから、彭沢周 1976は《日本書目志》に見える坪谷善四郎『明治歴史』（1893、博文館）を参考したと指摘し、黄彰健 1970は《日本變政考》の内容から指原安三編『明治政史』（1892、東京富士房）を底本とした可能性が高いと見ている。

表 3-4 《日本變政考》の法律新語数

既存語	中国製法律新語		和製法律新語		
	新造語	転用語	和製新造語	和製転用語	和製既存語
100 語 <sup>123</sup>	21 語	8 語	50 語	16 語	4 語

《日本變政考》以前に用例がある中国製法律新語についてみると、転用語は“法堂、公法、律師”があり、新造語は“法院、公律、民律、全權、特權、萬國公法”などがある。

まず転用語について、“法堂”は《日本變政考》卷十一に“疑獄眾共，此乃我中國經義，後世漸失其道，於是聽訟判獄，概以億萬人之身家性命，聽法堂一吏之獨斷。”とあり、古義の説法を行う場所である「法堂」とは明らかに別物である。“公法”は「上清帝第五書」に“按其公法均勢保護諸例，祇為文明之國，不為野蠻，……”と見えるが、かつての「国法」の意味とは異なる。“律師”は《日本變政考》卷九に“又準原告被告得用律師名代言人，其法極周詳。”とあり、仏教の官職ではなく、現在の「弁護士」を指していることは明確である。

次に新造語について、“法院”は《日本變政考》卷九に“第六章大審院，第七章高等法院。”とある。この用例では“高等法院”を一語と見做すのが妥当であろうが、語構成の一部としての“法院”も司法機関の意味を表していることには違いない。その他の用例はそれぞれ、《日本變政考》卷七“郡邑一統於一國一尊，定有公律，人有愛性……”、「上清帝第六書」“其民法、民律、商法……”、「上清帝第四書」“下知忠義而無異心，上有全權而無掣肘……”、《日本變政考》卷五“凡立法之事務，為本院之特權。”、《日本變政考》卷十“然今日所定之國是，為萬國公法範圍之活動者……”などに見える。ここに示した法律新語は全て在華宣教師の漢訳書に用例が見えるため、康氏は彼らの漢訳書を参考にしていたと考えられる<sup>124</sup>。

康有為の法律新語の大きな特徴と言えるのが、和製法律漢語の大量使用である。和製新造語（50 語）と和製転用語（16 語）を合計すると康氏が使用した法律新語（99

<sup>123</sup> 既存語は次の通りである。

按察使 案件 保釋 背法 被告 被告人 捕逮 不論罪 捕拿 裁判 懲罰 懲戒 處刑  
 詞訟 逮捕 擔保 典獄 斷獄 斷獄律 恩赦 法度 法官 罰金 法令 法律 犯罪 犯罪  
 者 法憲 法學 法則 法制 告訟 共犯 公罪 規則 國權 國憲 和解 講和 監獄 禁  
 錮 拘留 軍法 軍律 君權 鞠獄 拷問 科斷 科罪 口供 立法 例律 律法 律例 律  
 學 沒收 盟約 判決 賠償 輕罪 契約 閏刑 殺人 審理 審判 審訊 首犯 贖刑 司  
 法官 死刑 私罪 訟堂 訟獄 訴訟 特赦 條約 聽訟 徒刑 違犯 誣告 刑部 刑法  
 行法 刑法官 刑律 刑名 宣戰 讞獄 有罪 原告 獄卒 再犯 再審 政法 證據 證人  
 爭訟 職權 重罪 罪犯

<sup>124</sup> 馬西尼（1997：87）は康有為著《實理公法》に関する説明において“有關法律的研究，康有為的依據顯然是新教傳教士所譯的國際法著作。”と指摘し、さらに注釈では《萬國公法》、《公法會通》、《法國律例》などの書名を挙げている。

語)の66%近くを占める。そして66語のうち、黄遵憲《日本國志・刑法志》と傅雲龍《游歷日本圖經<sup>125)</sup>》の用いた法律新語と一致するのは37語であり、これらは両者の語彙を継承した可能性が高いと見ている。

《日本變政考》に使用された法律新語の7割が和製法律新語であり、明治維新以降の日本の歴史、政治、法律制度を解説するのに、和製法律漢語は欠くことのできない存在であったことがわかるだろう。さらに、《日本變政考》は光緒帝も熟読したと言われ、本書は光緒帝が日本の政治、法律制度に関心をもつ契機ともなり、中国が和製法律漢語を受け入れる態勢を整える役割を果たしたと考えられる。

次の21語は中日の文献のいずれにも用例がないため、康有為が最初の使用者だと看做せる。

裁判院 懲役法 法制官 國事罪 監獄局 誠刑 控訴法 陪審員 辱刑 訟  
律 訟紙 訴訟稟狀 訴訟律 徒場 刑部省 行法官 刑法局 正法衙 政律  
治外權 治罪律

“裁判院、監獄局、徒場、刑部省、刑法局、正法衙”は司法機関であり、“法制官、行法官”は司法機関の職員で、“陪審員”は裁判手続きにおいて審判に立ち会う人を指す。“誠刑、辱刑”は刑罰の一種、“治外權”は治外法権、“訟紙”と“訴訟稟狀”は訴状のことである。これらの用語が表す概念はかつて中国に存在しなかったものであり、外国の情勢を紹介する際には新語が必要であったと考えられる。

“懲役法、控訴法、訟律、訴訟律、政律、治罪律”は接辞に“法”と“律”が使われ各種法律のことであるが、“懲役法”を除き康有為の著述に類似表現が見られる。“政律”に対しては既存語の“政法”があり、“治罪律”については和製法律漢語の“治罪法”をも使用している。“訴訟律”に対しては和製法律漢語の“訴訟法”が見られる。“訴訟”と“控訴”“訟”とは類義語であるため、“控訴法、訟律、訴訟律”は“訴訟法”と非常に近い意味を表現している可能性がある。この類似表現の差異については詳細な考察が待たれる。

そのうち、“裁判院、陪審員、訴訟律”は“大清新法令”(1910-1911)に使用例があり、この法律語は康有為の影響を受けた可能性があるだろう。

#### 1.4 まとめ

法律新語に関して《游歷日本圖經》の漢訳憲法と《日本國志・刑法志》および《日本變政考》で共通する特徴は和製法律新語を非常に多用したことである。

《游歷日本圖經》と《日本國志・刑法志》は約8割の和製法律新語を使用し、《日

<sup>125)</sup> 以下特に指摘がない限り《游歷日本圖經》における法律新語の使用状況に言及する場合は漢訳憲法部分のみを指すこととする。

《日本變政考》は7割近くの和製法律新語を使用していた。《游歴日本圖經》と《日本國志・刑法志》は日本語原典を漢訳した著述であるため、和製法律新語の使用は底本の影響によるものであり、《日本變政考》は日本語原典の漢訳書ではないが、参考書として日本書を使用していた可能性が指摘されているため、本書の和製法律新語の使用は日本語から直接影響を受けたと考えられる。

このことから本節で考察した3書は中国語における和製法律新語の使用を証明する資料ではあるが、和製法律新語がどの程度当時の中国社会に受け入れられたかを究明するには別の資料を利用する必要がある。

## 第二節 戊戌変法以降から清末までの和製法律新語

### 2.1 《新譯日本法規大全》(1907)

#### 2.1.1 《新譯日本法規大全》の翻訳

《新譯日本法規大全》は南洋公学訳書院が初めに漢訳し、後に商務院書館編訳所の補訳・校訂を経て、1907年に商務院書館より出版された。《新譯日本法規大全》を出版する構想は、南洋公学訳書院の“院董”である張元済と南洋公学“總理”の沈子培が共同で提出したものである。南洋公学における翻訳は複数人の翻訳者が担当したために訳文の統一性が取れず、南洋公学の資金難も相俟ってこの翻訳事業は頓挫したが、後に商務印書館がこの事業を受け継ぎ1906年7月に完成を迎えた<sup>126</sup>。翻訳・校正に携わった翻訳者24名のうち19名は日本留学生および卒業生であった<sup>127</sup>。

底本については端方の序は“明治三十二年内川義章有法規大全之輯”と指摘するも、この“法規大全”が翻訳の底本に用いられたかは明言していない。それに対して“日本法規大全譯例”では“本書十分之六，系南洋公學譯書院，據明治三十四年第三版翻譯初稿。本館據明治三十七年第五版本補譯訂正。”と言っている。“本館”は商務印書館のことで、南洋公学の時とは異なる版本を使用しているとわかるが、こちらは書名を明記していない。《新譯日本法規大全》と内川義章編集『現行類聚法規大全』の構成を確認したところ、底本であると判明した<sup>128</sup>。

<sup>126</sup> 《新譯日本法規大全》が収録する張元済の序を参照。

<sup>127</sup> 《新譯日本法規大全》の“译校者姓名录”によると刘崇杰、何燾时、高种、陈威、梁志宸、陈与年、汪兆铭、刘崇佑、陈梦熊、张竞仁、刘骧业、刘崇伦、梁继栋、陈海超、林蔚章、董荣光、薛光镠、褚嘉猷、马裕藻、虞震祺、叶人录、郑树楨、章起渭、王我臧の24名がこの翻訳事業に参加した。

<sup>128</sup> 《新譯日本法規大全》を内川義章編集の『現行類聚法規大全』は明治34(1901)年版、明治36(1903)年版と比較すると、各法典の章・款の数が異なり、条文も多少変更が見られる(より正確な結果を得るためには明治37年版と比較を行うべきであるが、筆者は明治37年版を入手する

清末に漢訳された大型の法規集は《法國律例》(1880)と《新譯日本法規大全》の2種のみであり<sup>129</sup>、その影響力は大きかったに違いないと推測するが、12の序文の中に清末当時修訂法律大臣の任にあった沈家本の序も見えるため、清朝が清末に制定した法律草案との関わりも想起させる。何佳馨は本書の訳文について“当时的翻译应该说是比较准确和畅达的”と評し、“翻译能够采用通俗流畅的白话文，应当说是非常不容易的”とも続けた。また“该书的出版在当时中国的法律界是一件盛事，是值得时人和后人大书特书的功德”と述べ、本書を高く評価した<sup>130</sup>。

### 2.1.2 《新譯日本法規大全》の法律新語

《新譯日本法規大全》は全25類に分類され、その第一類第一章帝国憲法、第三類第一章民法、第四類第一章商法、第五類第一章民事訴訟法、第六類第一章普通刑法と第七類第一章第一款刑事訴訟法の法律語を抽出した(以下で《新譯日本法規大全》における法律新語の使用状況に言及する場合はこの6法典の状況を指す)。法律新語の数は次表の通りである。

表3-5 《新譯日本法規大全》所収漢訳法典の法律新語数

	中国製法律新語		和製法律新語		
	新造語	転用語	和製新造語	和製転用語	和製既存語
憲法	—	3語	3語	12語	1語
民法	3語	4語	106語	52語	15語
商法	2語	2語	33語	30語	11語
民事訴訟法	1語	2語	34語	15語	4語
刑法	2語	4語	31語	12語	2語
刑事訴訟法	1語	4語	35語	14語	3語

“日本法規大全譯例”に“日本名詞什八九皆從漢字字義，故本書中所有法律上名詞、動詞皆仍之。別編《法規解字》一書，釋其意義，附於本書之末，以便檢閱。”との記載があり、日本語語彙も中国語に翻訳しない方針をとっていたとわかる。ここから本書の法律語はほぼ日本語原文と同じであると考えられる。実際その通りであった。

ことができなかつたため、前年に出版された明治36年版を用いることにした)。《新譯日本法規大全》の各法典の章・款の数と、明治34年版と明治36年版の章・款とを対照させると、明治36年版に完全一致する訳ではないが、より多くの項目で一致した。明治34年版と明治36年版の相違は、時代とともに失効した条文の削除や新法令の発布に伴う追加などである。そのため、《新譯日本法規大全》の南洋公学における初訳は明治34年版を使用し、商務印書館での翻訳においては明治37年版を使用したと見てよいだろう。

<sup>129</sup> 《新譯日本法規大全(点校本)》何勤華が執筆した“总序”を参照。

<sup>130</sup> 《新譯日本法規大全(点校本)》の“点校前言”より引用。

憲法と刑法の法律語を例に取ってみればわかるように、《新譯日本法規大全》は原文に非常に忠実で日本の法律語をほとんど使用した。憲法の場合、《新譯日本法規大全》で使用された“責任”以外の法律新語は全て原文と一致する。“責任”についても前述のようにマーティンの《萬國公法》に用例があるため、一般に定着した術語として使用したのだろう。そして《新譯日本法規大全》は《游歴日本圖經》で使用を控えていた「締結、義務、所有權、司法權」などの語彙をも訳文に用いたので、1889年当時違和感があった語彙もこの時点では問題視されなくなったと思われる。

刑法の場合も憲法と同じく原文の法律新語を基本的にそのまま使用した。「差押、義務、裁判所、辯護人」など明らかに和製法律新語であっても例外なく訳文に使用した。この点は《日本國志・刑法志》においても同様の傾向であったため、「同文」である日本語法律書を翻訳するに際しては、回避することのできない問題なのだろう。

しかし、非常に珍しい例ではあるが、原文の「剝奪公權」を“褫奪公權”のように訳し変えることもあった。“褫奪公權”は中国の各種法律辞典や刑法の条文に用いられるなど、中国語の法律新語として定着した。日文中訳の法律書ではこのような言い換えはやはり少数事例であり、大体的に行われることはなかった。本書のような漢訳書は和製法律語を中国に普及させ、定着を促進させた役割を果たしたのである。

## 2.2 《大清光緒新法令》(1901-1908)と《大清宣統新法令》(1909-1911)の法律新語

### 2.2.1 《大清光緒新法令》と《大清宣統新法令》

《大清光緒新法令》(20冊)は光緒年間の光緒27年以降(1901-1908)の上諭・奏折・法律草案などを収録し、《大清宣統新法令》(35冊)は宣統年間(1909-1911)の上諭・奏折・法律草案などを収録する。両者とも商務印書館編訳所の編纂、前者は1910年に、後者は1910年から1911年にかけて順次商務印書館より出版された。序文からその出版目的を窺うことができる。端方(1861-1911)序に“上海商務印書館主人、乃鳩集同志、恭錄辛丑(1901年)以来論旨、并輯京外各衙門各項章程、奉旨通行者、厘為十三類、共若干卷、以慰当世先睹之心、以表中國維新之本、署名曰《大清光緒新法令》。”とある。

近年《大清光緒新法令》と《大清宣統新法令》の合冊である《大清新法令(点校本)》が出版され<sup>131</sup>、点校本にある王濤(元商務印書館總經理)の序には、《大清光緒新法令》と《大清宣統新法令》の刊行は、張元濟支持の下、端方・盛宣懷(1844-1916)・沈家本等有識者の一方ならぬ援助により実現したとある。また“至1911年已連續五次再版、

<sup>131</sup> 商務印書館より2010年から2012年にかけて、各巻の校正が完成次第、順次刊行された。全11巻(第一～四巻が《大清光緒新法令》で、第五～十一巻が《大清宣統新法令》)、何勤華の序によると収録字数は約300万字に上る(《大清新法令(点校本)》8頁)。

所引起的轟動是可想而知的<sup>132</sup>。”と該書を評した。

《大清新法令（点校本）》の編集説明によると、原本は2種の目次があり、一つは各巻所収法令目次、いま一つは法規類別目次、例えば論旨、憲政、司法、官制、任用、外交、財政、民政、実業、教育、軍政、典礼など。第一巻から第四巻はまず法規別に分類した上で年代順に配置し、第五巻から第十一巻の目次は日付順に配列し、巻末に分類目録がある。

《大清光緒新法令》と《大清宣統新法令》に見える法律語はまだ統一されていない（詳細は後述する）とは言え、清朝高官の上奏文や皇帝の裁可を示す上諭、法律草案等に用いられた法律語彙はその時点では最良の表現であり、朝廷お墨付きの法律語とも言える。しかし、法律草案は特に一般には公開されないため、その用語は清末社会に広まらない可能性はあるが、商務印書館が法律草案の一部を含め、その議論過程を知る奏折も2書にまとめ出版したことで、多くの人が閲覧できる環境を整えた。また、田濤の序にあるように1911年までに5回版を重ねたため、その法律新語は社会に広く知れ渡ったと言えよう。

### 2.2.2 法典草案以外に見える法律語彙とその分布

《大清光緒新法令》と《大清宣統新法令》（以下2書を合わせて“大清新法令”と称す。）所収の法令は論旨、憲政、司法、官制、任用、外交、財政、民政、実業、教育、軍政、典礼などに分類されている。分類別に見ると“大清新法令”中の多数の法律語が「司法類」に含まれているとわかる（抽出した649語の57%を占める）。また司法類と《刑事民事訴訟法草案》、《刑律草案》、《大清新刑律》（未公布）などの法律条文にある法律語を合計すると“大清新法令”の全法律語の80%以上<sup>133</sup>を占める。司法類と法律条文の法律語の分布を明確にできれば、“大清新法令”の法律語の全体像も明確になると考えている。

分布状況を見るに当たり、法律語を光緒年間と宣統年間に区分し、両者の法律語彙の使用状況を把握するとともに、両者の法律新語に異同があるかを考察する。“大清新法令”から抽出した649語の法律語を「法律」、「訴訟裁判」、「違法刑罰」、「司法機関」、「人物名称」、「権利義務」、「法学」の各類に振り分けた。

表3-6は司法類と法律条文にある法律語数を示し、その内《中國古代法學辭典》（1989）が収録する語（既存語）の数を括弧内に示した。司法類にある法律語の総数は368語、法律条文にある法律語の総数は202語、それぞれの既存語の数は108(29%)

<sup>132</sup> 《大清新法令（点校本）》2頁。5回版を重ねたとは述べているが、序では“《大清新法令》”を指しており、恐らく《大清光緒新法令》と《大清宣統新法令》両書の再版回数である。

<sup>133</sup> 大清新法令に現れる法律語の異なり語数は443語（68%）であるが、訴訟法草案と刑律草案にはそれぞれ注釈がなされており、その注釈にある語彙を合計すると560語（86%）となる。



と 48 (24%) となる<sup>134</sup>。ここから清末の法律語は既存語が少数であり、新語が多数を占めるとわかる。

表 3-6 “大清新法令” の法律新語の分布<sup>135</sup>

		法律	訴訟裁判	違法刑罰	司法機関	人物名称	権利義務	法学
司法	光緒	2 (1)	31 (3)	22 (13)	11 (2)	14 (3)	6	38 (15)
	宣統	12 (3)	19 (5)	19 (5)	7 (2)	18 (3)	2	8 (1)
	共通	4 (2)	48 (16)	28 (10)	11 (3)	22 (3)	2	42 (18)
条文	光緒	9 (4)	48 (9)	24 (6)	6 (1)	15 (1)	6	27 (10)
	宣統	0	1	4 (1)	2	0	2	2 (2)
	共通	1	10 (3)	15 (4)	2 (1)	14 (2)	2	12 (5)

法律条文の欄を見ると、条文にある法律新語は光緒年間にそのほとんどが出現し、宣統年間の新出語は僅かである。その理由として考えられるのは統計に用いた文献の種類と法律条文の特徴である。ここで使用した法律条文は光緒年間に《刑事民事訴訟法草案》、《刑律草案》(総則・分則)で、宣統年間は《大清新刑律》(総則)である。光緒年間に宣統年間に共通する範囲として刑律の総則部分しかないために、結果として宣統年間では新出語が僅かしか現れなかった。また法律条文は草案が一度完成すると、内容の修訂がなされても法律語まで更新することは稀であるとも考えられる。宣統年間の新出語は“假釈、緩刑、拘役、監禁所”などの 11 語である(詳細は 2.2.3.1 を参照)。

司法類では光緒・宣統年間に共通の語彙が多数見られるだけでなく、宣統年間にも多くの新出語が見られた。宣統年間は 3 年と短い期間でありながら、70 語 (11%) の新出語があり、法律新語は未だ発展段階にあると考えられる。

司法類にある法律語の詳細は次の通り。「法律」に分類したのは 20 語である(排列は光緒年間の語彙/光緒と宣統で共通の語彙/宣統年間の語彙。既存語には下線を付けた。以下同様に排列した)。

海律 刑例 / 國法 刑律 律例 刑法 / 國際法 軍律 民法 商法 訴訟法 訴訟律 憲法 現行律 現行例 軍法 唐律 刑典

各種の法律名称をここに分類した。司法類には“民事訴訟律”や“刑事訴訟法”、“大審院審判編制法”などの用例も見られるが、これらは 1 語として扱わず、“民事”、

<sup>134</sup> 詳細に各語の出自を調査すれば、既存語が占める割合はもっと高いはずである。28%と 24%という数字は“大清新法令”で日本語の法律語彙と共通する語の割合と対照させるために示した。

<sup>135</sup> 表にある「光緒」は光緒年間の、「宣統」は宣統年間の指し、数字はそれぞれの時代の文献のみ出現した語数を記した。「共通」は両方で共通する語数である。括弧内の数値は《中國古代法學辭典》も収録する法律語の数である。

“刑事”、“訴訟律”のように分解して数えた。また“訴訟法”と“訴訟律”、“刑律”と“刑法”などは同一概念を表しているが、用字が異なるためそれぞれ1語として扱った。

「訴訟裁判」関連の語彙は98語見える。「訴訟裁判」と「違法刑罰」に関する法律語は裁判、処罰と深く関係するので司法類の法律語の約半数を占めている。

傳票 詞獄 代審 代訴 定擬 復控 公訴 絞犯 羈押 科罰 判罪 審案  
審結 審決 審擬 搜查票 提審 問罪 無期徒刑 刑訊 要犯 有罪判決  
獄辭 越訴 預審 質問 狀詞 罪證 告訴 告狀 科斷 / 裁判 查封 初  
審 定罪 覆審 告發 供詞 公判 緩決 京控 抗告 控告 控訴 判詞  
判決 起訴 人證 上告 上控 上訴 審判 審問 聽審 偽證 問擬 無罪  
訊問 有期徒刑 有罪 證人 終審 狀紙 朝審 詞訟 斷罪 會審 拘票  
情實 秋審 訴訟 訴狀 聽訟 問刑 誣告 現審 獄訟 證據 治罪 / 担  
保 犯名 法政 觀審 監審 就地正法 控案 免訴 勝訴 手續 刑案 原  
審 豫審 再審 立案 復審 審斷 訟獄 坐罪

光緒年間に87語（光緒＋共通）の法律語を確認できたのは、1906年（光緒32年）に《刑事民事訴訟法》の草案が完成したことと無関係とは言えないだろう。訴訟法の編纂に当たり草案を朝廷で議論したことで奏折などの上奏文にも多数の法律語が使用された<sup>136</sup>。

「違法刑罰」の69語は違法行為や刑罰などに関する語彙を集めた。

殘殺 勾留 官犯 減罪 墨刑 囚獄 訟案 違例 斬刑 笞罪 犯法 干名  
犯義 枷号 禁錮 凌遲 戮屍 肉刑 收押 違律 梟示 梟首 磔罪 / 覆  
判 監禁 拘留 可矜 流罪 擬罪 賠償 情罪 輕罪 取保 釋放 徒罪  
違法 違警罪 現行犯 越獄 杖罪 重刑 罰金 犯罪 恩赦 擅殺 殺人  
死刑 死罪 違犯 誤殺 戲殺 / 保釋放 犯律 監犯 絞候 絞罪 沒收  
遣流 特赦 未決犯 未遂罪 現行犯罪 卸罪 已決犯 罪刑 大赦 抵罪  
故殺 絞決 決獄

「司法機関」に関する語彙は29語で、司法機関の名称は管轄範囲あるいは権限の範囲、設置場所、目的により異なる。

按察司 裁判所 裁判衙門 大審院 法堂 檢察局 審判所 讞局 執法司  
大理寺 臬司 / 大理院 法庭 檢察庁 監獄 看守所 控訴院 審判庁 審  
判衙門 法部 法司 刑部 / 法院 民庭 提法司 刑場 刑庭 法曹 公庭  
“大理院”と“大理寺”、“法部”と“刑部”は新旧語の関係にあり、“裁判所”  
と“大審院”は日本の司法機関の名称である。また“法院”の意味で司法類には“法

<sup>136</sup> 上諭や上奏文における新語研究の必要性を沈国威（2012）は指摘している。

庭”、“法堂”、“公庭”、“法院”4種の表現が見られる。これらは清末において法律制度の変革と同時に法律語も国内外の用語を取り入れ、新旧法律語の転換期にあることを如実に示している。

「人物名称」は職名や役職呼称だけでなく、「犯罪者」「犯人」などのように人物を指し示す名詞をこの部類にまとめた。合計54語ある。

代訴人 犯人 國事犯 流犯 律師 判事 囚犯 逃犯 徒犯 原告人 原告者 宣媒 訟師 刑官 /案犯 被告 被告人 被害者 辯護士 承審官 代理人 盜犯 法官 檢察 檢察官 檢察長 審判官 首犯 訴訟人 兇犯 原告 罪犯 罪囚 從犯 推事 罪人 /被害人 辯護人 告發者 火犯 看守 看守長 司法官 死罪囚 提法使 未決人犯 問刑官 兇手 已決罪犯 正犯 中證人 按察使 典獄 囚人

司法機関の語彙と同様に、新旧、国内外の表現がある。“訟師”、“律師”、“辯護士”がその良い例である。“訟師”は訴状の作成や裁判での助言などを職業としており、その仕事の一部は今日の“律師”と重なる。“律師”と“辯護士”は中日同義語であることは周知の通りである。

「権利義務」は近代の新概念であるので、その10語はすべて新出語である。“治外法權”と“領事裁判權”を清国は「国恥」と受け止め、この権利の撤廃は近代的法典編纂の原点ともなっている。

裁判權 國權 司法權 行政權 義務 治外法權 /法權 職權 /權利 公權

「法学」は上記6類のいずれにも属さない法律語88語をまとめた。

保釋 保證金 懲役 初犯 代賠 單行法 抵償 定律 二罪俱發 犯案 罰則 復犯 軍犯 軍罪 遣罪 人罪 兇器 原犯 獄囚 余罪 再犯 斬監候 罪例 常赦 法制 法治 稽查 解審 籍沒 絞立決 申訴 訟理 庶獄 贖刑 徒刑 憲典 斬立決 坐法 /案件 不法 盜案 法學 共犯 和解 立法 論罪 律文 免罪 民事 權限 人犯 贖罪 司法 條款 條約 徒法 委任狀 現行律例 刑事 斬侯 重罪 罪名 逮捕 法典 法令 法律 絞監候 監候 科罪 立決 兩造 律令 命案 審理 審訊 刑名 刑獄 斬決 正法 自首 /承審 法定 法規 法科 拘捕 拘拿 條例 法理

以上で清末の法律語は清朝最後の三年間でも新出語が多く見られるなど、法律新語は発展途中にあるとわかる。

## 2.2.3 法典草案に見える法律新語

### 2.2.3.1 《刑律草案》と《大清新刑律》の法律新語の差異

本節では“大清新法令”が収録する《刑律草案》の総則と《大清新刑律》の総則と

に使用された法律語を比較し、刑律条文に用いられた法律語の変化を見ていく。

《刑律草案》の総則は光緒 30 年（1904 年）に、分則は光緒 33 年（1907 年）にそれぞれ完成した。法律語を抽出するのに使用したのは《大清新法令（点校本）》第一巻が収録する校正版<sup>137</sup>である。《刑律草案》（以下総則のみを指す。）は全十七章・八十七条からなり、刑律条文の他に、「沿革、理由、注意」の項目を立て、各条文の内容、処罰、罪名などに対し解説している。「沿革」は条文の中国立法史における発展過程を古典資料に基づいて客観的に考察しており、唐律と明律を引用することが非常に多い。「理由」は中国内外の学理を紹介、分析し、本草案が採択した立法モデルを説明する。「注意」は曖昧な部分や解釈が分かれる可能性がある部分について解説している。また、少数ではあるが、法律語を解説する部分も見られる。例えば、第十五条は正当防衛に関連する規定で、その条文下の「理由」には“对于不正之加害，防衛自己或他人之權利所必要之行為，刑律不得而罰之。本條之規定以此。學術上此種行為謂之正當防衛。”（《大清新法令（点校本）》479 頁）とある。時効の章（第十五章）には“時効云者，乃泰西舊語。惟本案則新採用也。凡經過律例所預定之時限，則生取得權利或免除義務之効力。”や“公訴云者，要求審判廳決定其嫌疑之人是否有罪。”（《大清新法令（点校本）》512 頁と 513 頁）という例もある。

《刑律草案》と対照させる《大清新刑律》（以下《新刑律》と呼び、総則のみを指す。）の総則は、《大清宣統新法令》第二十八巻が収録する奕劻等の上奏文“資政院會奏議決新刑律總則繕單請旨裁奪折并單”の付録資料であり、上奏文の日付は「宣統二年（1910 年）十二月二十五日」となっている。《刑律草案》には注釈が多数付されていたが、《新刑律》には一切注釈はなく、条文のみで、全十七章・八十九条からなる。奕劻等の上奏文に“凡律義精微所系，必推勘盡致，會觀而求其通，或條文、字句未妥，則斟酌从宜潤色，以蕪其當。”とあるように、草案から用語・文意に修訂が施され、法律語も一部変更された。

明確な変更点は各章の名称である。《刑律草案》と《新刑律》はともに十七章からなり、各章の名称を以下に列挙する。両者に相違がある場合は「/」で区切り、前に《刑律草案》の名称、後ろに《新刑律》の名称を示した。

第一章 法例      第二章 不論罪／不為罪      第三章 未遂罪      第四章 累犯罪  
第五章 俱發罪      第六章 共犯罪      第七章 刑名      第八章 宥恕減輕／宥減  
第九章 自首減輕／自首      第十章 酌量減輕／酌減      第十一章 加減刑  
第十二章 猶予行刑／緩刑      第十三章 假出獄／假釋      第十四章 恩赦  
第十五章 時効      第十六章 時期計算／時例      第十七章 文例

<sup>137</sup> 底本は《大清光緒新法令》の付録として 1910 年出版の版本。《刑律草案》総則の前には上奏文「修訂法律大臣沈家本等奏進呈刑律草案折」があり、日付は「光緒三十三年」（1907）年となっている。

以上から改善後は、漢字二字の章名が増え、簡潔な表現になったことがわかる。

条文中に使用された法律語では《刑律草案》と《新刑律》に見られる法律語の異なり語数は79語、両者に共通するのは56語ある。

被告人 從犯 從刑 逮捕 恩赦 法部 法定 罰金 法例 犯人 犯罪 犯罪者 犯罪行為 告訴 告罪 共犯 共犯者 共犯罪 公判 公訴權 監禁 監獄 既遂罪 俱發罪 軍律 累犯者 累犯罪 律師 沒收 囚人 三犯 審判 時効 死刑 訴訟 條款 徒刑 未遂犯 未遂罪 無期徒刑 刑名 刑期 有期徒刑 有罪 余罪 再犯 造意犯 正犯 準從犯 準造意犯 準正犯 主刑 自首 褫奪公權 累犯 預(豫)審

この56語は刑法制定の過程において、幾度もの検閲に耐えてきた清朝政府公認の法律語と言えそうだ。多数の語が現在でも使用されている。

この他、12語は《刑律草案》でのみ使用され、11語は《新刑律》にのみ用いられる。

刑律草案：不論罪 裁判 法規 公訴 過失犯 假出獄 拘留 律例 囚徒 審判廳 條約 拘留場

新刑律：法令 法律 過失罪 緩刑 假釋 拘役 起訴 起訴權 審判衙門 行刑權 監禁所

この23語には語と語の対応関係<sup>138</sup>にある語彙とそうでない語彙がある。まず、《刑律草案》と《新刑律》とで対応関係にある法律語を見ていく(刑律草案→新刑律)。括弧内はそれぞれの条文番号である。

裁判(45)→審判(46) 過失犯(35)→過失罪(35) 假出獄(67)→假釋(68)  
拘留(23)→拘役(23) 拘留場(45)→監禁所(46) 律例(1, 9)→法令(1),  
法律(9) 審判廳(22)→審判衙門(22) 執行權(76)→行刑權(76)

“過失犯→過失罪”の言い換えは該当条文でのみ見られ、《刑律草案》の条文以外の叙述では“過失罪”の使用も確認できた。また、“執行權→行刑權”の言い換えも限定的である。《新刑律》の第七十七条では“行刑權”ではなく、“執行權”を用いている。そして、“假出獄→假釋”の言い換えは絶対的ではあるが、《新刑律》には“假釋出獄”という表現も見られる。

“裁判”と“審判”、“律例”と“法令、法律”はそれぞれ類義語であり、微少な相違を区別するために言い換えたと考えられる。“執行權→行刑權”はどのような権利を行使できるのか明確にした。

単語の入れ替えではないが、言い換えられた表現に次の例がある。

猶豫行刑→緩刑 不論罪→不為罪 提起公訴權(70)→起訴權(71) 徒刑囚徒

<sup>138</sup> 対応関係とは、《刑律草案》と《新刑律》とで同一の内容を規定する条文、もしくは類似した内容を規定する条文において、同一概念もしくは類似概念を表す語と語の対応関係を指す。

(41) → 徒刑之囚 (43) 拘留囚徒 (42) → 拘役之囚 (44) 「条約、法規或慣例」(8) → 成例 (8)

初めの2例は章名の変更であり、“提起公訴權→起訴權”は“提起”と“公訴”から各一字をとって“起訴”になったか、或いは“提起公訴”の意味から“起訴”に言い換えたかのどちらかであろう。“徒刑囚徒→徒刑之囚”は“徒”の重複を避けるためと考えられるが、“拘留囚徒→拘役之囚”は囚人に対する待遇の変化だろう。“條約、法規或慣例→成例”は“條約、法規、慣例”3語の共通点を巧妙に簡略に表現している。

以上の法律語が言い換えられた理由は推測するしかないが、上述した奕劻等の上奏文からわかることは、より理解しやすい表現を求めた結果ということである。

### 2.2.3.2 《新譯日本法規大全》の法律新語との比較

前節で《刑律草案》と《新刑律》の法律語に多少の異同は見られるが、草案完成時点で大半の法律語が確立されたことも同時に確認できた。では、法典に用いられた語彙の来歴はどうなっているのか。上述したように司法類と法律条文の法律語の3割近くは《中國古代法學辭典》にも収録される既存語である。この他に新造語があることは容易に想像でき、残りは和製法律新語の借用であろう。本節では、“大清新法令”収録の各種法律条文の法律語と《新譯日本法規大全》(1907)の法律語を比較し、その類似性を示す。

《新譯日本法規大全》の第五類第一章民事訴訟法(「民訴」)と第六類第一章普通刑法(「刑法」)と第七類第一章第一款刑事訴訟法(「刑訴」)の法律語と“大清新法令”の《刑律草案》・《新刑律》・《訴訟律草案》の法律語と共通する語数は次表の通り。

表3-7 漢訳「刑法」・「刑訴」・「民訴」と共通する語数<sup>139</sup>

	刑法 129	刑訴 110	民訴 94	刑訴+民訴 154
刑律草案総則 68 (15)	34 (10)	22 (7)	10 (3)	25 (7)
刑律草案分則 58 (16)	34 (13)	28 (8)	18 (3)	32 (8)
新刑律総則 66 (17)	32 (12)	23 (8)	10 (4)	25 (9)
訴訟律草案 128 (32)	33 (9)	32 (6)	32 (5)	44 (8)

「刑律草案総則」、「刑律草案分則」と「刑法」で共通する語数は17語である(下線付きは既存語)。

被告人 犯人 共犯 公權 監禁 監獄 沒收 審判 無期徒刑 有期徒刑

<sup>139</sup> 括弧内の数字は《中國古代法學辭典》にも収録されている語彙である。

正犯 従犯 逮捕 罰金 告訴 死刑 自首

これらは中国語で通用するのみならず、日本語でも同じ意味をもつ日中同形語である。この 17 語以外で「刑律草案総則」と「刑法」で共通する法律語は 17 語。また「刑律草案分則」と「刑法」の共通する法律語は 14 語、「新刑律総則」と「刑法」の共通する法律語は 15 語である。それぞれの法律語は以下の通り。

刑律草案総則：不論罪 裁判 法例 公判 假出獄 拘留 囚徒 未遂犯 刑期  
有罪 余罪 再犯 主刑 犯罪 囚人 徒刑 刑名

刑律草案分則：被害者 裁判官 權利 司法 刑事 偽證 義務 證人 殺人  
司獄 審理 誣告 證據 罪人

刑律総則：法例 公判 未遂犯 刑期 有罪 預審 余罪 再犯 主刑 法令  
法律 犯罪 囚人 徒刑 刑名

以上の法律語は清末の新法典（草案を含む）に見える語彙と《新譯日本法規大全》の語彙とで共通する法律語は、“殺人”と“有罪”の 2 語を除き『現行類聚法規大全』（1903）にも同じ法律語が使用されている<sup>140</sup>。

「訴訟律草案」と「刑訴」、「民訴」と共通する法律語は 44 語で、「刑訴」と「民訴」の双方に見えるのは 20 語である。

被告人 裁判 代理人 和解 監獄 控訴 民法 民事 沒收 判決 賠償  
起訴 私訴 訊問 再審 證人 罪名 罰金 訴訟 證據

「訴訟律草案」と「刑訴」と共通するのは 12 語、「民訴」と共通するのも 12 語である。

刑訴：犯人 公訴 監禁 輕罪 釈釋 違警罪 無罪 有罪 重罪 逮捕 犯罪  
死刑

民訴：被告 裁判官 担保 人證 審問 條例 條約 習慣法 刑事 原告 兩  
造 審訊

この 44 語もまた「訴訟律」の法律語と《新譯日本法規大全》の法律語との一致であるとともに、“兩造”以外は『現行類聚法規大全』でも使用されている語彙である<sup>141</sup>。

近代的法典の整備に取り組んだ清朝が完成させた法律草案は法律語において日本語の法律語と多くの一致を確認できた。

<sup>140</sup> 「殺人」は「人ヲ謀殺シタル」、「人ヲ殺シタル」と記述され、「有罪」はこの 2 字を使用せずに表現している。

<sup>141</sup> ちなみに漢訳民事訴訟法の“兩造”に対応する日文民事訴訟法の用語は「双方」である。

## 2.3 黄人編《普通百科新大詞典》(1911)

### 2.3.1 黄人と《普通百科新大詞典》

《普通百科新大詞典》は清朝最後の年 1911 年に出版された。編集者は黄人 (1866-1913)、常熟の人。名は振元、又は震元。字は羨涵、慕韓、摩西、慕庵など、号を江左儒侠と称した。中年になり名を黄人と改めた。1900 年 (光緒 26 年) に東呉大学の文学教授に就任した。1905 年に曾朴と徐念慈等と雑誌《小説林》を創刊し、編集長を務める。その後国学扶輪社の創設に参加した。「詩」「詞」及び小説理論で名を馳せ、南社の一員となる。小説家、詩人、翻訳家であり、翻訳作品には《唾旅行》(広末鉄腸著)、《銀山女王》(押川春浪著) などがある<sup>142</sup>。

《普通百科新大詞典》は清末までに出現した新語を最初にまとめた書籍であり、中国人の手からなる初の「詞典」でもある<sup>143</sup>。凡例において黄人は

新學語原本歐西譯義譯音，每有歧異，茲皆附列西國原文，以供考核，即不通歐文者，稽考純熟，亦能漸知西國方名，而西人之稍識華字者，亦可借以對鏡。

と述べているから、中国語と外国語の対照語彙集の性質も合わせ持っていると思われる (周振鶴 2008 : 109)。この詞典を周振鶴 (2008 : 108) は、

黄人这本词典在词汇史研究方面是一个重要的里程碑，借助于它，我们可以了解到哪些词在清末已经出现，哪些词当时流行，而现在已经废弃，于近代词汇发展过程的探索及其有用。而且由于词典的编纂在当时是新鲜事，这本词典在中国词典编纂史上又具有开创性的意义。

と評している。

《普通百科新大詞典》は 15 冊からなり、「総目」「分目」「補遺」がそれぞれ 1 冊、「子集」から「亥集」までの 12 冊となっている。見出し語数は約 12000 語ある。

### 2.3.2 《普通百科新大詞典》の法律新語

《普通百科新大詞典》から抽出した法律語は 121 語で、法律新語は 86 語である。

中国製法律新語をみると新造語が 10 語を数えたが、“特權”を除いては“制海權、工場法、幫助罪”などのように 2 字語に後接 1 字語素 (“一權、一法、一罪”) を付けた法律語が 8 語を占めた。“特權”はマーティン訳《萬國公法》から継続して使用

<sup>142</sup> 《江苏艺文志·苏州卷》(1996 : 3364-3365)。

<sup>143</sup> 周振鶴 2008 : 108。西洋人が編集した詞典、辞書、語彙集はすでに出版されている。



表 3-8 《普通百科新大詞典》の法律新語数

既存語	中国製法律新語		和製法律新語		
	新造語	転用語	和製新造語	和製転用語	和製既存語
35 語 <sup>144</sup>	10 語	9 語	36 語	25 語	6 語

されてきた法律新語であり、転用語のうちの 6 語も同様に《萬國公法》から使用されたものである。その他の転用語の“上訴”は中国で早くにビレクイン訳《法國律例》に用例が見えるものの、《法國律例》の影響力が非常に限られていたことを考え合わせると、日本語の影響を受けて《日本國志・刑法志》、《日本變政考》や“大清新法令”などを經由して中国語に定着したのだろう。“法部、立憲”も“大清新法令”に用例がある。

和製法律新語については“大清新法令”とは 27 語（和製新造語 15 語、和製転用語 10、和製既存語 2 語）共通していたが、《新譯日本法規大全》とは 54 語（和製新造語 16 語、和製転用語 23 語、和製既存語 5 語）共通していた。黄人が本辞書を編集するに際して翻訳書の法律語も積極的に採用したと認められる。

## 2.4 まとめ

第一節の 3 書は日本の法制度を紹介するがために和製法律新語を使用した。第二節の“大清新法令”と《普通百科新大詞典》は和製法律新語を中国語の一部として取り込み、それが日本語の語彙に由来するという立場をとっている。《新譯日本法規大全》は日本の法規大全の全訳で、20 世紀初頭ではこれほど大規模に法規集は二つとなかった。清末新政時期において日本の法制度をモデルに各種法典が編纂される過程で、《新譯日本法規大全》を参照していなかったとは考えにくい。そのため、《新譯日本法規大全》は和製法律新語が清末の法典草案に用いられる仲介役を成していたのではないだろうか。

《新譯日本法規大全》の法律新語の 9 割を和製法律新語が占めており、漢訳者の大多数が留日学生であったことも手伝って《游歴日本圖經》、《日本國志・刑法志》、《日本變政考》の 3 書以上に和製法律新語を躊躇なく使用していた。

“大清新法令”は和製法律新語 123 語を用いると同時に、中国製法律新語を 143 語も使用していた。“大清新法令”の収録する法典草案は和製法律新語を積極的に使用

<sup>144</sup> 既存語は次の通りである。

本籍 不敬 不敬罪 裁判 大赦 登記 法律 法治 告發 告狀 公布 共有 戶籍 監督  
監獄 令狀 判決 上控 失火罪 死刑 訴訟 訴訟人 條例 條約 刑法 行為 兇器 宣  
戰 牙保 有罪 再犯 正犯 中立 自殺 自首

する傾向にあるが、奏折や上諭では中国語に馴染みのない表現を避ける傾向が見られ、清末に一時期のみ使用される法律新語も少なくない。

《普通百科新大詞典》は法律語を厳選して収録したが、法律新語の7割は和製法律新語であった。黄人が《普通百科新大詞典》を編集するに当たりどのような資料を参考にしていたか知り得ないが、中国語として使用実績のない法律語を収録するとは考えられないため、この7割の和製法律新語は中国に広く使われていた法律語であったと思われる。

第一節と第二節から和製法律新語の使用にひとつの傾向が見えてくる。日本語を原典とする漢訳書は8~9割の和製法律新語を用いて、それ以外の法学資料は和製法律新語の使用に差があり、5~7割程度である。これは次章以降の法学資料においても当てはまる。

## 第九章 民国期の六法全書から見る和製法律新語の借用

### 第一節 六法典の公布・施行

#### 1.1 法典の編纂過程

中国は清末に近代的な法典の編集作業に着手したが、一部の法典の公布・施行を除き、多数が草案に留まった。民国期において「六法」が揃って正式に公布されたのは早くとも 1929 年である。1935 年の《刑法》、《民事訴訟法》、《刑事訴訟法》の修訂再公布、《破産法》の公布を受けて、法典編纂が一段落をみて、憲法の登場を待つのみとなった。1946 年に《中華民國憲法》が公布され、今日馴染みの憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の名称が出揃った。

中華民國成立から新中国の建設までの 37 年間は政権の入れ替えが激しく、南京国民政府の確立（1927 年）で比較的長期の政権が誕生した。法令条文もまた政権と同じ様相を呈しており、中華民國の成立直後から近代的な法令の立法が議論されたが、紆余曲折を経て南京国民政府時に「六法」が初めて整備された<sup>145</sup>。《中国法制史》（2010）の記述に基づいて憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法など各法典の編纂を概観する。

憲法は辛亥革命の発生後、新政府の指針として憲法的な性格を持つ《中華民國臨時政府組織大綱》（1911 年 12 月 3 日）が公布されたのを最初に、その後も幾度となく憲法について議論された。1923 年に「憲法」を名称にいたした《中華民國憲法》が登場するも権力者の交替により数ヶ月後に廃止された。南京国民政府の成立後は、まず《中華民國國民政法組織法》（1928 年）を頒布し、《中華民國訓政時期約法》（1931 年）を経て、1946 年に《中華民國憲法》が完成し 1947 年 1 月 1 日正式に公布された。

民法の起草には清朝の「修訂法律館」を「法典編纂会」（1912 年）に改称して、その任務に当たさせた<sup>146</sup>。1925 年には「民法親屬編」の第三次草案と「民法典總則編」、「債編」、「物權編」それぞれの第二次草案を起草して、1926 年に「繼承編」の第二次草案を完成させ、《中華民國民法》は 1929 年から 1931 年にかけて順次公布・施行された<sup>147</sup>。

<sup>145</sup> 民国期に出版された『新編中華六法全書』（1915 年）が中華民國の法令を収録する最初の「六法全書」だと思われる。

<sup>146</sup> 法典編纂会は「法律編查会」（1914 年）、「修訂法律館」（1918 年）と改称・組織編成しながら、民間の慣習と裁判の依拠を調査し民法典の編纂に務めた。民法典が完成するまでは《大清現行刑律》の民法の領域に該当する部分を援用していた。

<sup>147</sup> 《中華民國民法》の「總則編」は 1929 年 5 月 23 日公布で同年 10 月 10 日施行、「債編」は 1929 年 11 月 22 日公布で 1930 年 5 月 5 日施行、「物權編」は 1929 年 11 月 30 日公布で 1930 年 5 月 5 日施行、「親屬編」と「繼承編」は 1930 年 12 月 26 日公布で 1931 年 5 月 5 日に施行された。ま

刑法は《大清新刑律》で民国の体制と抵触しない部分を臨時的に援用して、《暫行新刑律》(1912年4月30日)と改称して公布・施行した<sup>148</sup>。北洋政府の時期に刑法典の起草も試みられたが、草案が議論されただけで公布にたどり着かなかった。南京国民政府が成立すると、北洋政府の刑法草案を基に編纂した《中華民國刑法》(“旧刑法”)を1928年に公布した。“旧刑法”は現行法規と抵触が多いことを理由に1931年から刑法典の再起草作業に取り掛かった。1933年に“新刑法”の草案が完成し、1935年1月1日に公布され、同年の7月1日に施行となった。

訴訟法は1921年に修訂法律館が《民事訴訟法草案》と《刑事訴訟法草案》を完成させたが、司法部が公布する際には《民事訴訟條例》(1922年1月)、《刑事訴訟條例》(1921年11月14日)と改称され、1922年7月1日に地域限定の施行から全国に適用された<sup>149</sup>。1921年に広州軍政府が清朝の《民事訴訟法草案》を修正した民事訴訟法が一部区域で運用されており、1928年に南京国民政府が全国統一を宣言した時点で、2種の民事訴訟法が存在する状態となり、司法部は《民事訴訟條例》を底本とする新法典を起草した。新法典の《民事訴訟法》は1930年12月と1931年2月の2回に分けて公布され、1932年5月20日に施行した。しかし、この訴訟法は立法過程において性急にすぎたことを理由に、《民事訴訟法》を再起草し1935年2月1日に公布した。民事訴訟法と同じく刑事訴訟法も1928年に司法部は《刑事訴訟條例》を原本とする新法典《刑事訴訟法》を起草し、同年7月28日に公布、9月1日に施行した。1928年の《刑事訴訟法》もまた立法が性急にすぎたために、《刑事訴訟法》を再起草し1935年1月1日に公布、同年7月1日に施行した。

## 1.2 1935年版《六法全書》所収の法規

民国期に多数の《六法全書》が出版されているが、本論文では1935年に會文堂新記書局から刊行された吳經熊校勘の《袖珍六法全書》をテキストとする<sup>150</sup>(以下で単に《六法全書》と称する)。

---

た、中国は商法典を持たないため、民法の範囲から外れる法規は単行法として公布する。北洋政府は当面の急場しのぎとして、《大清商律草案》の“公司律”と“商法總則”に修正を加えた《公司條例》と《商人通例》を1914年に公布するとともに施行した。国民党が政権を掌握した後に商事関連の単行法を一式公布して、1929年から1931年にかけて随時施行した《票據法》は1929年10月30日公布・施行、《中華民國公司法》は1929年12月公布で1931年7月1日施行、《中華民國海商法》は1929年の年末に成立し1931年1月1日の施行、《保險法》は1929年12月30日公布されるも未施行。1937年1月17日に《保險法》が再公布されたが本案も未施行)。《破産法》は少し遅れて1935年7月17日に公布・施行された。

<sup>148</sup> 袁世凱は《暫行新刑律》を斬新すぎると感じ、1914年12月に《暫行新刑律補充條例》を追加した。同年、個別犯罪に関する特別法の《懲治盜匪條例》、《違令罰法》、《私鹽治罪法》も実施した。

<sup>149</sup> それまで、清朝の《民事訴訟律草案》と《刑事訴訟律草案》の関連事項を引用していた。

<sup>150</sup> 書名にある「袖珍」の2字は携帯に便利な小型版という意味で、内容の省略や圧縮ということではない。

《六法全書》所収の法典を収録順に挙げると、“中華民國訓政時期約法”（1931年6月1日公布・施行）、“民法”（1929-1930年公布）、“土地法”（1930年公布、未施行）、“公司法”（1929年12月26日公布、1931年7月1日施行）、“票據法”（1929年10月30日公布・施行）、“海商法”（1929年12月30日公布、1931年1月1日施行）、“保險法”（1929年12月30日公布、未施行）、“商人通例”（1914年3月2日公布、同年9月1日施行）、“刑法”（1935年1月1日公布、同年7月1日施行）、“刑法（旧）”（1928年3月10日公布、同年9月1日施行）、“民事訴訟法”（1935年2月1日公布、同年7月1日施行）、“刑事訴訟法”（1935年1月1日公布、同年7月1日施行）となる。また、付録として“司法法令”を載せており、廃止あるいは失効した法令も含まれているところから、編集者は現行法だけではなく新旧法令の相関性にも注意しながら法典を載録したと考えられる。

## 第二節 1935年版《六法全書》の和製法律新語

### 2.1 和製法律新語の収録傾向

《六法全書》の法律語は表3-9の通りである。

表3-9 《六法全書》の法律新語

中国製の法律語			和製法律語		
既存語	新造語	転用語	和製新造語	和製転用語	和製既存語
153	53	12	62	19	9

《六法全書》にある法律語全体からみると、既存語と新語（新造語・転用語・和製法律語）の比率は「153：155」で拮抗しており、法律の条文を読解する際に新語なしには成り立たないことは明白である。また、和製法律語が《六法全書》の法律語に占める割合は29%と決して小さい数ではない。さらに、新語を成立した場所で中日に区分すると「中国65：日本90」で、日本で成立した和製法律語の比重が大きく、民国期における和製漢語の重要性が窺い知れる。

#### 2.1.1 中国製法律新語

既存語は古今で同じ意味であるため本節では論述を控え語彙リストを挙げるに留

める<sup>151</sup>。新造語は以下の 53 語が見られる。“從刑”は“主刑”に対する用語で日本語の「付加刑」に当たる。“典權”は不動産の占有・所有と不動産から収益を得られる権利で、不動産に関する物権の一種である。“押票”は司法機関が被告人を勾留するのに必要な証明書である。“證物”は證據物件のことである。

從刑 典權 法院 假釋 羈押 拘票 扣押 陪審 特約 退庭 偽證 押票  
證物 治權 不合法 裁判書 担保人 既遂罪 加害人 檢察長 監護人 見  
證人 繼承人 看守所 判決書 起訴權 審判廳 現行律 嫌疑人 行刑權  
執行權 遺囑人 繼承權 司法部 假扣押 上訴人 自訴人 起訴書 搜索票  
自訴狀 上訴書 民事庭 嫌疑犯 承審員 覆判審 民事狀 刑事狀 刑事庭  
上訴狀 審判權 禁治產人 審判衙門

転用語の 12 語は、《六法全書》の用例に新義が付与されたことを確認するために、《漢語大詞典》が収録する語彙はその釈義を提示して、新義との相違を説明する。《漢語大詞典》に未収録の語彙は中国古典の用例を示す。

“告訴”は《漢語大詞典》によると“1. 向上申訴。2. 告知；對人説明。”の意味があるが、「被害者が犯人の刑事責任を問う訴訟を起こすこと」は新義である。“緩刑”は“放寬刑罰。”の意味であるが、「刑罰の執行を延期する、取りやめる」の意味は新義である。“拘役”は“猶束縛。”とあるが、「特定の場所に一定期間監禁する刑罰」の意味では新義である。“領域”は“謂深閉固拒。”と解説されている、「国家の主権が及ぶ範囲」は新義。“律師”は“1. 佛教稱善解戒律的人。2. 唐時道士按修行程度而得的稱號之一。3. 傳授法律知識的人。”の意味があるが、「弁護士」の意味は持っていなかった。“權利”は“1. 權勢和貨財。2. 指有錢有勢的人。3. 謂權衡利害。”の意味があるが、「right」の訳語としては新義。“上訴”は“謂向神祇、君王或官府訴說冤情。”の意味があるが、「判決に対する不服を上級裁判所に申し立てること」

<sup>151</sup> 既存語 153 語は以下の通りである。“傳票”は司法機関からの呼出状のことで、太平天国の関連資料に用例がある。“訴狀”は「訴訟事件の書状」という意味であり、《宋書》に“又獲吳郡民劉成、豫章民陳談之、建康民陳文紹等並如訴狀，則姦情猜志，歲月增積。”という用例がある。“責付”は保釈の一種である。“看守人”は「人を見張る」ではなく、「見張りをする人」で監獄などの見張りする看守のことである。

案件	案情	保人	保釋	保障	保證	被告	被訴	不法	捕獲	裁定	裁決	裁判	查封
償還	懲戒	懲治	充公	重婚	傳票	處罰	處分	處刑	出獄	從犯	逮捕	代理	擔保
大赦	抵押	對質	罰金	罰鍰	法理	法令	法律	犯人	犯罪	法條	法則	覆審	告發
共犯	過失	國憲	合法	和解	會審	檢察	監護	監禁	減刑	監獄	緝捕	繼承	媾和
具保	拘禁	拘留	軍法	拘提	科刑	扣留	立案	兩造	立法	離婚	免刑	沒入	沒收
判詞	判決	判罪	賠償	配偶	憑據	憑證	契據	囚犯	囚人	契約	權力	人犯	人證
殺人	赦免	審理	審判	審問	涉訟	釋放	事件	受刑	死囚	死刑	訴訟	訴狀	特赦
條款	條例	條約	提審	通緝	推事	徒刑	違背	違法	違反	違犯	違約	誣告	無效
無罪	刑場	刑罰	刑法	刑律	刑名	兇器	宣戰	詢問	訊問	牙保	遺產	遺贈	遺囑
有效	有罪	宥恕	原告	餘罪	再犯	再婚	再審	責付	贈與	債務	正犯	證據	政權
證人	職權	重刑	自殺	自首	罪名	佐證	被害人	犯罪人	看守人	受害人	訴訟人	原	告人

は新義。“司法”は“1.官名。2.星官名。”の意味があるが、「国家が法に基づいて、民事および刑事の裁判に関して行なう一切の作用」を指すようになった。“主権”は“1. 君主的權力。2. 有職權的官吏。3. 自主的權力。”の意味があるが、「国民および領土を統治する国家の權力」の意味が追加された。

“初審”は《崇禎記聞録》に“且聞初審時，先喚童氏入内堂根究，半晌后，發大堂刑究，皇上試思内堂根究者何言？”の用例があり、最初の審理という意味で使っているが、《六法全書》の“初審”は審理の回数は問題にせず、審理過程を含めた最初の審判を指す。“押所”は《元史》に“庚午，詔罷樞密院斷事官及各路奧魯官，令總管府兼總押所。”という用例があり、官職の一種を指していた。《六法全書》の用例は刑事訴訟法第 105 条の“束縛身體之處分由押所長官命令之。”で、被告を勾留する施設のひとつだと分かる。“追訴”は《舊唐書・列傳》に“及戰，勝捷而歸。賊以驍騎五百追訴，（李）愬下馬據胡床，令眾悉力赴戰，射殺賊將孫忠憲，乃退。”の用例があるが、新義は日本語の「訴追」に相当する。

### 2.1.2 和製法律新語

和製新造語の 62 語は次の通りである。

保證金 保證書 辯護人 不可抗力 裁判所 代理人 第二審 第三審 第一審 法定 法規 法律行為 法權 法人 反訴 罰則 復權 告訴人 公證人 禁治産 局外中立 抗告 抗告狀 領事裁判權 領土 免訴 民法親等 親權 起訴 權限 上訴審 勝訴 時效 司法院 所有權 訴追 委任狀 未遂犯 未遂罪 無期徒刑 現行犯 刑期 押收 義務 有期徒刑 預審 債權 正當防衛 證言 質權 治外法權 治罪法 解約 出版權 公法人 立法院 上訴權 私法人 連帶責任

多数が現在でも使用する法律語である。次の 2 語だけ意味を補足する。“反訴”は同一の訴訟において被告から原告に提起する訴訟である。“質權”は担保物件の一種である。

和製転用語は 19 語あり、中国語の既存語に新義を付与した語彙と日本語の既存語に新義を付与した語彙の 2 種がある。中国語の既存語に新義を付与した例をまず見ていく。“締結”には“1. 猶纏結。3. 結交。”の意味があるが、日本で「条約又は契約を取り結ぶ」が追加された。“法例”は“指法律條例。”と解説があるが、「法規の適用関係に関する諸原則を定めた規定」の意味が増えた。“法庭”は“指孔廟正殿。”と説明があるが、明治以降「裁判所が審理・裁判を行なう場所」という新義を獲得した。

“國籍”は“国家的典籍；史籍。”の意味があるが、「国家の所属員としての資格」の意味を得た。“看守”は“看管；看護。”の意味から「刑務所などで囚人を監督・警備の業務に従事する人」という新義が派生した。“累犯”は“多次犯罪。”の意味で

あったが、「懲役に処せられた者が、その執行の終了または免除のあった日から一定期間内にさらに犯罪を行ない、有期の懲役に処せられること」が追加された。“留置”は“猶放置，布置。”の意味であるが、「刑事訴訟法で人を拘束する裁判やその執行、あるいはその結果として拘束されている状態」の意味ができた。“民事”は“1. 猶國政。2. 泛指民間諸事；民政事務。3. 指力役之事。4. 指農事。5. 泛指民間生活情事。”の意味があるが、「私法上の法律関係に関する事項、またはこれらから生ずる現象」という新義が生まれた。“破産”は“喪失全部財産。”の意味であったが、「債務者が自分の債務を支払うことができない状態に陥った場合に、債務者の総財産に対して、一般的な強制執行を開始して、債権者の全員に公平な配当弁済を受けさせようとする裁判上の手続。」の新義ができた。“失權”は“失去權力。”の意味があるが、「権利を喪失すること」の新義ができた。“書證”は《顔氏家訓》中の「書證編」がその用例であり、「裁判で、文書に記載されている意味・内容を証拠資料にすること。」という新義とは差異が見られる。“憲法”は“1. 公布法令。2. 法典，法度。”の意味があるが、「国家の統治体制の基礎を定める根本法」の意味が追加された。“刑事”は《晉書》に“辰星見，則主刑……軍于野，辰星爲偏將之象，無軍爲刑事。”と用例があり、新義の「刑罰法規の適用に関すること」とは多少異なる。“心證”は仏教用語で“謂自心印證。”の意味であったが、「訴訟事件の審理で、事実関係の存否に関する裁判官の主観的な認識または確信」の新義ができた。“約定”は“事先商定。”の意味があるが、「二人以上の間で法律上のある事項を取りきめること。」ができた。“主刑”は“主管刑事。”の意味があるが、《六法全書》では「独立してそれだけを科することのできる刑罰。」の新義である。“自白”は“1. 自我表白。2. 猶自首。”があるが、「自己の犯罪事実および刑事責任を認めること。また、その供述。」の意味が追加された。“檢察官”は《宋史》に“左藏南庫，以侍從官提領，又置提轄檢察官一員。”と用例があり、「犯罪の捜査、刑事事件の公訴を行ない、法の正当な適用を求め、裁判の執行を監督することをおもな職務とする」は新義である。

日本語の既存語に新義を付与した例に“本訴”がある。“本訴”はかつて「①目的を達せられないまま、長く訴因を保持しつづける訴訟。②越訴に対して、本来の訴訟。」という意味で使われていたが、新たに「反訴に対する用語で、係属中の訴訟」を指すようになった。

和製法律語の和製既存語は近代以前に日本で成立した語彙である。日本語においては既存語として扱われるが、中国語においては日本語からの借用語であるので、中国語に逆輸入した時点でそれは新語となる。“敗訴、公訴、取締、手續、證書、仲裁、自訴、保證人、仲裁人”が見える。



## 2.2 和製法律新語の借用と明治六法

上述では《六法全書》の法律新語について挙例しながら見てきたが、和製法律新語の借用ルートには触れてこなかった。ここでは民国の《六法全書》の法律新語と明治六法<sup>152</sup>および《新譯日本法規大全》の法律新語との関係を考察する。

表 3-10 日中の六法全書に共通する法律新語数

	新造語	転用語	和製新造語	和製転用語	和製既存語
《新譯》で明治六法と一致	5 (9%)	5 (42%)	154 (82%)	70 (100%)	19 (95%)
《六法全書》で《新譯》と一致	5 (9%)	3 (27%)	40 (63%)	17 (77%)	8 (89%)
《六法全書》で明治六法と一致	2 (4%)	3 (27%)	41 (65%)	17 (77%)	8 (89%)

《新譯日本法規大全》の法律新語の9割は和製法律新語であることは既に述べたが、上表から和製法律新語の9割程は明治六法の語彙と一致するとわかる。《新譯日本法規大全》の漢訳において如何に原文に忠実であったか再確認できる。

《六法全書》の和製法律新語は《新譯日本法規大全》とも明治六法とも7割の一致率がある。また、《六法全書》と明治六法で一致する和製法律新語のうち和製新造語の「押収」を除く全ての和製法律新語は《新譯日本法規大全》にも用例がある。《六法全書》は明治六法にある和製法律新語を中心に使用しているとわかる一方で、《新譯日本法規大全》が和製法律新語の借用に大きな役割を果たしたと見られる。《六法全書》所収法典の制定時期（1928年-1935年）を考えると《新譯日本法規大全》（1907）から法律語を借用したとは思われないが、民国期の法典編纂は清末の法典草案の援用から開始されたことを考慮すると、《新譯日本法規大全》が《六法全書》に間接的な影響を与えていた可能性は高い。

《六法全書》の全和製法律新語の借用ルートを解明することは難しいが、《新譯日本法規大全》のような漢訳書や漢訳法律辞典、日本人が起草した法律草案、法学教育に使用した教材などが和製法律新語の導入口であったと言える。

<sup>152</sup> 明治六法は『刑法』（1880）、『憲法』（1889）、『刑事訴訟法』（1890）、『民事訴訟法』（1890）、『民法』（1898）、『商法』（1899）の六法典を指す。

## 第十章 民国期の法律辞典所収の和製法律新語と法律語の確立

### 第一節 法律辞典に見える法律新語

#### 1.1 李祖蔭編《法律辞典》(1927)

##### 1.1.1 李祖蔭と《法律辞典》

《法律辞典》は李祖蔭が編集し、1927年に出版した。本辞典には8つの序文がある。そこから、李祖蔭が勤勉好学な性格で、北京朝陽大学の卒業生だと知れる。専攻は法学で、大学に在学中から《法律辞典》の編集に取り組んでいたようである<sup>153</sup>。本辞典に収録する語彙は例言四に

本書所註各草案條文均依修訂法律館出版之法律草案彙編，惟本年北京司法部所頒布者其債編票據法案、破產法案、海船法案及商行為法案，於新草案略有修改當於再版時訂正。

とあることから、法律語の出典は明白である。そして、各語彙に英語、ドイツ語或いはラテン語の対訳が付加されている点が特徴である。

##### 1.1.2 《法律辞典》の法律新語

《法律辞典》の法律語は459語で、法律新語は355語である。

表3-11 《法律辞典》の法律新語数

既存語	中国製法律新語		和製法律新語		
	新造語	転用語	和製新造語	和製転用語	和製既存語
104語 <sup>154</sup>	132語	12語	159語	44語	8語

<sup>153</sup> 李祖蔭1927の序二には“(李君)丁卯維夏畢業於北京朝陽大学”とある。「丁卯」は1927年を指しており、《法律辞典》の出版も1927年である。このことから、李祖蔭は大学卒業前から辞典の編集を行っていたと推測できる。

<sup>154</sup> 既存語は次の通りである。

保釋 保證 被告 被害者 不法 裁定 裁決 裁可 裁判 償還 懲戒 傳票 處分 從犯  
 逮捕 代理 擔保 登記 嫡母 抵押 嫡子 罰金 法理 法律 犯罪 犯罪人 法制 告發  
 共犯 共有 過失 和解 講和 監護 監禁 繼承 解除 羈束 拘提 扣留 離婚 沒收  
 命令 拿捕 判決 強盜罪 七出 竊盜罪 請求 侵佔 契約 讓與 認可 人證 三不去  
 殺人罪 赦免 身分 審理 審判 釋放 失火罪 事件 事實 庶子 訴訟 訴狀 特赦 條  
 約 停戰 同意 推事 違法 偽造罪 誣告 誣告罪 無效 無資力 脅迫 刑罰 刑法 行  
 為 休戰 宣告 許可 遺產 遺贈 遺囑 宥恕 有效 原告 再犯 再審 責付 詐欺 正  
 犯 證據 證人 爭訟 制裁 職權 中立 自首 罪人

新造語と和製新造語が飛び抜けて多いのは3字語、4字語からなる法律新語を多数収録されたことに起因する。これらの法律新語の大部分を後接語素“一法、一権、一罪、一犯”などをとる単行法令の名称、権利の種類、罪名や犯罪者の区分を表す語彙が占める。本辞典の例言に記したように法律草案の法律語を収録したこともあり、本論文で扱う資料において先行する用例のある新造語は“從刑、法院、海法、假釋”など10数語にとどまった。しかし、和製新造語については126語が渡部萬蔵の『法律大辭典』（1907）と共通していた。

転用語はその全語が“大清新法令”と《普通百科新大詞典》に収録された法律新語と確認できた。和製法律新語は《新譯日本法規大全》と“大清新法令”とに37語の用例があり、“本證、法源、反證、作為”などの少数を除いては中国語で使用された時期を特定できる。和製既存語は《新譯日本法規大全》、“大清新法令”および《普通百科新大詞典》にそのすべてが見える。

## 1.2 朱采真編《中國法律大辭典》（1931）

《中國法律大辭典<sup>155)</sup>》は朱采真が編輯し、陸鼎揆、吳経熊、朱鴻達等の校閲を経て、1931年に出版された。翌年の再版に“中國法律大辭典刊誤表”を追加したほかは、手を加えた形跡が見当たらない。本辞典の例言一に

法律既是那麼專門的東西，但同時又和我們日常生活這麼有關係；研究法律，了解法律的工具書籍，所以真是人人所期待的。我們這部中國法律大辭典就是應付這種急迫的需要而編纂。

とある。当時、法律辞典の需要が高まっていたことを示している。それもそのはずで、既述したように1931年に中華民国の法典は基本的に整っていたからである。

《中國法律大辭典》の法律語は534語で、法律新語は412語である。その内訳は次の通り。

表3-12 《中國法律大辭典》の法律新語数

既存語	中国製法律新語		和製法律新語		
	新造語	転用語	和製新造語	和製転用語	和製既存語
122語 <sup>156)</sup>	179語	15語	159語	49語	10語

<sup>155)</sup> 本辞書の表紙には《中国法律大詞典》とあるが、例言や奥付などでは《中国法律大辭典》と表記している。辞書名は使用頻度が高かった後者を採用した。

<sup>156)</sup> 既存語は次の通りである。

《法律辭典》と同じく新造語と和製新造語の大多数を3字語と4字語が占めた。《中國法律大辭典》と《法律辭典》は213語（新造語61語、転用語10語、和製新造語103語、和製転用語33語、和製既存語6語）の共通する法律新語を持っているが、相当に収録語に差異があるとわかる。新造語では“陪審、拘票、監禁所、傷害罪”など“大清新法令”に用いられた語彙でも《法律辭典》が収録していない場合や、“彈劾權、萬民法、政治犯、自然權利”などのように《中國法律大辭典》が新たに収録することがある。

### 1.3 鄭競毅編《法律大辭書》(1936)

#### 1.3.1 編集者と《法律大辭書》

《法律大辭書》の再版前言は編集者の鄭競毅については次のように記している。

鄭競毅，东吴大学法学院毕业生，与其他几位高材生马君硕、费青等大体同一时代，在20世纪30-40年代比较活跃，在法理学、比较法学和民商法学领域均有建树，处理编著本大辞书之外，还发表了“苏俄法律的哲学基础”、“苏联的反宗教法律”等论文<sup>157</sup>。

編集者が法学を熟知していたことも功を奏して高く評価されている。本辞書は14000余りの見出し語を立てた大型の法律辞書である。再版前言で言及された特徴を4点にまとめられる。

- 1) 该辞书所收词条，既包含各个部门法的基本词汇，……也涉及大量中外法律史词语。
- 2) 其释文，既简明扼要，……又旁证博引，详细阐明。
- 3) 本书收入了许多珍贵的历史文献照片，并配之以详细的文字说明，使辞书具有了很强的说服力和珍贵的史料价值。

---

保證 被告 被告人 被害人 被訴 本法 本籍 不法 裁定 裁判 查封 傳票 處罰 處  
 分 處刑 從犯 逮捕 代理 擔保 登記 抵押 對質 罰金 法理 法令 法律 犯人 犯  
 罪 法術 法條 法學 法制 法治 復審 告發 公布 共犯 共有 國權 過失 和解 疆  
 界 疆域 監護 監禁 減刑 繼承 解除 詰問 羈束 具保 拘提 科刑 離婚 沒收 判  
 決 賠償 配偶 侵佔 契約 權力 讓與 認可 人證 殺人罪 赦免 身分 申誠 審理  
 審判 事件 事實 授權 死刑 訴訟 特赦 條約 停戰 通緝 通謀 同意 推事 違法  
 偽造罪 誣告 誣告罪 無效 無資力 無罪 脅迫 刑罰 刑法 刑名 行為 休戰 許可  
 訊問 牙保 遺產 遺棄 遺贈 遺囑 再審 責付 詐欺 正犯 證據 政權 證人 制裁  
 職權 中立 追捕 準用 資力 自殺 自首 罪名 罪狀

<sup>157</sup> 原文には各論著の掲載誌と巻号、年代の情報もあるが引用に当たりこれを省略した。

4) 条目的释义也非常有特色。

最後の特色とは日本語の影響と基本的な一般語彙にも解説を施したことを指す。日本語の影響を受けた例として、“一通”を“所谓一通，乃指一份文書而言。”を挙げた。

これ以外に再版前言では言及されなかった特徴として、本文語釈において“日本名辭”、“日本之名辭”、“日語所謂”のように日本語語彙であることや日本語の術語を比較対象に用いていることである。本辞書で日本語語彙と指摘されたのは163の見出し語であった。そのうち“日本名辭”などと指摘された法律新語には中国語の対応する表現が与えられていた。

また本辞書は法律語の語源探求を試みるだけでなく、ほぼ全数の見出し語に【史】【憲】【刑】【民訴】【國公】などの表記を付け、各法学領域における意味を区分して解説することも珍しくない。さらには各国の法体制や憲法を事細かに記述することも見受けられる。

《法律大辭書》の補編には“法律文件表式”と彭時が編集した《世界法家人名録》が収めてある。本辞書の再版前言では彭時について、

彭时，是民国时期的比较法学家和民商法学家，除了编著有若干本民法教科书之外，还发表有“法律现象与权利”、“法律与事实”、“民商法上留置权之比较观”、“世界民法思潮的新趋势”、“我之民法改造观”、“世界法家之略历及其著述”、“民法上之诚实信用”等论著。

と紹介する。補編は参考資料としての価値が高い。

### 1.3.2 《法律大辭書》の法律新語

《法律大辭書》は上述の2辞典にない特徴として、歴史語彙、同義語および法理学の術語を多数収録したことにある。法律辞典は通常現行法令の用語あるいは法学全般の法律語を収録するが、それに加えて《法律大辭書》は法学資料に見られる日本語語彙をも収録し、“日本名辭”などと明記したことで、中日比較法律辞典の性格を帯びている。ただ“日本名辭”などと明記した法律新語は当時の中国で使用していなかった法律新語に限定されており、民国においても使用されていた“領海、親權、勝訴、刑期、義務”などの和製法律新語には“日本名辭”などの説明は見られない。

《法律大辭書》の法律語は1441語、法律新語は1129語でその内訳は次表の通り。

表 3-13 《法律大辭書》の法律新語数

既存語	中国製法律新語		和製法律新語		
	新造語	転用語	和製新造語	和製転用語	和製既存語
312 語 <sup>158</sup>	609 語	51 語	349 語	103 語	17 語

《法律大辭書》が収録する同義語で、その同義関係を明記した例をいくつか挙げる。“佐證、助證”、“能權、可能權、能為權、得有權”、“成法、成文法、人定法、制定法、現實法”など。また、“一事不再理、有權解釋、私人訴追主義、空中主權說”などの法理学の用語も多数収録したため、《法律大辭書》の収録語数を膨れ上がらせた。

《法律大辭書》の法律新語が《法律辭典》と共通するのは 279 語、《中國法律大辭典》と共通する 345 語で、それぞれ《法律辭典》の 79%と《中國法律大辭典》の 84%の法律語をカバーしたことになる。《法律辭典》が収録する法律新語で《法律大辭書》に見えないのは、新造語が 45 語で“海法、不文法、繼承分、累犯罪、懲罰權、法庭地法、準誣告罪”など 3 字以上の法律新語が中心、和製法律新語としては 31 語あり「留保、特許、自由刑、收賄罪、賃貸借、不可侵權」など 3 字以上の法律新語の例が多い。《中國法律大辭典》の法律新語で《法律大辭書》に見えないものも 3 字以上の法律新語が多く、新造語は“正權利、強制罪、懲戒處分”など 37 語あり、和製法律新語は「民權、自然法、控訴審、上告審、身體刑」などの 30 語がある。

<sup>158</sup> 既存語は次の通りである。

按察使 案件 保釋 保障 保證 被告 被害人 本案 本犯 本籍 不罰 不法 捕獲 裁  
 定 裁決 裁判 查封 償還 抄沒 查問 成典 成法 懲戒 串供 傳票 傳訊 處罰 初  
 犯 處分 處決 除名 處刑 詞訟 辭訟 從犯 逮捕 代理 大理寺 登記 典刑 典獄  
 遞解 抵押 嫡子 抵罪 對審 對質 恩赦 法曹 罰鍰 罰金 法理 法令 法律 翻案  
 放免 翻供 犯情 犯人 犯所 犯罪 法術 法條 法學 法制 法治 非法 奉法 覆判  
 復審 覆審 覆問 干名犯義 告發 公斷 共犯 公庭 共有 公戰 供狀 公罪 勾留 關  
 提 規則 國境 國權 過失 故殺 和解 合同 和約 緩決 會審 戶籍 婚姻 護送 監  
 察 監督 講和 疆界 疆域 監候 監護 監牢 減刑 監獄 教唆者 緝捕 稽察 稽查  
 繼承 解除 詰問 禁錮 羈束 就逮 糾彈官 就地正法 九刑 具保 拘禁 拘留 軍權  
 拘束 拘提 拷問 拷訊 科罰 控告 口供 扣留 虧空 兩造 立法 離婚 立決 令狀  
 流刑 離異 律法 律例 律令 沒官 沒入 沒收 盟約 免責 明法 命令 密約 謀殺  
 墨刑 拿捕 拿獲 擬斷 判官 判決 判語 賠償 強盜罪 強迫 七出 竊盜罪 侵犯 輕  
 罪 侵害 侵佔 囚人 秋審 契約 權力 取保 讓與 認可 人證 肉刑 入籍 入獄 三  
 不去 三犯 上控 殺人罪 赦免 身分 審理 審判 審問 釋放 失火罪 事件 事實 受  
 害人 收沒 授權 稅法 贖刑 庶子 贖罪 數罪 司法官 私和 死刑 私刑 私罪 訟庭  
 訟獄 搜索 訴牒 訴訟 特赦 條例 條約 停戰 提審 通緝 通謀 同意 徒法 推事  
 徒刑 違背 違法 違反 違令 違約 文法 問擬 誣告 誣告罪 誤殺 無效 無資力 無  
 罪 憲典 脅迫 新法 刑部 刑罰 刑法 刑官 刑名 行為 刑獄 兇器 休戰 宣告 宣  
 判 宣戰 許可 訓誡 訊問 牙保 鹽法 要犯 押送 遺產 遺棄 遺書 遺言 異議 疑  
 獄 遺贈 遺囑 一罪 宥貸 宥恕 有效 有罪 獄案 原告 原籍 越訴 約章 獄法 獄  
 官 獄訟 獄卒 餘罪 再犯 再婚 在監者 再審 在逃 責付 斬決 斬立決 召集 招集  
 詐欺 正法 正犯 證據 政權 證人 爭訟 證左(證佐) 制裁 質問 中立 重囚 重刑  
 中證人 重罪 狀師 準用 資力 自殺 自首 罪法 罪名 罪狀 佐證

#### 1.4 まとめ

上述した3種の法律辞典が収録する和製法律新語は法律辞典の編集者により、相当の差異がみられた。ここでは和製法律新語の2字語に限定して、3種の法律辞典の収録状況を比較したい。それぞれの収録語数は下表の通りである。

表 3-14 法律辞典3種の収録する和製法律新語数

	和製新造語	和製転用語
《法律辞典》	30語	43語
《中國法律大辞典》	34語	47語
《法律大辞書》	51語	85語

これまで3種の法律辞典はともに和製新造語の数が和製転用語よりも多かったが、2字語のみを見た場合それは逆転する。《法律辞典》と《中國法律大辞典》で共通する和製法律新語は58語（和製新造語26語、和製転用語32語）であり、《法律大辞書》と《法律辞典》で共通する和製法律新語は69語（和製新造語28語、和製転用語41語）で、《法律大辞書》と《中國法律大辞典》で共通する和製法律新語は74語（和製新造語30語、和製転用語44語）となった。

3者の共有する和製法律新語が非常に多く、《法律辞典》がこれらの和製法律新語を収録した時点でその語彙は中国語の法律語として既に定着したか、定着しかけていたことを物語っている。因みに3種の法律辞典がともに収録した和製新造語は「義務、母法、判例、犯意、領土」など26語で、和製転用語は「憲法、法庭、公権、私訴」など23語であった。

## 第二節 法律語の確立と和製法律新語の推移

中国語の法律語は清末における法学書の翻訳、法典の編纂により充実を続け、民国期の1930年代には各種法典が公布、施行されることで法律語の体系が確立したとみることができる。中国語に和製法律新語が見えることは既述した通りであるが、その和製法律新語は19世紀後半から段階的に中国に輸入されてきた。早くは日本で制定された法典の中国語訳に和製法律語が使用され、そして在華宣教師の欧文原典からの漢訳書においても少数ながら和製法律語が見えるようになった<sup>159</sup>。さらに、清末に編纂さ

<sup>159</sup> アレン漢訳の《萬國公法要略》(1903)など。

れた近代的な法典やその草案には数多くの和製法律語が用いられ、民国期の法典にも同様の傾向が現れた。

以下では筆者が調査した資料に基づいて中国語が借用した和製法律新語の数量と借用時期についてその過程を論じる。これがそのまま中国語が和製法律新語を借用した時期とは断定できないものの、中国の文献にいつ、どの程度の和製法律新語（《六法全書》にある和製法律新語）が使用されていたかという和製法律新語の流通状況を知る資料にはなり得る。

《六法全書》に現れた和製法律語 90 語は戊戌変法（1898 年）の時期までに 40 語（45%）、民国以前に 66 語（74%）が中国語に使用例をもっており、20 世紀初頭の清末までに相当数の和製法律語が中国社会に浸透していたことが窺える。しかしながら、《六法全書》にある 1/4 の和製法律語は民国期に新たに中国語に移入されたところを見ると、民国期においても和製漢語は一定の影響力を持っていたと言える。

戊戌変法までの中国は国際法を除いて、外国法への関心が希薄で外国の法典を翻訳することも少なかった。その時期に傅雲龍と黄遵憲は日本の憲法・刑法・治罪法を漢訳したことで、中国語に多数の和製法律語を導入した。傅雲龍の《游歴日本圖經》（1889）が収録する漢訳「憲法」には 3 語、黄遵憲の《日本國志・刑法志》（1895）が収録する漢訳「刑法」と「治罪法」で新たに 29 語が現れる。戊戌変法の年に康有為が著した《日本變政考》（1898）には傅・黄両氏が使用しなかった 8 語がある。1898 年までに中国語に現れた和製法律語が 45%にとどまった原因として次の 2 点指摘できる。1）1898 年以降に成立した和製法律語がある。2）調査した資料に偏りがある。中国文人の遊記、雑誌、新聞などの刊行物を徹底的に調査することで正確性がさらに増すだろう。

戊戌変法以前が外国法の紹介を中心としていたのに対して、20 世紀初頭の中国は西洋モデルの近代国家の建設を模索し、法典の編纂事業に着手した。編纂者が苦心して完成させた法典草案は公布されなかったものを含め民国の法典編纂へと受け継がれた。20 世紀初めの法学関連の代表的な漢訳書と、法令条文と密接な関連をもつ資料に使用された和製法律語はというと、張相文が漢訳した《萬法精理<sup>160</sup>》（1902）には新たに 5 語が見え、嚴復漢訳の《法意<sup>161</sup>》（1904-1909）には新しく“法定、領土”が現れた<sup>162</sup>。《新譯日本法規大全》（1907）には 10 語、清朝の新法典の草案を収録する“大清新法令”（1901-1911）には新たに 7 語が使用された。《普通百科新大詞典<sup>163</sup>》（1911）はそれ以前の資料には出てこなかった“仲裁、心證”を載せている。1898 年から新たに 26

<sup>160</sup> 何礼之の和訳『萬法精理』（1875）を底本とし、漢訳稿は何礼之も修正した。

<sup>161</sup> 書名を《孟德斯鳩法意》とすることもある。

<sup>162</sup> 《萬法精理》と《法意》はともモンテスキュー『法の精神』の漢訳書であるが、《萬法精理》は日本語からの重訳で、《法意》は英語からの重訳である。

<sup>163</sup> 本詞典は収録語に学術分野ごとの注記を入れている。筆者は憲法、行政法、法律学、民法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、刑法、国際法に当たる注記が施された 68 語を厳選した。



語が見られるようになったのは、ひとつに和製法律語の新たな成立にある。もうひとつは日本法典の漢訳と新法典の編纂により、《六法全書》が用いた用語と類似した性格をもつ法律語が調査範囲に組み込まれたことにあると考えられる。

清末に編纂された近代式の法典草案は施行に至らなかったものがほとんどであり、その法律新語は特に影響力を持たなかつただろう。民国に入り近代式法典は複数回の編纂を経て、1928年ついに六法典が出揃った。《法律辭典》(1927)には新たに6語の法律新語が現れ、《中國法律大辭典》(1931)には新たに7語が追加された。以上のことから中国語は19世紀末から20世紀30年代まで和製法律語を吸収しつづけていたことが窺える。

## 第三部結論

第八章から第十章までの法律新語の考察から、中国語における和製法律新語の借用は戊戌変法以降に数量と割合がともに上昇し、民国期には下降するが法律新語の5割以上を占めていると突き止めた。和製法律新語の多用は日本語原典から漢訳と留日学生による影響が大きく関係しており、民国期以降は法典の整備にともない中国製法律新語が増加して、和製法律新語の占める割合は減少する傾向がみえた。具体的には次のことが窺えた。

1) 戊戌変法以前の日本語原典からの漢訳書や日本の法政制度の紹介では和製法律新語を非常に多用する。特に日本語原典からの漢訳書は和製法律新語をほとんどそのまま使用している。

2) 欧文原典からの漢訳書（《萬國公法要略》と《法意》など）は日本語原典からの漢訳書（《日本國志・刑法志》、《新譯日本法規大全》など）に比べて和製法律新語の使用は極端に少ない。

3) 同じ日本語原典からの漢訳書でも戊戌変法以降の《新譯日本法規大全》は戊戌変法以前の《游歴日本圖經》、《日本國志・刑法志》よりも多くの和製法律新語を使用している。

4) 日本語原典からの漢訳書とそれ以外の法学資料では和製法律新語の使用に差がみられ、前者は8～9割、後者は5～7割程度である。

5) 《六法全書》の和製法律新語は《新譯日本法規大全》とも明治六法とも7割の一致率がある。《六法全書》所収法典の制定時期（1928年-1935年）を考えると《新譯日本法規大全》（1907）から法律語を借用したとは思われないが、民国期の法典編纂は清末の法典草案の援用から開始されたことを考慮すると、《新譯日本法規大全》が《六法全書》に間接的な影響を与えていた可能性は高い。

6) 民国期の《法律辭典》（1927）、《中國法律大辭典》（1931）、《法律大辭書》（1936）が収録する和製法律新語はともに和製新造語の数が和製転用語よりも多かったが、2字語のみを見た場合それは逆転する。

7) 民国期の法律辞典3種の共有する和製法律新語は非常に多く、《法律辭典》が収録した時点でその和製法律新語は中国語の法律新語として既に定着したか、定着しかけていたと考えられる。

本研究の調査資料が示すところは、民国期においても和製法律新語が絶えず借用されていたが、分析が行き届いていない資料がまだ多いため、それらの資料を分析することで、和製法律新語の借用時期はより正確となり、きっと成立時期も押し上げられる。

今後は民国期に複数回にわたって提出された各種法典および法典草案における法律新語の変遷や、法理学に関する法律新語の推移など細部の分析を試みる一方で、法学以外の学術領域における和製漢語の借用についても探求していきたい。

## 第四部 中国語法律新語の語彙分析

## 第十一章 中国製法律新語

### 第一節 中国製法律新語とは

中国製法律新語とは中国語の法律語における近代に中国で新しく創出された法律語（新造語と転用語）を指す。周知の通り、中国語には日本語から借用した和製漢語があるため、中国製法律新語は中国語の法律新語から和製法律新語を除外した法律新語と定義することもできる。中国語の法律語には中国製法律新語のほかに既存語と和製法律新語もあるため、中国製法律新語を分析することで和製法律新語との相違点も明らかになるだろう。

中国製法律新語は全て近代法律新語であり、中国製法律新語に属する法律語は中国語における用例が必ず日本語での用例に先行する<sup>164</sup>。マーティン訳《萬國公法》(1864)の“權利、法院、性法”などは中国製法律新語の好例である。

#### 1.1 中国製法律新語の分類

中国製法律新語は第二章、第八章、第九章、第十章で考察した法学資料に使用されており、その中国製法律新語を文献別に一覧にして次項にまとめた。資料の種類としては翻訳書、著述、法典の草案・条文、法律辞典と様々だが、在華宣教師が創出した法律新語は定着していないものが多いとわかった。

在華宣教師と中国文人では新語の創出に差異があるのか確認するため、中国製法律新語を在華宣教師が創出した法律新語と中国文人が創出した法律新語に分ける<sup>165</sup>。なお、筆者の調査不足により法律辞典に初出例を求めるほかにない新語もあるため、法律辞典新出の法律新語は法律辞典に見られる法律新語としてまとめた。

#### 1.2 中国製法律新語の一覧

本研究で調査した資料には 1000 語余りの中国製法律新語があり、それを本論文で

---

<sup>164</sup> 中国語が日本語から語彙を借用する以前においてはこの限りではない。例えば、《公法便覽》(1878)にある“公法家”は国際法学者を指して、日本の『國際法』(1875)にも「公法家」と見えて中国語に先行する用例をもつが、《公法便覽》は和製法律新語を借用していないため（第三章第二節を参照），“公法家”は日中で偶然に一致した法律新語と言える。この場合“公法家”は日本語に先行する用例があったとしても中国製法律新語であり、日本語から借用した和製法律新語とは認めることができない。

<sup>165</sup> 新語が誰の手により創出されたのかを究明するには厳密な調査を必要とするが、本研究では真の創出者の究明は今後の課題として、在華宣教師が訳出に参与した著作に初出例がある法律新語を全て在華宣教師の創出した法律新語と見なすことにした。

調査した資料の新出状況と同時に一覧にした。まず各資料を新造語と転用語に分け、さらに民国期の《六法全書》(1935)と《法律辭典》(1927)、《中國法律大辭典》(1931)、《法律大辭書》(1936)にもみえる中国製法律新語であるかに分類した。

### 1.2.1 新造語

各資料における新出の新造語 933 語は次の通りである。

#### (1) “各國律例”

六法か辞典にあるもの：なし

六法と辞典にみえないもの(2語)：例制 各國律例

#### (2) 《萬國公法》

六法か辞典にあるもの(12語)：法院 公約 全權 特權 特約 性法 原權 越權  
約款 內國法 萬國公法

六法と辞典にみえないもの(13語)：公師 罰款 外法 海法 囑遺 擅約 常約 初  
擬 海案 恆約 私條 約據 和權 國約 強償 私戰 刑權 上權 戰權  
內公法 外公法 原告者 代辦者

#### (3) 《公法便覽》

六法か辞典にあるもの：なし

六法と辞典にみえないもの(16語)：案犯 半權 代訊 犯例 公律 軍例 律書 民  
權 訟案 投控 刑司 座罪 公法家 公法師 公法院 律法家

#### (4) 《法國律例》

六法か辞典にあるもの(1語)：見證人

六法と辞典にみえないもの(28語)：過權 民律 晰訟 押賬 保質者 承審官 懲  
愆司 代辦人 代辦者 代訴人 定讞處 悔過房 監審官 理事坊 息訟官  
中保人 作證人 承受遺產 刑曹衙門 民律定範 民律指掌 沾潤遺產 承受  
遺產者 承受遺產人 沾潤遺產者 相繼接產者 護屈伸冤者 總司刑曹衙門

#### (5) 《公法總論》

六法か辞典にあるもの(2語)：律師 不合法

六法と辞典にみえないもの(5語)：便法 局外國 律法師 審問堂 審判堂

#### (6) 《各國交涉公法論》

六法か辞典にあるもの(1語)：中立國

六法と辞典にみえないもの(20語)：控詞 賠款 審堂 問案 查問官 代訴者 法  
刑部 公律法 國律法 會審堂 控告人 律法堂 審問官 交涉便法 交涉公  
法 平常律法 幫審人員 拿人牌票 陪審人員 天然律法

#### (7) 《各國交涉便法論》

六法か辞典にあるもの(1語)：陪審

六法と辞典にみえないもの (17 語) : 律司 私律 商律 特律 刑院 不合律 代訴  
官 公律家 陪審官 陪審者 平常律 聽訟官 刑律官 刑律家 交渉私律  
交渉私法 刑司衙門

(8) 《游歴日本圖經》新造語なし

(9) 《日本國志・刑法志》

六法か辞典にあるもの : なし

六法と辞典にみえないもの (8 語) : 附刑 勒押 罪質 傳喚狀 附帶罪 國事罪 現  
行法律 禁治産業

(10) 《日本變政考》

六法か辞典にあるもの : なし

六法と辞典にみえないもの (15 語) : 訟紙 辱刑 徒場 誠刑 裁判院 懲役法 監  
獄局 控訴法 訴訟律 刑法局 行法官 正法衙 治外權 治罪律 訴訟稟狀

(11) 《萬國公法要略》

六法か辞典にあるもの : なし

六法と辞典にみえないもの (5 語) : 海權 海律 地權 戰律 刑司署

(12) 漢訳《萬法精理》

六法か辞典にあるもの : なし

六法と辞典にみえないもの (2 語) : 紹續法 紹續人

(13) 《法意》

六法か辞典にあるもの (1 語) : 遺囑人

六法と辞典にみえないもの (15 語) : 法簡 翻訴 公彈 公獄 鍍罰 火訊 憲權 裁  
判員 承産人 國民法 會審員 刑法權 政法家 自然律 自繇權

(14) 《新譯日本法規大全》

六法か辞典にあるもの (2 語) : 證物 褫奪公權

六法と辞典にみえないもの (3 語) : 私訴權 私訴時効 公訴時効

(15) “大清新法令”

六法か辞典にあるもの (29 語) : 幫審 從刑 羈押 假釋 拘票 護照 民庭 刑庭  
大理院 單行法 擔保人 既遂罪 檢察廳 檢察長 看守所 判決書 起訴權  
侵占罪 審判廳 傷害罪 嫌疑人 現行律 行刑權 執行權 準正犯 準從犯  
禁治産人 審判衙門 行刑時効

六法と辞典にみえないもの (61 語) : 開審 平權 提訴 刑案 院控 專約 保釋放  
保證銀 單獨罪 典獄卒 法律館 法學院 附帶犯 過失罪 監禁所 檢察局  
警法司 拘留場 拘留刑 俱發罪 累犯罪 律學館 破産律 商律館 審判所  
審判院 司法处 搜查票 提法司 違警律 未決犯 現行例 習慣犯 已決犯  
執法司 裁判衙門 得權時効 地方治權 法律學堂 理刑司員 民事訴狀 司

法衙門 訴訟文書 聽訟衙門 現行律例 現行刑法 現行刑律 刑事訴狀 未  
決人犯 無罪判決 已決罪犯 有罪判決 證憑物件 終審衙門 准造意犯 自  
治法權 最優待國 被告辯護者 民事訴訟律 刑事訴訟律

(16) 《普通百科新大詞典》

六法か辞典にあるもの：なし

六法と辞典にみえないもの(5語)：幫助罪 調査法 牙保罪 下水處分法 下水排除  
法

(17) 《法律辭典》(103語)：扣押 主權利 主契約 從權利 當事人 懲罰權 第三  
人 永佃權 用水權 主物權 能力人 再抗告 身分權 私證書 取回權 相  
對權 抵押權 形成權 背信罪 恐嚇罪 從物權 從契約 救濟權 專屬權  
票據法 期待權 需役地 墮胎罪 審判籍 審判長 贈賄罪 繼承法 羈束力  
公證書 強制罪 公海法 他物權 主判決 主義務 再扣押 行政罰 安設權  
抑止權 私海法 抵銷權 流水權 從義務 商號權 疏水權 集合犯 反致法  
準據法 禁制權 煽惑罪 需介權 賭博罪 檢查權 騷擾罪 聽許法 公使權  
公證權 庇蔭權 受遺人 繼承分 貪利罪 提減權 溯求權 罰則法 審判權  
繼承人 繼承權 假扣押 不告不理 立法解釋 成文憲法 法庭地法 準誣告  
罪 民事制裁 類推解釋 責任能力 不作為犯 未決羈押 占有訴權 占有訴  
訟 可動憲法 別除權人 家督繼承 特別刑法 時效停止 國際商法 國際海  
法 實行未遂 遺產繼承 固定憲法 復反致法 準禁治產人 不完全行為 法  
院編制法 姦淫猥褻罪 遺產承受人 正當防衛權 永久局外中立

(18) 《中國法律大辭典》(102語)：押票 押所 捕票 退庭 典權 役權 罰役 侵  
權 工權 申誠 常業犯 徐行犯 代辦權 監護人 裁判書 要保人 加害人  
即成犯 教唆犯 公司法 土地法 主行為 人役權 再訴願 創制權 受賄罪  
和姦罪 商會法 回贖權 委任人 對世權 工會法 工廠法 幫助人 彈劾法  
彈劾權 撤銷權 集合物 檢察署 永續犯 法定刑 準故意 漁會法 營業犯  
程序法 經理權 罷免權 考試法 考試權 行刑場 複決權 親屬權 設堰權  
詐婚罪 誹謗罪 財政罰 軍事犯 輕檢束 追索權 造意人 重禁閉 鴉片罪  
供役地 出庭權 政府權 有資力 相對人 正當權 正權利 準過失 監察院  
監護權 社員權 軟禁閉 輪姦罪 違警罰 重檢束 上訴狀 上訴人 自訴人  
搜索票 承審員 未成年人 地上權人 地役權人 抵押權人 準侵占罪 自然  
權利 被上訴人 被彈劾人 司法獨立 民定憲法 國定憲法 柔性憲法 準偽  
造罪 軟性憲法 不成文憲法 湮滅證據罪

(19) 《六法全書》(10語)：覆判審 民事庭 民事狀 起訴書 上訴書 司法部 嫌  
疑犯 刑事庭 刑事狀 自訴狀



(20)《法律大辭書》(424 語):案由 本刑 從罰 單犯 妨犯 法域 附約 公空 領  
河 領陸 另約 免證 全招 他造 提票 物法 物證 新訴 宥減 原訴  
證料 證題 贅夫 酌科 助證 主證 幫審員 幫助犯 保護狀 本契約 本  
體法 庇護權 必然犯 補充法 補充權 不枉法 不為罪 不執行 不忠罪  
裁定書 採礦權 財政犯 常習犯 查問權 撤回權 懲戒權 承攬人 成年人  
承認權 承受人 持續犯 傳觀法 處分權 出庭狀 從屬權 從行為 催告權  
大歸化 代替權 單獨犯 大逆罪 大憲章 得有權 典權人 典獄官 締約權  
對抗力 對抗權 對行犯 獨立犯 獨立罪 法曹法 法律審 反定法 防險權  
放逐權 犯罪地 犯罪時 犯罪學 法學派 非常罪 否決權 副保證 複本籍  
副共犯 復歸權 復任權 覆審說 副正犯 根本法 個人權 隔隙犯 公妨犯  
公告發 公解釋 共領地 供述書 共行犯 公義務 共有人 管領權 觀望權  
股東權 歸化人 過水權 固有權 海盜罪 海洋法 海員法 航空法 合議庭  
合議制 環境證 幻覺犯 賄賂罪 混合犯 獲得權 護送權 互有權 假登記  
假命令 檢察處 檢察權 鑑定書 監督權 姦非罪 疆界權 監視權 建議權  
監獄法 結果犯 結合犯 介入權 解散權 接續犯 警察罰 警察犯 經過法  
境界權 緊急權 禁煙法 禁止權 舉動犯 聚合犯 聚合物 拘留犯 拘留監  
軍政權 拘束力 居住權 抗辯權 抗敵罪 考績法 可能權 扣減權 扣押物  
勞動法 勞動權 勞工法 累行犯 領海權 臨檢權 留置物 略誘罪 買回權  
命令權 民族法 謀判罪 能為權 偶發犯 排水權 判例法 叛亂罪 賠償金  
平等權 平時法 批准書 普通犯 搶奪罪 輕過失 輕禁閉 輕微犯 請願權  
情狀證 親屬法 契約法 權利人 權力人 權利刑 確定力 人格者 認可書  
任命權 入漁權 商標權 赦免權 審查權 身分犯 身分刑 勝訴人 審計法  
失格人 實害犯 使節權 時際法 市民法 事實審 使用權 實質犯 狩獵法  
狩獵權 收買權 授權人 受遺權 受益權 收益權 屬地法 屬人法 司法法  
私妨法 私告發 私解釋 私義務 寺院法 搜索權 所繼人 訴願書 探礦權  
他權人 特別犯 特留分 條件說 條約國 條約權 鐵道法 提減權 提審法  
提審票 提審狀 同等權 通姦罪 統計法 同時犯 統一法 脫逃罪 委付權  
委任書 危險犯 違約金 違約人 偽造人 偽證罪 無國籍 物權法 誤想犯  
相對方 現實法 效果法 小審會 小學法 行賄罪 姓名權 形式法 刑事犯  
形式犯 刑事學 行為犯 行政犯 信用權 希望權 宣戰權 宣戰書 言辭證  
嚴格法 議會法 意見罪 已決囚 引渡犯 引渡狀 應繼分 因果律 影像權  
銀行法 義務人 用堰權 有形人 原典權 原因說 預算法 再辯論 再歸化  
再抗辯 再拿捕 占領地 占有人 戰爭法 戰爭權 詐欺罪 貞操權 偵查權  
正權限 執法者 智能犯 質權人 質問權 執行力 執行庭 秩序罰 仲裁書  
重國籍 重過失 中立法 中學法 重要犯 轉定法 轉致法 追償權 準共有

準委任 準物權 準再審 準則法 準自認 著手犯 自保權 自權人 自然力  
 自物權 宗教法 組成物 租賃權 尊嚴權 租稅犯 組織法 保險業法 被代  
 理人 被害主體 被教唆人 被繼承人 被中立國 不成文法 不溯既往 不引  
 渡犯 當然論法 第二義務 第一義務 罰金追徴 法律擬制 反對論法 犯罪  
 場所 複數選權 概念法學 共審制度 公證文書 國家賠償 教育會法 交戰  
 法規 舉證責任 礦業權者 類推論法 留置權人 例外法規 論理法學 強理  
 論法 聲請迴避 受監護人 司法官署 司法機關 司法狀紙 訴訟標的 枉法  
 贓罪 違警罰法 勿論論法 行政處罰 行政復議 行政賠償 行政強制 永佃  
 權人 用益權人 漁業權人 再抗告人 制裁權利 中立法規 準假處分 著作  
 權法 著作權人 自然犯罪 自然法則 自治權能 頒發命令權 頒給榮譽權  
 不可侵犯權 藏匿犯人罪 發明專利權 公共危險罪 毀棄損壞罪 禁止侵入權  
 局外中立法 鎗炮取締法 請求除去權 請求防止權 請求返還權 三級三審制  
 實用新案權 數所為一罪 四級三審制 土地收用權 土地徵收法 偽造貨幣罪  
 偽造文書罪 偽造印文罪 刑罰適應性 學位授予法 沿海貿易權 議案提出權  
 永久中立國 郵政儲金法 越界建屋權 竹木刈除權 準國際私法 鑄造貨幣權  
 自由交通權 偽造度量衡罪 侵害墳墓屍體罪

### 1.2.2 転用語

上記の新造語と同様に各資料と転用語 76 語を挙げるが、(5)《公法總論》、(8)《游  
 歴日本圖經》、(9)《日本國志・刑法志》、(10)《日本變政考》、(11)《萬國公法要略》、  
 (14)《新譯日本法規大全》、(16)《普通百科新大詞典》からは新出の例を見出すこと  
 ができなかつた。

#### (1) “各國律例”

六法か辞典にあるもの (3 語) : 公法 道理 義理

六法と辞典にみえないもの : なし

#### (2) 《萬國公法》

六法か辞典にあるもの (7 語) : 初審 權利 國法 私權 司法 責任 主權

六法と辞典にみえないもの (7 語) : 常例 法師 法堂 局外 内法 審權 天法

#### (3) 《公法便覽》

六法か辞典にあるもの (1 語) : 法家

六法と辞典にみえないもの : なし

#### (4) 《法國律例》

六法か辞典にあるもの (1 語) : 上訴

六法と辞典にみえないもの (2 語) : 民例 訴出

(6) 《各國交渉公法論》

六法か辞典にあるもの (2 語) : 判事 訟師

六法と辞典にみえないもの (1 語) : 律堂

(7) 《各國交渉便法論》

六法か辞典にあるもの : なし

六法と辞典にみえないもの (2 語) : 律家 律院

(12) 漢訳《萬法精理》

六法か辞典にあるもの (1 語) : 緩刑

六法と辞典にみえないもの (1 語) : 法部

(13) 《法意》

六法か辞典にあるもの : なし

六法と辞典にみえないもの (3 語) : 理官 司李 廷鞫

(15) “大清新法令”

六法か辞典にあるもの (3 語) : 拘役 領域 原審

六法と辞典にみえないもの (2 語) : 法科 續犯

(17) 《法律辭典》(2 語) : 撤銷 停戰

(18) 《中國法律大辭典》(3 語) : 退保 追復 五權

(19) 《六法全書》(1 語) : 追訴

(20) 《法律大辭書》(24 語) : 駁斥 常罪 撤回 承攬 陳述 傳喚 初判 發回 法  
境 歸宗 能權 旁證 認領 實證 四權 要約 一造 約法 主罰 追對  
酌減 滋擾 罪體 租賃

## 第二節 中国製法律新語の創出

### 2.1 在華宣教師の創出した法律新語

在華宣教師が翻訳に参加した法学文献（“各國律例”、《萬國公法》、《公法便覽》、《法國律例》、《公法總論》、《各國交渉公法論》、《各國交渉便法論》、《萬國公法要略》）にみられる中国製法律新語を、在華宣教師の創出した法律新語（在華宣教師の新語）とみなして、その特徴を考察した。在華宣教師の新語の特徴は4点あり、新造語が多いこと、転用語がより定着しやすいこと、《萬國公法》の法律新語が最も多く定着したこと、同義語が多数存在することである。

在華宣教師の新語は中国製法律新語全体と同じく新造語が大多数を占めたが、民国期にみえる法律新語を見ると、新造語は136語中7語で12.5%、転用語が20語中13

語で65%と、転用語が民国期に残存する割合が圧倒的に高いことがわかる。法律新語に占める割合を法律新語創出の生産性として、民国期において継続使用される法律新語を定着した新語と考えた場合、生産性は新造語が高く、定着率は転用語が高いという特徴が明らかになる。これは在華宣教師の新語だけに見られる傾向ではなく、中国文人の創出した新語や中国製法律新語全体にも共通する傾向である。

在華宣教師の新語の全数156語のうち30語は定着した法律新語であるが、その30語の19語をマーティン訳《萬國公法》新出の法律新語が占めており、“各國律例”新出の1語も《萬國公法》に使用されているため、それを加えると《萬國公法》は在華宣教師の新語の実に7割を占めることになる。在華宣教師のなかで中国語の法律語に最も深い影響力を持っていたのはマーティンと言えるが、マーティン等が漢訳した《公法便覽》新出の法律新語が民国期にわずかに1語しかみられないため、一概にマーティンが新語の創出に関与した法律新語が中国社会に普及したとも言えないようである。

《萬國公法》の法律新語が多数定着できた原因は2つ考えられる。ひとつは第二章で述べたように、《萬國公法》は中国に国際法を広めた漢訳書であり、その新語は数多くの法学書に継受されることで定着につながったため、先駆的な役割と時代的な優位性を持っていた。

もう一点は定着した30語を日本語の法律語と対照させると26語が日本語としても用例をもつとわかった。このことは在華宣教師の新語が日本語の法律新語となんらかの相関性があること想起させるが、それは在華宣教師の新語の多くが日本を経由して民国期に定着した可能性を示唆している。本研究の調査した資料において《萬國公法》だけが日本語の法律語に影響を与えたという結果を得た。そして民国期に定着した《萬國公法》の法律新語19語のうち日本語でも使用した法律新語は17語があり、偶然の一致と言うにはあまりにも奇遇であろう。中国語が日本語の法律語を借用する際に日本語に定着していた《萬國公法》の法律新語をも同時に借用したと考えられる。

《萬國公法》の新語のほかに“陪審、上訴、不合法、中立國”なども日本語の法律語として定着しているため、日本経由で民国に定着した可能性が出てくるが、日本語からの借用語であると判断するには根拠が弱いので、その可能性があることを指摘することにとどめておきたい。

在華宣教師の新語全体を見ると同義語が多いことも特徴のひとつである。例を挙げると、“各國律例”の“公法”に対して《公法便覽》の“公律”があり、《萬國公法》の“海法”に対して《萬國公法要略》の“海律”、《公法總論》の“不合法”に対して《各國交渉便法論》の“不合法律”、同じく《公法總論》の“局外國”に対して《各國交渉公法論》の“中立國”などのように翻訳者間や文献間の不同もあれば、《萬國公法》の“法院”と“法堂”や、《公法便覽》の“公法家”と“公法師”、《各國交渉便法論》の“陪審官”と“陪審者”、“刑律官”と“刑律家”などのように文献内での同一概

念複数表記も少なくない。

## 2.2 中国文人の創出した法律新語

在華宣教師が翻訳や著述に参加していない法学文献（《游歴日本圖經》、《日本國志・刑法志》、《日本變政考》、漢訳《萬法精理》、《法意》、《新譯日本法規大全》、“大清新法令”）にみられる中国製法律新語を、中国文人の創出した新語（中国文人の新語）とみなして、その特徴を考察した。中国文人の新語の特徴は5点あり、新造語が多いこと、転用語がより定着しやすいこと、“大清新法令”の法律新語が多く定着したこと、同義語が少数みられたこと、新語語の創出に和製法律新語の影響を受けていることが挙げられる。

中国文人の新語は総数が141語で新造語と転用語の比率は「131:10」で、新造語が9割以上を占めたが、定着した新語を見ると、新造語が131語中32語で24%、転用語が10語中4語で40%と転用語の方が定着率が高いことがわかる。新造語の生産性が高く、転用語の定着率が高いことは在華宣教師の新語と同じ傾向を示した。

定着した新語は36語の約9割の32語を“大清新法令”が占めており、“大清新法令”新出の法律新語95語の3割強の新語が民国期に引き継がれた理由として次のことが考えられる。ひとつは“大清新法令”が清朝政府の上諭、奏折および法典草案を収録しており、権威ある文書に使用された、言わば政府公認の法律新語であったことがいえる。いまひとつは、民国政府が清朝時代に編纂された法典草案を受け継ぎ、修訂を加えて公布施行したことに起因するのだろう。“從刑、假釋”などはまさに刑法草案に用いられた中国製法律新語である。

中国文人の新語を在華宣教師の新語と比較すると、在華宣教師の新語とは対称的に同義語があまりみられなかった。例えば、《日本國志・刑法志》の“現行法律”と大清新法令の“現行律”、“現行律例”や、《日本變政考》の“訴訟稟狀”と“大清新法令”の“訴訟文書”、《新譯日本法規大全》の“證物”と“大清新法令”の“證憑物件”、“大清新法令”の“未決犯”と“未決人犯”など少数の同義語があるものの多くはない。

そして中国文人の新語のもうひとつの特徴は新造語の創出に和製法律新語との関わりが深いことである。次表に中国文人の新語に先行用例を持つ和製法律語の例をいくつか挙げた。

次表から中国文人の新語は和製法律新語に基づいて1字を入れ替えていること、和製法律新語の表記を圧縮していることが窺える。殊に“附刑、紹續法、褫奪公權”などは日本語原典の漢訳書に見える中国製法律新語であるため、和製法律新語を改造して成立したと推察して間違いないだろう。

表 4-1 和製法律新語を基に創出した中国製法律新語

日本書	和製法律語	中国文人の新語	中国書
『刑法』	附加刑	附刑	《日本國志・刑法志》
『佛蘭西法律書』	徒刑場	徒場	《日本變政考》
	訴訟法	訴訟律	
	治罪法	治罪律	
	裁判所	裁判院	
東京日日新聞	治外法權	治外權	
何礼之訳『萬法精理』	相續法	紹續法	漢訳《萬法精理》
『泰西國法論』	相續人	紹續人	
『國體新論』	自由權	自繇權	《法意》
『讀加藤弘之君人權新説』	自然法	自然律	
『刑法』	剥奪公權	褫奪公權	《新譯日本法規大全》
『治罪法』	保證金	保證銀	“大清新法令”
何礼之訳『萬法精理』	裁判廳	審判廳	
『民事訴訟法』	現行法	現行律	
『刑事訴訟法』	民事訴訟法	民事訴訟律	

この他に和製法律新語ではないが、日本語のフレーズを改良して創出されたと考えられる中国製法律新語がある。《日本國志・刑法志》の“國事罪”は明治『刑法』の「國事ニ關スル罪」から、“附帶罪”は明治『治罪法』の「國事ニ關スル罪」からの翻訳で、《新譯日本法規大全》の“私訴權”は明治『刑事訴訟法』の「私訴ヲ為ス權」から翻訳された中国製法律新語であると思われる。このように中国文人の新語の一部は和製法律新語と深い相関性をもっている。

また民国期の中国製法律新語にも同様の手法で創出されたと考えられる新語がある。例えば「当事者」に対する“當事人”、「博奕罪」に対する“賭博罪”や、「主たる權利」からの“主權利”、「従たる物權」からの“從物權”などがある。

### 2.3 法律辞典に見られる法律新語

中国製法律新語のうち筆者が調査した資料の限界により民国期の法律辞典に初出例を求めざるを得ない新語も多数ある。在華宣教師の新語でも中国文人の新語でもない《法律辭典》、《中国法律大辭典》、《法律大辭書》にある中国製法律新語を、法律辞典の新語としてその特徴を述べる。

法律辞典に見られる法律新語（法律辞典の新語）は、転用語が少ないこと、3 字語が最多であること、後接 1 字語素が前接 1 字語素よりも多いことなどの特徴がある。法律辞典の新語は転用語が 29 語と全体の 4 割弱とかなり多いことがわかる。転用語はすべて 2 字語であるが、新造語の全数に占める 2 字語の割合が極少ないため、法律辞典の新語全体からみても 2 字語は少数である。それに対して 3 字語は最も数が多く大きな存在感を示している。

3 字語は 2 字語素と前接 1 字語素か後接 1 字語素から形成されており、2 字語素と後接 1 字語素の構成をとる 3 字語の方が、前接 1 字語素と 2 字語素からなる 3 字語よりも圧倒的に多数である。後接 1 字語素として「一法、一権、一罪、一犯」などが多用され、前接 1 字語素としては「主一、従一」がやや多く、「重一、軟一、再一、準一」はあまり用いられていない。

このことから、民国期における法律新語の創出は、2 字語よりも 3 字語を使用する傾向にあり、3 字語は 1 字語素を利用したパターン化した方法で新語を創出していたとわかる。後接 1 字語素の「一法、一権、一罪、一犯」などで大量に新語が創出された背景には、民国期に法規、刑罰の細分化が進展している社会情勢が反映されている。

法典草案を収録した“大清新法令”でも 3 字語が大きな比重を占めたことは、民国期に完成した六法の傾向と同じである。他方で、法規条文の翻訳を収めている《日本國志・刑法志》と《新譯日本法規大全》に中国製法律新語が少数しか現れなかったのは、両書が日本語原典からの漢訳であるため、法律新語のほとんどを和製法律新語が占めていたためである。

## 2.4 廃語となった法律新語

### 2.4.1 廃語の要因

中国製法律新語に限らず新語は発展の過程で 3 つのパターンに分かれる。①社会に広まり定着し使用され続ける。②一定期間使用された後に別の語彙に取って代わられる。③社会に広まることなく個人使用に留まる。②と③の場合が廃語に当たる。本章第一節で提示した中国製法律新語のうち民国期にみられない（16 番までの資料で六法と辞典にみえない）法律新語を、ここでは廃語と見なして論を進める。

中国語の廃語について葛本儀の《汉语词汇研究》（1985）は語彙が発展、変化する一面として使用されなくなった廃語について簡明に論述した。廃語（“旧词消亡”）の要因について葛氏は、1) “旧事物的消亡引起旧词的消亡”、2) “事物名称的改变引起旧词的消亡”、3) “社会发展和交际需求的改变引起了旧词的消亡”、4) “词汇系统的调整与

規範引起旧词的消亡”の4点を指摘した<sup>166</sup>。葛本儀（1985）が指摘する廃語は“旧词消亡”であるため、法律新語の廃語の分析では1)、3)、4)は該当しない項目になる。2)は上述した②がこれに相当しており、“法堂、民律、私律、訟案、公法家、公法師、局外國”などがある。これらは複数の資料に用例を確認できる中国製法律新語であるが、民国期には使用されなくなった。そしてマーティン訳《萬國公法》から長い期間使用されていた“萬國公法”も②の廃語の1例である。

法律新語の場合、広く社会に浸透することができなかつたことが廃語となつた最大の原因だと考えられる。例えば、《法國律例》(1880)は19世紀に非常に影響力をもつていたフランス法典を全訳したにもかかわらず、“過權、理事坊、息訟官、民律指掌、承受遺產人”などの法律新語は他の資料には用例がなく、全く継承されることがなかつた③の廃語である。ほかにもマーティン訳《萬國公法》の“海法、上權、動物、植物”、《公法便覽》(1878)の“公法院、民間公法”、《公法總論》(1894)の“審判堂”、《各國交渉公法論》(1894)の“控告人、律法師、天然律法”、《各國交渉便法論》(1894)の“刑院、不合律、刑律官、交渉私法”、《日本國志・刑法志》の“附刑、傳喚狀、附帶罪”、《日本變政考》(1898)の“控訴法、治外權、治罪律”、《萬國公法要略》(1903)の“戰律、刑司署”、《法意》(1904-1909)の“鍰罰、公獄、理官、司李、自繇權、自然律”、大清新法令にある“審判所、民事訴狀、司法衙門”などはともに筆者が調査した範囲では③の廃語に属する。

これらの廃語が定着できなかつた背景として清末社会の特殊性が指摘できる。19世紀後半から積極的に法学書の漢訳が行われたが、その専門知識ゆえに読者は外交官、法学者および法学者を志す学生、新知識に関心をもつ文人など一部の人々に限られていたと考えられ、漢訳書とその法律新語は限定された範囲にのみ流通したのである。また19世紀末から20世紀初頭にかけては体系化された和製法律新語が怒涛のごとく中国語に流入したことで、中国製法律新語が対抗できなかつた側面もあると思われる。これは廃語に取って代わつた法律新語に和製法律新語が少なくないことを見れば明らかである。

<sup>166</sup> 葛本儀（1985）はこの4点について次の例を挙げている。1)は“皇帝、状元、巡捕、丫环、书童”など。2)については“目”に対する“眼睛”、“履”に対する“鞋”、“惧”に対する“害怕”、“寝”に対する“睡觉”、“戏子”に対する“演员”などの例を挙げた。この举例から推測するに、通時的視点から語の変化を捉えているとわかる。3)については、かつて牛の名称には“牯(母牛)、特(公牛)、犝(黄毛黑唇的牛)、犊(二岁的牛)、犝(三岁的牛)、犝(四岁的牛)”などがあつたが、以前に比べて牧畜業への関心が低下したため、これらの語彙は“牛”1語によって担われている。同様に豚には“豕(母猪、大猪)、豚(小猪)”などの呼称があり、馬には“騾(高七尺的马) 駃(高八尺的马) 騾(三岁的马)”などの呼称があつたが、現在は“猪”、“马”で総括するようになった。このように3)は細分化された表現が時代の移り変わりにより、総括的な表現に移行する例を指している。4)は“德律风、瓦斯”が消失して、“电话、煤气”を使用している例を挙げているため、音訳語から意識語への転換、あるいは多音節単純語から複合語への転換をさしている。



廃語に対して定着した法律新語には中国製法律新語と和製法律新語のどちらも存在する。また新語に代わって既存語が定着する場合もある。中国製法律新語による代替の例としては、“法堂、理事坊、審判堂”に対する“法院”、“局外國”に対する“中立國”、“附刑”に対する“從刑”などがある。和製法律新語による代替の例としては、“刑權”に対する“司法權”、“法師、律法師、律法家”に対する“法學家、法學者”、“天然律法”に対する“自然法”、“萬國公法”に対する“國際法、國際公法”や“司城爾律”(civil law)に対する“民法”などがある。既存語による代替には“喀迪思、迦狄”(cadis)に対する“法官”や、“孤理密律”(criminal law)に対する“刑法”などの例がある。

#### 2.4.2 新語の競争による廃語の産出

法律新語の考察において廃語を加えることで発展の段階性、発展の連続性、新語創出の傾向などが一層浮き彫りになってくる。発展の段階性という点では“局外、中立→局外中立”や、“公法之私條→交渉便法→交渉私律、交渉私法→國際私法”などの例を挙げることができる。“局外”は中立の意味で“中立”と並行してマーティン訳《萬國公法》(1864)に使用され、複数の翻訳書に継承されながらアレン訳《萬國公法要略》(1903)での“局外中立”の使用につながった。ただ“局外中立”は《萬國公法要略》(1903)での用例に先行して日本語では加藤弘之訳『國法汎論』(1876)に使用例があるため、和製法律新語の影響を受けている可能性はある。また“局外、中立”から“局外國、中立國”という複合語が創出されたのも新語発展の段階性を示す例である。國際私法を意味する“公法之私條”はマーティン訳《萬國公法》に用例があり、フライヤー訳《各國交渉公法論》(1894)では“交渉便法”を國際私法の意味に用いて、さらにフライヤー訳《各國交渉便法論》(1894)では“交渉私律、交渉私法”も使用した。最終的には和製法律新語の「國際私法」がそれらの新語に取って代わり現在まで継続して使用されている。このように廃語となった新語と定着した新語を総合的に考察することで、法律新語の発展の段階性が見えてくる。

発展の連続性については上述した“公法之私條→交渉便法→交渉私律、交渉私法→國際私法”の例にも見られるように、廃語となった新語と定着した新語には共通点が見出だせる。“公法之私條”においては國際私法を國際公法の一部と扱う嫌いがあるが、“交渉便法”は“交渉公法”(國法公法)と対等のレベルにあり、國際私法を國際公法と同一のレベルに持ち上げていることが読み取れる。それを受けてさらに“便法”を“私律、私法”に切り替えたと思われるが、“私律、私法”は“私條”とも繋がり法律新語に明白な連続性を確認することができる。

また、《日本國志・刑法志》(1895)の“傳喚狀”は和製法律新語の「召喚狀」に影響された新造語と推測されるが、既存語の“傳票”と「召喚狀」を掛け合わせた結果

かもしれない。《法意》(1904-1909)の“自然律”は和製法律新語の「自然法」と関連性が強そうであるが、《各國交渉公法論》(1894)の“天然律法”とも通じるところがある。

新語創出の傾向については場所を表す後接語素に注目してその1例を示したい。中国製法律新語には場所を表す後接1字語素が多数あるが、定着した新語に限定すると“一院(2)、一廳(2)、一所(1)、一衙門(1)”の4種だけになる(括弧内は用例数)。これだけでは4種の後接語素の造語能力を判断することはできないが、廃語となった新語の場所を表す後接語素を合わせると次のようになる。“一院(8)、一衙門(8)、一堂(8)、一司(6)、一所(3)、一局(3)、一館(3)、一廳(2)、一庭(2)、一處(2)、一部(2)、一場(2)、一署(1)、一坊(1)、一房(1)”。後接語素に“一院、一衙門、一堂”を用いる法律新語が最も多く、“一司”を用いる例はそれに次ぐとわかり、これらは造語能力が強いと言える。そして用例数が多い“一堂”と“一司”で構成された法律新語でも全て廃語となった。“一堂”と“一司”を後接1字語素にもつ法律新語が定着できない原因は一概には言えないが、“法院”と“法堂”のように“一院”など他の後接1字語素との対立に敗れたものもあれば、“按察司”があるように伝統的な古い印象をもつ“一司”の使用を回避したものもあると考えられる。なお、“一院、一所、一廳”は和製法律新語でも使用される後接語素であり、日本語との関係性も覗かせている。

以上のことから、廃語を加えた法律新語の考察は法律新語の形成史をより鮮明に描くために重要な要素であるとわかる。

## 2.5 まとめ

中国製法律新語を新語創出の視点から在華宣教師の創出した法律新語、中国文人の創出した法律新語、法律辞典の法律新語に3分類してそれぞれの特徴を確認したが、共通していたのは新造語が多く、転用語が少数であったことである。法律新語の創出において新造語の生産性が高いことが明白になった。

在華宣教師の新語がもつ同義語の多さは第二節の3分類において在華宣教師の新語が早い時期にあったことを考えると、法律新語の創生期であるために法律新語の未統一という現象が確認されたとも言えそうである。それに後続する時代にあたる中国文人の新語は同義語が少なく、法律語が整備されてきている印象を受ける。この時期は中国製法律新語における同義語が多くみられなかった背景には、和製法律新語の存在があり、中国文人の文献には多数の和製法律新語が使用されていた(第三部を参照)。和製法律新語の影響もあり多数の中国製法律新語は和製法律新語と深い相関性をもっていた。

法律辞典の法律新語からは3字語による法律新語の創出が発展していたことが窺えた。廢語については廢語となった要因と法律新語による代替の一面を考察して、廢語に一定の傾向が見えた。

### 第三節 中国製法律新語の構成

#### 3.1 既存語

既存語は法律新語に含めることはできないが、法律語の重要な要員である。中国語の法学資料にある全ての既存語を、民国期の《六法全書》と《法律辞典》《中國法律大辞典》《法律大辞書》に見えるかで分けると次の通りである。

六法か辞典にあるもの(362語)：代理 犯罪 自首 有效 再審 再犯 共犯 判決 告發 沒收 刑法 刑罰 和解 法律 保證 保釋 契約 原告 條約 特赦 被告 赦免 處分 從犯 無效 裁判 裁決 訴狀 過失 傳票 監護 罰金 審判 遺囑 遺贈 證人 證據 釋放 繼承 正犯 訴訟 扣留 事件 法理 抵押 逮捕 監禁 裁定 不法 誣告 擔保 遺產 償還 審理 職權 違法 離婚 人證 責付 債務 拘提 推事 懲戒 宥恕 契據 政權 查封 權力 死刑 法令 法例 法條 減刑 賠償 無罪 牙保 被訴 科刑 罪名 自殺 犯人 處罰 處刑 通緝 刑名 訊問 對質 具保 配偶 立法 案件 兩造 條例 宣戰 覆審 違約 拘禁 審問 會審 拘留 緝捕 監獄 徒刑 囚人 重刑 兇器 沒入 罰鍰 餘罪 贈與 違反 捕獲 再婚 保障 佐證 違背 有罪 提審 充公 違犯 條款 人犯 軍法 憑據 涉訟 殺人 詢問 懲治 法則 刑律 大赦 合法 憑證 立案 判詞 死囚 免刑 國憲 案情 出獄 判罪 刑場 檢察 囚犯 保人 受刑 媾和 七出 牙行 休戰 制裁 拿捕 報復 講和 爭訟 法制 裁可 中立 罪人 讓與 羈束 公司 許可 認可 登記 事實 詐欺 共有 解除 身分 脅迫 嫡子 宣告 命令 庶子 請求 嫡母 國權 復審 控訴 本籍 權能 法治 法學 疆界 疆域 罪狀 保全 追捕 通謀 公布 上告 詰問 準用 資力 授權 遺棄 本法 合同 異議 律例 律法 重罪 詞訟 上控 控告 盟約 和約 入籍 故殺 刑官 謀殺 密約 訟獄 稽察 辭訟 公戰 虧空 遺書 申訴 正法 恩赦 口供 禁錮 律令 典刑 公罪 擬斷 刑部 科罰 狀師 輕罪 判語 誤殺 文法 侵犯 國境 翻案 規則 初犯 訟庭 流刑 勾留 令狀 對審 押送 證左 私和 放免 判官 供狀 訴牒 私罪 刑獄 典獄 獄卒 贖刑 法案 明律 拷問 約章 憲典 獄訟 入獄 贖罪 肉刑 三犯 秋審 疑獄 獄法 公庭

招集 強迫 免責 除名 戶籍 侵害 召集 搜索 覆問 墨刑 取保 問擬  
 婚姻 護送 覆判 關提 九刑 徒法 要犯 鹽法 緩決 抵罪 斬決 監候  
 立決 越訴 獄案 法曹 明法 處決 拷訊 違令 傳訊 公斷 本犯 本案  
 犯所 犯情 在逃 收沒 串供 抄沒 沒官 私刑 奉法 宥貸 軍權 重囚  
 原籍 罪法 獄官 監牢 監候 翻供 離異 監察 監督 稽查 拘束 質問  
 成典 遺言 非法 查問 侵佔 (侵占) 犯罪人 被害人 受害人 原告人 訴  
 訟人 看守人 三不去 被害者 無資力 殺人罪 誣告罪 竊盜罪 失火罪  
 偽造罪 強盜罪 被告人 中證人 按察使 司法官 教唆者 斬立決 在監者  
 糺彈官 (糺彈官) 大理寺 干名犯義 就地正法

六法と辞典にみえないもの (443 語) : 法度 治罪 權柄 犯者 大權 罪犯 定律

默許 定法 罪案 審訊 犯法 立約 審斷 斷案 定案 審案 公案 免罪  
 犯案 逃犯 例法 審辦 治法 興訟 君權 法司 制法 理法 重案 明許  
 背約 理斷 伸冤 通例 中保 典押 專權 告狀 捕拿 加刑 違律 俘虜  
 刑典 擬罪 訟詞 條規 議和 臬司 審結 坐罪 抵償 告罪 常行 會盟  
 審法 審罰 出誥 出告 斷法 例款 論法 審察 俗法 王法 制律 捉拿  
 罪魁 定罪 定例 實權 嗣續 畫押 國土 干犯 控討 告者 強犯 押護  
 斷訟 疆土 嚴罰 争端 執權 法外 科斷 死罪 囚禁 科罪 懲罰 違例  
 公堂 聽訟 申冤 字據 常律 問罪 合約 盜案 供證 判定 規例 訴告  
 斷定 公例 審明 誤犯 故犯 背法 捕逮 法紀 通法 訂約 聽斷 伸訴  
 收押 承繼 殘殺 罰銀 命案 兇犯 定約 代控 斷給 訐告 鞠審 條律  
 提訊 罪律 罰懲 文約 代辦 相繼 投首 入官 詢詰 極刑 證見 見證  
 自供 復訴 呈控 過繼 定擬 監收 審聽 供詞 契券 例律 作證 查詢  
 規條 代訴 信讞 誣控 國律 調停 境界 律學 利權 常法 賠還 口證  
 問官 斷語 律官 審定 法官 律文 赦罪 常刑 覆訊 盜犯 判案 判斷  
 狀詞 狀紙 訴詞 審擬 兇手 律憲 訟告 查禁 科問 倩人 審官 守法  
 聽訴 律意 論罪 訟堂 審鞠 法書 聽審 承受 重審 犯刑 結案 禁律  
 賠錢 提鞠 文律 休書 訊案 軍律 禁獄 獄則 律典 首魁 囚徒 反坐  
 推問 證憑 罪證 詞狀 斷罪 罪囚 殺意 重犯 獄舍 苦役 赦宥 贈遺  
 放釋 公廷 監倉 抵當 拘引 犯狀 犯證 服役 流囚 收監 堂判 徒囚  
 刑罪 罪況 法政 刑曹 酷刑 斷獄 法憲 鞠獄 讞獄 首犯 告訟 閏刑  
 訊鞠 問刑 錮留 拘訊 讞案 研訊 罪過 籍沒 決獄 刑訊 家法 健訟  
 刑辟 法網 彈劾 左證 治獄 法吏 審決 犯律 罪科 令典 嚴刑 罰典  
 罪目 罰科 紹續 訟事 死獄 囚獄 輕刑 庶獄 牢獄 法意 法式 刑威  
 訟訴 私獄 刑憲 威刑 定讞 會鞠 訟人 息訟 供言 罪罰 訟繫 國典

公犯	刑章	國獄	哲獄	告訐	獄吏	合律	科律	聽獄	刑例	幽閉	司獄
鎖錮	罰例	監房	委託	嫡出	敕令	常赦	代審	對詰	枷号	絞犯	絞罪
軍罪	流犯	槍斃	提刑	徒犯	訊審	讞局	獄辭	斬刑	磔罪	笞罪	絞刑
詞獄	鬪殺	官媒	減罪	劫殺	解審	軍犯	凌遲	戮尸	黥罪	棄市	訟理
梟示	梟首	獄囚	質訊	坐法	遣罪	代賠	流罪	訟件	中人	朴刑	鞭刑
年刑	詞訴	徒罪	杖罪	拘拿	告舉	作罪	布告	簽押	花押	署名	要案
罪民	漢律	擬判	監犯	判罰	查抄	現犯	京控	情罪	投訴	朝審	擅殺
戲殺	罪例	絞候	斬候	情實	絞決	越獄	遣流	拘捕	罪刑	通判	不敬
犯名	行法	行法	統權	私產	私約	索討	呈訴	刑書	政法	民訟	私犯
翻詞	正審	糾彈 (糾彈)		被告者	告發者	證見人	按察司	犯罪者	不論罪		
受害者	證佐人	斷獄律		有罪者	無罪者	承產者	配偶者	無能力	委任者		
幫助者	相姦者	絞立決		斬監候	司獄官	死罪囚	提牢官	公正人	加害者		
共犯罪	累犯者	自首法		共犯者	執法官	證佐者	絞監候	受刑者	問刑官		
不敬罪	刑法官	取保釋放		二罪俱發							

### 3.2 新造語

中国製法律新語の新造語は第二節の一覧にて全数を提示した通り、新造語の全数は933語で、2字語128例、3字語666例、4字語139例、5字以上の法律新語が55例となっている。

民国期の《六法全書》と《法律辭典》、《中國法律大辭典》、《法律大辭書》に見えるものを定着した法律語とみなすならば、定着した新造語は688語で73%、2字語は58語の45%、3字語は485語の73%、4字語は97語の70%、5字以上の語は44語で80%がそれぞれ定着したことになる。3字語が圧倒的多数を占めた上に、定着した割合も相当高いため、新造語においては3字語による新語の創出が最も効率の良い方法であることを示している。また4字語と5字以上の語も高い定着率を示しているのは、民国期の法律辭典に収録された語が多いためである。

第二節に提示した一覧にある資料に基づいて新造語を3つの時代に区分して観察すると、戊戌変法以前では2字語が64語と最多で、3字語が58語と近差でこれに続くが、定着率をみると2字語が19%で、3字語が7%と両者に開きがあり、2字語が優勢であった。戊戌変法後から清末までの状況は、2字語が27語で定着率は33%、3字語は63語で定着率は30%と、3字語による新語の創出が急増して2字語の数を上回り、両者の定着率の差も縮まっている。民国期においても3字語が多数を占めて、3字語優勢の状況が定まった。

3字語は主に2字語素と後接1字語素（「2+1」）の構造をとり、前接1字語素と2

字語素(「1+2」)の構造は少数である。「2+1」の例は9割を占め、後接1字語素に「罪、法、權、犯、人、者、家、師、院、官、坊、房、司、國、堂、部、律、狀、局、衙、員、卒、所、場、票、廳、處、刑、館、例、書、長、地、籍、力、分、物、署」などを用いられ、「罪、法、權、犯、人」などの後接1字語素が多用された。「1+2」の前接1字語素に「準、主、從、不、重、軟、有、公、私、再、内、外、假」などが使用され、そのうち「準、主、從」が多用された。

4字語の場合、前接1字語素と3字語素(「1+3」)が最も少なく、3字語素と後接1字語素(「3+1」)が2割弱とやや多く、「2+2」の組合せが8割と最も多かった。前接1字語素として「準、復」が、後接1字語素として「人、員、國、法、犯」が用いられた。

5字語の場合は4字語素と後接1字語素(「4+1」)が多く、後接1字語素には「法、人、者、犯、罪、權」が使用された。

### 3.3 転用語

中国製法律新語の転用語は76語、そのうち定着したのは46語で60%と新造語の73%よりもやや低い割合を示した。転用語はすべて2字語であるため、法律語を構成する字数による定着率の差は存在しない。

新造語の場合と同様に転用語の創出時代に区分して観察すると、定着した転用語の割合は戊戌変法以前が24語中12語で50%、戊戌変法後から清末までが10語中4語で40%、民国期に30語が追加された。戊戌変法前後で定着率に多少の減少がみられたが、民国期に持ち直した。転用語も新造語と同じく清末から民国期にかけて増加する傾向を示している。

一方で、新造語の2字語による新語の創出が伸び悩んだのに対して、2字語の転用語は増加した。

転用語における新義の付与方法別にみると、語義全体が変化した例に“告訴、權利、初審、責任、上訴、訟師、緩刑”などがあり、語素義が変化した例に“公法、法師、法堂、律堂、律院、律家、五權”などがある。

### 3.4 まとめ

中国語の法律語を中国製法律新語、和製法律新語、既存語の3部分に分けることができるが、本節は中国製法律新語を中心的に考察した。

中国製法律新語の新造語は3字語が最多で、2字語がそれに次ぐ数であり、新造語全体の定着率は7割強であった。3字語は創出された数と定着した割合がともに最多

で、新造語においては3字語による新語の創出が最も効率の良い方法であることを示している。戊戌変法以前においては2字語が数と定着率の両方で3字語に勝っていたが、戊戌変法以降に情勢が大きく変化し、民国期では3字語が優勢を占めた。新造語の構成では前接1字語素と後接1字語素を用いた3字語、4字語、5字語が中心であった。転用語は全て2字語であり、定着率は6割と新造語に比べ低かった。

## 第四節 日本語に借用された中国製法律新語の考察

本節では日本語が中国語から借用した中国製法律新語の語誌を形成史と研究史を史的な視点から記述する。以下で『日本国語大辞典（第二版）』は『日国』と略記する。

### 4.1 新造語（20語）

#### (1) 法院 (court、tribunal)

初出は馬西尼（1997）によると林鍼《西海紀遊草》（1849）で、マーティン訳《萬國公法》（1864）では court と tribunal を“法院”と訳出した。《近現代辞源》（2010）は《萬國公法》（1864）の用例を挙げ、《近現代漢語新詞詞源詞典》（2001）は典拠を提示していない。“法院”は《萬國公法》（1864）の日本伝来により日本語に借用されたと考えられる。佐藤亨（2007）、『日国』は西周訳『萬國公法』（1868）を日本語の初出例に挙げた。このほか津田真道訳『泰西國法論』（1868）、何礼之訳『萬法精理』（1875）、加藤弘之訳『國法汎論』（1876）にも用例がある。

#### (2) 大法院 (High Court)

初出はマーティン訳《萬國公法》（1864）である。《近現代漢語新詞詞源詞典》（2001）、《近現代辞源》（2010）は未収録。大清新法令（1901-1911）にも用例がある。日本語では津田真道訳『泰西國法論』（1868）、何礼之訳『萬法精理』（1875）に用例がある。

#### (3) 公師 (jurist)

初出はマーティン訳《萬國公法》（1864）で、public jurist から訳出した。馬西尼（1997）、王健（2001）、崔军民（2011）には既に同様の指摘がある。《近現代辞源》（2010）、《近現代漢語新詞詞源詞典》（2001）は未収録。日本語では大築拙藏訳『萬國公法』（1882）に用例がある。後に廃語となった。

#### (4) 國約 (real treaty)

初出はマーティン訳《萬國公法》（1864）である。《近現代漢語新詞詞源詞典》（2001）、《近現代辞源》（2010）は未収録。日本語では大築拙藏訳『萬國公法』（1882）に用例がある。後に廃語となった。

#### (5) 君約 (personal treaty)

初出はマーティン訳《萬國公法》（1864）で、《近現代漢語新詞詞源詞典》（2001）、



《近現代辞源》(2010)は未収録。日本語では大築拙藏訳『萬國公法』(1882)に用例がある。後に廃語となった。

(6) 内公法 (internal public law)

初出はマーティン訳《萬國公法》(1864)で、《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)、《近現代辞源》(2010)は未収録。日本語では大築拙藏訳『萬國公法』(1882)に用例がある。後に廃語となった。

(7) 陪審 (jury)

初出は沈国威(2006)によると《智環啟蒙塾課初歩》(1856)であり、ロブシャイトの《英華字典》(1866-1869)に収録され定着して、1866年に《智環啟蒙塾課初歩》が日本で訓点を施し翻刻されたことで、“陪審”が日本語に導入された。渡部萬藏(1930)では既に初出が《智環啟蒙塾課初歩》であると指摘した。《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は“陪審員”を収録し《清議報》(1899)の用例を挙げたが、“陪審”は収録していない。《近現代辞源》(2010)は未収録。『日国』は中村正直訳『西國立志編』(1870-1871)を初出とした。箕作麟祥訳『佛蘭西法律書・刑法』(1870)にも用例がある。

(8) 人權 (human rights)

初出は《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)、《近現代辞源》(2010)によるとフライヤー編《格致彙編》(1877)である。日本の初出例として『日国』と佐藤亨(2007)は津田真道訳『泰西國法論』(1886)を挙げた。他にも箕作麟祥訳『佛蘭西法律書・民法』(1871)、何礼之訳『萬法精理』(1875)などに使用され日本に定着した。

(9) 擅約 (sponsions)

初出はマーティン訳《萬國公法》(1864)で国際法における無権限協定のことを指し、本書では“擅自立約”と訳出される。《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)、《近現代辞源》(2010)は未収録。日本語では大築拙藏訳『萬國公法』(1882)に用例がある。後に廃語となった。

(10) 私戦 (private war)

初出はマーティン訳《萬國公法》(1864)で、《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)、《近現代辞源》(2010)は未収録。日本語では大築拙藏訳『萬國公法』(1882)に用例がある。

(11) 特權 (privilege)

初出はマーティン訳《萬國公法》(1864)で“偶有之特權”と用いられた。馬西尼(1997)、王健(2001)、《近現代辭源》(2010)、崔军民(2011)には既に同様の指摘がある。《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は《清議報》(1899)の用例を挙げる。高名凱等(1958)、劉正燾等(1984)は日本語借用語と見なした。《公法便覽》(1878)、《公法總論》(1894)、《各國交涉公法論》(1894)、《各國交涉便法論》(1894)、《萬國公法要略》(1903)には“特權”の用例を見出すことができなかつたため、清末に“特權”は中国語に浸透していなかつたと考えられる。日本語での使用に触発され中国語でも使用した可能性はある。日本語の初出として『日国』は津田真道訳『泰西國法論』(1868)と福沢諭吉『西洋事情』(1866-1870)を挙げた。佐藤亨(2007)も『西洋事情』を初出とした。ほかに西周訳『萬國公法』(1868)、箕作麟祥訳『佛蘭西法律書・民法』(1871)などに用例がある。

(12) 特約 (special contract)

初出はマーティン訳《萬國公法》(1864)である。日本語では西周訳『萬國公法』に用例がある。『日国』、佐藤亨(2007)は『自由燈』(1885)を初出例に挙げた。

(13) 外法 (external law)

初出はマーティン訳《萬國公法》(1864)で、《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)、《近現代辭源》(2010)は未収録。日本語では大築拙藏訳『萬國公法』(1882)に用例があり、マーティン訳《萬國公法》の影響を受けたと推察される。《萬國公法》(1864)は“公法有内外”と述べており、「外」に当たるのが“外法”で新造語の“外公法”と同義である。

(14) 外公法 (external public law)

初出はマーティン訳《萬國公法》(1864)であり、《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)、《近現代辭源》(2010)は未収録。日本語では大築拙藏訳『萬國公法』(1882)に用例がある。後に廢語となった。

(15) 萬國公法 (international law)

初出はマーティン訳《萬國公法》で、その書名にも使用されている。《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)、《近現代辭源》(2010)は未収録。アレン訳《萬國公法要略》(1903)や西周訳『萬國公法』(1868)などのように中日で書名に使用されるなど広く流行したが、後に箕作麟祥訳『國際法』(1875)で使用された「國際公法」「國際法」に取って代わられる。

(16) 偽證

初出は《近現代辞源》(2010)によると馬礼遜《新遺詔書・馬竇傳福音之書》(1823)である。日本語としての初出例は佐藤亨(2007)によると福沢諭吉『西方事情』(1867)である。『日国』は木下尚江『良人の自白』(1904-1906)、を初出例に挙げた。箕作麟祥訳『佛蘭西法律書』(1870)にも用例がある。

(17) 性法 (natural law)

“性法”はマーティン訳《萬國公法》(1864)で初めて natural law から訳出された。崔军民(2011)には既に同様の指摘がある。渡部萬蔵(1930)、馬西尼(1997)、王健(2001)、《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)、《近現代辞源》(2010)などはこの語に言及しないか未収録である。《萬國公法》(1864)の日本伝来により“性法”が日本に移入したと考えられる。日本語の初出例として『日国』は西周訳『萬國公法』(1868)を挙げた。津田真道訳『泰西國法論』(1868)、何礼之訳『萬法精理』(1875)、加藤弘之訳『國法汎論』(1876)、大築拙藏訳『萬國公法』(1882)にも用例がある。現在は“性法”に代わり自然法が使われる。『日国』は「自然法」の初出として馬場辰猪『読加藤弘之君人權新説』(1882)を挙げていることから、この1880年代に日本語は「自然法」が「性法」にとって変わったと思われる。一方中国語では張相文等訳《萬法精理》(1902)にも“性法”があり、《法律大辭書》(1936)では“其意義與自然法相似”と解説するなど民国期においても“性法”は使用され続けていた。

(18) 原權 (primitive right)

初出はマーティン訳《萬國公法》(1864)で、“自有之原權”と用いられた。王健(2001)、崔军民(2011)には既に同様の指摘がある。《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は《新爾雅》(1903)の用例を挙げ、《近現代辞源》(2010)は未収録。日本語では大築拙藏訳『萬國公法』(1882)に用例がある。

(19) 約款 (terms of contract or treaty)

初出はマーティン訳《萬國公法》(1864)である。日本語の初出例として『日国』は『伊藤特派全權大使復命書附属書類』(1885)、佐藤亨(2007)は『井上特派全權大使復命書附属書類』(1885)を挙げた。明治の『法律大辭典』にも収録された。

(20) 越權 (exceed one' s authority)

初出はマーティン訳《萬國公法》(1864)である。《近現代辞源》(2010)で既に同

様の指摘があるが、《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は《飲冰室合集》(1910)の用例を挙げた。日本語としては『日国』が藤林忠良等『仏和法律字彙』(1886)を初出例としたが、明治の『治罪法』(1880)に用例があるため、『日国』の例証はやや遅い。

#### 4.2 転用語 (13 語)

転用語と既存語の線引きは新義が付与されたかにある。ここでは新義を付与された転用語について記述すると同時に、《漢語大詞典》が記載する在来の語義との関連についても述べる。以下で提示する語義項目は《漢語大詞典》のものであるため、典拠は割愛する。《漢語大詞典》未収の法律新語は典拠を例示した。

##### (1) 初審 (first trial)

初出はマーティン訳《萬國公法》(1864)で、《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)、《近現代辭源》(2010)は未収録。日本語での初出例は何例之訳『萬法精理』(1875)である。『日国』は『東京日日新聞』(1893)の記事を初出に挙げた。“初審”は《崇禎記聞録》に“且聞初審時，先喚童氏入内堂根究，半晌后，發大堂刑究，皇上試思内堂根究者何言？”の用例があり、最初の審理という意味で使っているが、第一審を意味する“初審”は審理の回数は問題にせず、審理過程を含めた最初の審判を指す。

##### (2) 公法 (international law 或いは public law)

新語としての“公法”は《海國圖志・各國律例》(1847)において“公法者，但有人買賣違禁之貨物，貨與人正法照辦”と解説されたが、マーティン訳《萬國公法》(1864)で international law および public law の訳語として使用された後、中日に定着した。崔军民(2011)は《海國圖志・各國律例》での用例を指摘しており、馬西尼(1997)、《近現代辭源》(2010)は international law および public law と対訳する《萬國公法》(1864)を初出例に挙げた。《萬國公法》(1864)の日本伝来に伴い日本語でも international law としての使用が広まり、西周訳『萬國公法』(1868)、津田真道訳『泰西國法論』(1868)などにはその用例が見える。“公法”には“1. 猶国法。2. 指国际法。调整各国之间的政治、经济、军事、文化等各种关系准则的总称。3. 资产阶级法学中指与国家利益有关的法律，如宪法、行政法等。区别于‘私法’。”の語義があるが、2と3は新義で《漢語大詞典》は典拠を示していない。1の“国法”は国内法を指しており、国際法(international law)を表す“公法”とは歴然として差異がある。“公”には“2. 公共；共同。”の意味があり、そこ

からマーティンは国家間で共有する国際法の訳語として“公法”を選択したのだろう。

### (3) 公判

初出は《近現代辞源》(2010)によると馬禮遜《華英字典・Part III》(1822)である。日本語の初出例は何礼之訳『萬法精理』(1875)にある。『日国』は末広鉄腸『雪中梅』(1886)、佐藤亨(2007)は『裁判所伺』(1881)を初出例に挙げた。《漢語大詞典》に“1. 公正評判。康有为《大同书》2. 公开宣判。把审理完结的案件当众判决。”と釈義があるが、法律新語としての用法である2には典拠が示されていない。明代の《涌幢小品》に“當無辭于大，本末既已詳明，罪案可以公判”とある。

### (4) 國法 (constitution)

初出はマーティン訳《萬國公法》(1864)であり、馬西尼(1997)には既に同様の指摘がある。《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)、《近現代辞源》(2010)は未収録。“國法”は《萬國公法》(1864)により日本語にもたらされ、西周訳『萬國公法』(1868)、津田真道訳『泰西國法論』(1868)、箕作麟祥訳『佛蘭西法律書・刑法』(1870)などにも用例がある。現在 constitution は一般に憲法と訳される。“國法”には“国家的法紀。”という語義があるが、constitution の訳語である“國法”に対しては意味が広すぎるため、《萬國公法》(1864)ではその語義を限定した用法であった。

### (5) 局外 (neutrality)

初出はマーティン訳《萬國公法》(1864)である。崔军民(2011)には既に同様の指摘がある。《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)、《近現代辞源》(2010)は未収録。日本語としては西周訳『萬國公法』(1868)に用例があり、『日国』は矢野龍溪の『経国美談』(1883-1884)を挙げた。現在は中立、局外中立を使用する。“局外”の語義は“1. 棋局之外。2. 与某事无关；与某事无关者。”であるが、《漢語大詞典》は2の典拠として薛福成《籌洋芻議》(1879)を挙げるも《萬國公法》(1864)よりも年代が下る。

### (6) 律師 (lawyer)

初出は何勤華(2004)によると《大英國人事略説》(1832)である<sup>167</sup>。この他に《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は張德彝《使英雜記》(1879)、何勤華等(2008 :

<sup>167</sup> 何勤華(2004)〈外国人与中国近代法学〉(《中外法学》2004年第4期)は筆者未見、崔军民(2011: 132)より引用した。

493)は劉錫鴻《英軺日記》(1877)、《近現代辭源》(2010)は劉錫鴻《英軺日記》(1876)、邱志紅(2011)は張德彝《隨使法國記》(1871)をそれぞれ初出例として挙げた<sup>168</sup>。日本語としては何例之訳『萬法精理』(1875)に用例がある。“律師”には“1. 佛教称善解戒律的人。2. 唐时道士按修行程度而得的称号之一。3. 传授法律知识的人。4. 专指受当事人委托或法院指定, 依法协助当事人进行诉讼, 出庭辩护, 以及处理有关法律事务的专业人员。”などの用法があるが、4 が法律新語としての語義である。3 について《漢語大詞典》は劉猷廷(1648-1695)の《廣陽雜記》を典拠としており、17 世紀には仏教や道教にまつわる呼称から法律知識を操る人物を指すに至ったことが窺えて、既に lawyer を意味する 4 の語義へ移行できるように地ならしがなされていた。19 世紀には法律の専門家としての“律師”が確立して定着した。

#### (7) 内法 (internal law 或いは internal public law)

初出はマーティン訳《萬國公法》(1864)で、《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)、《近現代辭源》(2010)は未収録。日本語では大築拙藏訳『萬國公法』(1882)に用例がある。《萬國公法》(1864)は“公法有内外”と述べており、「内」に当たるのが“内法”で新造語の“内公法”と同義である。《大詞典》に“指佛教教义。《北齐书·高元海传》”とあり、法律語の新義とは異なる。

#### (8) 權利 (right)

初出はマーティン訳《萬國公法》(1864)で、right から訳出した。渡部萬蔵(1930)、馬西尼(1997)、李貴連(1998)、王健(2001)、《近現代辭源》(2010)、崔军民(2011)はともに《萬國公法》(1864)を初出とする。《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は《出使美日秘國日記》(1893)の用例のみを挙げた。馬西尼(1997: 234)は“在日語中, 此詞始見於 1866 年 J. S. Mill 著作的一個譯本。”と指摘するも、日本の訳書名を記述していない。《萬國公法》(1864)は刊行翌年の 1865 年に幕末の開成所で翻刻されて広く読まれた経緯があり、これを契機に日本に広まったと見られる。日本語の初出例として『日国』は津田真道の『泰西法學要領』(1866)と加藤弘之の『立憲政體略』(1868)を挙げている。ほかに西周訳『萬國公法』(1868)や津田真道訳『泰西國法論』(1868)などにも“權利”の用例がある。“權利”には“1. 权势和货财。2. 指有钱有势的人。3. 谓权衡利害。4. 法律用语。指公民依法应享有的权力和利益。”の語義があるが、4 は新義で他のいずれとも似て非なる意味であることがわかる。1 の“权势”は国家および権力者の持つ人民に対する権力であるが、新義は個人が享受すべき資格・能力を指している。マーティンは“權”のもつ権力と

<sup>168</sup> 劉錫鴻の《英軺日記》の時代については 1876 年と 1877 年の相違が見られるが、参考文献の記述を尊重してそのまま引用した。

いう意味を逆にとり、上下関係を打ち消して人それぞれの権力を意識して訳語に使用したと思われる。

#### (9) 司法 (justice)

初出はマーティン訳《萬國公法》(1864)で、“司法之權”(judicial power)の用例がある。馬西尼(1997)は何如璋《使東述略並雜詠》(1877)を初出に挙げ、《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は同じく《使東述略並雜詠》の1878年の用例を、《近現代辭源》(2010)は郭嵩燾《倫敦與巴黎日記》(1877)の用例をそれぞれ初出として挙げたが、崔军民(2011)は《萬國公法》(1864)が初出であると訂正した上で、馬西尼(1997)が“司法”を日本語借用語であると誤認したことを指摘した。日本語の初出例として渡部萬藏(1930)は1868年の『政體書』を挙げた。本論文では津田真道訳『泰西國法論』(1868)にも用例があることを指摘した。“司法”は“1.官名。兩漢有決曹、賊曹掾，主刑法。历代皆有。唐制在府曰法曹参军，在州曰司法参军。宋沿唐制，諸州置司法参军。2.星官名。3.現指檢察機關或法院依照法律對民事、刑事案件進行偵察、審判。”の用法があり、古来は官職名を指していたが、近代に新義が付与された。

#### (10) 私權 (private right)

初出はマーティン訳《萬國公法》(1864)で、“人民之私權”と用例がある。王健(2001)には既に同様の指摘があるが、《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)、《近現代辭源》(2010)では未収録。日本語として佐藤亨(2007)、『日国』が加藤弘之の『立憲政體略』(1868)と津田真道訳『泰西國法論』(1868)を初出例に挙げているが、同年の西周訳『萬國公法』(1868)にも用例がある。《史記》に“秦王懷貪鄙之心，行自奮之智，不信功臣，不親士民，廢王道，立私權，禁文書而酷刑法，先詐力而後仁義，以暴虐為天下始。”とあるが、“私權”を“王道”と対比させ利己的な權勢・権力を指していると新義とは異なる。

#### (11) 天法 (divine law)

初出はマーティン訳《萬國公法》(1864)で、《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)、《近現代辭源》(2010)はこの語を収録していない。日本語では津田真道訳『泰西國法論』(1868)、何礼之訳『萬法精理』(1875)、大築拙藏訳『萬國公法』(1882)に用例がみえる。“天法”の語義は“1.上天的法度。2.太平天国稱所定的法規。”であるが、自然法の法源としての神の法を意味する“天法”とは一定の距離がある。

(12) 責任 (responsible)

初出はマーティン訳《萬國公法》(1864)である。《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は《新爾雅》(1903)、《近現代辭源》(2010)は梁啓超《新民說》(1902)の用例を挙げた。日本語の初出は松井利彦(2011)の指摘により大築拙藏訳『萬國公法』(1882)とわかり、『法律語彙初稿』(1883)にも引き継がられた。『日国』は『改正増補和英語林集成』(1886)の用例を挙げている。“責任”の語義には“1. 使人担当起某种职务和职责。2. 谓分内应做的事。3. 做不好分内应做的事, 因而应该承担的过失。”があり、3が新義で responsible に当たる。

(13) 主權 (sovereignty)

初出はマーティン訳《萬國公法》(1864)である。馬西尼(1997)、王健(2001)、《近現代辭源》(2010)、崔軍民(2011)には既に同様の指摘があるが、《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は《清議報》(1899)の用例を挙げる。日本語の初出例として馬西尼(1997)、『日国』、佐藤亨(2007)は津田真道訳《泰西國法論》(1868)を挙げた。高名凱等(1958)は日本語借用語と指摘するも、劉正燊等(1984)には収録されず日本語借用語ではないと修正した。“主權”は“1. 君主的权力。2. 有职权的官吏。3. 自主的权力。4. 国家对内高于一切和对外保卫独立自主的固有权力。”の語義があり、4が新義で権力の行使者が個人から国家へと対象が移動し、旧義と新語の関連性を維持しつつ語義に差異が生じている。



## 第十二章 和製法律新語の借用研究

### 第一節 中国語が借用した和製法律新語の一覧

以上の研究で中国語は和製法律語 528 語を借用したことになるが、全てが民国期に定着できた訳ではない。民国期の六法と法律辞典に見えるものを定着した和製法律新語と見做し、定着した語と定着しなかった語に区分して以下に全数を提示する（日本の六法と法律辞典に見える和製法律新語は下線を付した<sup>169</sup>）。

#### 和製既存語

定着したもの：公訴 私法 證書 仲裁 承諾 組合 敗訴 猶豫 取締 手續 讓渡 實家 保證人 仲裁人 相手方

定着しなかったもの：規律 火刑 取調 請負 後見 離縁 領地 後見者 相續人

#### 和製新造語

定着したもの：夫權 民權 法權 終審 法益 領空 轉質 治權 公產 准死（準死）子法 公證 反訴 犯意 母法 抗告 法人 起訴 時效 商法 復權 訴權 義務 債權 領土 領海 質權 親等 親權 法定 罰則 偽證 權限 追認 訴追 留保 特許 權原 法規 神權 勝訴 免訴 動產 圍障 刑期 證言 押收 供述 適法 故障 本權 棄權 罪別 人權 版權 稅法 瀆職 前審 行犯 占領 判例 應訴 解約 預審（豫審）契約書 破產人 司法院 行政權 告訴狀 司法省 第三審 私法人 中止犯 參政權 普通法 支配權 本國法 別除權 財產刑 第一權 第二權 絕對權 立法院 牽連犯 懲戒罰 收賄罪 政治犯 萬民法 衡平法 保險法 執行罰 專用權 對人權 決定權 漁業法 漁業權 訴願人 鑛業法 鑛業權 出版權 判決例 自治權 宗主權 不起訴 外交權 用益權 立憲國 交戰者 交戰國 共通法 行為地 作為犯 兵役法 陪審員 審判官 法制局 鑑定人 侮辱罪 主權國 任意法 集合物 立法例 不認可 不文法 未遂罪 行政法 成文法 所有權 刑事法 保佐人 重婚罪 現行犯 習慣法 國際法 國內法 最惠國 繼續犯 未遂犯 第二審 禁治產 裁判所 代理人 公法人 上訴權 司法權 不動產 代理權 假處分 財產權 地役權 留置權 優先權 解除權 否認權 請求權 抗告人 外患罪 特別法 贓物罪 選舉權 自然人 固有法 人身權 人格權 海商法 強姦罪 強行法 自由權 追及權 統治權 瀆職罪 內亂罪 連續犯 遺棄罪 假執行 自

<sup>169</sup> 但し、《法律大辭書》にのみ収録され、且つ“日本名辭”“日本之名辭”などのように日本語語彙と指摘している和製法律新語は定着した語彙から除外した

由刑 公訴權 準占有 權利質 私生子 放火罪 管轄權 著作權 法理學 繼  
 受法 法制史 刑罰權 決水罪 脅迫罪 裁可權 生命刑 能力刑 圍障權 商  
 行為 議決權 義務者 決鬪罪 告訴人 告發人 國事犯 慣行犯 控訴審 本  
 訴訟 立法權 第一審 自衛權 自然法 辯護人 上訴審 上告審 通行權 加  
 工物 地上權 破產法 親告罪 智能權 一般法 家長權 既得權 國籍法 出  
 版法 制定法 名譽刑 自主權 身體刑 保證金 公證人 抗告狀 保證書 委  
 任狀 治罪法 違警罪 附加刑 召喚狀 逮捕狀 現行法 控訴狀 表決權 登  
 記法 占有權 合成物 要役地 承役地 求償權 選擇權 姦淫罪 管理權 共  
 有權 慣習法 不行為 訴訟物 船舶法 不行犯 抗告審 既遂犯 常事犯 準  
 犯罪 有意犯 訴訟法 裁判權 過失犯 戶籍法 公民權 選舉法 委任權 要  
 求權 河川法 許容法 議院法 警察權 缺效犯 國民權 裁判例 實體法 人  
 事法 人定權 人定法 身體權 森林法 商標法 商人法 主權者 生命權 訴  
 願法 提案權 手續法 特許法 毒殺罪 農會法 發案權 不適法 未決囚 名  
 譽權 領土權 猥褻罪 拘留所 賃借權 告訴權 不作為 占有物 不文憲法  
 欽定憲法 永久中立 最後通牒 不可侵權 仲裁裁判 普通刑法 懲戒處分 行  
 為地法 住所地法 刑事制裁 人事訴訟 法定代理 免責時效 正當防衛 民事  
 訴訟 有期徒刑 地方分權 先取特權 局外中立 治外法權 法律行為 被選舉  
 權 國際私法 意思表示 缺席判決 強制執行 取得時效 刑事訴訟 對席判決  
 一人數罪 行政處分 行政行為 行政訴訟 行政裁判 不法行為 訴訟能力 準  
 現行犯 準禁治產 無期徒刑 除權判決 不可抗力 犯罪行為 連帶責任 準強  
 姦罪 數罪俱發 國際公法 國內公法 成文法典 永世中立 領地主權 入夫婚  
 姻 刑事責任 豫備犯（預備犯） 妨訴抗辯（防訴抗辯） 媾和條約（講和條約）  
 口頭辯論 即時抗告 復代理人 判決主文 局外中立國 民事訴訟法 刑事訴訟  
 法 一事不再理 法定代理人 缺效未遂犯 領事裁判權

定着しなかつたもの：法廳 緩刑 金刑 審庭 政律 調書 懲役 離籍 申込 押  
 工 差押 差戻 裁判局 代訴官 陪審官 法學士 大法院 法學家 大法官  
 立法官 裁判廳 法制官 中裁人 民法家 法律書 法學者 刑事局 公訴狀  
 看守長 制海權 工場法 海上法 立法家 法律案 代言人 檢事局 司法卿  
 懲役場 無期刑 裁判官 禁錮場 共犯人 懲治場 上告狀 相續權 裁判長  
 獨立人 能力者 代理者 取消權 承繼人 權利者 圍繞地 動產質 買戻權  
 戶主權 成年者 承諾權 未成年 懲戒場 相續分 遺言者 遺言書 上告人  
 入會權 博奕罪 假出獄 假差押 控訴院 大審院 勾留狀 勾引狀 裁判籍  
 辯護士 嫡出子 遺留分 賃貸借 抵當權 手形法 和議條約 法律學士 法學  
 博士 剝奪公權 停止公權 有期流刑 無期流刑 闕席裁判 現行犯罪 證據物  
 件 缺席裁判 未成年者 禁治產者 訴訟行為 無能力者 寄附行為 法定果實

消滅時効 不動産質 遺産相續 未遂犯罪 永小作權 被後見人 被相續人 準  
禁治產者 用水地役權 家督相續人 遺産相續人

和製転用語

定着したもの：神法 法家 私禁 權義 本證 六法 休止 擬制 正本 始審 行  
為 故意 自由 管理 原犯 控訴 法例 上告 上訴 引渡 公權 反證 主  
刑 民法 自白 私訴 法典 法系 法源 破産 書證 國籍 訴願 憲法 歸  
化 法庭 累犯 辯護 民事 立憲 執行 委任 瑕疵 惡意 證券 委付 主  
法 助法 廢家 商號 家督 連帶 鑑定 失權 本訴 法文 能力 對抗 善  
意 推定 人格 三權 成年 重婚 締結 留置 約定 心證 刑事 看守 公  
判 體刑 戸主 商事 意思 抗辯 廢除 再訴 公民 作為 追徴 主文 辯  
論 占有（佔有） 開庭（開廷） 回避（迴避） 出庭（出廷） 外國法 不能犯  
檢察官 工作物 管理人 第三者 家督相續

定着しなかったもの：人法 父權 萬法 拘置 判事 勾引 言渡 申立 欠缺 會  
社 申出 主張 縁組 哀訴 檢事 相續 過料 認知 取下 取消 科料 忌  
避 入夫 棄却（棄卻） 却下（卻下） 刑部省 後見人 當事者 管理者 受遺  
者 呼出狀

中国語が借用した和製法律新語は和製新造語が最多で、和製既存語が非常に少ないことがわかる。詳細については本章第二節を参照されたい。

## 第二節 和製法律新語の借用

先行研究と清末民国期の著作から中国語が和製法律新語を借用したことは確認できた。そして本論文では前節で中国語として1回以上使用された和製法律新語を提示しているが、その和製法律新語の特性は均一ではない。和製法律新語の3分類、和製法律新語の語形・語義・字音などについてをみていく。

### 2.1 借用した和製法律新語全体の傾向

和製法律新語の創出法は「新造」と「転用」があり、日本語で創出された法律新語は和製新造語と和製転用語に分類した。日本語の法律語はこの他に在来の語彙を活用した法律語もあり、それを和製既存語と呼んでいる。第一節でも借用語をその3分類で提示している。

借用語数でみると和製既存語は非常に少なく、和製新造語が最も多く7割以上を占めている。和製新造語に300語余りの3字語が含まれていたことで、借用語全体の半数以上が3字語となり、2字語は200語余りとそれに次ぐ数になる。2字語だけをみると和製転用語は和製新造語よりも多い。中国語が借用した和製法律新語の数と、2字語3字語の占める割合は、中国語に借用されなかった語を含めた和製法律新語全体の傾向と類似している。和製法律新語の借用において語を構成する字数は障害にならないようである。

借用した和製法律新語の語形をみると、近代以前の中国語に用例のある語と用例のない語に分けられる。用例のある語は和製転用語に多く、和製既存語にも数語みられ、例えば和製転用語には「六法、擬制、控訴、上訴、第三者」などがあり、和製既存語には「離縁、猶豫」などがある。既述した通りこれらの法律新語は日本語で先に新義を付与された法律新語である。用例のない語は和製既存語、和製新造語、和製転用語の3類ともに見られる。和製既存語に「取締役、後見、敗訴、相續人」など、和製新造語に「法人、母法、不文法、未遂罪、正當防衛」など、和製転用語に「引渡、取下、本訴」などがある。和製既存語は日本語では新語に加えることはできないが、中国語に借用されることで、中国語では新語として扱われる。このことは近代以降中国が日本語語彙を借用するに際しては、近代に新しく創出した新語だけでなく、日本語の古代から使用され続けた在来の語彙も同時に取り入れていたことを示している。

借用した和製法律新語の語義をみると、中国語にとっての新義が近代以前に既に存在した新語と、近代に新しく付与された新語とに分けられ、前者は和製既存語で、後者は和製新造語と和製転用語がそれに当たる。上掲一覧において明確に分類しているため、そちらを参照されたい。

借用した和製法律新語を借用元の日本語の字音からみると、字音語と字訓語のどちらも含まれている。字音語の例は「後見、猶豫、相續人、義務、法人、裁判所、辯護士、不可抗力、憲法、上訴、不能犯、第三者」など枚挙に遑がない。字訓語の例には「取締役、取調、請負、手續、相手方、差押、差戻、申込、言渡、引渡、假差押、取下、取消、申立」などがある。また「假出獄、假執行、取消權、手續法」などのように、語の構成要素の一部として使用されている字訓語も見られる。字訓語の分布は和製既存語と和製転用語にやや多く、和製新造語にはあまり見られなかった。和製法律新語の字音は中国語が和製法律新語を借用する障害とはならないようだ。

以上の中国語が借用した和製法律新語の特徴を表にまとめると表4-2のようになる。表4-2で日本語からみた和製法律新語の特性と異なるのは、和製既存語と和製転用語に近代以前の用例を持たない法律語があるという点だけである。

表 4-2 中国語が借用した和製法律新語全体の特性

	和製既存語	和製新造語	和製転用語
語形：近代以前の中国語に用例	あり／なし	なし	あり／なし
語義：新語を付与した時期	近代以前	近代以降	近代以降
字音：日本語における読み方	字音語／字訓語	字音語／字訓語	字音語／字訓語

## 2.2 民国期に定着した和製法律新語の傾向

第一節の一覧は日本語原典からの翻訳書や日本の紹介書を含めて1書以上に使用された和製法律新語を全て含んでいる。第八章と第九章で判明したように日本語原典からの翻訳書は日本語語彙を直接使用する傾向が強いため、前節で考察した中国語が借用した和製法律新語の特性は偏りがある可能性がある。

そこで、民国期に定着した和製法律新語に範囲を縮小して再度その特性を検討したところ、表4-2の示す特性をほとんどそのまま備えていた。多少変化が見られたのが、和製新造語の訓読語が定着しなかったことである。和製新造語には「差押、差戻、申込」などの訓読語がみられたが、これらは民国期の六法全書と法律辞典には収録されていなかった。唯一《法律大辞書》がこれらの語を見出しに立てるも“日本名辭”“日本之名辭”と注釈した上で、これに対応する中国語の法律語として“扣押，發回，要約”などを挙げている。これはその見出し語が日本語語彙であると同時に中国社会にも浸透していた一端を示す例と言えよう。

定着した和製法律新語は498語あり、借用した和製法律新語全体の8割弱を占めており、中国製法律新語のそれが6割未満であったのに比べて相当に高い定着率だと考ええる。

また定着した和製既存語をみると、その全てが日本語でも定着している法律語であり、定着した和製法律新語の8割強が日本語でも定着した語が占めていることを考え合わせると、日本語で定着した和製法律新語が中国語にも定着しやすいようである。

## 2.3 まとめ

和製法律新語の借用は中国語における語形の有無、語義の新旧、および日本語の字音に関係なく中国語に借用されたことがある。しかしながら、和製法律新語が中国語に定着するか否かについては、中国語において訓読語がわずかに抵抗感をもっていたようである。それでも「取締、手續」などの訓読語が民国期に定着していたため、日本語の字音は和製法律新語を借用する大きな障害とはならなかったとわかる。

### 第三節 中国語に借用されなかった和製法律新語

#### 3.1 借用されなかった和製法律新語の一覧

中国語に借用されなかった和製法律新語を示すと次の通りである。

和製既存語（3語）：分散 公裁 領分

和製新造語（200語）：法府 法台 通約 架刑 糺審 刑臺 法衙 罪蹟 權理 訟  
權 審庭 實刑 訴件 代權 刑目 問糺 審糺 詞訟學 詞訟法 律法書 制  
法院 罪有者 裁判役 囚獄場 輕罪犯 呼出書 代權人 遺囑書 言渡書 覆  
審院 懲治罪 召捕狀 懲治刑 例外法 遺囑者 重劇罪 擔保者 列國法 過  
誤罪 假所有 司法府 最上權 無限權 罪犯人 罪犯者 天理法 懲戒法 懲  
戒刑 徒場刑 民事局 海軍律 約定權 大裁官 裁訟官 徒刑場 重罪犯 控  
訴人 留置場 收監狀 分散人 立法院 相續法 不文律 成文律 檢事官 紹  
續權 民事犯 承襲權 上告法 裁判法 聽訟法 法律師 慣行法 法學書 慣  
習律 代理人 代訟人 王審院 拘引狀 採薪權 匹偶者 會審院 叵抗力 繼  
嗣權 陪審人 虛有權 收實權 起訴人 被罪人 參養權 工作權 別訴訟 拘  
留狀 反坐刑 後發刑 競買法 供託法 船員法 被審人 被選權 不裁可 無  
意犯 屬領地 有刑期 姦通罪 會計法 郵便法 意匠法 榮譽權 恩給權 恩  
給法 假逮捕 虐殺罪 貨幣法 官制權 關稅法 刑罰法 公判廷 拘留囚 採  
掘權 私權利 實質法 人為法 砂防法 職權法 司令權 專賣權 先買權 即  
時犯 鑄造權 住居權 電信法 統帥權 特許權 賭場法 暴動罪 冒認罪 誑  
毀罪 水先法 留保權 列國公法 平民私法 有司法論 不文律法 大司法院  
民法律書 都人士權 國外公法 和好條約 通商條約 民權剝奪 遺物相續 現  
行罪犯 無文法律 司法官吏 家資分散 調停裁判 成文律法 釋罪放免 最上  
審院 被求刑者 被代理者 受遺囑者 法律博士 被控訴人 地役權者 留置權  
者 地上權者 繼續時效 抵當權者 被上告人 刑事裁判 刑事事件 養子縁組  
軍事司法 刑事訴追 繼續犯罪 下水道法 現行犯人 權利行為 瞬間時效 屬  
地特權 屬人特權 不當處分 未決囚徒 民事裁判 民事事件 領土主權 和解  
條約 遺失物法 遺物相續人 國際法學士 無遺囑繼嗣 囚徒逃走罪 刑事律例  
法 繼續地役權 列國平民私法 列國通用公法 萬國私權通法 裁判所構成法

和製転用語（16語）：權學 法論 國例 律語 出廷 繼續 擬律 事犯 法士 吟  
味 求刑 罪本 委棄 監視 法力 承權者

### 3.2 借用されなかった原因

上掲した和製法律新語が中国語に借用されなかった原因として少なくとも次の3点を指摘できる。

まず日本語でも定着していない和製法律新語が多数あるとわかる。日本語で定着することがなかった法律新語は中国に輸出される機会も限られていたはずであり、それらの和製法律新語が中国語に借用されなかったのも当然と言える。しかし、中国語が借用した和製法律新語および民国期に定着した和製法律新語の一部にも日本語で定着していない和製法律新語が見られたため、日本語における定着と不定着は必ずしも中国語の和製法律新語の借用に直結する条件ではないともわかるだろう。それでも日本語で定着した和製法律新語がより多く中国語に借用されたことは事実として存在している。

次に法律新語の適用性が挙げられる。日本語に定着した和製法律新語に注目すると、中国には実在しない法規や刑罰名称などを表す和製法律新語が少なくないことに気づく。例えば、「意匠法、恩給法、裁判所構成法、反坐刑、暴動罪、留置場」など。これらは日本の法制度と密接な関係にある法律新語であり、中国語はそれを借用する必要がなかったと考えられる。

そして語彙の習性という点も指摘できる。中日間で同様の内容を表す法律語がそれぞれで異なることがある。中国語に借用されなかった和製法律新語の中から例を挙げると、「拘留状」と「拘引状」に対して中国語は“押票”と“拘票”を用いる。“押票”と“拘票”は近代以降に成立した中国製法律新語であり、中国語の在来の語彙を優先したのでもないが、和製法律新語には抵抗感があったようである<sup>170</sup>。また「控訴人」と「被上告人」に対して中国語は“上訴人”と“被上訴人”を用いるのは、日本の法制度で「控訴」、「上告」と「抗告」を区分して3種類の上訴としているが、中国は「控訴」、「上告」、「抗告」に相当する術語を設けずに“上訴”の1語で対応させているためである。さらに「委棄、不文律、成文律、即時犯」に対して中国語は“遺棄、不文法、成文法、即成犯”のように対応する法律新語を備えているために和製法律新語が借用されなかったと考えられる。

<sup>170</sup> 因みに日本語の「拘留」と「拘引」に対して中国語では“羈押”と“拘提”と言い、“羈押”は中国製法律新語で“拘提”は既存語であり、日本語の法律語の使用を避けて中国語固有の法律語を使用しているようにも取れるが、「拘留」と「拘引」が中国古典に用例のある既存語であることを合わせて考えると問題は単純ではなくなる。この場合日中の法律語に相違がみられた原因として、日本語と同じ術語を避けたか、あるいは既存語の使用を避けたかということになるが、前節で述べたように中国語は和製法律新語を大量に受入れているため、日本語と同じ術語であることだけを理由にすることはできない。また“拘提”も既存語であるので、「拘留」と「拘引」が既存語であることも原因とは言えない。このことから、「拘留」と「拘引」を中国語が使用せず、“羈押”と“拘提”を用いたことは大勢の中での特例であり、個別の問題として今後の課題としたい。

## 第十三章 近代法律新語の研究

### 第一節 外来語としての和製法律新語

#### 1.1 外来語としての語形借用

ここまでは中国語に和製法律新語と同じ文字列がある場合、日本語の用例が中国語に先行する時は、一部の例外を除いて基本的に中国語が日本語から和製法律新語を借用したと見做してきた。しかし、そもそも中国語は日本語の語彙を借用したのか、中国語の法律語に日本語語彙が入り込んでいるのか、語形の借用は外来語なのか、ということを確認しておきたい。

中国語における日本語語彙の借用現象は存在することはすでに一般的な共通認識であるが、この借用語を中国語の外来語とするかに見解の相違があった。まずは中国語の外来語の定義について史有为（2013：8）は

在汉语中，一般来说，外来词是指在词义与外族语中某词有源流关系或相关关系的前提下，语音形式上全部或部分借自相对应的该外族语词、并在不同程度上汉语化了的汉语词。

と定めており、外来語は“语音形式”の借用が必要であることがわかる。そして中国語の外来語の分類について同氏（2013：22-24）は、

外族语言的语词进入本族语言有三种基本方法：借音并借义（简称“借音”，俗称音译。），单纯借义（简称“借义”，俗称意译，也叫“义译”），借用字形并借义（简称“借形”）。……现在学术界已认可外来词中还应包括从日语借来的汉字词，即“借形词”。……在语词借用方面，最方便的借用是直接借用或移用对方语言的文字形式。

と続けた。さらに日中間の語彙の相違について述べた上で、日本語からの借用語の特徴をまとめた。

它们使用大致相同而本质上是表意的汉字体系，从字形到字义都基本相同，只是读音各异。……字形和字义可独立地与不同语言系统的语音想结合而无须改变。因此，中日之间最方便的借用就是借形，借汉字组合之形，而不改变各自的汉字读音。……汉语中的日（语）源汉字词不能不在外来词中给予特殊的定位。



史氏の主張から中国語が借用した日本語語彙は“借形”（語形借用）ではあるが、外来語と認めるべきだとわかる。しかしかつて日本語の漢字語を外来語として扱うかの議論がなされた。

中国語が借用した日本語の漢字語を外来語と見なさない立場を示したのが王力（1958）である。王力（1958）は以下のように述べた。

現代漢語的新詞，雖然大多數是在西洋語言的影響下而產生的，但是有很多新詞不能認為借詞。……在普通語言學上，一般所謂借詞也都是這種音譯。……意譯不算借詞。……現代漢語中的意譯的詞語，大多數不是漢人自己創譯的，而是採用日本人的原譯<sup>171</sup>。

日本語から借用した語彙は意識した語であり、意識の語は外来語とは見なせないということである。呂叔湘（1943）《中国文法要略》や北京師範学院編の《五四以来汉语书面语言的变迁和发展》（1957）でも同様の見解を示した<sup>172</sup>。

これと反対の立場をとったのが孫常叙（1956）である。氏は、

汉语词汇中有两种借词：一种是从语音形式借取的，一种是从书写形式借取的。后者一般是从日语借来的，前者是从日语以外的其他民族语言借来的<sup>173</sup>。

以上のように日本語の漢字借用語を外来語に含めている。外来語としての日本語語彙は、中国語のほかの外来語とは異なる特別な位置づけにあり、音ではなく語形の借用であること、日本製の語彙であることが必要とされる。高名凱、刘正焱（1858）と王立达（1858）、郑奠（1858）、周祖谟（1859）なども同じ立場をとった。刘正焱等（1984）《汉语外来词词典》、许威汉（1992）《汉语词汇学导论》、陈原（2000）《社会语言学》も同様の立場をとり、今日の認識に至る。

## 1.2 外来語の中の和製法律新語

以上のことから中国語が日本語の語彙を借用していることは明白である。また論理的には中国語が和製法律新語を借用することも可能であることは容易に推測できる。

では、中国語の法律語に日本語語彙（和製法律新語）はあるのだろうか。高名凱・

<sup>171</sup> 王力《漢語史稿》（重排本、2010：599-601）。王力（1993）《漢語詞彙史》にも同じ主張が見える。

<sup>172</sup> 顧江萍（2011）を参照した。

<sup>173</sup> 孫常叙《汉语词汇》（重排本 2006：317）より引用。

刘正焱（1984）《现代汉语外来词研究》は“取締、法律、权利、法学、引渡”などの法律語を“来源日语”と認定し、同様に刘正焱等（1984）《汉语外来词词典》には“取締、法人、法律、引渡、诉权、时效”などの“来源日语”の法律語を収録している。現在日本語を来源としないと訂正されるべき法律語もあるが、中国語に和製法律新語があることは疑いようがない。

さらに、民国元年出版の法律辞典《英德法日政法名詞表》（上海商務印書館印行）の凡例には

日本政法名詞大都用漢文本義，而吾國近年法令公牘所用政法名詞亦多取材於日本書，故漢文政法名詞與日本政法名詞同者十之八九，不同者十之二三，即有不同而意義亦可相通，因此研究政法者就本國名詞而欲證以英法德文為何字，亦可取日文索引檢之。

とあり、《盲人瞎馬之新名詞》（1915）の著者彭文祖は当時社会に流行していた日本語由来の“新名詞”を批判する際に、“取締、取消、引渡、義務、相手方”など20語ほどの和製法律新語を取り上げた。そして鄭競毅の《法律大辭書》（1936）は和製法律新語を見出し語に立てた上で“日本名辭”、“日本之名辭”と敢えて注釈している。

このことから明らかのように、現代の中国語に和製法律新語が使用されているだけでなく、民国期にいた当時の人々も和製法律新語を意識的に使用する反面、それを拒否する姿勢も見せていた。

### 1.3 外来語としての日本語語彙の受容

中国語は日本語語彙を借用してきたが、いつから、どのような日本語語彙を、どのような方法で取り入れてきたのかについて、顾江萍（2011）の論述を中心に変遷を簡略に述べる。

近代以前の資料にみえる日本語からの外来語に“邪馬台”“卑弥呼”の例があり、“邪馬台”は《後漢書》、《隋書》などに、“卑弥呼”は《後漢書》、《晋書》、《隋書》などにみえる音訳した語である。また《宋史・日本國志》には“藤原氏、栗田真人、空海大師”などの人名、“天村雲尊、八重雲尊、古天皇、皇極天皇”などの官名、“大和、和泉、山陰道”などの地名やそのほか物の名称に関する日本語の漢字語を直接引用した外来語が見られる<sup>174</sup>（顾江萍 2011：41-42）。このような近代以前の日本語からの外来語の特徴について、顾江萍（2011：43）は次のように述べた。

<sup>174</sup> 顾江萍（2011）のここにおける論述は日本語語彙の借用を全て外来語と見なしているが、人名、地名などは外来語として扱わないのが一般的である。

- 1) “这一时期转入的日语借词数量不多，涉及面也有限，多集中在专用名词类，主要是人名、地名、官名、物名等。
- 2) 古代汉语中传入的日语借词，表现出明显不同的先后两个阶段<sup>175</sup>，分别以日名音译词与日语汉字词为主要表现形式。
- 3) 从使用范围来看当时的日语借词，还只是出现于直接记述日本的史籍的专用语境。

この指摘から古代の中国語では借用した日本語語彙は日本を紹介するための記述であり、中国語の体系に入り込むことはなかったと思われる。

近代の日本語語彙の借用については本論文で法学分野を中心に、漢訳法学書、法典、法律辞典など多方面から和製法律新語の借用状況を詳述してきた。その特徴を本節で再度述べることはしないが、ほかに医学、地理学、教育学などの方面でも多くの日本語の使用と借用が指摘されてきた。

英華辞典にも日本語語彙が見えることは指摘されてきた。荒川清秀（1997：22）は日中に非常に大きな影響力をもったロブシャイドの英華字典（1866-1869）が、その編纂過程で堀達之助の『英和对訳袖珍辞書』（1862）を参照していたと指摘しており、辞典を経由して日本語語彙が中国語に借用された可能性がある。

清末の訪日記録の日本語語彙については沈国威（1994：77-132）が、事物の名称に関する大量の日本語を使用するとともに、中国語の方言の一種として当時の人々に捉えられていたと指摘すると同時に、

19世紀70、80年代に著された日本関係の著述に使用された日本の語彙と、今日の中国語における日本語借用語との間には断層が存在しており、発生的に見れば、両者は非連続的な出来事だということである。

とも述べた。顾江萍（2011：48-49）もこの種の日本語語彙は事物の名称が中心で、多数の語彙が淘汰され一部は別の語に取って代わられており、使用範囲が日本の紹介に限定されていたと述べた。

日本留学経験者の著作の日本語語彙については李运博（2006）、刘凡夫等（2008）において、梁啓超の著作や《訳書彙編》、《日本遊学指南》などについての考察が行われ日本語の使用状況を詳述した。この種類の資料に関して顾江萍（2011：54）は“他们对日语借词的吸收，无论是数量还是分布，都达到了一个前所未有的高度。”と概括した。《新譯日本法規大全》（1907）は翻訳書ではあるが和製法律新語の使用状況はまさ

---

<sup>175</sup> “先后两个阶段”とは“汉魏”と“唐宋”の時代を指している。

にこの指摘に符合する。

教科書にみえる日本語語彙について顧江萍（2011：68-69）は、日本語教科書の漢訳、日本語教科書を参照しての教科書編纂などにより、体系的に大量に借用されたという。

中国の国語辞典については刘凡夫等（2008：200-222）と沈国威（2010：403-430）が《辞源》の語彙を分析し、日本語語彙の収録数と特徴を考察している。顧江萍（2011：70-78）は数種の辞書が収録する日本語語彙を考察して、その辞書の編纂は“可以说是日语词典的翻刻”という状況であったが、“20 世纪 30 年代后有了明显变化。汉语词开始逐渐占上风，原来只出现在释义中的汉语词有的变成了词条。”と指摘した。

そして顧江萍（2011：87）は 19 世紀中葉から 20 世紀初頭における日本語語彙の考察から次の 2 点を指摘した。

- 1) 加速了现代汉语词汇的发展，在表现力、构词能力及构词方法上，产生了极大的推动作用。
- 2) 大量日语借词承载着来自西方的科学、民主新思想和新文化，推动着中国社会改革和社会前进的步伐。

近代における日本語語彙の借用は量と質ともにそれ以前に比べ大いに発展した。また、顧江萍（2011：91-102）は 1970 年代以降の状況については次の特徴を指摘した。

- 1) 此时日语借词的引进，不是作为新知识、新事物的载体，而只是种补充，甚至只是一种时尚。
- 2) 日语借词中科技术语极少。生活类词语成为这一时期日语借词的主要成分。
- 3) 此时的日语借词进入汉语已不再是批量进入，而是零星出现。
- 4) 在这两地区（台湾と香港）使用的日语借词随之进入了大陆。
- 5) 不少已“死”的借词又重新复活，进入汉语，恍如一个个新词。

以上のことから中国語は古代から現代まで継続して日本語からの外来語を受け入れてきたとわかる。ただ時代により日本語語彙の数量、影響力、性質などは歴史的な推移がある。

## 第二節 語素の分析

### 2.1 語素の数

新造語は語素と語素の組合せにより創造されるが、中国製の新造語と和製新造語で語素の選択に明確な差があるのだろうか。本節では中日両語の新造語に語素選択において相違がみられるか探求してみたい。新造語、既存語、和製法律新語の2字語の語素をそれぞれ抽出した結果、得られた語素の数は新造語が130個、既存語が412個、和製新造語が116個である。

新造語の語素のうち2回以上使用されたのは39個で、使用回数順に示すと、20回は“權”、10回は“律、刑”、9回は“約”、8回は“法”、6回は“押、公”、5回は“犯、證、罰、案”、4回は“審、院、控、票”、3回は“庭、訟、訴、領、海、民、物、戰、款、訊、私”、2回は“役、罪、追、例、原、特、對、司、師、造、主、提、從”である。1回のみ使用されたのは“半、幫、本、便、補、償、常、場、誠、初、詞、代、彈、單、地、典、奪、翻、妨、方、附、夫、工、國、過、河、和、恆、護、緩、火、羈、假、簡、誠、據、拘、軍、開、科、空、扣、勒、料、另、陸、擬、賠、陪、平、強、侵、全、認、辱、擅、上、商、申、釋、書、所、他、堂、題、條、投、徒、退、外、問、晰、憲、新、性、遺、一、由、域、獄、越、賬、照、質、紙、助、囑、專、贅、酌、座”の91個である。

既存語の語素は10回以上使用された31個を例示する。57回は“法”、54回は“罪”、50回は“刑”、43回は“犯”、34回は“獄”、33回は“審”、26回は“律”、24回は“訟”、21回は“案”、18回は“告”、17回は“訴”、16回は“證”、15回は“判、斷、罰、狀、權”、14回は“問、例、約”、13回は“訊”、12回は“監、公、定”、11回は“囚、殺、人”、10回は“詞、保、典、官”である。9回は“科、控、決”で、8回は“捕、供、禁、拘、違”で、7回は“國、令、赦、私、條、遺”で、6回は“查、代、理、沒、擬、提、聽、通、徒、重”で、5回は“裁、常、出、和、籍、絞、鞫、軍、立、流、免、首、收、憲、押、讞”で、4回は“本、察、懲、處、抵、復、覆、規、合、候、繼、據、留、名、拿、賠、情、入、事、書、死、文、制”で、3回は“背、償、嫡、對、翻、放、過、錮、護、會、婚、件、疆、詰、解、可、明、憑、契、侵、實、釋、司、堂、庭、行、兇、許、詢、意、宥、有、再、則、贈、戰、斬、正、質、治、中、自、坐”で、2回は“辦、被、布、不、曹、產、承、呈、除、傳、辭、大、逮、彈、盜、訂、度、反、分、共、故、還、集、緝、稽、見、減、結、訐、界、境、拷、口、款、魁、牢、離、吏、力、論、盟、民、命、謀、迫、棄、遣、強、輕、上、伸、申、受、贖、束、庶、送、索、逃、投、土、推、威、無、誤、誣、效、梟、休、續、宣、學、牙、言、嚴、要、異、議、役、語、與、原、冤、越、責、章、

者、政、子、卒、作、左”、1回は“報、閉、斃、鞭、柄、部、殘、倉、場、朝、抄、成、遲、敕、答、充、初、串、從、貸、擔、當、登、牒、鬪、牘、恩、發、房、非、奉、封、服、俘、付、干、誥、給、媾、勾、關、害、號、劾、戶、緩、緩、獲、極、紀、記、羈、加、家、枷、健、檢、劫、戒、金、敬、京、九、糺、局、具、舉、鞠、君、空、扣、酷、苦、況、虧、利、兩、凌、戮、虜、媒、密、墨、默、目、母、能、年、臬、偶、配、辟、票、朴、器、欺、七、錢、倩、搶、黥、請、求、秋、取、全、讓、認、肉、閏、三、擅、紹、舍、涉、身、市、示、式、屍、師、失、授、手、守、恕、嗣、搜、俗、所、鎖、討、特、調、停、同、統、託、外、王、網、委、繫、戲、息、現、相、脅、信、興、研、鹽、疑、銀、引、姻、用、幽、餘、域、在、造、詐、占、障、杖、召、招、哲、磔、爭、執、職、紙、囑、專、追、準、捉、字、資、佐”である。

和製新造語の語素は2回以上使用された23個を例示する。18回は“權”、14回は“法”、8回は“訴”、7回は“審、刑”、4回は“領”、3回は“押、糺、證”、2回は“約、庭、罪、台、差、公、犯、追、質、認、人、産、障、親”である。1回のみ使用されたのは“込、版、保、本、閉、別、懲、代、等、定、丁、動、瀆、罰、反、復、府、夫、告、供、故、規、海、緩、籍、級、蹟、架、件、解、金、抗、空、離、例、戻、理、留、律、免、民、目、母、諾、判、棄、起、期、前、商、神、申、勝、實、時、適、收、述、書、死、訟、鎖、特、調、通、土、圍、偽、問、務、限、效、行、序、許、衙、言、役、意、益、義、應、預、原、則、占、政、職、治、終、轉、準、子”の93個である。

## 2.2 語素の選択傾向

語素658個に総じて共通する現象は、2字語を構成する後接語素(2字語の後ろに置かれる語素)の使用頻度が高いことである。新造語の語素のうち3回以上使用された語素26個で後接語素の使用回数が多かったのは“權、律、約、法、犯、罰、案、審、院、控、票、訴、庭、款、訊”の15例で、既存語は“法、罪、刑、犯、獄、律、訟、案、告、訴、證”などの使用10回数以上の31個のうち23例であり、和製新造語は3回以上使用された語素9個すべてが後接語素の使用回数が上であった。それとは対称的に新造語と和製新造語については1回しか使用されなかった語素は前接語素(2字語の前に置かれる語素)が優勢である。

この傾向は次節で述べるように法律新語の語構成に“偏正式”が多数あることと関係していると思われる。後接語素を軸にして前接語素から修飾され複数の法律新語を構成する。後接語素“權”を例にとると新造語には“特權、原權、全權、和權、刑權、上權、戰權”など実に多くの法律新語をあげることができる。

新造語、既存語、和製新造語に共通して使用回数が3回以上の語素は“權、法、刑、訴、審、證、押”で、語素だけをみても法律語と関連性が深いものが並ぶが、“押”は一見して法律語と繋がりが薄いように見える。“押”を語素にもつ法律語を例示すると、新造語には“羈押、扣押、押票”などがあり、既存語には“收押、押送、抵押”などがあり、和製新造語には“差押、押収、押丁”がある。

“律”は新造語と既存語で使用回数が多いのに対して、和製新造語はわずかに1例のみの使用であり、同様に“訟”も新造語と既存語で複数回使用されるが和製法律新語は1例のみである。この語素の使用傾向から新造語と既存語は新旧の違いはあるが語素の使用において共通点を示しており、和製法律新語とは異なる語素の使用傾向を顕わにした。

一方で“領”は新造語と和製新造語に3回と4回のように複数回使用されたのに対して、既存語には用例が見当たらなかった。近代以降に成立した新造語と和製新造語が共有する特徴であり、既存語にはない法律語の新旧差を垣間見ることができる。また、“領”を語素にもつ新造語は“領陸、領河、認領”で、和製新造語は「領土、領海、領空、占領」である。このうち“認領”の“領”のみが他の“領”の語義と相違しており、他の6語に注目すると、“領陸”は領土のことで、“領河”は領海の意味と非常に近い。そして、筆者が調査した資料では“領陸”と“領河”は《法律大辭書》(1936)に初めて収録され、和製新造語の「領土、領海」の用例に遅れており、中国語の法律新語が和製法律新語を大量に借用したことから推測すると、“領陸”と“領河”は和製法律新語の影響を受けて成立した可能性を指摘できる。

また“假”は新造語“假釋”で1回しか使用されていないが、拙稿(藤本健一 2012)は語素“假”の「一時」という意味に着目して、それが日本語の影響を受けて造語能力を復活させた古義復活型造語であると指摘した。

### 2.3 まとめ

法律新語を語素の角度から分析すると次の特徴が見えてきた。使用頻度の高い語素は2字語の後接語素になることが多い。新造語、和製新造語、既存語に共通する語素で3回以上使用された語素に“權、法、刑、訴、審、證、押”がある。新造語の語素は既存語とのみ共通する傾向をもつ一方で、和製新造語の語素とのみ共通する傾向も備えており、近代以前からある在来の語素を継承しながら、和製法律新語の特徴を吸収していた。

### 第三節 語構成の分析

#### 3.1 法律新語の語構成の種類

近代法律新語の語素については前節で考察を行い日中両語で多少の相違が確認された。では日中の新造語の語構成には相違があるのだろうか。

葛本儀（1985）は複合語（“复合词”）の語構成（“构词法”）を“联合式”、“偏正式”、“补充式”、“动宾式”、“主谓式”に分類している。本節では葛氏の分類に従い、法律新語の語構成を分析する。

分析対象は法律語の2字語に限定した<sup>176</sup>。その結果は、法律語にも“联合式”、“偏正式”、“补充式”、“动宾式”、“主谓式”の5類型は全て存在すると判明したが、それぞれの類型に該当する数量に大きな開きが現れている。“偏正式”が最も多く、“联合式”、“动宾式”、“补充式”、“主谓式”の順に該当数が減少する。

#### 3.2 中日法律新語の語構成

法律新語の種類により語構成の状況を示すと次表のようになる。

表 4-3 中日法律新語の語構成の分布

	联合式	偏正式	补充式	动宾式	主谓式
既存語	267	372	11	125	4
新造語	8	103	—	14	—
転用語	14	49	3	8	—
和製新造語	18	64	—	13	1
和製転用語	37	65	4	17	1
和製既存語	8	11	—	2	—

法律語全体をみると“偏正式”が多く、“补充式、主谓式”に相当する例がほとんどないことは一目瞭然であり、法律語の語構成は“偏正式”を中心に構成されているとわかる。新造語と和製新造語をみても同じように“偏正式”が最多で、“补充式”に該当例を見出だせず、“主谓式”は僅かに1例であったため、法律新語の傾向は法律語全体の傾向に類似する結果となっている。和製法律新語に“补充式”がなかったのは、日本語ではこの構成を取る漢字語が少ないことを示唆していよう。しかし、新

<sup>176</sup> 複合語の語構成を分析するため「猶豫」のような“连绵词”は除外した。



造語においても“補充式”を確認できないため、日本語に限らず中国語でも“補充式”の語彙は少数派であるかもしれない。

“聯合式”をとる法律語はそれぞれ既存語に“法律、過失、判決、釋放、刑罰”などが、新造語に“扣押、羈押、勒押、妨犯、宥減”などが、転用語に“權利、理法、責任、傳喚”が、和製新造語に“義務、供述、認諾”などが、和製転用語に“瑕疵、看守、供述、權理、意思”などが、和製既存語に“規律、請負、管理、分散、讓渡”がある。

“偏正式”を取るのは既存語に“法案、判詞、私罪、刑法、原告”などが、新造語に“本刑、法院、律師、證物”などが、転用語に“公法、主權、國法、法科、初審”などが、和製新造語に“民權、母法、領海、判例、訴件”などが、和製転用語に“上告、公權、反證、憲法、法文”が、和製既存語に“公訴、私法、證書、領地、火刑”がある。

“補充式”で「動詞＋賓語」の形を取るのは既存語に“裁定、捕獲、判定、審明、調停”などが、転用語に“訴出、撤回、發回”が、和製転用語に“却下、推定、申出、取下”などがある。“補充式”で「名詞＋量詞」の形を取るのは既存語の“事件”と“案件”だけである。

“動賓式”を取るのは既存語に“犯罪、免刑、免責、除名、殺人”などが、新造語に“翻訴、越權、提訴、退庭、座罪”などが、転用語に“司法、判事、緩刑、停戰、退保”などが、和製新造語に“棄權、瀆職、行犯、應訴、免訴”などが、和製転用語に“破産、立憲、失權、擬制、出庭”などが、和製既存語に“離縁、敗訴”がある。

“主謂式”を取る既存語には“責付、嗣續、籍没、嫡出”があり、和製転用語“法定”があり、和製転用語に“縁組”がある。

李仕春（2010）の《汉语构词法和造词法研究》には近代中国語の語構成を分析した結果がある。その分布表を次に引用する。

表 4-4 近現代中国語の語構成の分布<sup>177</sup>

	唐传奇	朱子语类	元杂剧	水浒传	红楼梦	毛泽东选集
复合词	5367	3084	8569	8538	8702	5773
聯合式	1516 28.3%	716 23.2%	1080 12.6%	1116 13.1%	1317 15.1%	793 12.4%
偏正式	3168 59.0%	1833 59.4%	5257 61.4%	5292 62.0%	5015 57.6%	3982 62.4%

<sup>177</sup> 本表は李仕春（2010：187-188、199）の“表三：近代汉语各类复合词的发展趋势”と“表二：按结构划分”をひとつにまとめたものである

动宾式	196 3.7%	94 3.1%	410 4.8%	533 6.2%	512 5.9%	300 4.7%
补充式	44 0.8%	63 2.0%	119 1.4%	322 3.8%	128 1.5%	165 2.6%
主谓式	28 0.5%	22 0.7%	66 0.8%	41 0.5%	62 0.7%	32 0.5%
附加式	247 4.6%	185 6.0%	754 8.8%	506 5.9%	571 6.6%	431 6.8%
重叠式	65 1.2%	52 1.7%	356 4.2%	179 2.1%	306 3.5%	70 1.1%
综合式		107 3.5%	517 6.0%	528 6.2%	726 8.3%	
其他	103 1.9%	12 0.4%	10 0.1%	21 0.3%	65 0.8%	

上表との比較からわかることは、“偏正式”と“联合式”が多く“补充式、主谓式”が少ないことは法律語においても同じである。専門用語である法律語でも語構成においては中国語全般の傾向と一致すると言える。

### 2.3 まとめ

法律新語の語構成は一般の語彙と同様に5類型すべてが存在している。類型により数量の差異は大きく、法律新語の種類によっても増減がみられたが、全体としては同じ傾向を示していた。新造語と和製新造語では“主谓式”の法律新語がある否かに僅かな相違があっただけである。このことから法律語の語構成は中国語全般の傾向と一致すること、日中の新造語に語構成の相異は見られないことがわかり、中国語が和製新造語を大量に借用できた要因のひとつと考えられる。

## 第十四章 外来語としての和製法律新語の考察：和製新造語編

本章では中国語が借用した和製法律新語のうち先行研究のある和製新造語を中心に語誌を記述する。なお『日本国語大辞典』は『日国』と略記する。

### (1) 版權

初出は1875年（明治8年）9月3日に公布された「出版條例」（太政官第135號布告）の第2條である<sup>178</sup>。1875年10月14日に刊行された箕作麟祥訳『國際法』の奥付には「板權免許」と記されていたが、同年11月28日刊行の何礼之訳『萬法精理』の奥付は「版權免許」と記されていた。これ以降明治社会に浸透したと考えられる。『日国』では「版權」の語誌について明治10年代に「版權」が一般化したと述べているが、2年ほどその時期を押し上げるべきであろう。佐藤亨（2007）は『近時評論（2）』（1876）を初出に挙げた。中国語としての初出例について、馬西尼（1997）は《黃遵憲與日本友人筆談遺稿戊寅筆話》における1878年の筆談の用例を挙げた。《近現代辞源》（2010）、崔军民（2011）は《日本國志》（1895）を初出とし、《近現代汉语新詞詞源詞典》（2001）は《清議報》（1899）を挙げた。馬西尼（1997）、崔军民（2011）は日本語借用語と認定した。

### (2) 懲役

初出は佐藤亨（2007）によると久米邦武『米欧回覽実記』（1872）である。『日国』は『太政官日誌』（1873）を初出例に挙げた。日本の『刑法』（1880）にも使われ、《日本國志・刑法志》（1895）と《新譯日本法規大全》（1907）は日本『刑法』の漢訳に際してこれを受け継いだ。《日本國志・刑法志》にみえる“懲役”は中国語の初出例である。民国期にはこの語は使用されなくなったと思われる。

### (3) 動産

初出は箕作麟祥訳『佛蘭西法律書・民法』（1871）である。松井利彦（1985）は既に「動産、不動産」の初出が『佛蘭西法律書』であることを指摘しており、マーティン訳《萬國公法》（1864）で「動産、不動産」を“動物、植物”と訳出したことを受けて、津田真道が『泰西國法論』（1868）で「動貨、植貨」を訳出するに至ったことも指摘した。『日国』は初出例として大井憲太郎訳『佛國政典』（1873）を挙げている。中国語として《近現代汉语新詞詞源詞典》（2001）は《新爾雅》（1903）

<sup>178</sup> 「版權」の初出については1873年に福沢諭吉がcopyrightから翻訳したと、王兰萍《近代中国著作権法的成长》（华东政法学院博士論文）に記述があると何勤华等（2008：706）は指摘する。王氏論文は未見で、かつ福沢諭吉の著書名も不明のため、初出例として挙げなかった。

を、《近現代辞源》(2010)は《日本國志》(1895)初出とする。崔军民(2011)は《日本國志》(1895)が初出であると言及すると同時に、《大清民律草案》(1911年完成)にも用例があると指摘した。“動産”は《新譯日本法規大全》(1907)にも用例があり、《大清民律草案》や民国期の《民法》(1929)などの条文に用いられて中国語に定着した。高名凱等(1958)、刘正燊等(1984)、馬西尼(1997)、崔军民(2011)は日本語借用語と認定した。

#### (4) 瀆職

公務員などが賄賂をもらって職務をけがすこと。初出は『日国』によると藤林忠良等の『仏和法律字彙』(1886)である。明治の『法律字典』(1899)にも収録された。中国語の用例として民国の《法律辭典》(1927)と《中國法律大辭典》(1931)が“瀆職罪”で収録する。

#### (5) 法定

初出は日本『民法』(1898)である。『日国』は『行政不服審査法』(1962)を典拠とするため年代が遅い。《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は《新爾雅》(1903)を、《近現代辞源》(2010)は章炳麟《駁康有為論革命書》(1903)と《新爾雅》(1903)を初出に挙げた。《大清民律草案》(1911)や民国期の《刑法》(1928)、《民法》(1929)などに用いられ定着した。高名凱等(1958)は日本語借用語と認定した。

#### (6) 法規

初出は佐藤亨(2007)によると久米邦武『米欧回覽実記』(1873)であらう。『日国』は久米邦武『米欧回覽実記』(1877)を初出とした。何礼之訳『萬法精理』(1875)にも用例がある。《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は《飲冰室合集》(1910)を、《近現代辞源》(2010)は傅雲龍《游歷日本圖經》(1889)を初出とする。康有為の“上清帝第六書”と《日本變政考》(1898)、嚴復訳《法意》(1904-1909)にも用例があり、19世紀末には中国語での使用が広まり、民国期の《中國法律大辭典》(1931)に収録され、民国の《民事訴訟法》(1935)に用いられて定着した。

#### (7) 法系

継受によって形成される法の系統。初出は1884年頃で、穂積陳重(1980:217)によると「法系」「母法」「子法」は彼の造語である。何勤華等(2008)はこの説を指示した。副島義一『日本帝國憲法論』(1905)に用例があり、明治の『法律大辭典』(1907)にも収録された。『日国』は『現代語解説』(1924-1925)を挙げた。中国語では清末の《刑律草案》(1907)にみえるのが初出例であり、《法律辭典》(1927)、

《中國法律大辭典》(1931)などに収録されて定着した。《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)、《近現代辭源》(2010)、《大詞典》は未収録。

(8) 反訴

初出は『民事訴訟法』(1890)である。『日国』は1926年の『民事訴訟法』を提示しているが典拠の年代が遅い。中国語としては《新譯日本法規大全》(1907)の用例が早い。《近現代辭源》(2010)は《注音新辭林》(1921)を初出とする。《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は未収録。民国期に《法律辭典》(1928)や民国の《民事訴訟法》(1935)に使用され定着した。

(9) 法人

初出は『民事訴訟法』(1890)である。『日国』の同様の典拠を挙げる。渡部萬藏(1930)は「法人」が創成語(和製新造語)であると指摘して、1890年に完成した民法草案に最初に見えるとした。中国語として《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)、《近現代辭源》(2010)、崔軍民(2011)は《新爾雅》(1903)を初出とする。《新譯日本法規大全》(1907)、《大清民律草案》(1911)、民国の《民事訴訟法》(1929)などに用いられて定着した。高名凱等(1958)、劉正燊等(1984)、崔軍民(2011)は日本語借用語と認定した。

(10) 夫權

初出は『日国』によると藤林忠良等『仏和法律字彙』(1886)である。《近現代辭源》(2010)は関庚麟《日本學校圖論》(1903)を中国語の初出としている。《法律大辭書》(1936)もこの語を収録する。《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は未収録。

(11) 公證

初出は箕作麟祥訳『佛蘭西法律書・民法』(1871)である。佐藤亨(2007)は久米邦武『米欧回覽実記』(1873)、『日国』は藤林忠良等『仏和法律字彙』(1886)を初出とする。中国語の初出は《日本國志》(1895)であり、《近現代辭源》(2010)も同様の典拠を挙げた。《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は未収録。民国期の《法律辭典》(1927)に収録され、民国の《民法》(1929)に使用されることで定着した。

(12) 故障

欠席判決を受けた訴訟当事者が、その判決に不服を申し立てること。初出は『法律語彙初稿』(1883)である。『日国』は明治の『民事訴訟法』(1890)を挙げた。

高名凱等（1958）も日本語借用語と認定した。

(13) 領海

初出は佐藤亨（2007）と『日国』によると 1863 年の『禁令考』である。中国語の初出として《近現代辞源》（2010）は特社訳《世界通史・近世史・第二期》（1903）を挙げる。《近現代漢語新詞詞源詞典》（2001）は未収録。民国期の《法律辭典》（1927）、《中國法律大辭典》（1931）などに収録されて定着した。高名凱等（1958）、刘正琰等（1984）は日本語借用語と認定した。

(14) 領空

初出は松原一雄の『現代國際法』（1924）である。『日国』は『いろは引現代語大辞典』（1931）を典拠とする。《近現代辞源》（2010）は《英漢對照百科名彙》（1931）を挙げる。《近現代漢語新詞詞源詞典》（2001）は未収録。民国期の《法律辭典》（1927）、《中國法律大辭典》（1931）などに収録されて定着した。高名凱等（1958）、刘正琰等（1984）は日本語借用語と認定した。

(15) 領土

初出は『日国』によると中江兆民『國會論』（1888）である。《近現代漢語新詞詞源詞典》（2001）は中村五六編、田保熙訳《世界地理志》（1902）を挙げ、《近現代辞源》（2010）は《清議報》（1898）の例を引く。民国期の《法律辭典》（1927）、《中國法律大辭典》（1931）、《中華民國訓政時期約法》（1931）などに用いられて定着した。高名凱等（1958）、刘正琰等（1984）は日本語借用語と認定した。渡部萬藏（1930）は「領土」が「領地」に由来すると指摘して、領土は領海と領空を包括する概念のため「領域」と称すべきだと主張した。

(16) 民權

初出は津田真道訳『泰西國法論』（1868）である。佐藤亨（2007）と『日国』も同例を引く。中国語の初出として《近現代漢語新詞詞源詞典》（2001）と崔军民（2011）は黄遵憲《日本雜事詩》（1879）を挙げ、《近現代辞源》（2010）はマーティン等訳《公法便覽》（1878）と黄遵憲《日本雜事詩》（1879）を挙げた。馬西尼（1997）は「民權」が中国製法律新語の可能性があると示唆しながらも資料不足のため、黄遵憲《日本雜事詩》（1879）を初出例に挙げて、日本語借用語と判断した。『泰西國法論』（1868）における「民權」が日本語の初出例であることは間違いないが、《公法便覽》（1878）の“民權”は中国製の法律新語である可能性が高い。《公法便覽》に和製法律新語の語形と一致するものが数例あるが、数も少なく敢えてこれらの新語

を日本語から借用したとも考えられないため、《公法便覽》は和製法律新語の影響を受けていないと判断される。日本語原典からの漢訳である《日本國志・刑法志》や張相文等訳《萬法精理》(1902)などは和製法律新語の「民權」をそのまま中国語に取り入れているため、「民權」を中国語が借用した和製法律新語として扱っている。

#### (17) 母法

法が他民族または他国家に受け継がれているとき、その母体となった法。初出は1884年頃で、穂積陳重(1980:217)によると彼の造語である。『日国』は例証を示していない。中国語の初出として《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)、《近現代辭源》(2010)は汪榮寶等《新爾雅》(1903)を挙げた。《大詞典》は例証を示していない。民国の《法律辭典》(1927)、《中國法律大辭典》(1931)などにも収録された。

#### (18) 判例

初出は『法律大辭典』(1907)である。『日国』は鈴木利貞編『学生と教養』(1936)を挙げる。中国語の初出例として《近現代辭源》(2010)は袁家潢《關於法醫檢驗事物之檢討》(1940)を挙げる。《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は未収録。

#### (19) 棄權

初出は日本の『治罪法』(1880)である。『日国』は藤林忠良等『仏和法律字彙』(1886)を典拠とする。中国語の初出例として《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は梁啟超《飲冰室合集》(1910)、《近現代辭源》(2010)は《日本國志》(1895)を挙げた。

#### (20) 起訴

初出は日本の『治罪法』(1880)である。『日国』は藤林忠良等『仏和法律字彙』(1886)を典拠とする。中国語の初出例として《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)崔军民(2011)は《新爾雅》(1903)、《近現代辭源》(2010)は《日本國志》(1895)を挙げた。何勤華等(2008)は日本の初出は『治罪法』で、中国の初出は《日本國志》(1895)で、《大清民事訴訟律草案》(1910年完成)にも用いられたことを指摘した。民国期の《法律辭典》(1927)、民国の《刑法》(1928)などに用いられ定着した。崔军民(2011)は“本族新詞”と誤認した。

#### (21) 取消

法律行為の効力を、一方的な意思表示によって消滅させること。初出は『法律語

彙初稿』(1883)である。『日国』は藤林忠良等『仏和法律字彙』(1886)を挙げた。中国語の初出として《近現代辞源》(2010)は黄遵憲《日本國志》(1895)を挙げた。《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は未収録。《大詞典》は“使原有的制度、規章、資格、權利等失去效力。黃鴻壽《開設資政院》”と“取消”の語義と例証を示した。

## (22) 權限

初出は佐藤亨(2007)によると久米邦武『米歐回覽實記』(1872)である。箕作麟祥訳『佛蘭西法律書・商法』(1874)にも用例があり、『日国』は『國會開設の勅諭』(1881)の例を引く。中国語の初出例として《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は《新爾雅》(1903)、《近現代辞源》(2010)は《日本國志》(1895)を挙げる。民国期の《法律辭典》(1927)、民国の《民法》(1929)などに用いられ定着した。刘正燊等(1984)は日本語借用語と認定した。

## (23) 人格

權利、義務の主体となることができる資格。初出は穂積八束『行政法大意』(1896)である。『法律大辭典』(1907)もこの語を収録する。『日国』は例証を示していない。中国語の初出として《近現代辞源》(2010)は王鴻年《憲法法理要義》(1902)を挙げた。《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は未収録。高名凱等(1958)、刘正燊等(1984)は日本語借用語と認定した。《漢語大詞典》は“1. 人的性情、气质、能力等特征的总和。蔡元培《普通教育和职业教育》2. 人的道德品质。梁启超《新民说》3. 谓人按照法律、道德或其他社会准则应享有的权利或资格。瞿秋白《赤俄之归途》”とした。

## (24) 商法

初出は佐藤亨(2007)によると神田孝平訳『經濟小学』(1867)である。『日国』は福沢諭吉『西洋事情』(1866-1870)を初出とした。津田真道訳『泰西國法論』(1868)にも用例がある。中国語の初出として馬西尼(1997)、《近現代辞源》(2010)は《日本國志》(1895)を挙げる。《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は未収録。民国期の《法律辭典》(1927)、《法律大辭書》(1936)などに収録され定着した。刘正燊等(1984)、馬西尼(1997)、崔军民(2011)は日本語借用語と認定した。

## (25) 時効(時効)

初出は『法律語彙初稿』(1883)である。松井利彦(1984)は箕作麟祥訳『佛蘭西法律書』の校正本(1875年)では時効のことを「期滿得免」と訳出したことを提示した上で、『法律語彙初稿』が「時効」の初出であることを指摘した。『日国』は『民



事訴訟法』(1890)を典拠に挙げた。中国語の初出例として《近現代辞源》(2010)は邱鴻文《民法物權引範》(1907)が挙げた。《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は未収録。民国期の《法律辭典》(1927)、民国の《刑法》(1828)などに使用され定着した。刘正焱等(1984)は日本語借用語と認定した。

#### (26) 訴權

初出は『法律語彙初稿』(1883)である。『日国』は藤林忠良等『仏和法律字彙』(1886)を初出例に挙げた。何勤華等(2008)は「訴權」が日本語借用語であるとした上で、中国語の初出は《新爾雅》(1903)だと指摘した。さらに陳承澤編《中華現行民事訴訟律要義》(1913)にも用例があることに言及した。《近現代辞源》(2010)、《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は未収録。民国期の《法律辭典》(1927)、《法律大辭書》(1936)などにも収録され定着した。刘正焱等(1984)は日本語借用語と認定した。

#### (27) 特許

行政法上、特定人のために能力・資格・権利・法律関係を新たに設定する行政行為。また特許権のこと。初出は佐藤亨(2007)によると津田真道訳『泰西國法論』(1868)である。惣郷正明等(1986)は『附音挿図英和字彙』(1873)、『日国』は徳富蘇峰『将來之日本』(1886)を初出例に挙げた。中国語としては民国の《法律辭典》(1927)に収録された。高名凱等(1958)は日本語借用語と認定した。

#### (28) 退庭(退廷)

初出は日本の『治罪法』(1880)である。『日国』は『民事訴訟法』(1890)の初出とした。中国語の初出例として《近現代辞源》(2010)は冰心《二十一日聽審的感想》(1919)を挙げた。《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は未収録。民国期の《中國法律大辭典》(1931)や《民事訴訟法》(1935)などに使用され定着した。

#### (29) 物權

初出は津田真道訳『泰西國法論』(1868)である。『日国』は『明六雜誌』(1875)に収載された津田真道の論文を初出とした。何勤華等(2008)は《譯書彙編》(1901)に初出例があり、《大清民律第一草案》(1911年完成)にも“物權”が用いられたと指摘した。《近現代辞源》(2010)は《新爾雅》(1903)を初出とした。《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は未収録。民国期の《刑法》(1928)などに使用され定着した。

### (30) 刑期

初出は箕作麟祥訳『佛蘭西法律書・刑法』(1870)である。『日国』は福田英子『妾の半生涯』(1904)を初出とした。中国語の初出例として《近現代辞源》(2010)は傅雲龍《游歴日本圖經》(1889)を挙げた。《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は未収録。民国期の《刑法》(1928)などに使用され定着した。

### (31) 義務

初出は津田真道訳『泰西國法論』(1868)である。『日国』も同じ典拠を挙げ、惣郷正明(1986)は『増補漢語字類』(1874)の例を挙げた。馬西尼(1997)は「義務」をマーティン訳《萬國公法》(1864)初出と誤認した。《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は“義務教育”の項目で《中国近代教育史資料汇编・教育思想》に収録された1902年の用例を挙げた。《近現代辞源》(2010)は黄遵憲《日本國志》(1895)を初出とした。嚴復訳《法意》(1904-1909)や《新譯日本法規大全》(1907)などにも用いられて中国語での使用は清末に広がりを見せ、民国期の《刑法》(1928)などの条文に使用されて定着した。刘正焱等(1984)も日本語借用語と認定した。

### (32) 豫審(預審)

初出は箕作麟祥訳『佛蘭西法律書・訴訟法』(1873)である。佐藤亨(2007)は『国憲意見』(1881)、『日国』は藤林忠良等『仏和法律字彙』(1886)を初出とした。中国語の初出例として《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は黄遵憲《日本雜事詩》(1889)を、《近現代辞源》(2010)は黄遵憲《日本國志》(1895)を挙げた。民国期の《法律辭典》(1927)や民国の《刑法》(1928)などに使用され定着した。

### (33) 債權

初出は『日国』によると藤林忠良等『仏和法律字彙』(1886)である。渡部萬蔵(1930)は「民法の創成語」としたが、民法での使用に先行して『仏和法律字彙』の用例があるが、「創成語」(和製新造語)の指摘は同意できる。惣郷正明(1986)は『和英大辭典』(1896)を初出に挙げた。中国語として《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)、《近現代辞源》(2010)は《新爾雅》(1903)を初出とした。何勤华等(2008)も《新爾雅》を初出とするが、《大清民律第一草案》(1911年完成)に用例があると指摘した。民国期の《刑法》(1828)、《民法》(1829)などに継承され中国語に定着した。刘正焱等(1984)も日本語借用語と認定した。

### (34) 終審

初出は箕作麟祥訳『佛蘭西法律書・民法』(1871)である。佐藤亨(2007)、『日国』

は藤林忠良等『仏和法律字彙』(1886)を初出とした。中国語の初出として《近現代辞源》(2010)は黄遵憲《日本國志》(1895)を挙げた。《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は未収録。《日本國志・刑法志》で中国語に移入された後、《大清光緒新法令》(1911)にも用例が見え、民国期の《法律大辭書》(1936)に収録されるなどして定着した。

(35) 子法

他国の法を範としてできた法。初出は「母法」と同様に 1884 年頃で、穂積陳重(1980: 217)によると彼の造語である。『日国』は例証を示していない。中国語の初出として《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)、《近現代辞源》(2010)は汪榮宝等《新爾雅》(1903)を挙げた。

## 第十五章 外来語としての和製法律新語の考察：和製転用語編

本章では中国語が借用した和製法律新語のうち先行研究がある和製転用語を中心に語誌を記述する。漢籍に旧義の用例をもつ和製転用語がほとんどであるため、《漢語大詞典》の語釈を引用して新旧義の差異を示す。ただ《漢語大詞典》の挙例は多数のため、各語義項目の筆頭挙例のみを引用して用例は割愛する。なお以下では《漢語大詞典》を《大詞典》と、『日国』を『日国』と略記する。

### (1) 辯護

その人のために申し開きをすること。その人の利益となることを主張して助けること。初出は『法律語彙初稿』（1883）および佐藤亨（2007）が挙げた『自由新聞』（1883）である。『日国』は坪内逍遙『小説神髓』（1885-1886）を挙げた。中国語の初出として《近現代漢語新詞詞源詞典》（2001）、崔军民（2011）は黃遵憲《日本雜事詩》（1879）、《近現代辭源》（2010）は黃遵憲《日本國志》（1895）を挙げた。巖復訳《法意》（1904-1909）、「大清新法令」（1901-1911）などにも用例がある。《大詞典》は“辯護”について“1. 谓能治事管理。《公羊传·宣公十五年》2. 为维护自己或别人的利益而辩解。鲁迅《华盖集·忽然想到（四）》3. 法律用语。法院审理案件时，被告人和辩护人根据事实和法律对控告的事实所作的申辩和解释。”と語義と例証を提示したが、3には典拠を示していない。

### (2) 重婚

配偶者のある者が重ねて婚姻すること。初出は明治『刑法』（1880）および佐藤亨（2007）が挙げたボワソナード『法律大意講義』（1880）である。『日国』も同例を初出とする。中国語の初出として《近現代辭源》（2010）は黃遵憲《日本國志》（1895）を挙げ、《近現代漢語新詞詞源詞典》（2001）は未収録。清末での使用を経て、民国の《刑法》（1928）に使用され定着した。《大詞典》は“1. 指已有亲缘关系的双方再结婚缘之好或重叠交互为婚姻。《史记·秦本纪》2. 重新婚配，再次结婚。元无名氏《隔江斗智》3. 法律上特指已有配偶而又与他人结婚。石三友《金陵野史·胡小石和杨仲子》”として、3が新義で1と2の旧義と関連性を保持している。

### (3) 出庭（出廷）

「出廷」の初出は明治の『治罪法』（1880）である。佐藤亨（2007）と『日国』は藤林忠良等『仏和法律字彙』（1886）の例を挙げた。中国語の初出として《近現代辭源》（2010）、崔军民（2011）は容闥《西學東漸記》（1915）を挙げた。《近現代漢語新詞詞源詞典》（2001）は未収録。民国期の《中國法律大辭典》（1931）、《法律

大辞書》(1936)などに収録され定着した。刘正焱等(1984)も日本語借用語と認定した。《大辞典》は“诉讼案件的关系人到法庭上接受审讯或讯问。”と新義の項目を提示したが典拠は示されていない。唐代の《廣異記》には“出庭仰視胡，大嗥吼数四，向樹跳躍，知胡不可得，乃攫草人，擲高数丈，往食猪血盡。”の用例があり、「庭に出る」という意味で法廷とは関係しない用法である。

#### (4) 締結

条約や契約をとりむすぶこと。初出は佐藤亨(2007)によるとグラント氏意見、ヨング氏筆記の『琉球事件』(1879)である。『日国』は『赤十字条約』(1886)を挙げた。明治『憲法』(1889)にも用例がある。中国語の初出として《近現代辞源》(2010)は田保熙訳《世界地理志》(1902)を挙げた。《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は未収録。《新譯日本法規大全》(1907)や《中華民國訓政時期約法》(1931)などに使用され定着した。《大辞典》は“1. 犹缠结。汉焦贛《易林·比之大有》2. 訂立。瞿秋白《饿乡纪程》3. 结交。《旧唐书·李可举传》”と“締結”の語義を示し、2が新義で3の語義から発生したと思われる。

#### (5) 法典

体系的に組織だてた成文法規。初出は津田真道訳『泰西國法論』(1868)である。佐藤亨(2007)は『法律雑誌』(1880)、『日国』は藤林忠良等『仏和法律字彙』(1886)を挙げた。中国語の初出として《近現代辞源》(2010)は梁啓超《雅典小史》(1902)を挙げたが、黄遵憲《日本國志·刑法志》(1895)に用例があるため、例証の時代が遅い。《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は未収録。康有為《日本變政考》(1898)、嚴復訳《法意》(1904-1909)、“大清新法令”(1901-1911)などにも用例があり、清末に新義での使用が広まりその後定着したと考えられる。“法典”について《大辞典》は“1. 法度典章。《孔子家語·五刑》2. 指佛教经典。《正法华经·应时品》”と釈義し、1の語義が最も新義に近い。

#### (6) 法科

学科分類のひとつである「法科」の初出は津田真道訳『泰西國法論』(1868)である。中国語としては“大清新法令”(1901-1911)に用例がある。《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)、《近現代辞源》(2010)は未収録。王健(2001)、崔军民(2011)によると《西學凡》(1623)においては leges の対訳語として使用された。

#### (7) 反證

立証責任のない当事者が、相手方の申し立てた事実または提出した証拠に対し、

それと両立できない事実を証明し、または、その証拠を否定するために提出する証拠。初出は何礼之訳『萬法精理』(1875)である。佐藤亨(2007)は小宮山天香『聯島大王』(1887)、『日国』は竹内猷郎『袖珍新聞語辞典』(1913)を挙げた。中国語の初出として《近現代辞源》(2010)は黄遵憲《日本國志》(1895)を挙げた。《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は未収録。民国期の《法律辭典》(1927)と《法律大辭書》(1936)はこの語を収録する。《大詞典》は“反證”を“1. 可以駁倒原論證的論據。2. 由證明與論題相矛盾的判斷是不真實的來證明論題的真實性，是一種間接論證。”と釈義するが、典拠を示していない。《三刻拍案驚奇》に“可為朱安國反證。”とあるが、この“反證”は正反対の事例という意味であり、法律新語としての用法とは異なる。

#### (8) 法庭 (法廷)

裁判所が審理・裁判を行なう場所。初出は佐藤亨(2007)によると久米邦武『米歐回覽實記』(1873)である。何礼之訳『萬法精理』(1875)にも用例があり、『日国』は同年の『朝野新聞』の例を引く。中国語の初出として馬西尼(1997)は黄遵憲《日本國志》(1895)、《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は黄遵憲《日本雜事詩》(1879)、《近現代辞源》(2010)は涂福田《東瀛見知錄》(1906)、崔军民(2011)は容闈《西學東漸記》(1915)をそれぞれ挙げた。1910年に《法院編制法》が頒布され、民国期に《最高法院組織法》(1929)が公布されたことで定着した。高名凱等(1958)、刘正燊等(1984)、馬西尼(1997)は日本語借用語と認定した。《大詞典》には“1. 指孔廟正殿。唐柳宗元《柳州文宣王新修廟碑》2. 即法院。國家的審判機關。亦指法院內審判訴訟案件的組織機構或場所。清容闈《西學東漸記》”とあり、1と2では“法”の意味が変容している。

#### (9) 法源

法の淵源、法の根拠として採り上げられるもの。初出は鳥尾小彌太『王法論』(1882)である。『日国』は典拠を示していない。中国語としては《法律辭典》(1927)、《中國法律大辭典》(1931)などに収録された。《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)、《近現代辞源》(2010)は未収録。《大詞典》は“佛教語。法海真源，法性。清姚鼐《重宿幽栖寺》”と語釈するのみで法律語としての項目はない。

#### (10) 公民

国または地方公共団体で、参政権をもつ国民。初出は『日国』によると『市制』(1888)の第9條である。『法律大辭典』(1907)にも収録された。中国語の初出として《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は《清議報》(1900)、何勤华等(2008)

は梁啓超《飲冰室合集》、《近現代辭源》(2010)は《大東合邦新義》(1898)を挙げた。劉正焱等(1984)は日本語借用語と認定した。《大詞典》は“公民”について“1. 指古代为公之民。《韓非子·五蠹》2. 谓君主之民, 公家之民。汉刘向《列女传·齐伤槐女》3. 具有一个国家的国籍, 并依据宪法或法律规定, 享有权利和承担义务的人。老舍《四世同堂》4. 谓公共土地上的居民。康有为《大同书》”と説明した。3が法律語としての新義で、1と2の語義から発生したものである。

#### (11) 公權

公法の分野で認められる権利。初出は津田真道訳『泰西國法論』(1868)である。佐藤亨(2007)と『日国』も同例を引く。中国語の初出として《近現代漢語新詞源詞典》(2001)は《日本憲法義解》(1901)を挙げた。《近現代辭源》(2010)は未収録。黃遵憲《日本國志·刑法志》(1895)、康有為《日本變政考》(1898)、嚴復訳《法意》(1904-1909)などにも用例があり、清末には中国語に相当浸透していたと考えられる。崔軍民(2011)は日本語借用語と認定した。《大詞典》は“1. 朝廷所賦之權。唐雍陶《罢还边将》2. 指公法所赋予的权利, 公民权。孙中山《大总统通令开放蛋户惰民等许其一体享有公权私权事》”と積義し、2が新義である。

#### (12) 歸化

本人の希望により新しく他国の国籍を取得すること。初出は『日国』によると福沢諭吉『西洋事情』(1866-1870)である。津田真道訳『泰西國法論』(1868)、箕作麟祥訳『國際法』(1875)などにも用例がある。中国語での早い用例は《法律辭典》(1927)、《中國法律大辭典》(1931)などである。《大詞典》は“1. 归順, 归附。《汉书·匈奴传下》2. 同化。章炳麟《驳康有为论革命书》3. 旧谓甲国人入乙国籍。”と“歸化”の語義を示したが、3の法律語の例証を提示していない。マーティン訳《萬國公法》(1864)に見える“入籍”はこの語に相当する。

#### (13) 國籍

国家の所属員としての資格。初出は箕作麟祥訳『國際法』(1875)である。『日国』は1899年に公布された『国籍法』の用例を挙げた。中国語の初出として《近現代漢語新詞源詞典》(2001)、《近現代辭源》(2010)は《新爾雅》(1903)を挙げた。民国期の《法律辭典》(1927)に収録され、1929年に公布された《海商法》に使用されるなどして定着したと考えられる。《大詞典》は“1. 国家的典籍; 史籍。《北史·李彪传》2. 指个人具有的属于某个国家的身份。3. 指飞机、船只属于某个国家的关系。”と“國籍”について説明する。2と3の新義には典拠が示されていない。

#### (14) 過料

刑罰としての性質をもたない金銭罰の総称。渡部萬蔵（1930）は「過料は民法、商法等の法規を遵守せぬ者に對する制裁で、刑罰たる科料とは其概念を異にする」という。初出は『日国』によると柳河春三編『万国新話』（1868）である。明治『民法』（1898）の条文に使用された。中国語としては《新譯日本法規大全》（1907）に用例があるが、《法律大辭書》（1936）で中国語の“過怠金”に相当する“日本名辭”と明記されたように、中国語に定着しなかった。《近現代辭源》（2010）、《近現代汉语新詞詞源詞典》（2001）、《大詞典》は未収録。中国語に古い用例は見出だせず、日本語ではかつて『吾妻鏡』（1190）に「有兼任同意之罪科〈中略〉可召甲二百領之過料」とあるように、罰金の一種であった。和製既存語からの転用語である。

#### (15) 故意

民法上、ことさらにある行為、特に他人に対して権利侵害の行為をしようとする意思。初出は『日国』によると『民法』（1896）である。『商法』（1899）にも用例があり、明治の『法律字典』（1899）も収録した。中国語としては《新譯日本法規大全》に用例があり、民国の《法律辭典》（1927）、《中國法律大辭典》（1931）も収録した。高名凱等（1958）も日本語借用語と認定した。《大詞典》は“1. 旧友的情意。《南史・鮑泉傳》2. 原意；旧意。唐温庭筠《張靜婉〈采蓮曲〉序》3. 存心；有意识地。明冯惟敏《不伏老》”などの語義を提示した。3が法律新語としての新義に最も近いが、新義はさらに意味が限定されている。

#### (16) 回避（迴避）

初出は『法律語彙初稿』（1883）である。『日国』は藤林忠良等『仏和法律字彙』（1886）を初出とした。中国語の初出として何勤華等（2008）と《近現代辭源》（2010）は黃遵憲《日本國志》（1895）を挙げ、崔軍民（2011）は《各級審判廳試辦章程》（1907）を挙げた。《近現代汉语新詞詞源詞典》（2001）は未収録。民国期の《法律辭典》（1927）、《中國法律大辭典》（1931）などに収録されて定着した。《大詞典》は“回避”について“1. 避忌，顧忌。《漢書・趙廣漢傳》2. 躲避；避讓。唐韓偓《即目》3. 清代科舉考試時為防考場內官員作弊而設的制度。4. 旧時防止官吏徇情的制度。5. 法律用語。指司法人員由於對本案有利害關係或其他關係而不參加該案的偵察、審判等活動。”と積義を加え、“迴避”には9つの語義項目を与えて“9. 法律用語。指司法人員由於對某案有利害關係或其他關係而不參加該案的偵察、檢察、審判等活動。”のように積義して、“回避”の5と“迴避”の9は法律新語としての新義である。5の新義は1と2の語義と最も繋がりが強い。



#### (17) 鑑定

裁判官の判断を補助するため、学識経験者に専門的知識や経験に基づいた判断、意見、結論を述べさせる証拠調べ。初出は『民事訴訟法』（1890）である。『日国』は同例を引く。中国語の初出は《新譯日本法規大全》（1907）であり、民国の《法律辭典》（1927）、《中國法律大辭典》（1931）などにも収録された。高名凱等（1958）、刘正焱等（1985）は日本語借用語と認定した。《大詞典》は“1. 辨別并确定事物的真伪优劣。宋陆游《跋中和院东坡帖》2. 指对人功过、出身和优缺点等的鉴别和评定。吴晗《灯下集·谈曹操》”と釈義し、法律新語としての語義を載せていない。刘正焱等（1984）は日本語借用語と認定した。

#### (18) 検事

初出は渡部萬蔵（1930）によると明治5年（1872年）の『太政官日誌』にある。佐藤亨（2007）は久米邦武『米欧回覧実記』（1873）、『日国』は「太政官達第一四号」（1874）の例を引き、箕作麟祥訳『佛蘭西法律書・訴訟法』（1873）にも用例がある。《近现代汉语新词词源词典》2001）、《近现代辞源》（2010）は未収録。中国語としては黄遵憲《日本國志・刑法志》（1895）、康有為《日本變政考》（1898）、“大清新法令”（1901-1911）などに用例がある。民国期の《法律大辭書》（1936）は“検事”が“日本名辭”であり、“檢察官”と同義だとした。《大詞典》は“検事”の項目で“核査事实。《南齐书·王融传》”と記して、檢察官の官名のひとつであることには触れていない。和製転用語の「検事」は在来の語義と関わりが深い官職名に転移した例である。

#### (19) 忌避

初出は明治の『民事訴訟法』（1890）である。『日国』でも同例を引く。法律新語としての「忌避」について本辞典は「(2) 裁判官、また、裁判所書記官が、事件の当事者と特別な関係がある場合など、不公平な裁判をするおそれがあるような事情があるときに、当事者が担当裁判官の職務の執行を拒否すること。」と解説する。《大詞典》が示す在来の語義“禁忌；顾忌回避。汉王充《论衡·四讳》”に比べると語彙の範囲が大きく限定されているとわかる。《法律大辭書》（1936）は“忌避”を“日本名辭”と明記して収録したが、“我國所稱之聲請迴避同其意義”と記しており、民国期に使用されなくなったとわかる。《近现代汉语新词词源词典》（2001）、《近现代辞源》（2010）は未収録。

#### (20) 檢察官

犯罪の捜査、刑事事件の公訴を行ない、法の正当な適用を求め、裁判の執行を監

督することをおもな職務とする国家公務員。初出は箕作麟祥訳『佛蘭西法律書・訴訟法』である。『日国』は藤林忠良等『仏和法律字彙』（1886）を初出に挙げた。中国語の初出として《近現代漢語新詞詞源詞典》（2001）、何勤華等（2008）は黃遵憲《日本雜事詩》（1879）を挙げ、《近現代辭源》（2010）は黃遵憲《日本國志》（1895）を挙げた。何勤華等（2008）はこの語が日本語借用語であるとも指摘した。《大詞典》には収録されず、《宋史》では“又置提轄檢察官一員。”と官職名のとして用いられた。

#### (21) 開庭（開廷）

初出は佐藤亨（2007）と『日国』によると矢野龍溪の『経国美談』（1883-1884）であり、『刑事訴訟法』（1890）にも用例がある。中国語の初出として《近現代辭源》（2010）は伍廷芳《三復陳其美書》（1912）を挙げ、《近現代漢語新詞詞源詞典》（2001）は未収録。《新譯日本法規大全》（1907）や“大清新法令”（1901-1911）での使用を経て民国期に定着したと思われる。劉正燊等（1984）も日本語借用語と認定した。崔軍民（2011）は“本族新詞”と誤認した。《大詞典》は“開庭”について“1. 指建国。漢焦贛《易林·乾之井》2. 审判人員在法庭上对当事人及其他有关的人进行审问和讯问。《文汇报》1991.8.5”と釈義した。2が新義であり、1の国を建て新しい朝廷を始める意味と、2の法廷での審理を開始する意味には明確な相違がある。

#### (22) 看守

刑務所で、囚人の監視、使役、監獄事務などにたずさわる職員。初出は『日国』によると「太政官達第四一号」（1882）である。『法律字典』（1899）にも収録された。中国語の初出として《近現代漢語新詞詞源詞典》（2001）、《近現代辭源》（2010）は許炳榛《甲辰考察日本商務日記》（1904）を挙げた。清末の《刑事民事訴訟法》（1904年完成）や、民国の《刑事訴訟法》（1935）などに使用され定着した。劉正燊等（1984）は日本語借用語と認定した。《大詞典》は“1. 看管；看护。明凌濛初《北紅拂》 2. 監視和管押。趙樹理《李家庄的变迁》 3. 指門卫。魯迅《南腔北調集·上海的少女》 4. 指看管犯人的的人。端木蕻良《被撞破了的臉孔》”と“看守”を説明し、2が法律語としての用法で、新義は1から来ている。

#### (23) 累犯

刑の執行の終了または免除のあった日から一定期間内にさらに犯罪を行ない、有期の懲役に処せられること。初出は高木豊三訳『佛國刑法論略』（1884）である。『日国』は1907年公布の新『刑法』を初出に挙げた。渡部萬蔵（1930）は旧『刑法』（1880）の「再犯加重」が「累犯」に相当すると指摘した。中国語の初出として何勤華等（2008）

は《大清暫行新刑律》(1910)を挙げたが、それ以前に編纂された《刑律草案》(総則部分、1904年完成)には既に“累犯”の用例が見られる。《近现代汉语新词词源词典》(2001)、《近现代辞源》(2010)は未収録。清末の《大清暫行新刑律》と民国の《刑法》(1828)などに使用されることで定着した。《大詞典》には“1. 多次犯罪。《元典章新集·刑部·再犯贼人》2. 已经犯过判处有期徒刑以上刑罚之罪，服刑完毕或赦免后，在一定期限内又犯必须判处有期徒刑以上刑罚之罪的人。”とあり、2の新義は1の語義から来ている。

#### (24) 立憲

初出は佐藤亨(2007)と『日国』によると福沢諭吉訳『英国議事院談』(1869)である。箕作麟祥訳『國際法』(1875)にも用例がある。中国語の初出として《近现代汉语新词词源词典》(2001)は田保熙訳《世界地理志》(1902)、《近现代辞源》(2010)は黄遵憲《日本雜事詩》(1879)を挙げた。張相文等訳《萬法精理》(1902)や嚴復訳《法意》(1904-1909)などにも用例があり、1906年に“預備立憲”の詔が下されて“立憲”が中国に大きく広まったと思われる。刘正燊等(1984)も日本語借用語と認定した。《大詞典》は“立憲”の項で“制订宪法。亦特指实行议会制度的君主国家制订约束君主权力的宪法。《清史稿·后妃传·孝钦显皇后》”というように、《清史稿》の例を引いたが、20世紀以前の例証は示していない。《漢紀》(前漢紀ともいう)には“先帝聖明，賢良在位，立憲垂法，為無窮之基。”と用例がある。ここでの“憲”は法律全般を指しており、和製法律新語の「立憲」が憲法を対象としているのとは異なる。

#### (25) 民法

初出は佐藤亨(2007)によると津田真道『泰西法学要領』(1866)である。渡部萬蔵(1930)、『日国』は津田真道訳『泰西國法論』(1868)を初出例とした。中国語の初出として馬西尼(1997)は黄遵憲《日本國志》(1895)を挙げ、何勤華等(2008)、《近现代汉语新词词源词典》(2001)、《近现代辞源》(2010)、崔军民(2011)は黄遵憲《日本雜事詩》(1890)を挙げた。刘正燊等(1984)、馬西尼(1997)、何勤華等(2008)、崔军民(2011)は“民法”が日本語借用語であることを指摘している。《大詞典》は“调整平等民事主体间一定范围的财产关系和人身关系法律规范的总称。”と新義のみを示した。

#### (26) 民事

私法上の法律関係に関する事項、またはこれらから生ずる現象。初出は箕作麟祥訳『佛蘭西法律書·訴訟法』(1873)である。佐藤亨(2007)は『東京日日新聞』(1876)、

『日国』は『改正増補和英語林集成』(1886)を挙げた。中国語の初出として《近現代辞源》(2010)は傅雲龍《遊歴日本圖經》(1889)、崔军民(2011)は黄遵憲《日本雜事詩》(1879)を挙げ、《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は“民事訴訟法”の例として《新爾雅》(1903)を挙げた。黄遵憲《日本國志・刑法志》(1895)、康有為《日本變政考》(1898)、嚴復訳《法意》(1904-1909)などにも用例があり、清朝政府が編纂した“刑事民事訴訟法”(1906年完成)の法典名にも採用されるなど清末に広く使用された。《大詞典》は“民事”の語義として“1. 犹国政。《国语·鲁语上》2. 泛指民间诸事；民政事务。《礼记·月令》3. 指力役之事。《书·太甲下》4. 指农事。《孟子·滕文公上》5. 泛指民间生活情事。《汉书·循吏传序》6. 有关民法的。”を提示し、法律語としての新義は6である。

#### (27) 擬制

法律上の取扱いで、本質はちがうものを同一と見なして、同一の効果を与えること。例えば法人を権利主体と認めるなど。初出は菊池武夫『古代法』(1894)である。『日国』は竹内猷郎『袖珍新聞語辞典』(1919)を初出とした。『法律大辭典』(1907)にも用例がある。中国語としては民国の《中國法律大辭典》(1931)、《法律大辭書》(1936)などに用例がある。《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)、《近現代辞源》(2010)は未収録。《大詞典》は“1. 比拟其规模制度。《宋书·江夏王义恭传》2. 草拟制订。”と語義を示したが、法律新語の新義を記載していない。

#### (28) 判事

古くから裁判の審理を執り行う官職名であったが、明治以降裁判官の官名の一つとなった。渡部萬蔵(1930)によると明治4年(1871年)に東京裁判所に設けられたという。『日国』は織田純一郎訳『花柳春話』(1878-1879)の例を挙げた。《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)、《近現代辞源》(2010)は未収録だが、黄遵憲《日本國志・刑法志》(1895)、康有為《日本變政考》(1898)、黄人《普通百科新大詞典》(1911)などに用例がある。民国期の《法律大辭書》(1936)は“日本名辭”と明記して中国語の“推事”に相当すると記した。中国語としては定着しなかった。《大詞典》は“判事”について“谓审理、裁决狱讼。唐代官吏考绩，有“四善二十七最”名目，其六为判事之最。”と説明し、《新唐书·百官志一》を典拠に挙げて、近代の用例は記されていない。

#### (29) 破産

「債務者が自分の債務を支払うことができない状態に陥った場合に、債務者の総財産に対して、一般的な強制執行を開始して、債権者の全員に公平な配当弁済を受

けさせようとする裁判上の手続。」の意味は新義であり、初出は『日国』によると田鎖綱紀『英和記簿法字類』（1878）である。中国語の初出として馬西尼（1997）は黄遵憲《日本國志》（1895）を挙げて、日本語借用語であることも指摘した。《近現代汉语新詞詞源詞典》（2001）と何勤華等（2008）、《近現代辭源》（2010）、崔軍民（2011）は黄遵憲《日本雜事詩》（1879）を初出に挙げた。民国期の《法律辭典》（1927）に収録され、民国の《民法》（1929）に使用されることで定着した。高名凱等（1958）、馬西尼（1997）、崔軍民（2011）も日本語借用語であると認定した。《大詞典》は“破産”について“1. 喪失全部財產。《史記·孔子世家》2. 債務人無力償還欠債時，法院根據債務人或債權人的申請，作出裁定，將債務人的全部財產變價，按債額定比例歸還債權人，其不足之數不再償付。周而復《上海的早晨》3. 喻徹底失敗。叶聖陶《倪煥之》”の3つの語義を示した。2と3は新義で、2の法律語としての語義は1から発展したものである。

### (30) 權能

ある事柄について権利を主張し、行使することができる能力。初出は『日国』によると内田魯庵『社会百面相』（1902）である。『法律大辭典』（1907）にも収録された。中国語の初出として《近現代辭源》（2010）は周施冠《義務教育綱要》（1929）を挙げた。《近現代汉语新詞詞源詞典》（2001）は未収録。民国期の《法律辭典》（1927）、《法律大辭書》（1936）にも収録された。《大詞典》は“1. 权威，威力。太平天国洪秀全《抽拔御林兵詔》：“蒙爺爹大顯權能，殘妖掃滅淨盡。”2. 权力与职能。毛泽东《关于纠正党内的错误思想》”としている。2が新義である。

### (31) 權義

初出は西周訳『萬國公法』（1868）、津田真道訳『泰西國法論』（1868）である。『日国』は『泰西國法論』を挙げていない。中国語の初出は《法律大辭書》（1936）であり、《近現代汉语新詞詞源詞典》（2001）、《近現代辭源》（2010）は未収録。“權義”は《大詞典》で“谓守原则又能变通。行事合乎常道曰义，应时变通曰权。隋王通《文中子·魏相》”と旧義のみを提示するが、新義である「權利と義務」の項目はない。

### (32) 三權

国の統治権の三種別。立法権、司法権および行政権をいう。初出は佐藤亨（2007）と『日国』によると明治元年（1868年）の「政体書」、津田真道訳『泰西國法論』（1868）である。中国語の初出として《近現代汉语新詞詞源詞典》（2001）は漢訳《日本憲法義解》（1901）を挙げた。《近現代辭源》（2010）は未収録。張相文等訳《萬法精理》（1902）、嚴復訳《法意》（1904-1909）などにも用例がある。《大詞典》

は“1. 三種权力。《管子·兵法》：‘定一至，行二要，縱三權，施四教，發五機，設六行，論七數，守八應，審九器，章十號，故能全勝。’ 2. 特指‘貴’、‘富’、‘亲’三種权势。汉刘向《说苑·尊贵》 3. 指兵法上对上、中、下三种力量的权衡。宋苏洵《权书上·强弱》：”と説明するも立法権、司法権、行政権に関する項目がない。

### (33) 上告

控訴審裁判所のなした判決に不服のある者が、その判決の当否の審査をさらに上級の裁判所に対して求める不服申立方法。初出は佐藤亨（2007）によると『国憲意見』（1871）である。箕作麟祥訳『佛蘭西法律書・治罪法』（1874）にも用例があり、『日国』は藤林忠良等『仏和法律字彙』（1886）を初出とした。中国語の初出は黄遵憲《日本國志・刑法志》（1895）である。《近现代汉语新词词源词典》（2001）は未収録。崔军民（2011）は“本族新词”と誤認した。《近现代辞源》（2010）は馬禮遜《英華字典・Part II》の例を初出としたが、《英華字典・Part II》の“上告”は“控告”と並列されていることからわかるように、特に限定した意味のない上訴である。《大詞典》で“上告”について“1. 向天呼吁，诉之于上帝。《楚辞·天问》 2. 向上级报告。特指向上级机关或司法部门告状。宋丁谓《丁晋公谈录》”と釈義しているが、この2の語義は《英華字典・Part II》の用法と同じであり、新義ではない。《法律大辭書》（1936）が“不服第二審之判決而以法律錯誤為理由，再向第三審法院提起上訴者，曰上告。”と解説したように、“上告”の新義は第二審から第三審への上訴が条件である。

### (34) 上訴

判決、決定に対する不服を一定の期間内に上級裁判所に申し立てて、その取消しを求める訴訟。控訴・上告・抗告の三種類がある。初出は明治の『刑法』（1880）である。『日国』は藤林忠良等『仏和法律字彙』（1886）を挙げた。中国語ではビレクイン訳《法國律例》（1880）に初出例がみえるが、《法國律例》は影響力をあまり持たなかったため、後に黄遵憲《日本國志・刑法志》（1895）、康有為《日本變政考》（1898）、《新譯日本法規大全》（1907）および民国の《民事訴訟法》（1935）に使用された“上訴”は日本語の影響を受けたと考えられる。《近现代汉语新词词源词典》（2001）崔军民（2011）は黄遵憲《日本雜事詩》（1879）を挙げ、《近现代辞源》（2010）は黄遵憲《日本國志》（1895）を挙げた。清末の《刑律草案》（1907）や民国の《民事訴訟法》（1935）などに使用され定着した。《大詞典》は“上訴”の語義として“1. 谓向神祇、君王或官府诉说冤情。《文选·班固〈东都赋〉》 2. 法律名词。诉讼当事人不服法院第一审的判决或裁定，而按法律规定程序向上一级的法院申诉。魏金枝《任璋元和三个地主》”を挙げた。新義の2は1の語義から発生した。

(35) 商號

商人が営業上自己を表示するために用いる名称。初出は1890年に公布された『商法』である。『日国』は『商法』(1899)の例を引く。中国語の初出として《新譯日本法規大全》(1907)の用例を挙げられるが、《大詞典》は“商店。《二十年目睹之怪现状》第二回：“我父親從杭州商號裏寄信回來，說是身上有病，叫我到杭州去。”のように1903年から1905年に最初に公開された《二十年目睹之怪现状》の用例を提示している。明代の《庚巳編》には“有商人至門，不知而近之，犬噬其股流血。商號呼罵其主，其主亦惡犬”の用例があり、この“商號”は商人を指している。

(36) 私訴

犯罪によって生じた損害の賠償、または贓物(ぞうぶつ)の返還を請求するために、公訴に付帯して起こす訴訟。初出は何礼之訳『萬法精理』(1875)である。『日国』は明治『刑事訴訟法』(1890)を挙げた。中国語の初出として《近現代漢語新詞源詞典》(2001)は徐珂《清稗類鈔》(1917)を挙げたが、黃遵憲《日本國志・刑法志》(1895)の用例に遅れる。《近現代辭源》(2010)、《漢語大辭典》は未収録。民国期の《法律辭典》(1927)、《中國法律大辭典》(1931)などに収録され定着した。《大宋宣和遺事》に“時燕人怕遠徙，私訴于張穀曰……”とあり、和製転用語の「私訴」とは語義が異なる。

(37) 委任

当事者の一方(委任者)が法律行為をすることを相手方(受任者)に委託し、相手方がこれを承諾することによって成立する契約。初出は『法律語彙初稿』(1883)である。『日国』は『民法』(1896)を挙げた。中国語の初出として《近現代辭源》(2010)は黃遵憲《日本國志》(1895)を挙げた。《近現代漢語新詞源詞典》(2001)は未収録。《新譯日本法規大全》(1907)、民国の《法律辭典》(1927)、民国の《刑事訴訟法》(1935)に使用され定着した。《大詞典》は“委任”について“1. 信任，信用。《史記·張釋之馮唐列傳》2. 現作派人擔任職務。巴金《家》3. 付托；交托。《南史·宋紀上·武帝》4. 棄職。《宋書·武帝紀上》5. 辛亥革命以後到解放前文官的最末一等，在荐任以下，由直轄長官任命。郭沫若《反正前後》”と解説し、2が新義に当たる。

(38) 憲法

国家の統治体制の基礎を定める根本法。初出は津田真道訳『泰西國法論』(1868)である。佐藤亨(2007)は久米邦武『米歐回覽實記』(1872)、渡部萬藏(1930)は

箕作麟祥訳『佛蘭西法律書・憲法』(1873)、『日国』は箕作麟祥訳『佛蘭西法律書・刑法』(1875)を初出とするが、例証が多少遅い。箕作麟祥訳『佛蘭西法律書・訴訟法』(1873)にも用例がある。中国語の初出として馬西尼(1997)、《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は梁啟超《飲冰室合集》(1896)を、《近現代辭源》(2010)は傅雲龍《遊歷日本圖徑》(1889)を挙げた。この語は康有為《日本變政考》(1898)、嚴復訳《法意》(1904-1909)などにも見られ、《欽定憲法大綱》(1908)にも使用された。劉正燉等(1984)、馬西尼(1997)、何勤華等(2008)、崔軍民(2011)は“憲法”が日本語借用語であることを指摘した。《大詞典》は“1. 公布法令。《集韻・去願》2. 法典，法度。《國語・晉語九》3. 國家的根本法。毛澤東《關於中華人民共和國憲法草案》4. 效法。清方東樹《〈切問齋文鈔〉書後》”と積義し、3が法律語としての新語である。

#### (39) 相續

人の死亡によってその人に属した財産上の権利義務を一定の身分関係にある者が受け継ぐこと。初出は箕作麟祥訳『佛蘭西法律書・民法』(1871)である。『日国』は藤林忠良等『仏和法律字彙』(1886)を挙げた。中国語としては張相文訳《萬法精理》(1902)、《新譯日本法規大全》(1907)、黃人《普通百科大詞典》(1911)などに用例があるが、民国期の《法律大辭書》(1936)は“為日本名辭，即我國所稱之繼承也。”と記しているように“相續”中国語に定着しなかった。《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)、《近現代辭源》(2010)は未収録。《大詞典》は“1. 相繼；前後連接。《漢書・五行志上》2. 連續。《壇經・定慧品》”と積義しており、1の語義から和製用語の“相續”が発生したと思われる。

#### (40) 刑事

刑罰法規の適用に関すること。初出は佐藤亨(2007)によると久米邦武『米歐回覽實記』(1872)である。箕作麟祥訳『佛蘭西法律書・訴訟法』(1873)にも用例があり、『日国』は木下尚江『良人の自白』(1904-1909)を挙げた。中国語の初出として《近現代辭源》(2010)は傅雲龍《遊歷日本圖徑》(1889)を挙げ、《大詞典》《清史稿・刑法志三》を挙げた。《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は“刑事訴訟法”の用例として《新爾雅》(1903)を挙げた。黃遵憲《日本國志・刑法志》(1895)や康有為《日本變政考》(1898)などにも用例があり、清末の《刑事民事訴訟法》(1904年完成)を経て、民国の《刑法》(1928)などに使用されて定着した。《大詞典》は近代以前の用例を示さなかったが、《魏書》に“世祖始光元年正月壬午，月犯心大星。心為宋分，中星者，君也；月為大臣，主刑事。是歲五月，宋權臣徐羨之、謝晦、傅亮放殺其主”とあり、和製法律新語の新義とは異なる意味である。



#### (41) 引渡

拘束した人や占有した物を他に移転すること。初出は箕作麟祥訳『佛蘭西法律書・民法』(1871)である。『日国』は藤林忠良等『仏和法律字彙』(1886)や『逃亡犯罪人引渡条例』(1887)を挙げた。中国語の初出として《近现代辞源》(2010)は《法美憲法正文・美利堅國憲法》(1911)を挙げた。《近现代汉语新词词源词典》(2001)は未収録。日本語としては古くから「人や物を他人に渡す」意味で使用されてきたが、明治以降は法律語としても使用されるようになった。高名凱等(1958)、刘正燊等(1984)は日本語借用語と認定した。《大詞典》は“1. 引导渡过水面。《陈书·高祖纪上》2. 指疏引水流。《新华半月刊》1959年第15期3. 一国应他国要求, 将当时在其境内被他国指控为犯罪或被判刑的人移交该国审判或处罚。孙中山《组织国民党政府案之说明》”と解説し、3が法律語としての新義である。

#### (42) 意思

民法上では行為の直接の原因となる心理作用、あるいは法律上の効果を生じさせようという意欲をいう。刑法上では自分がしようとする行為に対する認識をいい、犯意と同じ意味に使用される場合もある。初出として『日国』は『民法』(1896)を挙げた。中国語としては《新譯日本法規大全》に用例があるほか、《普通百科新大詞典》(1911)は“意思”を収録し、《法律辭典》(1927)と《中國法律大辭典》(1931)は“意思表示”などのように収録した。《大詞典》は“意思”について“1. 思想；心思。晋葛洪《抱朴子·遐覽》2. 意义，道理。唐韩愈《与冯宿论文书》3. 意图，用意。汉王充《论衡·变动》4. 意志。仓父《立宪运动之进行》5. 神情。宋苏轼《传神记》6. 情趣；趣味。汉刘向《列仙传·鹿皮公》7. 心情，情绪。宋晏幾道《两同心》8. 情意；心意。元邦哲《寿阳曲·思旧》9. 引申指代表心意的宴请或礼品。《水浒传》第二六回10. 意见，想法。《儿女英雄传》11. 迹象，苗头。《初刻拍案惊奇》12. 象征性的表示。《二刻拍案惊奇》”と語義を詳記した。唯一、近代以前の典拠を示していない4が法律語としての新義であり、1と3と10の語義と繋がりが強い。

#### (43) 債務

債務者が債権者に対して一定の行為(給付)をなすべき義務。初出は明治の『民事訴訟法』(1890)である。『日国』も同例を初出に挙げた。中国語の初出として《近现代辞源》(2010)は邱鴻文《民法物權引範》(1907)を挙げた。《近现代汉语新词词源词典》(2001)は未収録。《新譯日本法規大全》(1907)、清末の《刑律草案》(分則部分、1907年)に用例がある。刘正燊等(1984)も日本語借用語と認定した。《大詞典》は“債務”について“1. 指所欠的債。冰心《两个家庭》2. 债户所负还债的义

務。王倬《论今日中国对于国际投资之可危》と記した。2が法律語としての新義であるが、例証の時代が遅い。《初刻拍案驚奇》に“那陳秀才這三百兩債務，衛朝奉有心要盤他這所莊房，等閒再不叫人來討。”とあり、1には近代以前の用例があるとわかる。

#### (44) 證券

財産法上の権利、義務を記載した紙片。初出は佐藤亨（2007）、『日国』によると福沢諭吉『西洋事情』（1866-1870）である。何勤華等（2008）によるとヘボン編 A Japanese-English and English-Japanese Dictionary に新義の「證券」がある。中国語の初出として馬西尼（1997）は黄遵憲《日本國志・刑法志》（1895）、《近現代辞源》（2010）は黄遵憲《日本雜事詩》（1879）を挙げた。《近現代漢語新詞詞源詞典》（2001）は未収録。《新譯日本法規大全》（1907）、黄人編《普通百科新大詞典》（1911）、《法律辭典》（1927）などに使用されて定着した。刘正焱等（1984）、馬西尼（1997）、何勤華等（2008）は日本語借用語であると指摘した。《大詞典》は“表示对货币、资本、商品等有价物具有一定权利的凭证。如股票、债券等。”と積義するだけで例証を提示していない。中国の漢籍にも用例を見出だせず、『日国』によると日本の『武政軌範』（1441-1490）には「一、条目事 当所者、為武家之記録所、仍古今之記録、細鹿之証券等、被納置于此文庫云々」とある。「証券」は和製既存語からの転用語である。

#### (45) 執行

法令、裁判、行政処分などの内容を実行、実現すること。初出は『法律語彙初稿』（1883）である。『日国』は『刑事訴訟法』（1890）を初出とした。渡部萬蔵（1930：196）は「執行」が以前寺院の官職名であったが明治時代に語義が変化すると指摘した。中国語の初出として《近現代辞源》（2010）は傅雲龍《遊歷日本圖經》（1889）を挙げた。ほかに清末の《新譯日本法規大全》（1907）、民国の《民法》（1829）に使用されるなどして定着した。高名凱等（1958）は既に日本語借用語と認定した。崔军民（2011）は“本族新詞”と誤認した。《大詞典》は“1. 坚守节操。汉刘向《列女传·黎庄夫人》2. 承办；经办。唐元稹《弹奏剑南东川节度使状》3. 实施；实行。李準《耕云记》”と語義を示して、3が新義で中国語からみると2の語義から来ている。

#### (46) 主刑

独立してそれだけを科することのできる刑罰。初出は明治の『刑法』（1880）である。『日国』は同例を引く。中国語の初出として《近現代辞源》（2010）は黄遵憲《日

本國志》(1895)を挙げた。《近現代漢語新詞詞源詞典》(2001)は未収録。康有為《日本變政考》(1898)、《新譯日本法規大全》(1907)などにも用例がある。《大清新刑律》(1910)、民国の《刑法》(1928)などの使用を経て定着した。崔军民(2011)は“本族新詞”と誤認した。《大詞典》は“1. 主管刑事。《後漢書·郭陳傳贊》2. 法律名詞。“從刑”的對稱。審判機關對犯罪分子判處刑罰時獨立適用的刑罰。如管制、拘役、有期徒刑、無期徒刑、死刑等。”と説明し1が旧義である。

## 第四部結論

第四部は語彙学の視点から法律新語の特徴を分析した。具体的には次の傾向が判明した。

- 1) 中国製法律新語の特徴は新造語が多く、転用語が少数である。
  - 2) 新造語と転用語では新造語の方が数が多く、定着率も高い。
  - 3) 在華宣教師の法律新語は創出時期が法律新語の創生期に当たるために同義語が多く、法律新語が未統一である。
  - 4) 在華宣教師の法律新語に後続する時代にあたる中国文人の法律新語は同義語が少なく、法律語が整備されてきている。
  - 5) 法律辞典の収録する法律新語から 3 字語による法律新語の創出が発展していたことが窺える。
  - 6) 新造語は 3 字語が最多で、新造語全体の定着率は 7 割強である。新造語で 2 字語よりも 3 字語が優勢であることは和製新造語と同じ傾向を示している。
  - 7) 転用語は全て 2 字語であり、定着率は新造語より低い。
  - 8) 和製法律新語の借用は中国語における語形の有無、語義の新旧、および日本語の字音に関係なく中国語に借用される。しかし、和製法律新語が中国語に定着するか否かについては、訓読語がわずかに抵抗感をもっていただようである。それでも「取締、手續」などの訓読語が民国期に定着していたため、日本語の字音は和製法律新語を借用する大きな障害とはなっていない。
  - 9) 中国語が借用しなかった和製法律新語は借用した和製法律新語より少数である。
  - 10) 中国語が借用しなかった和製法律新語には次の傾向がある。日本語に定着しなかった和製法律新語である、中国に存在しない法規、刑罰であり中国語として適用性に問題がある、日中間の使用語彙の習性に要因がある。
  - 11) 語素の分析から見えてきた特徴は、使用頻度の高い語素は 2 字語の後接語素に多く見られることが多い。
  - 12) 新造語の語素は既存語とのみ共通する傾向をもつ一方で、和製新造語の語素とのみ共通する傾向も備えており、近代以前からある在来の語素を継承しながら、和製法律新語の特徴を吸収している。
  - 13) 語構成では一般の語彙と同様に法律新語にも 5 類型すべてが存在している。
  - 14) 新造語および和製新造語が近代以前からの語構成を引き継ぎながら新語を創出している。
  - 15) 先行研究の成果を踏まえて百数語の語誌を記述した。
- 最後に本研究の調査で判明した法律新語の異なり総数を示すと次表の通りである。

表 4-5 本研究で判明した法律新語の総数

既存語	新造語	転用語	和製新造語	和製転用語	和製既存語
851 語	933 語	76 語	676 語	143 語	26 語

中国製法律新語のうち日本語が借用したと判断できるのは新造語 20 語、転用語 15 語である。一方、中国語が借用した和製法律新語は和製新造語 476 語、和製転用語 126 語、和製既存語 25 語である。

また新造語のうち 26% は民国期に用例がない法律新語で、そのうち 4 割を 3 字語が占め、3 割が 2 字語である。それに対して民国期に用例がある法律新語は 2 字語が 1 割未満、3 字語が 7 割強、4 字語が 1 割強である。

## 終論

### 1 本研究の主要な結論

本研究は中日近代法律新語の形成史の考察と法律新語の語彙分析を通して以下のことを究明した。

1) 近代の国際法漢訳書においてはマーティン訳《萬國公法》(1864)の法律新語が中日両国で最も広く使用され、根強い影響力をもっていた。“法院、權利、性法(natural law)”などは《萬國公法》が初出である。

2) 《海國圖志》(1847)に収録された“各國律例”は中国で最初に国際法を紹介した短文であるが、そこに使用された法律新語は“各國律例”(international law)、“例制”(constitution)など数語で後世に継承されることはなかった。

3) 戊戌変法以前の欧文原典からの漢訳書は先行する翻訳書から法律新語を継承しつつ、修正を加えながら法律新語を創出して近代法律新語の発展に貢献した。

4) 日本の近代法律新語には中国製法律新語(27語)もみられるが、和製法律新語が圧倒的多数を占めた。中国製法律新語の借用は《萬國公法》(1864)以降ほとんど確認されなかった。

5) 明治初期の和訳法学書では津田真道訳『泰西國法論』(1868)と箕作麟祥訳『佛蘭西法律書』(1870-1874)の影響力が最大であることを突き止めた。

6) 明治の六法典の編纂にともない大量の和製法律新語が新たに創出された。

7) 戊戌変法以前の欧文原典からの漢訳書には和製法律新語が見られない。

8) 日本語原典からの漢訳書の法律新語の8割から9割は和製法律新語である。

9) 日本語原典からの漢訳書にみられる中国製法律新語には和製法律新語に基づいて創出された法律新語も少なくない。例えば、「差押」に対する“勒押”、「召喚狀」に対する“傳喚狀”、「剝奪公權」に対する“褫奪公權”など。

10) 《大清光緒新法令》と《大清宣統新法令》が収録する清朝政府の公文書や法典草案には和製法律新語が5割程度使用されている。

11) 1930年代の民国期の六法全書には約6割の和製法律新語が使用されている。

12) 民国期の法律辞典が収録する法律新語に6割弱の和製法律新語が存在する。

13) 1930年代の六法全書が収録する法律条文にその他の資料では確認できない和製法律新語が使用されているため、1930年代まで和製法律新語を継続して借用していたと考えられる。

14) 中日で近代法律新語の相互借用が行われていたが、中日近代法律新語の統計によると、日本が借用した中国製法律新語は少数で、中国が借用した和製法律新語が多数であると判明した。

15) 新造語が中国製法律新語に占める割合は9割以上であり、民国期に継続して使用されたのは7割強である。転用語は中国製法律新語全体の1割未満と少数であり、民国期に継承されたのは6割と新造語に比べやや低い。

16) 中国語は語形、語義、字音に左右されることなく和製法律新語を借用したが、和製新造語の訓読語は定着できなかった。

17) 中国語が借用した和製法律新語の8割弱が民国期に定着して、中国製法律新語の定着率よりも高い。

18) 中国語が借用しなかった和製法律新語は、日本語での非定着、法律新語の適用性、語彙の習性に起因すると考えられる。

19) 法律新語の語素を分析することで、語素レベルで新造語が既存語と共通点を有するだけでなく、和製新造語の語素の影響を受けている可能性を指摘した。

20) 法律新語の語構成においては既存語と新造語、あるいは新造語と和製新造語の間には突出した相違点は確認されず、新造語および和製新造語が近代以前からの語構成を引き継ぎながら新語を創出していることが考察された。

21) 日中の近代法律新語はそれぞれの古代法の法律語とは明確に異なることが判明した。

22) 先行研究の成果を踏まえて百数語の語誌を記述した。

23) 先行研究で指摘されていない2字語の近代法律新語を270語余り提示した。

## 2 本研究の成果

本研究の成果は法律新語の形成史研究、法律新語の総体研究、法律新語の語彙学研究の3方面にわたる。

法律新語の形成史研究では、

(1) 清末中国の古代法から近代法への発展において発生した法律新語の全面的な考察を行った。

(2) 中国製法律新語が明治日本の法律新語に与えた影響と和製法律新語の形成に関して系統的な考察を行った。

(3) 清末から民国初期の法律新語の形成を総体的に考察し、和製法律新語から受けた影響の過程を論述した。

中国側は漢訳法学書、六法全書、法律辞典など時代の異なる多数の法学資料にみえる法律新語の全数調査を通して、法律新語の創出・継承状況の考察から法律新語の形成史を概観した。日本側は明治期の和訳法学書、六法典、法律辞典など性格が異なる多数の資料にみえる法律新語の使用状況の考察により、日本の法律新語の形成史を概観した。

法律新語の総体研究については、

(1) 清末民初期の漢訳法学書、法典とその草案、法律辞典を手がかりに中国が借用した和製法律新語の影響について全面的な調査を行った。

(2) 中日両国の法律新語に系統的な分類を加えた。

(3) 中日の法律新語を類型別の統計分析を行い全体的な傾向を分析した。それと同時に法律新語の語彙リストを作成し、本研究で発見した法律新語を提示した。これにより法律新語の発展傾向を全面的に解明した。

法律新語の語彙学研究では、

(1) 中国製法律新語と外来語として借用した和製法律新語の分析を行った。具体的に中国製法律新語および借用した和製法律新語の特徴、定着傾向を考察した。

(2) 語素研究と語構成研究で法律新語の全面的な分析を行った。2字語の法律新語を対象に語素と語構成の視点から新旧語と日中間の異同を考察した。

(3) 先行研究を踏まえ百数語の法律新語についてその語誌を記述した。

(4) 廃語となった中国製法律新語の分析を行った。

### 3 今後の課題

中国製法律新語の分析においては民国期に定着した中国製法律新語の考察に焦点が集中しており、廃語となった中国製法律新語の分析が乏しかった。民国期の法律辞典が収録する法律新語の出自についても使用した資料の限界により、分析が不十分であった。廃語の研究および出自のさらなる考察は今後の課題としたい。

法律新語の形成史の考察では本研究の調査資料が限定的であったとはいえ法律新語の形成史の全体像については把握できたと言えるが、未見の法学資料および未調査の資料がまだ多いため、細かい部分では日中間の影響関係を整理しきれていない。そして翻訳書に使用された法律新語の出处も考察していないなど、今後は法学分野の資料に限らず、英和・英華辞典や一般書にまで調査範囲を拡大し、より詳細な考察を試みたい。

法律新語の個別研究については、法律新語に対する語彙学の視点からの分析が不十分であった。巨視的視点からの分析だけでなく、個別語彙の事象にも注目し近代法律新語の諸現象を細部まで考察できるように努めたい。



## 付録：文献別日中共通近代法律新語総表

本表は日中両言語に見える近代法律新語（653語）の文献別の収録状況を表している。配列は出典が年代順、法律新語は拼音順とした。中国語文献に用例がある場合は「○」とし、日本語文献に用例がある場合は「●」で表記した。

法律新語 出典	哀訴	敗訴	版權	保險法	暴行	保證金	保證人	保證書	保佐人	被後見人	被相續人	被選舉權	本國法	本權	本訴	本訴訟
	1各國律例(1847)															
2萬國公法(1868)																
3西周訳萬國公法(1868)																
4泰西國法論(1868)														●		
5佛蘭西法律書(1870-1874)							●									
6國際法(1875)							●									
7何訳萬法精理(1875)																
8國法汎論(1876)																
9公法便覽(1878)																
10法國律例(1880)																
11明治刑法(1880)																
12明治治罪法(1880)	●	●				●		●								
13大築訳萬國公法(1882)																
14法律語彙初稿(1883)	●						●	●								
15明治憲法(1889)																
16漢訳憲法(1889)																
17明治刑法訴訟法(1890)		●				●										
19明治民事訴訟法(1890)		●														
20公法總論(1894)																
21各國交涉公法論(1894)																
22各國交涉便法論(1894)																
23刑法志(1895)	○					○										
24日本變政考(1898)			○													
25明治民法(1898)		●				●	●		●	●	●					
26明治商法(1899)		●					●			●						
27法律字典(1899)		●				●	●	●	●	●	●					●
28新法律字典(1901)		●				●	●		●	●	●			●		
29萬國公法要略(1903)																
30漢訳萬法精理(1902)	○															
31法意(1904-1909)																
32法律大辭典(1907)	●	●	●				●		●	●	●	●				●
33新譯日本法規大全(1907)		○				○	○		○	○	○					
34大清新法令(1901-1911)						○	○	○				○				
35普通百科新大詞典(1911)																
36法律辭典(1927)									○			○	○			
37中國法律大辭典(1931)		○		○			○					○	○		○	○
38民國六法全書(1935)		○				○	○	○							○	
39法律大辭書(1936)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○



不行犯	不行為	不作為	財產權	財產刑	裁可權	裁判官	裁判局	裁判權	裁判所	裁判長	裁判籍	裁判例	裁判所構成法	裁判廳	參政權	差押	差戻	常事犯	懲戒場	懲戒處分	懲戒罰	承繼人
									●							●						
					●			●	●							●						
					●			●	●					●								
					●	●			●													
					●				●													
					●			●	●	●						●						
								●	●	●												
					●			●	●	●												
					○				○													
					●				●	●						●						
			●						●	●						○		○				●
			●						●	●						●						●
									○	○												
	●	●			●	●		●	●	○			●	●		●		●				●
					○	○		○	○							○						○
					○		○	○	○													
			○	○	○				○						○							○
			○	○					○						○					○		
									○													
○	○	○	○	○	○			○	○				○	○	○	○	○	○				○

成年	成年者	承諾	成文法典	成文法	懲役	懲役場	承役地	懲治場	重婚	重婚罪	船舶法	出版法	出版権	除權判決	初審	出庭(廷)	從物	大法官	大法院	逮捕狀	代理權	代理人
															○				○			
								●											●			
																			●			●
															●			●	●			●
																			●			●
					●	●		●									●					
					●				●													
																					●	●
																						●
															○							●
															○							●
					○	○			○													○
●	●	●					●		●												●	●
		●																			●	●
●		●			●	●	●		●	●				●						●	●	●
					●		●		●		●										●	●
																			○			
		●	●	●					●	●	●	●		●		●				●	●	●
○	○	○			○	○	○	○	○											○	○	○
				○	○				○						○	○			○			○
○																						
		○		○						○												○
○		○		○						○				○		○						○
									○				○		○							○
		○	○	○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○

代訴官	代訴人	代理人	當事者	大審院	登記法	調書	嫡出子	抵當權	第二權	第二審	地方分權	締結	第三者	地上權	地役權	第一權	第一審	動產	動產質	對抗	對人權	對席判決	
		●		●		●																	
●	●			●																			
	○																						
		●																					
		●		●		●																	
		●				●							●						●				
				●		●																	
				●		●																	
○	○																						
		○		○																			
		○		○																			
			●		●		●	●						●	●				●	●	●		
			●					●											●		●		
		●	●	●			●	●		●			●	●	●		●		●	●	●		
			●		●		●	●					●	●	●				●	●	●		
○																							
			●	●			●	●			●	●	●	●	●				●	●	●		●
		○	○	○	○	○	○	○				○		○	○				○	○	○		
	○	○		○																			
									○	○	○				○	○							○
									○	○	○			○	○	○	○				○	○	○
									○		○						○						
			○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

獨立人	毒殺罪	瀆職	瀆職罪	惡意	發案權	法典	法定	法定代理	法定代理人	法定果實	法規	法家	法科	法理學	法律行為	法律學士	法律案	法律書	放火罪	妨(防)訴抗辯	反訴	犯意
						●							●									
													●									
						●					●	●				●			●			
						●							○									
				●		●																
																						●
													○									
						○						○										
●				●		○			●	●	○					●						
				●					●							●						
		●		●		●			●	●						●			●	●	●	
				●					●	●						●					●	●
						○							○									
						○						○				○						
	●	●	●	●	●	●		●		●	●				●	●			●	●	●	●
○				○					○	○					○		○				○	
						○					○		○									○
						○									○	○			○	○	○	○
		○	○	○		○									○				○	○	○	○
		○	○	○		○									○				○	○	○	○
															○						○	○
	○	○	○	○	○	○					○	○			○				○	○	○	○

反證	犯罪行為	法權	法人	法鎖	法庭(廷)	法廳	法文	法系	法學家	法學士	法學者	法益	法源	法院	罰則	法制官	法制局	法制史	廢除	廢家	廢棄	否認權
														○								
										●				●								
										●				●								
									●	●					●							
●		●			●	●				●				●	●	●						
											●			●								
														○								
●														●								
														●								
			●		●																	
														○								
					○									○	○							
			●						○	○	○			○	○	○	○			●	●	●
			●												●				●	●		
			●												●				●	●		
			●												●				●	●		
		○			○	○								○	○							
●	●		●				○		○				●	●	●			●				●
		○			○									○	○				○	○		○
	○	○			○		○	○			○			○	○							○
	○	○	○		○									○	○			○		○		○
○	○	○	○	○	○		○	○				○	○	○	○			○		○		○
○	○	○	○	○	○		○	○				○	○	○	○			○	○	○	○	○



復代理人	復籍	附加刑	復權	父權	夫權	告發人	告訴人	告訴權	告訴狀	公產	公法	公法家	共犯人	公法人	公民	公民權	公判	公權	供述	公訴	公訴權	
											○											
											○											
							●				●							●				
			●				●		●		●							●				
				●		●	●	●			●	●					●	●				
							●				●							●				
											○	○										
		●	●				●						●				●	●				
			●			●	●	●									●	●			●	
							●				●							●			●	
			●				●											●			●	
			●				●											●			●	
			○																			
			●			●	●	●									●	●	●	●	●	
			○				○	○			○	○						○			○	○
		○	○				○				○						○	○			○	○
							●							●				●			●	
		●	●				●							●			●	●	●	●	●	
			●				●						●					●			●	
											○	○										
				○		○	○				○	○						○				
			○				○				○							○			○	○
			○			○	○	○			○							○			○	○
			○				○				○							○			○	○
○			○				○				○			○				○			○	○
			○			○	○	○			○			○				○			○	○
			○			○	○	○			○			○				○			○	○
	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○

公訴狀	共通法	共有權	公證	公證人	工作物	媾和條約	勾留狀	勾引	勾引狀	管理	管理權	管理人	管理者	慣習法	管轄權	慣行犯	規定	歸化	規律	國法	國籍	國籍法	
																					○		
																				●	●		
			●	●														●		●	●		
				●															●	●	●	●	
		●												●					●	●	●		●
																			●	●	○		
																			●	●	○		
●				●			●	●	●														
			●	●			●		●	●								●		●			
				●			●		●														
				●																			
				●																			
○			○																				
		●		○	●					●	●	●	●					●			○		●
				●	●									●				●					●
				●	●									●	●			●	●				●
			●	●	●									●				●	●				●
			○																				
		●	●	●		●				●			●	●	●	●	●	●			●	●	●
		○		○	○		○		○	○	○	○	○				○					○	
		○		○																			
			○			○									○								○
			○		○											○							○
			○	○																			○
	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○			○	○	○

國際法	國際公法	國際私法	過料	國民權	國內法	國內公法	國事犯	過失犯	故意	固有法	故障	海商法	合成物	河川法	衡平法	和議條約	後見	後見人	後見者	緩刑	呼出狀	回(迴)避	
						●																	
●	●	●														●	●	●			●		
●							●										●	●		●			
																		●					
																		●					
																		●				●	
												●						●	●			●	●
																		●				●	
																						●	
							○											○	○				
			●						●			●					●	●					
			●						●								●	●					●
			●						●		●	●					●	●					●
			●						●		●	●					●	●					●
○	○						○											○		○			
○	○						○																
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●			●	●			●		
			○						○				○				○	○	○		○		
○	○	○			○	○	○	○								○		○					○
	○	○					○					○											○
○		○			○				○	○		○											○
○					○		○		○	○		○				○							○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○

戶籍法	火刑	戶主權	假差押	假出獄	家長權	假處分	家督	家督相續	家督相續人	加工物	檢察官	鑑定	鑑定人	檢事	檢事局	姦淫罪	檢證	假執行	忌避	既得權	解除權	解約
											●			●								
	●													●								
				●							●			●	●							
				●							●			●								
											●			●								
														●								
			●											●								
														●								
				○							○			○	○							
		●	○	○		●	●	●	●	●		●		●	○	●					●	
			●											●								
		●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●		●		●				
		●	●			●	●	●	●	●		●	●	●		●		●				
	○													○								
●		●	●	●	●		●	●	●	●		●		●		●				●	●	
		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○						○
○				○							○			○								
						○	○				○	○	○					○			○	
					○	○				○	○	○						○		○	○	
											○											○
○			○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	

寄附行為	集合物	警察權	禁錮場	金刑	禁獄	禁治產	禁治產者	即時抗告	繼受法	既遂犯	繼續犯	決定權	決闘罪	絕對權	決水罪	拘留所	局外	局外中立	局外中立國	舉證	開庭(廷)	抗辯
																	○					
																	●					
						●												●				
																		○				
																	○					
			●			●										●		●				
																		●				
						●																
																						●
																		○				
																		○				
						○	○										○		○			
						○													○			
●						●	●															●
●						●	●				●											●
						●	●															●
																		○	○			
						○												○				
●	●	●	●			●	●	●		●	●	●		●		●		●				●
○			○			○	○	○								○		○			○	○
				○						○											○	
								○	○													○
											○		○	○	○							
	○											○		○								
	○	○																			○	○

抗告	抗告審	抗告人	抗告狀	看守	科料	控訴	控訴審	控訴院	控訴狀	口頭辯論	鑛業法	鑛業權	累犯	連帶	連帶責任	連續犯	立法官	立法例	立法權	立法院	離籍	貸借	
						●		●															
						●											●						
						●											●		●				
						●											●						
						○																	
						○																	
					●																		
					●	●																	
					●	●																	
					●	●			●														
					●	●			●														
					●	●			●														
						●																	
						○																	
					○	○																	
○					○	○			○								○		○				
									●													●	●
																						●	●
●		●		●	●	●	●	●	●													●	●
●						●	●	●														●	●
						○																	
						○											○		○				
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	●		●	●		●	●	●
○			○		○	○		○	○					○					○		○	○	○
○				○		○		○						○					○				
○																			○				
○		○								○			○	○		○					○		○
○						○	○				○	○	○		○	○		○	○				
○			○	○									○		○					○			
○	○	○	○		○	○		○	○		○	○	○		○	○		○	○				○

領地	領地主權	領海	領空	領事裁判權	領水	領土	領土權	賃借權	留保	六法	留置	留置權	立憲	立憲國	離縁	律師	律書	買戻權	免訴	免責時效	民法	民法家
●																						●
●																						●
●													●									●
●													●			●	●					●
																		○				●
												●									●	●
																						●
																					●	●
																					●	●
																	○					
																	○					
																	○	○				
○				○													○			○		○
									●		●	●				●		●				○
									●		●	●				●		●				●
									●		●	●				●		●	●	●		●
									●		●	●					○	○				○
													○				○	○				○
●	●	●		●		○	●		●		●	●	●		●			●	●	●	●	○
									○		○	○			○			○	○			○
○				○		○							○			○				○	○	○
		○		○		○							○									○
		○	○	○		○		○	○				○								○	○
				○		○					○					○					○	○
	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○				○	○	○

名譽權	名譽刑	民權	民事	民事訴訟	民事訴訟法	母法	內亂罪	能力	能力刑	能力者	擬制	農會法	判決例	判決主文	判例	判事	陪審	陪審官	陪審員	破產	破產人	破產法
		●																				
		●	●														●					
		●															●					
		●	●														●	●		●	●	
		○																				
			●													●						
			●													●						
		●	●	●				●		●							●			●		
			●		●											●						
			●		●											●						
																○						
		○	○													○	○	○				
		○	○													○		○	○			
				●				●		●											●	
			●		●			●		●						●					●	
				●				●		●						●					●	●
		○	○															○		○	○	
●	●		●	●	●	●	●	●	●	●		●			●	●				●		●
			○		○			○		○						○					○	
			○		○								○			○	○	○	○	○	○	
			○	○	○		○									○					○	
		○	○	○	○	○	○	○							○		○				○	○
			○		○												○				○	
○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○



普通法	普通刑法	強姦罪	強行法	強制執行	牽連犯	欠缺	前審	親等	欽定憲法	親告罪	請負人	請求權	親權	棄權	棄却(卻)	起訴	求償權	契約書	權利	權利者	權利質
																			○		
																			●		
																			●		
																		●	●		
																			●		
																			●		
																			○		
																			○		
														●		●			●		
						●					●		●			●			●		
																			○		
																●			●		
																●			●		
																			○		
																			○		
																			○		
		●	●	●			●	●		●	●	●	●	●		●	●		●	●	●
				○		○		○		○	○	○	○			○	○		○	○	○
																○			○		
○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○			○			○		○
○		○	○	○			○	○	○	○		○	○			○			○		
								○					○			○			○		
○		○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○

權能	全權	權限	權義	權原	取得時效	取締	取調	缺席裁判	闕席裁判	缺席判決	却下	缺效犯	缺效未遂犯	取下	取消	取消權	讓渡	人定法	人定權	人法	人格	人格權
	○																					
	●		●																			
			●																		●	
		●				●	●															
	●	●																				
	●	●																			●	
	●																					
	○																					
						●				●												
		●					●			●												
		●				●					●				●		●					
		●																				
		○								○												
	○	○					○															
		●			●						●			●	●	●	●					
		●													●		●					
		●			●	●					●			●	●		●					
		●		●	●	●					●			●	●	●	●					
	○																					
	○	○																			○	
	○	○																				
●	●	●		●	●	●		●		●	●	●	●	●	●		●	●	●		●	●
		○			○	○		○	○	○	○				○	○	○					
		○						○														○
	○	○		○	○					○			○								○	○
		○				○																
○	○	○	○	○		○					○	○		○			○	○	○		○	○

認諾	人權	人身權	人事法	人事訴訟	任意法	認知	入夫	入夫婚姻	入會權	入監	三權	森林法	商標法	商法	上告	上告審	上告人	上告狀	商號	商人法	商事	上訴	
															○								
	●										●			●									
	●													●	●								
	●													●	●		●	●					
	●													●	●								
															○								
																							○
																							●
	●														●								●
	●														●								●
															●								●
														●	●			●					●
															○								
															○								
	○													○	○		○						○
						●	●	●	●													●	
						●			●					●	●				●		●	●	●
						●	●	●	●					●							●	●	●
														○									
														○									
	●	●	●	●	●		●	●	●		●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●
						○	○	○	○					○	○			○			○	○	○
														○	○								○
						○																	○
		○		○										○					○				○
		○		○	○						○			○	○	○							○
																							○
○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○

上訴審	上訴權	商行為	善意	申込	申出	神法	生命權	生命刑	勝訴	審級	申立	審判官	神權	審庭(廷)	身體權	身體刑	適法	失權	始審	實體法	時效	收賄罪
																			●			
														●								
						●																
																				●		
			●			●					●							●	●		●	
																						●
									●													
														○						○		
			●	●	●						●						●				○	●
		●	●	●							●										●	●
		●	●			●			●		●						●				●	●
			●														●	●				●
●	●	●		●			●	●	●		●	○		●	●	●	●	●		●	●	●
		○	○	○	○				○		○						○				○	○
									○													○
○	○		○						○				○			○		○			○	○
○	○								○									○			○	○
○	○		○	○		○	○	○	○	○		○			○		○	○	○	○	○	○

手形法	手續	手續法	受遺者	書證	數罪俱發	司法	私法	司法卿	司法權	司法省	司法院	私禁	私權	私生子	私訴	所有權	訴權	訴訟法	訴訟能力	訴訟物	訴訟行為	訴願
						○							○									
						●	●				●		●									
●						●												●				
●							●						●									
						●			●		●		●			●		●				
							●			●			●		●			●				
													○									
						●		●														
●					●	●		●		●						●						
						●																
●				●		●						●				●	●					
						●			●							●						
●						●										●						
●				●	●										●	●						
					○	○		○		○					○	○						
					○	○			○	○						○		○				
●	●	●		●	●	●	●						●	●	●	●	●	●	●		●	●
	○		○	○	○	○		○	○				○	○	○	○					○	
	○			○	○	○			○						○	○		○				
	○	○			○				○				○	○	○							
				○		○	○		○				○	○	○	○	○		○			○
				○		○			○				○		○	○	○					○
	○			○		○					○					○						
○		○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○

訴願法	訴願人	訴追	特別法	特權	特許	特許法	特約	提案權	停止公權	體刑	通行權	統治權	推定	退庭(廷)	外國法	外患罪	外交權	萬法	萬國公法	萬民法	未成年	未成年者
				○			○												○			
				●			●												●			
				●																		
				●															●			
				●														●	●			
				●																		
				●															○			
				●					●	●									○			
				●										●								
				●							●									●		
				○																○		
				○																○		
				●			●		●		●		●							○		●
				●			●		●		●		●			●					●	●
			●	●			●		●		●		●			●					●	●
				●					●		●		●									
				○														○				
				○																		
●		●		●	●	●		●	●		●	●	●		●	●			●			●
				○			○		○	○	○	○	○								○	○
				○					○													
				○								○	○									○
		○	○		○						○	○	○	○	○	○					○	
		○					○							○								
○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		

委付	違警罪	未決囚	圍繞地	委任	委任權	委任狀	未遂犯	未遂犯罪	未遂罪	猥褻罪	圍障	圍障權	偽證	無能力者	無期流刑	無期徒刑	無期刑	物權	侮辱罪	瑕疵	憲法	相手方
																		●			●	
													●					●			●	
						●							●					●			●	
				●									●								●	
	●						●						●		●	●	●					
	●								●													
	●		●	●		●		●														●
																					○	
	●								●									●				○
													●									
	○						○	○	○				○		○	○	○					
			●	●		○		○						●				○			○	●
●				●							●			●				●		●		●
●	●		●	●				●			●			●	●	●		●		●		●
●			●	●		●		●			●			●				●		●		●
													○								○	
																					○	
●	●	●		●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
○	○		○	○			○		○		○		○	○	○	○	○	○		○	○	○
	○					○	○		○				○					○			○	
○				○			○		○		○		○					○	○	○	○	
○				○			○		○		○		○			○		○		○	○	
						○	○		○				○					○			○	
○	○	○		○	○	○	○		○	○		○						○	○	○	○	○

相續	相續權	相續人	相續分	先取特權	現行法	現行犯罪	現行犯	消滅時效	脅迫罪	習慣法	性法	行犯	刑罰權	刑例	刑期	刑事	刑事法	刑事制裁	刑事局	刑事訴訟	刑事訴訟法	刑事責任
											○											
											●											
		●								●	●											
●		●													●	●						
●	●	●								●	●					●						
●											○											
		●				●	●							●	●	●				●		
										●	●					●						
●		●				●								●		●						
						●																
●	●	●			●	●				●						●						
						○	○								○	○				○		
●	●	○		●	●			●								○						
		●		●																		
●	●	●	●	●		●	●							●	●							●
●	●	●	●	●																		
○	○	○									○											
●	●	●	●	●	●	●	●		●	●		●	●	●	●	●	●	●		●	●	●
○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				○	○	○						
					○	○	○			○				○	○	○	○				○	
○		○		○				○		○			○				○	○			○	○
				○				○		○			○				○	○			○	○
								○							○	○					○	○
○		○		○	○			○	○	○	○	○	○		○	○	○	○			○	○



行為	行為地	行為地法	行政法	行政裁判	行政處分	行政權	行政訴訟	行政行為	心證	休止	選舉法	選舉權	選擇權	許容法	押丁	言渡	要求權	要役地	押收	一般法	遺產相續	遺產相續人	
			●													●							
																●							
						●										●							
																	●						
●																●							
●									●				●					●				●	●
●																			●				
●					●											●		●				●	●
●									●				●			●		●	●			●	●
						○																	
						○																	
●			●	●	●		●	●	●		●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●
○									○		○		○					○				○	○
			○			○						○							○				
○									○														
○			○	○	○		○	○				○											
○						○						○									○		
									○										○				
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

議決權	遺留分	引渡	應訴	陰謀	遺棄罪	一人數罪	一審	一事不再理	意思	意思表示	義務	義務者	遺言書	遺言者	議院法	永久中立	永世中立	用水地役權	永小作權	用益權	有期流刑	有期徒刑	
											●												
		●									●												
											●												
											●												
											●											●	●
		●									●												
								●			●	●											
											●												
		●																					
		●									●												
																						○	○
											○												
											○												
	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●			●	●
○	○	○							○	○	○		○	○	○			○	○			○	○
											○												○
○		○			○	○		○		○	○	○				○							○
			○		○			○		○	○												○
									○	○													○
	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○		○	○			○

優先權	有意犯	猶豫	原犯	原權	緣組	豫(預)備犯	約定	約款	越權	豫(預)審	漁業法	漁業權	再訴	贓物罪	責任	債權	債務	占(佔)領	占(佔)有	占有權	占有物	召喚狀	正本
				○				○	○						○								
							●			●													●
								○	○														
		●							○	●													●
		●		●			●			●					●					●			●
										●													●
									○	○													
●					●		●			○					●	●	●		●	●			
●										○					●	●	●		●	●			
●		●	●		●					●				●	●	●		●	●			●	
●		●			●					●					●	●	●		●	●			
●	●	●			●	●	●	●	●	●			●		●	●		●	●	●			
○					○		○			○					○	○	○		○	○			○
		○					○			○						○	○						
○				○		○				○				○	○	○	○		○	○			
○				○						○	○	○		○	○	○	○		○	○			
							○			○						○	○						
○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

正當防衛	證據物件	證券	證書	證言	政治犯	制定法	制法者	智能權	支配權	質權	治權	治外法權	執行	執行罰	治罪法	仲裁	仲裁裁判	仲裁人	中裁人	中立國	終審	中止犯
															●							
			●												●							●
			●												●							●
			●				●								●				●			●
															●							
			●												●							●
			●											●		●						●
	●			●											●				●			
				●																		
																					○	
○																○						○
			●							●		○		●		○						
		●	●							●			●			●						
●		●	●	●						●			●			●						
		●								●			●			●						
			○				○					○			○					○		
			○									○										
●		●	●			●		●		●		●	●		●	●						
	○	○	○	○						○			○		○	○		○				
				○								○										○
○		○										○	○			○	○					○
○		○	○			○	○		○	○		○	○	○		○	○					○
○			○	○						○	○	○	○		○	○		○				○
○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○

專用權	助法	主法	追奪	追及權	追認	追徵	準犯罪	準現行犯	準禁治產	準禁治產者	準強姦罪	准(準)死	準占有	主權	主權國	主權者	住所地法	主文	主刑	主張	著作權	自白	
														○									
													●	●									
												●		●									
														●									
														●									
														○									
														○									
																			●				
																			●				
							●					●		●									
																							●
																							●
									○														
														○						○			
					●				●	●			●								●		
					●				●				●							●	●		●
					●				●				●							●	●		●
														○									
														○									
	●	●		●			●	●			●		●	●	●	●			●		●	●	
					○					○			○						○	○			○
														○					○				
														○					○				
	○	○		○	○			○	○		○			○					○			○	○
	○	○		○	○	○								○					○			○	○
○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○		○	○	○	○		○	○	○



## 参考文献

### 〈日本語文献〉

- 新井正三郎 1931 『法律語新辞典』 新井正三郎自治館
- 荒川清秀 1997 『近代日中学術用語の形成と伝播—地理学用語を中心に』 白帝社
- 荒川清秀 2005 「「空気」語源考 — 語基の造語力と伝播のタイプをめぐって」『香坂順一先生追悼記念論文集』 光生館
- 井上勝生 2007 『幕末・維新』（シリーズ日本近代史①） 岩波書店
- 内川義章編 『現行類聚法規大全』（1899-1901、訂4版 1903年） 中外出版社
- 小笠原幹夫 1999 「箕作麟祥とフランス法学」『明治聖徳記念学会紀要』 28
- 大久保利謙 1978 「幕末英学史上における何礼之：とくに何礼之塾と鹿児島英学との交流」『研究年報』（6）、鹿児島県立短期大学
- 大築拙蔵訳 1875 『萬國公法：始戦論』（明法寮蔵版）
- 大築拙蔵訳 1882 『恵頓萬國公法』 司法省
- 大槻文彦 1907 『箕作麟祥君傳』 丸善株式会社
- 大淵利男 1982 「明治八年（一八七五年）刊孟德斯鳩著何礼之重訳「万法精理」と財政論」『法学紀要』（24）、日本大学法学部法学研究所
- 加藤周一ほか 1991 『翻訳の思想』（日本近代思想大系） 岩波書店
- 加藤弘之訳 1872-1876 『國法汎論』、明治文化研究会編（1971）『明治文化全集（補巻二）』 日本評論社
- 樺島忠夫ら 1984 『明治大正新語俗語辞典』 東京堂出版
- 川口二三世 1994 「明治初期の西洋法律書の翻訳—箕作麟祥訳『仏蘭西法律書』の訳語について—」『国語国文』 63（12）、中央図書出版社
- 許海華 2011 「長崎唐通事何礼之の英語習得」『関西大学東西学術研究所紀要』（44）
- 源了圓 1999 「『海国図志』の日中韓の読み方の違い」西尾幹二編『地球日本史③ 江戸時代が可能にした明治維新』 扶桑社
- 国語学会編 1980 『国語学大辞典』 東京堂出版
- 木間正道、鈴木賢、高見澤磨、宇田川幸則 2009 『現代中国法入門（第5版）』 外国法入門双書、有斐閣
- 佐々木揚 2003 「清末の「憲法」—日清戦争前後—」『九州大学東洋史論集』 31
- 佐々木揚 2006 「戊戌変法期の「憲法」—康有為『日本変政考』を中心として—」『東洋学報』 88(2)
- 佐藤喜代治 1971 『国語語彙の歴史的研究』 明治書院
- 佐藤亨 1986 『幕末・明治初期語彙の研究』 桜楓社
- 佐藤亨 2007 『現代に生きる 幕末・明治初期漢語辞典』 明治書院

- 実藤恵秀著、小川博編 1993『中国人日本留学史稿』不二出版
- 塩山正純 2000「嚴復の翻訳にみる新漢語：語史的アプローチ・『天演論』の場合」『千里山文学論集』(63)、関西大学大学院文学研究科院生協議会
- 重野安繹訳 1870 頃『和譯万国公法』(出版社未明記)
- 芝田稔 1969「日中同文語彙交流の史的研究(1)」『関西大学東西学術研究所紀要』(2)
- 芝田稔 1972「日中同文語彙交流の史的研究(2) —嚴復の訳語について—」『関西大学東西学術研究所紀要』(5)
- 芝田稔 1974「日中同文語彙交流の史的研究(3) —嚴復の訳語について—」『関西大学東西学術研究所紀要』(7)
- 司法省編訳 1883『法律語彙初稿』司法省
- 島田正郎 1980『清末における近代的法典の編纂』創文社
- 朱京偉 2003『近代日中新語の創出と交流：人文科学と自然科学の専門語を中心に』白帝社
- 肖致治 1992「魏源の『海国図志』とその日本への影響」中国東北地区中日関係史研究会編『中国人の見た中国・日本関係史』東方出版
- 沈国威 1994『近代日中語彙交流史』(改訂新版 2008 年)笠間書院
- 沈国威 1998「新漢語研究に関する思考」『文林』32、神戸松蔭女子学院大学学術研究会
- 沈国威 2012「清末の上諭と新名詞」近代東亜語言接触国際学術研討会・予稿集
- 菅野正訳 1987「十九世紀末の中国の維新運動と日本」『奈良史学』奈良大学史学会
- 杉本つとむ 1996『増訂日本翻訳史の研究』(杉本つとむ著作選集 4)八坂書房
- 鈴木修次 1981『文明のことば』文化評論出版
- 鈴木修次 1983「嚴復の訳語と日本の「新漢語」」『国語学』(132)
- 惣郷正明・飛田良文 1986『明治のことば辞典』東京堂出版
- 大日本新法典講習会編 1901『新法律字典』大日本新法典講習会
- 『大日本百科辞書：法律大辞書』(1909-1911、1998 年復刻)日本図書センター
- 高野繁男 2004『近代漢語の研究—日本語の造語法・訳語法—』明治書院
- 高柳真三 1942『徳川時代刑法の概観』司法省調査部
- 千葉謙悟 2010『中国語における東西言語文化交流：近代翻訳語の創造と伝播』三省堂
- 張培田 1997「清末の刑事制度改革に対する日本からの影響」、喜多三佳訳、池田温・劉俊文編『法律制度』日中文化交流史叢書 2、大修館書店
- 張嘉寧 1991「《万国公法》の成立事情と翻訳問題」加藤周一ほか編『翻訳の思想』日本近代思想大系 15、岩波書店
- 陳力衛 2001『和製漢語の形成とその展開』汲古書院
- 陳力衛 2011「近代日本の漢語とその出自」『日本語学』30-8。



- 陳力衛 2012 「日中の比較語史研究」『「近代語コーパス」報告書』、国立国語研究所
- 陳力衛 2013 「近代日本漢語の形成と中国語—漢訳『万国公法』から和訳『国際法』へ—」、野村雅昭編『現代日本漢語の探究』東京堂出版
- 堤殻士志訳 1868 『萬國公法訳義』御用御書物製本所
- 津田真道訳 1868 初版『泰西國法論』、(1876年翻刻版参照)
- 槌田満文 1983 『明治大正の新語・流行語』角川書店
- 鄭艶 2013 「日本における「動産・不動産」の定着に関する一考察」『或問』(24)、近代東西言語文化研究会
- 鄭艶 2014 「日本における「重婚」の新義付与について」『中国語研究』(56)、白帝社
- 陶芸 2007 『日中法律用語の対照研究—日本語教育の立場から—』ブイツーソリューション
- 南雲千香子 2011 「箕作麟祥訳『仏蘭西法律書・訴訟法』の漢語訳語—法律用語の訳出傾向—」『人文』10、学習院大学人文科学研究所
- 西周訳 1868 初版『萬國公法』(出版社未明記)
- 西岡卯之吉編 1899 『法律字典』駸々堂
- 西村捨也 1968 『明治時代法律書解題』酒井書店
- 日本国語大辞典第二版編集委員会、小学館国語辞典編集部編 2000-2002 『日本国語大辞典(第二版)』小学館
- 平沼騏一郎(刊年不明)『刑法講義』日本大学
- 深澤秀男 2000 『戊戌変法運動史の研究』国書刊行会
- 藤本健一 2012 「漢訳《万国公法》の法律用語が日中両語に与えた影響」『中国言語文化研究』創刊号、大東文化大学大学院外国語学研究科
- 藤本健一 2013 「《大清新法令》の法律語彙」『中国言語文化研究』(2)、大東文化大学大学院外国語学研究科
- 藤本健一 2013 「清末在華宣教師の国際法漢訳書に見える法律語彙」『中国語研究』(55)、白帝社
- 藤本健一 2013 「19世紀末の日中両訳ナポレオン法典における法律新語の性質—箕作麟祥訳とビレクイン訳を中心に—」『研究会報告』(34)、国際連語論学会
- 藤本健一 2014 「戊戌変法期の法律新語—康有為の著述を中心に—」『語学教育研究論叢』(31)、大東文化大学語学教育研究所
- 藤本健一 2014 「嚴復訳《法意》の法律語とその影響—何礼之訳『萬法精理』との比較—」『中国語研究』(56)、白帝社
- 古田裕清 2004 『翻訳語としての日本の法律用語：原語の背景と欧州的人間観の探求』中央大学出版部
- 法務省刑事局外国法令研究会編 1997 『法律用語対訳集：中国語(北京語)編-改訂版』

社団法人商事法務研究会

穂積陳重 1980『法窓夜話』岩波書店

堀井令以知 1988『語源大辞典』東京堂出版

前田正治 1975「「権理」と「権利」の覚え書」『法と政治』25、関西学院大学

松井利彦 1984「明治初期の法令用語と造語法」『広島女子大学文学部紀要』19

松井利彦 1985「漢訳『萬國公法』の熟字と近代日本漢語」『国語と国文学』62

松井利彦 2002「漢訳語の日本語への受容—漢訳『万国公法』の「責任」の場合—」『文  
林』36、神戸松蔭女子学院大学

水田紀久、頼惟勤編 1986『日本漢学』（中国文化叢書9）大修館書店

箕作麟祥口譯、辻士革筆受 1870-1874『仏蘭西法律書』文部省

箕作麟祥訳 1875『國際法：一名萬國公法』（弘文堂蔵版）

三橋猛雄 1981「仏蘭西法律書と國法汎論」『日本古書通信』450

森岡健二 1991『改訂近代語の成立語彙編』明治書院

孟德斯鳩著、何禮之重譯『萬法精理』何氏蔵版、明治九年一月刻成（福岡教育大学所  
蔵）

柳父章 1982『翻訳語成立事情』岩波書店

山田辰雄 1995『近代中国人名辞典』霞山会

熊達雲 2004『現代中国の法制と法治』明石書店

楊曉、田正平 2002「清末留日学生教育の先駆者加納納五郎—中国教育改革への参与を  
中心に一」大里浩秋、孫安石編『中国人日本留学史研究の現段階』御茶の水書房

米川明彦 1989『新語と流行語』（叢書・ことばの世界）南雲堂

米川明彦 2002『明治・大正・昭和の新語・流行語辞典』三省堂

李曉東 2002「近代中国における日本留学と日本教育者たち—「速成教育」をめぐる論  
争を中心にして—」大里浩秋、孫安石編『中国人日本留学史研究の現段階』御茶  
の水書房

渡部萬藏 1907『法律大辞典』郁文舎

藁科勝之 1987「明治初期刑法用語の成立とその背景—総則部分の語彙を中心として—」  
『文経論叢. 人文学科篇』7、弘前大学

藁科勝之 1988「箕作麟祥訳『仏蘭西法律書・刑法』の訳語—新しい概念とその訳語—」  
『弘前大学国語国文学』10

藁科勝之 1997「『仏蘭西法律書 刑法』における唐話語彙」『国文学研究』123、早稲  
田大学国文学会

#### 〈中国語文献〉

畢利幹口譯、時雨化筆述、鄭永寧訓點 1883『訓點法國律例』司法省蔵版

- 陈平原、米列娜主编 2007《近代中国的百科全书》北京大学出版社
- 陈向阳 2004《晚清京师同文馆组织研究》近代历史与社会文化转型丛书、广东高等教育出版社
- 崔军民 2011《萌芽时期的现代法律新词研究》中国社会科学出版社
- 杜金榜主编 2007《中国法律语言学展望》对外经济贸易大学出版社
- 法学词典编辑会编 1984《法学词典（增订版）》上海辞书出版社
- 費利摩羅巴德著、傅蘭雅口譯 1894《各國交涉公法論》江南製造局繙譯館聚珍板
- 費利摩羅巴德著、傅蘭雅譯 1894《各國交涉便法論》江南製造總局鉛板
- 冯天瑜 2004《新语探源：中西日文化互动与近代汉字术语生成》中华文史新刊、中华书局
- 傅雲龍 1889《游歷日本圖經》、王寶平編《晚清東遊日記彙編》上海古籍出版社、2003年
- 高潮、馬建石主編 1989《中國古代法學辭典》南開大學出版社
- 高名凱、劉正燾 1958《現代漢語外來詞研究》文字改革出版社
- 顾江萍 2011《汉语中的日语借词研究》上海辞书出版社
- 何勤华 2002《20世纪日本法学》商务印书馆
- 何勤华等 2008《法律名词的起源》北京大学出版社
- 惠顿著、丁韪良译 1864《万国公法》张剑点校 2002 上海书店出版社
- 黄福慶 1975《清末留日学生》中央研究院近代研究所
- 黄河清编 2010《近现代辞源》上海辞书出版社
- 黄魔西編 1911《普通百科新大詞典》国学扶輪社
- 黄彰健 1970〈讀康有為“日本變政考”〉《大陸雜誌》40（2）
- 黄遵宪 1895《日本国志》吴振清、徐勇、王家祥点校整理、天津人民出版社、2005年
- 康有為《七次上書》、蔣貴麟主編《康南海先生遺著彙刊》十二、宏業書局、1987年
- 康有為 1898《日本變政考》、蔣貴麟主編《康南海先生遺著彙刊》十、宏業書局、1987年
- 赖骏楠 2011〈“万国公法”译词研究——兼论 19 世纪中日两国继受西方国际法理念上的差异〉《法律科学(西北政法大学学报)》2011 年第 2 期
- 李仕春 2010《汉语构词法和造词法研究》语文出版社
- 李贵连 1993〈《法国民法典》的三个中文译本〉《比较法研究》1993 年第 1 期
- 李欣 2009〈“预审”术语之起源及含义流变〉《中国人民公安大学学报(社会科学版)》2009 年第 6 期
- 李运博 2006《中日近代词汇的交流——梁启超的作用与影响》南开大学出版社
- 李运博 2008〈近代汉语词汇的形成及其对日本和朝鲜半岛的影响——以“法律”一词的形成过程为例〉《日语学习与研究》2008 年第 5 期

- 李祖蔭 1927《法律辭典》北京朝陽大學
- 梁啟超著、夏曉虹輯 2005《飲冰室合集 集外文》北京大學出版社
- 勞麟賜著、林樂知譯意、蔡爾康達辭 1903《萬國公法要略》上海廣學會藏板
- 勞麟賜著、林樂知譯意、爾康達辭 1903《萬國公法要略》日達城廣文社重刊
- 劉凡夫、樊慧穎 2008《以漢字為媒介的新詞傳播——近代中日間詞匯交流的研》究遼寧師範大學出版社
- 劉耀 2012〈從公義到公共：“公法”概念在晚清的演進〉《理論月刊》2012年第10期
- 劉愷貞 1993〈法律語言的類別和特點〉《語文建設》1993年第8期
- 劉正燉、高名凱、麥永乾、史有為編 1984《漢語外來詞詞典》上海辭書出版社
- 魯納 2012〈中國政治話語中的“權力”與“權利”〉《新詞語新概念：西學譯介與晚清漢語詞匯之變遷》山東畫報出版社
- 羅柏村著、傅蘭雅、汪振聲同譯 1894《公法總論》江南製造總局鉛板
- 羅竹風主編 1986-1994《漢語大詞典》上海辭書出版社、漢語大詞典出版社
- 馬西尼 1997《現代漢語詞匯的形成——十九世紀漢語外來詞研究》黃河清譯、漢語大詞典出版社
- 馬祖毅 1998《中國翻譯簡史：“五四”以前部分》（增訂版）翻譯理論與實務叢書、中國對外翻譯出版社公司
- 孟德斯鳩著、何禮之、張相文、程炳熙同譯《萬法精理》、沈雲龍主編 1968《近代中國史料叢刊·第三十輯·南園叢稿》卷二十至卷二十四、文海出版社
- 孟德斯鳩著、嚴復譯《法意》上海商務印書館（《續修四庫全書》第1298-1299冊）
- 孟德斯鳩著、嚴復譯《法意》、林戴爵主編 1998《嚴復合集》13-14、財團法人辜公亮文教基金會
- 孟廣潔 2013〈清末法律新詞語研究綜述〉《前沿》2013年第7期
- 南京師範大學古文學整理研究所 1996《江蘇藝文志·蘇州卷》江蘇人民出版社
- 南洋公學記書院初識、商務院書館編譯所補譯校訂 1907《新譯日本法規大全》（點校本 2007）商務院書館
- 彭沢周 1976『中國の近代化と明治維新』同朋舎
- 錢恂、董鴻禕編 1907《新訊日本法規大全·法規解字》、何勤華點校（2007）、北京商務印書館
- 邱志紅 2011〈從“訟師”到“律師”——從翻譯看近代中國社會對律師的認知〉《近代史研究》2011年3期 中國社會科學院近代史研究所
- 上海商務印書館編譯所編纂 2010-2011《大清新法令》（點校本）商務印書館
- 上海圖書館編 2011《江南製造局翻譯館圖志》上海圖書館歷史文獻研究叢刊、上海科學技術文獻出版社
- 沈國威 2006〈近代西方新概念的詞彙化——以“陪審”為例〉『アジア文化交流研究』(1)

関西大学アジア文化交流研究センター

- 沈国威 2010《近代中日词汇交流研究：汉字新词的创制、容受与共享》中华书局
- 孙常叙 2006《汉语词汇》（重排本）商务印书馆
- 孙逊 2013〈现代汉语“审判”一词的由来〉《日语学习与研究》2013年第2期
- 孫文良、董守義主編 2008《清史稿辭典》山東教育出版社
- 孫子和 1977《清代同文館之研究》嘉新水泥公司文化基金會
- 譚汝謙主編 1980《中國譯日本書綜合目錄》香港中文大学出版社
- 藤本健一 2012〈从“假释”看汉日词汇的交流方式〉『語学教育研究論叢』(30)、大東文化大学語学教育研究所
- 田涛 2001《国际法输入与晚清中国》济南出版社
- 王寶平主編 2003《晚清東遊日記彙編·游歷日本圖經》上海出版社
- 王健 2001《沟通两个世界的法律意义——晚晴西方法的输入与法律新词初探》中国政法大学出版社
- 王健 2005〈晚晴法学新词的创制及其与日本的关系〉《南京大学学报(哲学·人文科学·社会科学版)》2005年第6期
- 王力 2010《漢語史稿》（重排本）中华书局
- 王立达 1958〈现代汉语中从日语借来的词汇〉《中国语文》1958年第2期
- 王维俭 1985〈林则徐翻译西方国际法著作考略〉《中山大学学报》1985年第1期
- 王文兵 2006《丁韪良与中国》外语教学与研究出版社
- 吳爾璽著、丁韪良譯 1878《公法便覽》妻木賴矩訓點本
- 吳經熊校勘 1935《袖珍六法全書》會文堂新記書局
- 熊月之 2011《西学东渐与晚晴社会（修订版）》中国人民大学出版社
- 叶孝信主編 2010《中国法制史（第二版）》復旦大学出版社
- 俞江 2000〈清末民法学的输入与传播〉《法学研究》2000年第6期
- 张璐、赵晓耕 2009〈从动物、植物到动产、不动产——近代法律词汇翻译个案考察〉《河南省政法管理干部学院学报》2009年第1期
- 張相文《南園叢稿》、沈雲龍主編 1968《近代中國史料叢刊·第三十輯》文海出版社
- 張中秋 2009《中日法律文化交流比較研究：以唐与清末中日文化的輸出与輸入為視点》法律出版社
- 郑奠 1958〈谈现代汉语中的日语词汇〉《中国语文》1958年第2期
- 中國史學會主編 1953《戊戌變法》中國近代史資料叢刊 8、神州國光社
- 中華百科全書編纂委員會編 1981-1988《中華百科全書》中國文化大學出版社
- 周振鶴 2008《逸言殊语》上海人民出版社
- 朱采真編輯、陸鼎揆、吳經熊、朱鴻達等校閱 1931《中国法律大辭典》世界書局
- 朱忆天 2010〈试论康有为明治改革思想之来源〉《华东理工大学学报（社会科学版）》

朱勇主编 1999《中国法制通史：清末·中华民国》法律出版社

陕西师范大学「汉籍全文检索系统（第四版）」

上海人民出版社、迪志文化出版有限公司「文淵閣四庫全書電子版」

〈英語文獻〉

Ferdinand Dagenais（戴吉礼）主编 2010《傅兰雅档案》广西师范大学出版社

Henry Wheaton. 1863 *Elements of International Law* (2nd Annotated Edition) .

annotated by William Beach Lawrence. Boston: Little Brown and company.